

高知県南海トラフ地震対策行動計画

(第6期 令和7年度～令和9年度)

令和7年3月

高 知 県

はじめに

南海トラフを震源とする巨大地震は、概ね90～150年周期で発生しており、その都度本県に大きな被害をもたらしてきました。昭和21年（1946年）12月21日に発生した昭和南海地震から既に78年が経過し、令和7年1月には、今後30年以内に発生する確率が80%程度に引き上げられるなど、年々切迫度が高まってきています。



本県では、災害に強い地域社会を実現し、県民の生命、身体及び財産を守るため、平成20年（2008年）に「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」を制定しました。

この条例の実効性を高めるため、県や市町村、事業者、県民の皆さまがそれぞれの立場で実施すべき具体的な取組をまとめた「高知県南海トラフ地震対策行動計画」を策定し、平成21年（2009年）から5期16年にわたって、地震による被害の軽減や発災後の応急対策、速やかな復旧・復興に向けた事前の準備など、様々な対策をハード・ソフトの両面から進めてきたところです。

また、東北地方の太平洋沿岸域に甚大な被害をもたらした東日本大震災や、震度7を2回記録した熊本地震などの大規模災害を教訓として、対策の抜本的な見直しや強化もその都度行ってまいりました。

さらに、昨年、過疎化が進む半島部で発生した能登半島地震は、決して人ごとではない事態であり、「事前の備え」の必要性を再認識しました。

これまでの取組により、住宅の耐震化率は約91%に向上したほか、津波避難空間整備率は100%を達成しました。また、外部からの応援を円滑に受け入れるための受援計画や事前復興まちづくり計画の策定が進むなど、地震対策は大きく前進しました。

その結果、想定死者数は、平成25年（2013年）5月に想定した約42,000人から、令和7年（2025年）3月末時点で約7,800人へと、約81%減少いたしました。

しかしながら、津波からの早期避難意識率が70%台で伸び悩んでいることや、室内の安全対策など低い水準でとどまっている取組もあり、想定死者数を限りなくゼロに近づけるという大きな目標に向けては、まだ道半ばです。

令和7年度からの3年間を計画期間とする第6期行動計画では、想定死者数を3,500人まで減少させることを目標に、これまでの取組の成果や課題を分析・評価したうえで、昨年の能登半島地震や南海トラフ地震臨時情報の教訓を基に、新たな対策も取り入れ、4つの観点で「事前の備え」を強化・加速化いたします。

第1に、「自助」や「共助」の取組の強化として、津波からの早期避難意識率の向上、住宅の耐震化といった「自助」や、ボランティアの受入態勢の確保といった「共助」の取組を強化します。

第2に、避難環境の整備の強化として、能登半島地震では、災害関連死が相次いで発生したことを踏まえ、避難所におけるトイレやベッド、冷暖房設備などの整備を促進します。

第3に、復旧・復興作業に向けた事前の備えの強化として、事前復興まちづくり計画の策定を、沿岸地域の市町村に加えて、土砂災害特別警戒区域の広がる中山間地域の市町村に拡大します。

第4に、災害に強いインフラ整備の加速化として、四国8の字ネットワークなどの道路整備や、浦戸湾の三重防護事業などの津波対策、上下水道施設の耐震化などをさらに加速化します。

このような取組のほか、これまで累次にわたり優先的に進めてきた「命を守る」対策や、助かった「命をつなぐ」対策、早期の復旧・復興に向けた「生活を立ち上げる対策」における各施策に対して最終目標と各年次の数値目標を設定いたしました。その達成や、「安全・安心な高知」の実現に向けては、南海トラフ地震推進本部会議などでPDCAサイクルを回しながら、全庁をあげて全力で取り組んでまいります。

令和7年3月

高知県知事 濱田 省司

目次

第1 行動計画の趣旨と基本的な考え方

1	南海トラフ地震対策行動計画の趣旨・経過	P.	1
2	南海トラフ地震対策の方向性	P.	3
3	行動計画の対象とする地震と被害想定	P.	4
4	第5期行動計画の取組による減災効果	P.	12
5	第6期行動計画の策定方針	P.	14
6	取組を検討するうえでの留意事項	P.	14
7	減災目標	P.	16
8	重点的に取り組む課題	P.	19
9	計画期間	P.	23
10	進捗管理	P.	23

第2 具体的な取組

1	想定される被災シナリオに応じた対策	P.	25
2	行動計画の体系表（対策一覧）	P.	43
3	重点課題に係る取組一覧	P.	52
4	具体的な取組内容（個票）	P.	60
5	これまでの取組	P.	166

参考資料 P. 197

- ◆ 高知県南海トラフ地震対策行動計画（第6期 令和7年度～令和9年度）の概要
- ◆ 高知県南海トラフ地震対策行動計画（第6期 令和7年度～令和9年度）の体系
- ◆ 重点課題の説明資料
- ◆ 第5期南海トラフ地震対策行動計画の総括

第1 行動計画の趣旨と基本的な考え方

1 南海トラフ地震対策行動計画の趣旨・経過

南海トラフ地震対策行動計画（以下「行動計画」という。）は、被害の軽減や地震発生後の応急対策、速やかな復旧・復興に向けた事前の準備など、県や市町村、事業所をはじめ県民それぞれの立場で実施すべき具体的な取組をまとめた南海トラフ地震対策のトータルプランです。

この計画は、「高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例」に基づき作成するもので、「高知県地域防災計画（地震及び津波災害対策編）」や「高知県強靱化計画」の実行計画となっています。また、本計画では、実施すべき対策を、地震発生直後の「命を守る」対策、応急期の助かった「命をつなぐ」対策、復旧・復興期の「生活を立ち上げる」対策の3フェーズに分けて、対策の進捗管理を行っています。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、沿岸部を襲った想定を大きく上回る津波により、各地に甚大な被害が発生し、多くの尊い命が奪われました。

このため、県ではこの大震災直後から従来の対策の見直しに着手し、「今すぐできること」として避難場所や避難路の再点検、学校などにおける避難訓練などに取り組むとともに、住宅の耐震化に対する支援の拡充などの対策を急ピッチで進めてきました。

また、平成24年に国が公表した「南海トラフの巨大地震による地震・津波想定及び被害想定」を基に、同年12月に、より精緻な震度分布・津波浸水予測（以下「高知県版予測」という。）を作成したほか、翌年には、高知県版予測に基づく人的・物的被害などの想定も行いました。

この想定と東日本大震災で得られた教訓を基に、対策の抜本強化と加速化を図るため、従来の計画を見直した「高知県南海トラフ地震対策行動計画（第2期 平成25年度～平成27年度）」（以下「第2期行動計画」という。）を策定し、避難路や避難場所、津波避難タワーの整備など、発災直後の「命を守る」対策を最優先に取り組んできました。

平成28年3月には、対策が進んだことで新たに増えてきた課題を反映した「南海トラフ地震対策行動計画（第3期 平成28年度～平成30年度）」（以下「第3期行動計画」という。）を策定し、特に重点的に推進していく対策として、住宅の耐震化をはじめ地域に支援物資等を届けるためのルート確保など、8つの重点課題を設定し、目標達成に向け特に加速化を図ってきました。

さらに、第3期行動計画期間中の平成28年4月に発生した熊本地震を受け、大きな揺れが繰り返すというさらに厳しい条件を想定し、すべての対策を確認・検証した結果、学校の体育館の非構造部材の耐震化や支援物資の輸送対策などを見直しました。

平成31年3月には、第3期行動計画の対策を土台として、要配慮者への支援対策の加速化や臨時情報への対応を新たな重点課題に設定した、「南海トラフ地震対策行動計画（第4期 2019（令和元）年度～2021（令和3）年度）」（以下「第4期行動計画」という。）を策定しました。令和2年には、受援態勢の強化を重点課題に加えるとともに、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な流行を受け、地震災害時の感染症対応という視点で取組全般を見直しました。

令和4年3月には、これまでの行動計画を土台に、「命を守る」対策に引き続き最優先に取り組み、助かった「命をつなぐ」対策を着実に実行し、「生活を立ち上げる」対策を充実させるなど、これまでの取組の成果をもとに、課題の解消に向けた取組の加速化を図るため「南海トラフ地震対策行動計画（第5期 令和4年度～令和6年度）」（以下「第5期行動計画」という。）を策定しました。

この第5期行動計画では、避難所が不足する場合に周辺市町村で避難者を受け入れる広域避難の実効性を確保する取組や、災害時の医療救護体制の確立などの助かった「命をつなぐ」対策を進めました。その他、復興に向けた取組を重点課題に加え、令和3年度末にとりまとめた「高知県事前復興まちづくり計画策定指針」を活用し、沿岸市町村の事前復興まちづくり計画の策定を支援するなど、「生活を立ち上げる」対策の充実を図りました。

これまでの取組により、「命を守る」対策、「命をつなぐ」対策、「生活を立ち上げる」対策のそれぞれの取組は、大きく進展させることができましたが、死者数を限りなくゼロに近づけるためには依然として多くの課題があります。

加えて、令和6年1月1日には石川県能登地方でマグニチュード7.6の能登半島地震が発生し、揺れによる建物などの被害のほか、沿岸部や山間部を走る幹線道路が被災したことで、孤立地域が多数発生し、救助活動や物資輸送、ライフラインの復旧などに大きな影響を及ぼしました。特に、飲料水を含む生活水の不足やトイレ環境などの避難環境の悪化、直接死を上回る数の災害関連死の発生、復旧や復興の長期化など、様々な課題が浮き彫りになりました。

能登半島地震で発生した事態は、被災地と本県の地理的・社会的特徴の類似性から、南海トラフ地震が発生した場合に、本県でも同様のことが起こり得るものと想定されることから、能登半島地震の被害状況や対応状況の調査・分析を行い、更なる取組の強化・加速化を図ることとしました。

また、同年8月8日には、日向灘を震源とする地震の発生を受け、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が初めて発表されました。臨時情報の制度が令和元年度に開始されて以来初めての発表であり、県民の皆様には戸惑いが見られましたが、今回は概ね冷静に対応され、次の地震に向けた備えの再確認につながったと考えられます。一方で、まだ経験をしていない「巨大地震警戒」では、避難指示の発令など、より厳しい対応が求められることから、臨時情報への正しい理解や、適切な対応を促すために、平時からの啓発の必要性も明らかになりました。

「高知県南海トラフ地震対策行動計画（第6期 令和7年度～令和9年度）」（以下「第6期行動計画」という。）においては、これまでの取組の成果や課題を分析・評価し、総括したうえで対策を見直すとともに、能登半島地震や南海トラフ地震臨時情報の教訓を基に、新たな対策を取り入れます。また、高知県南海トラフ地震対策推進本部アドバイザーの意見を踏まえ、「自助」、「共助」を推進するための啓発の取組を充実強化するとともに、早期の生活再建及び産業復興に向けて、「生活を立ち上げる」対策を強化するなど、一連の対策をバージョンアップする必要があります。

こうした成果や課題を踏まえ、第6期行動計画では4つの観点で「事前の備え」を強

化します。

第1に、「自助」や「共助」の取組の強化です。津波からの早期避難意識率の向上、住宅の耐震化の促進といった「自助」や、復旧活動に向けたボランティアの受入態勢の確保といった「共助」の取組を強化します。

併せて南海トラフ地震臨時情報については、事前避難対象地域に避難指示を発令するといった厳しい対応が求められる「巨大地震警戒」への備えとして、県民の皆様が適切に行動していただけるよう、周知啓発や住民避難訓練の実施などの取組を進めます。

第2に、避難環境の整備の強化です。能登半島地震では、避難生活による災害関連死が相次いで発生したことを踏まえ、避難所におけるトイレやベッド、冷暖房機器などの整備を促進します。

第3に、復旧・復興作業に向けた事前の備えの強化です。事前復興まちづくり計画については、沿岸地域の市町村に加え、土砂災害特別警戒区域の広がる中山間地域の市町村に拡大します。また、各産業の早期の事業再開に向けた支援を進めます。

第4に、災害に強いインフラ整備の加速化です。大動脈となる四国8の字ネットワークなどの道路整備や、浦戸湾の三重防護事業などの津波対策、上下水道施設の耐震化などをさらに加速化します。

2 南海トラフ地震対策の方向性

南海トラフ地震対策を進めるにあたって、次の3つの方向性により取組を進めます。

(1) 幅を持たせた地震を想定し、対策を実施

東日本大震災では、これまでの想定を大きく上回る地震・津波により想像を絶する甚大な被害が発生しました。この大震災を踏まえ、国が公表した「最大クラスの地震・津波」の想定は、現時点の科学的知見に基づき、南海トラフ沿いで起こり得る最大クラス（L2）の地震・津波を想定したものです。決して次に起こる地震・津波を予測したものではありませんが、南海トラフ地震対策に取り組む上では、「想定外」をなくすため、こうしたことも起こり得るということを念頭に置かなければなりません。

何より尊い人命は、最大クラスの地震・津波でも確実に守ることを目指して、避難路、避難場所の整備や建築物の耐震化などあらゆる取組を進めます。また、避難所の確保や仮設住宅の供給体制など、助かった命をつなぐための、応急期、復旧・復興期の対策については、発生頻度の高い一定程度（L1）の地震・津波も視野に入れ、対策に幅を持たせることで、あらゆる地震・津波に対応できるよう取り組んでいきます。

(2) 「自助」「共助」「公助」の取組をハード・ソフト両面から多重的に推進

地震・津波対策においては、発災前の予防対策や発災直後の救助・救出活動を担う応急救助機関等の公助の役割は重要です。一方、阪神・淡路大震災以降、自助・共助を担う県民や事業者、自主防災組織、NPOなどの取組が大きな効果を発揮することが注目され、また、東日本大震災によってあらためてその重要性が認識されました。

南海トラフ地震による被害を最小限にとどめるためには、県民の皆様が住宅の耐震化や津波からの迅速な避難など自らの命を自ら守る「自助」の取組や、地域内外の住民同

士での支え合いや助け合い等による「共助」の取組を進めていくことが特に重要です。そのため、行政としてもその取組をしっかりと支援するための対策を強化します。

また、東日本大震災では、設計上想定する規模を大幅に上回る地震・津波が発生したことにより、津波防波堤などの施設が破壊され、多くの命が奪われる甚大な被害が発生しました。この被害の中には、頑丈な施設を過信して避難が遅れた事例もあれば、堤防がある程度持ちこたえたことで結果的に避難時間を稼ぐといった効果を発揮して、被害軽減につながった事例も見受けられました。

こうした事例から、「公助」の取組として、地震・津波の被害を軽減させるハード整備を進めるとともに、それを過信せず、ソフト対策もしっかりと組み合わせることが重要です。

こうしたことから、「自助」「共助」「公助」を担う主体がそれぞれの役割を果たしながら、ハード・ソフトの両面で多重的に取組を推進し、県全体の防災力向上に取り組んでいきます。

(3) 新たな教訓を踏まえ、「事前の備え」を強化・加速化

阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震、能登半島地震など、過去の大規模な地震災害から得られた多くの教訓を基に、南海トラフ地震に対して事前に備える必要があります。

特に、熊本地震や能登半島地震では、長期にわたる避難生活の疲労やストレス、持病の悪化に起因する「災害関連死」が直接死を上回りました。

助かった命をつなぐために、「災害関連死」を防ぐ対策は重要です。避難所の生活環境の向上をはじめ、医療救護体制や心のケア体制の整備などの関連する取組を重点的に進めるとともに、被災者一人ひとりの支援を行う、災害ケースマネジメントの取組を準備するなど対策の強化が必要です。

また、過疎・高齢化が進む被災地では、復興の遅れによる人口の流出が進んでいます。そのため、事前復興まちづくり計画策定を通じて被災地域の再建後の姿をあらかじめ共有しておくとともに、その姿のうち、将来のまちづくりの視点からの社会課題に対応するために、実施可能な事業については、究極の事前防災として着手することも必要です。

今後とも、大規模な地震災害が発生し、新たな教訓や、地震対策に関する科学的知見、新しい効果的な取組が見られる場合には、本県の事前の備えに活かしていきます。

3 行動計画の対象とする地震と被害想定

南海トラフを震源とする南海地震は、これまで概ね 90 年から 150 年ごとに発生し、本県は繰り返し大きな被害を受けてきました。また、南海トラフでは、南海地震だけではなく、東南海地震や東海地震なども発生します。その上、過去には何度もこの 3 つの地震が連動して発生しており、そのたびに西日本の太平洋側は大きな被害を受けています。

昭和 21 年（1946 年）に発生した昭和南海地震から 78 年が経過し、国から示された南海

トラフ地震の発生確率[※]は、今後 30 年以内で 80%程度となっています。

このように周期的に発生し、切迫度が高まっている南海トラフ地震ですが、過去に発生した地震の規模や発生場所は様々であり、次に起きる地震を特定することはできません。

このため、本県の南海トラフ地震対策は、対策に幅を持たせて万全を期していくために、規模の異なる 2つの地震を想定し、取り組みます。

※『令和 7 年（2025 年）1 月 1 日を基準日として算定した地震の発生確率値』

令和 7 年 1 月 15 日地震調査研究推進本部地震調査委員会

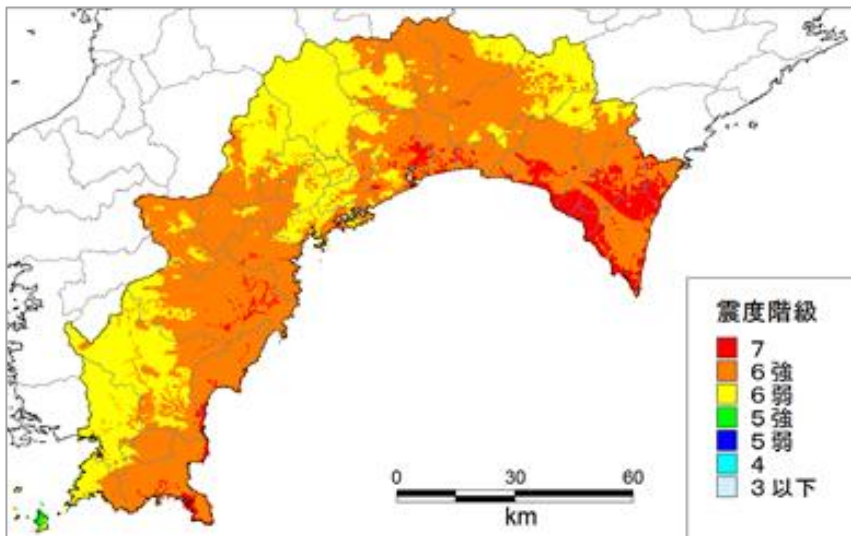
（1）発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラス（L2）の地震・津波

東日本大震災の発災を受け、平成 24 年 8 月に国が公表した南海トラフ沿いで発生する最大クラスの地震・津波をベースに、最新の地形データや構造物データを反映し、同年 12 月に、より精緻な震度分布と浸水予測を行っています（高知県版予測）。

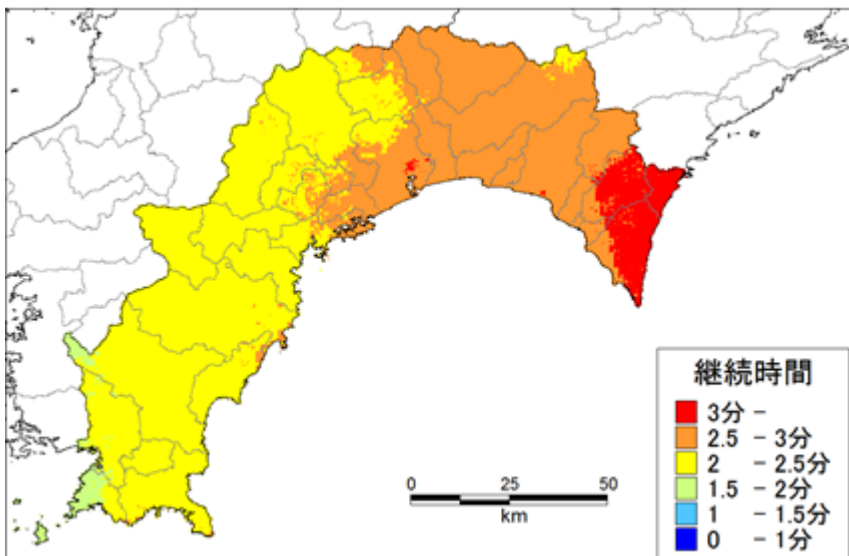
本県においては、最大クラスの地震・津波に対して、引き続き高知県版予測を念頭に対策を進めます。

ア 地震の揺れの想定

【震度分布図】震度7：26市町村、震度6強：8市町村

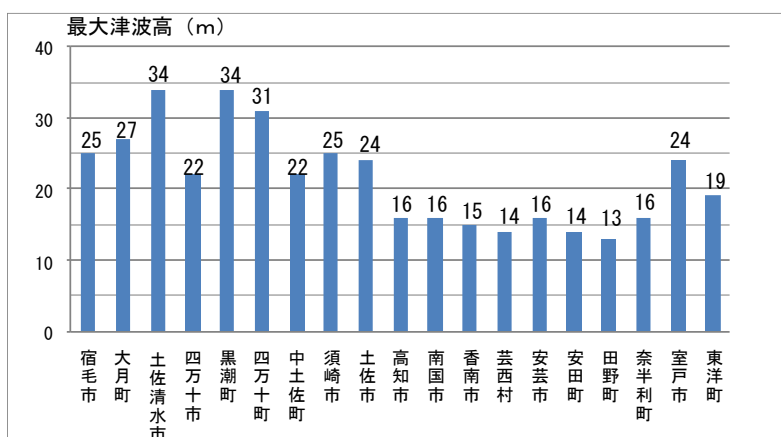


【地震継続時間】体を感じる揺れ（震度3相当以上）の継続時間

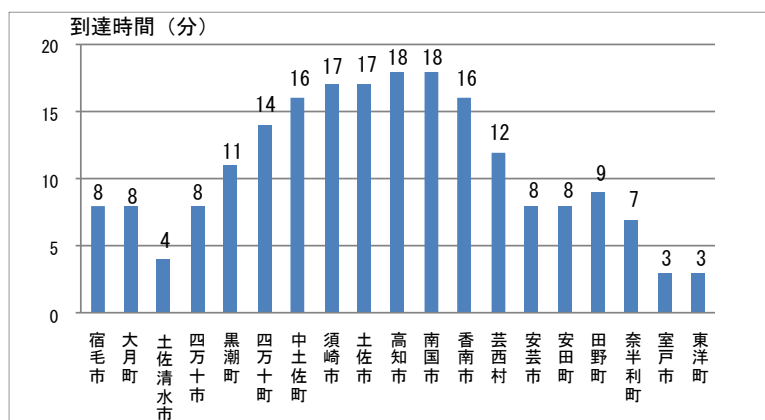


イ 津波・浸水の想定

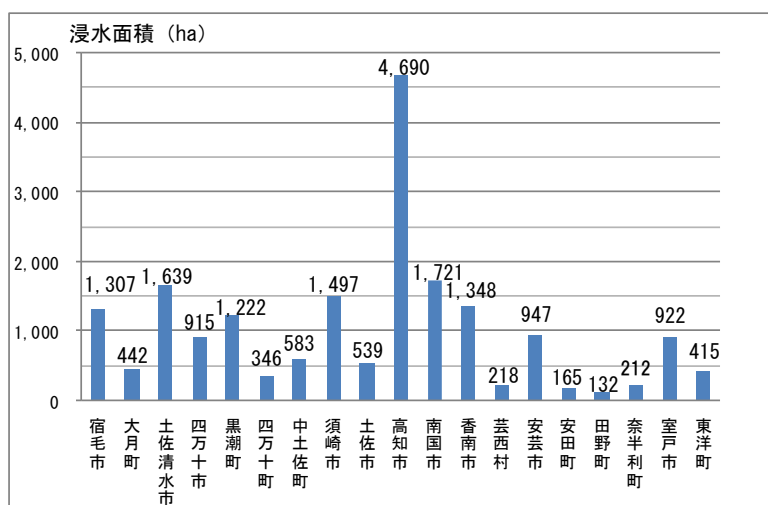
【各市町村の海岸線での最大津波高】



【海岸線への津波（津波高 1 m）到達時間】



【津波浸水面積】 県全体の浸水面積 約 19,000ha（最大重ね合わせ浸水面積）



ウ 人的・物的被害の想定（平成 25 年 5 月高知県公表）

人的被害（死者数）が最大となるケースで想定

【地震・津波の設定】
・揺れ：高知県の直下で強い揺れが発生するケース
・津波：四国沖で大きな津波が発生するケース
【時間・条件の設定】
・時間帯：冬深夜
・住宅の耐震化率：74%
・津波から早期避難率：20%

【死者数】

揺れによる 建物倒壊	がけ崩れ	火災	津波	ブロック塀・自動販売 機の転倒、屋外落下物	合計
約 5,200 人	約 110 人	約 500 人	約 36,000 人	若干数	約 42,000 人

【負傷者数】

揺れによる 建物倒壊	がけ崩れ	火災	津波	ブロック塀・自動販売 機の転倒、屋外落下物	合計
約 33,000 人	約 140 人	約 300 人	約 2,900 人	若干数	約 36,000 人

【避難者数】

	1 日後	1 週間後	1 箇月後
避難所	約 280,000 人	約 243,000 人	約 127,000 人
避難所外	約 158,000 人	約 127,000 人	約 296,000 人
合計	約 438,000 人	約 370,000 人	約 423,000 人

【全壊建築物数】

揺れによる 建物被害	火災による 建物焼失	がけ崩れによ る建物被害	液状化によ る被害	津波による 建物被害	合計
約 80,000 棟	約 5,500 棟	約 710 棟	約 1,100 棟	約 66,000 棟	約 153,000 棟

【ライフライン被害数（被災直後）】

上水道	下水道	電力	通信（固定電話）	ガス（都市ガス）
約 575,000 人	約 244,000 人	約 521,000 軒	約 217,000 回線	約 28,000 戸

(2) 発生頻度の高い一定程度（L1）の地震・津波

本県では、これまで地震・津波対策の基礎資料として、平成16年3月にとりまとめた南海地震が単独で発生した場合の地震・津波予測と被害想定である「第2次高知県地震対策基礎調査」の結果を用いてきました。

高知県版予測では、この地震・津波予測に最新の地形データや地盤の情報を反映し、再度試算を行いました。

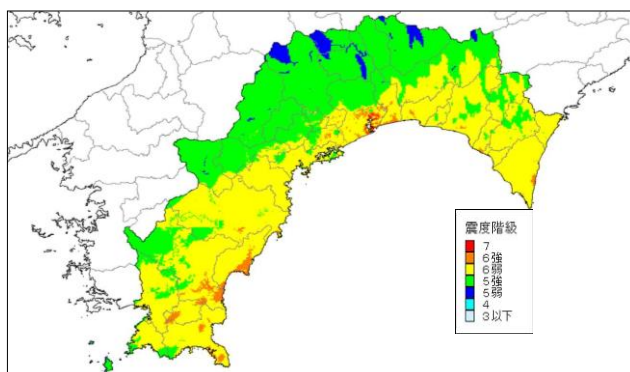
本県においては、発生頻度の高い一定規模の地震・津波に対して、引き続き高知県版予測を念頭に対策を進めます。

なお、令和7年の春頃に国が公表する見込みの新たな被害想定を基に、高知県版予測も見直しを行う予定で検討を進めており、令和7年度末頃には、高知県版の新たな被害想定の結果を公表する予定です。これをその後、行動計画に反映させるようにします。

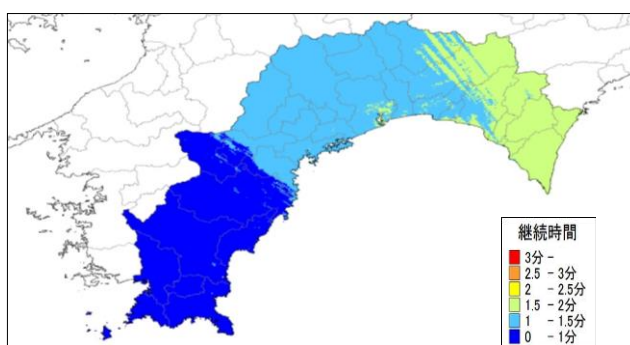
ア 地震の揺れの想定

【震度分布図】

震度7：3市町村、震度6強：15市町村、震度6弱：10市町村、震度5強：6町村

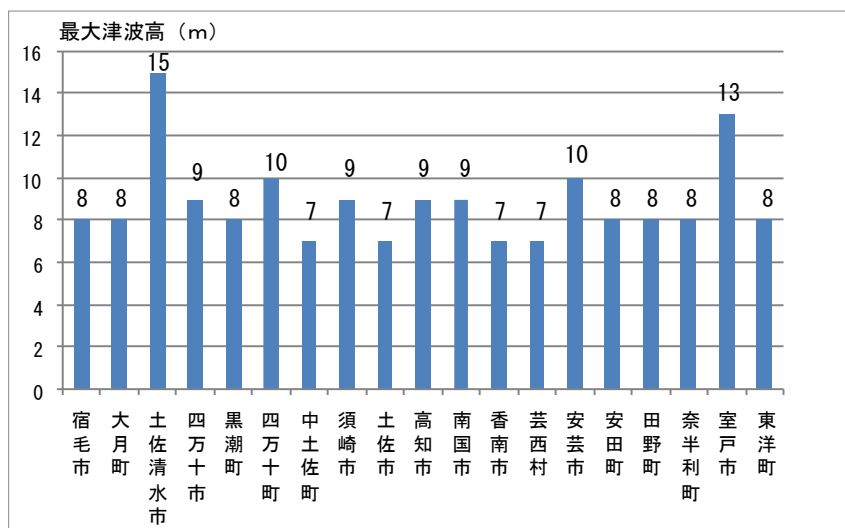


【地震継続時間】体を感じる揺れ（震度3相当以上）の継続時間

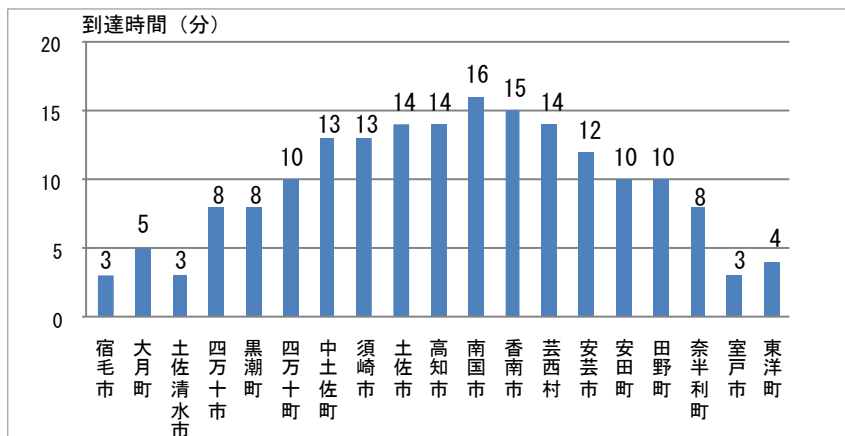


イ 津波・浸水の想定

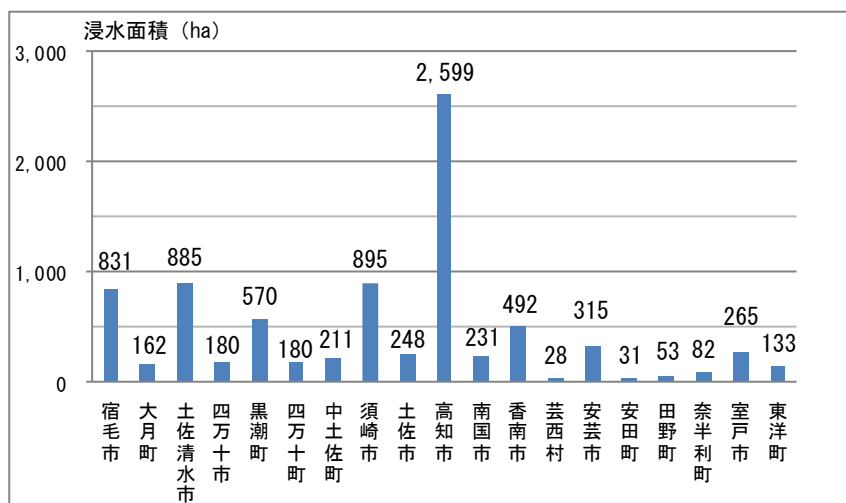
【各市町村の海岸線での最大津波高】



【海岸線への津波（津波高1m）到達時間】



【津波浸水面積】 県全体の浸水面積 約 8,400ha（最大重ね合わせ浸水面積）



ウ 人的・物的被害の想定（平成 25 年 5 月高知県公表）

<p>【地震・津波の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・揺れ：南海地震（M8.4 相当）を想定 ・津波：安政南海地震クラスの津波 <p>【時間・条件の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間帯：冬深夜 ・住宅の耐震化率：74%

【死者数】

揺れによる 建物倒壊	がけ崩れ	火災	津波	ブロック塀・自動販売 機の転倒、屋外落下物	合計
約 940 人	約 20 人	約 30 人	約 9,900 人	若干数	約 11,000 人

【負傷者数】

揺れによる 建物倒壊	がけ崩れ	火災	津波	ブロック塀・自動販売 機の転倒、屋外落下物	合計
約 12,000 人	約 30 人	約 90 人	約 2,000 人	若干数	約 14,000 人

【避難者数】

	1 日後	1 週間後	1 箇月後
避難所	約 120,000 人	約 90,000 人	約 34,000 人
避難所外	約 65,000 人	約 56,000 人	約 79,000 人
合計	約 185,000 人	約 146,000 人	約 113,000 人

【全壊建築物数】

揺れによる 建物被害	火災による 建物焼失	がけ崩れによ る建物被害	液状化による 被害	津波による 建物被害	合計
約 15,000 棟	約 3,000 棟	約 170 棟	約 1,100 棟	約 17,000 棟	約 36,000 棟

【ライフライン被害数（被災直後）】

上水道	下水道	電力	通信（固定電話）	ガス（都市ガス）
約 439,000 人	約 234,000 人	約 360,000 軒	約 156,000 回線	約 40,000 戸

4 第5期行動計画の取組による減災効果

第5期行動計画では、累次にわたる行動計画の取組を土台として、「命を守る」対策に引き続き最優先に取り組み、助かった「命をつなぐ」対策を着実に実行するとともに、「生活を立ち上げる」対策と合わせて総合的に取り組んできました。その結果、地震対策の1丁目1番地である住宅の耐震化率は87%から目標どおり91%に向上しました。また、津波避難空間としては、津波避難タワーが新たに9基整備されるなど、整備率は目標を達成し100%となりました。一方、揺れが収まった後、津波から早期に避難する意識の向上に向けた啓発活動にも取り組みましたが、目標に掲げていた100%に対して、約70%にとどまり、伸び悩んでいます。

この結果、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラス（L2）の地震・津波に対して第5期行動計画策定当初に想定した死者数約8,800人は、目標であった約4,300人の半減には届かず、約7,800人と約11%減少にとどまりました。

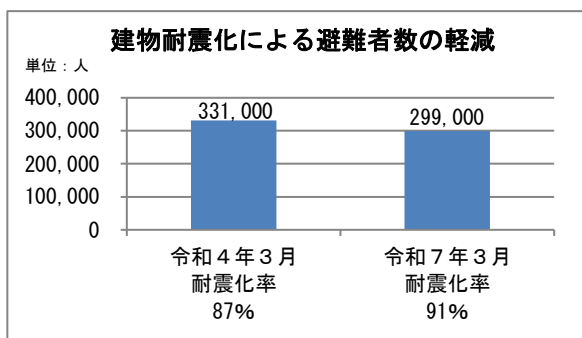
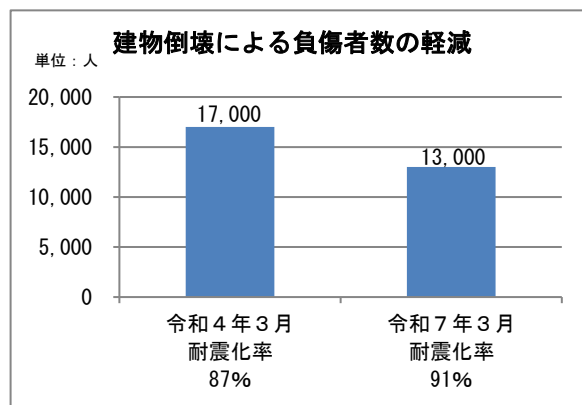
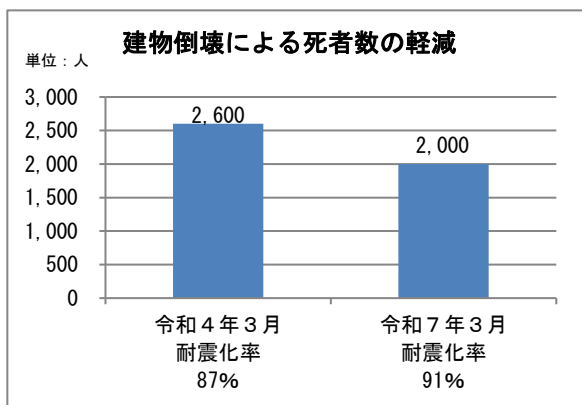
なお、東日本大震災後の第2期行動計画策定時に算出した想定死者数約42,000人からは、約81%減少したことになります。

【住宅の耐震化、津波から早期に避難する意識の向上等による被害軽減効果】

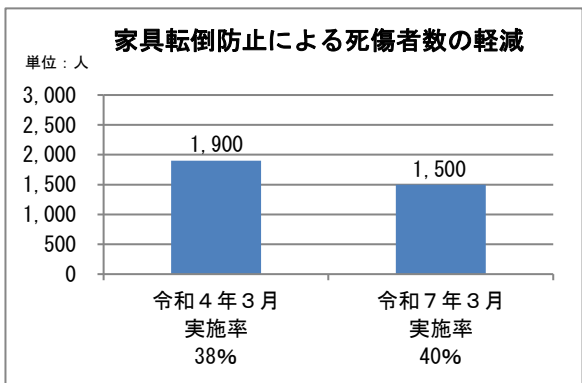
	平成25年5月 (平成17年国勢調査に基づき推計)	令和4年3月 (令和2年国勢調査に基づき推計)	令和7年3月 (令和2年国勢調査に基づき推計)
想定死者数	約42,000人	約8,800人	約7,800人
[住宅耐震化率]	74%	87%	91%
[津波早期避難意識率]	20%	73%	70%
[津波避難空間整備率]	26%	99%	100%

【取組による被害軽減効果】

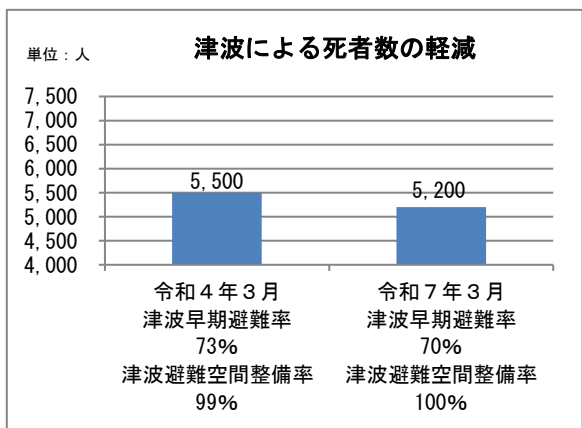
(1) 建物の耐震性の強化



(2) 家具等の転倒防止対策の強化



(3) 津波から早期に避難する意識の向上と津波避難空間の確保



5 第6期行動計画の策定方針

第6期行動計画では、これまでの行動計画を土台として、「命を守る」、「命をつなぐ」、「生活を立ち上げる」対策の最終目標に向けて取組を進化させるとともに、能登半島地震や南海トラフ地震臨時情報の教訓を踏まえ、「事前の備え」の強化・加速化を図ります。そのため、次の方針に基づき、計画の見直しを行いました。

- (1) 進捗状況を定量的に評価するための明確な成果指標を設定して、PDCAサイクルを一層徹底する。
- (2) 「命を守る」、「命をつなぐ」、「生活を立ち上げる」対策の最終目標に向けて取組を進化させる。
- (3) 能登半島地震や臨時情報の教訓を踏まえ、「事前の備え」を強化・加速化する。
 - ① 「自助」、「共助」の取組の強化
 - ② 避難環境の整備の強化
 - ③ 復旧・復興作業に向けた事前の備えの強化
 - ④ 災害に強いインフラ整備の加速化
- (4) 取組が完了したものについては、訓練等により検証を行うなど、実効性の確保に取り組む。
- (5) 第6期行動計画の初年度に被害想定を見直し、計画のバージョンアップを図る。

6 取組を検討するうえでの留意事項

行動計画では、地震発生後のタイムラインに沿って、「何が起こるか」という被災シナリオを想定し、地震・津波対策に抜け・漏れがないか確認を行いながら対策の洗い出しを行っています。

第6期行動計画では、すでに取組が進展している「命を守る」対策、「命をつなぐ」対策についても、能登半島地震をはじめとした過去の大規模災害の教訓を踏まえ、多様な避難者や、長期の避難生活、復旧・復興の課題などを想定し、既存の取組のバージョンアップを図ります。特に第6期行動計画では、「命を守る」対策から「生活を立ち上げる」対策まで「事前の備え」の観点から見直しを行うほか、南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応を訓練するなど、これまで以上に多岐にわたる被災シナリオを想定することで対策を積み上げます。

しかしながら、対策の多くは、個々の対策を個別に進めただけでは一連の対策群として十分に機能することができません。

例えば、物資を集積所から避難所に配送する取組については、避難所までの道路は通行できるか、配送するトラックは手配できるか、トラックの燃料は確保できているか、そして避難所の受入体制は整っているか、といった一連の対策群として取り組む必要があります。一連の対策のうち1つでも抜けると、物資を避難所に届けることができなくなります。

このように、様々な分野の対策を個々に進めるのではなく、取組が一連の流れの中でどのような役割を担い、どの取組につながっていくのかといった施策の連続性を意識したうえで、関連する対策と連携しながら進めなければ、目的とする効果が十分発揮できません。

また、県全体では、それぞれの対策が進められているため、一連の対策群として効果的に機能しているように見えても、地域単位で見ると対策に抜け・漏れがある場合や量的に不十分な場合には、その地域では対策群としての効果が発揮できないということになります。

さらに、こうした一連の対策群については、対策を机上で論じて終わるのではなく、訓練などによる実践・実証を通じて、実効性を確保することが必要です。

第6期行動計画では、これらを踏まえ、対策をより具体化させ、実効性を確保するため、特に次のことに留意し、取組を検討しました。

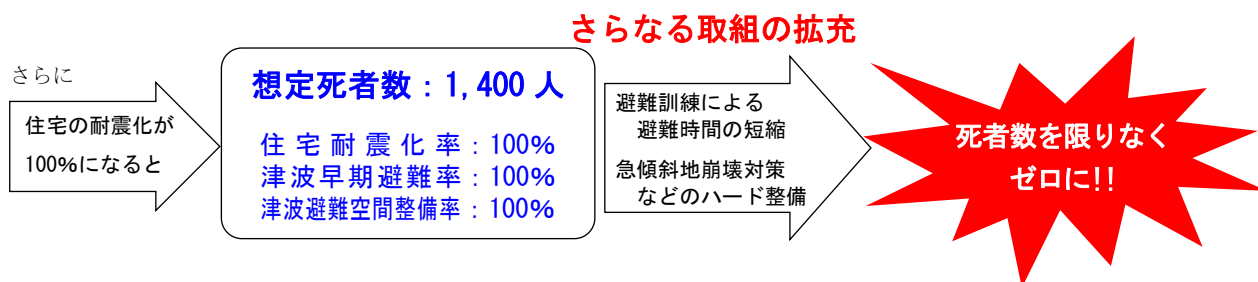
- 取組に抜け・漏れがないように多岐にわたる被災シナリオを想定
- 一連の対策群として十分に機能させるため、施策の連続性を意識し取組を検討
また、地域地域で見た場合にも対策の抜け・漏れがないかや量的に十分かを検討
- 訓練等により実効性を確保する取組を検討
- 過去の地震を教訓に、多様な被災者、避難者を想定した取組を検討

7 減災目標

第6期行動計画は、令和7年3月までの対策による被害軽減効果として試算した想定死者数約7,800人を基準として、住宅の耐震化率を94%に、津波早期避難意識率を100%に、津波避難空間の整備率を100%に到達させる目標を設定することで、想定死者数を55%減少させて約3,500人まで減らすことを目指します。

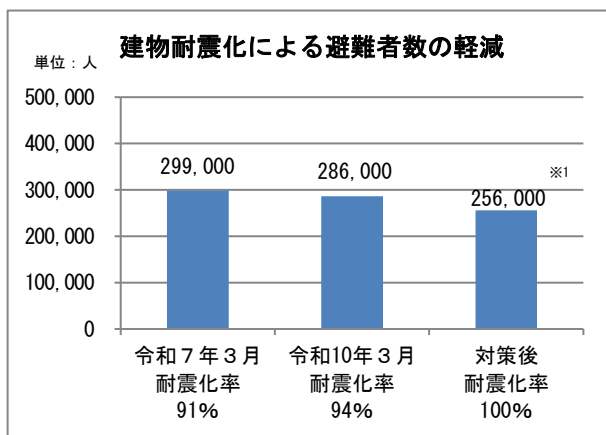
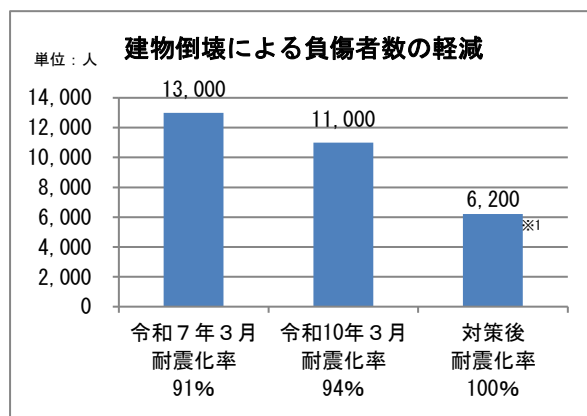
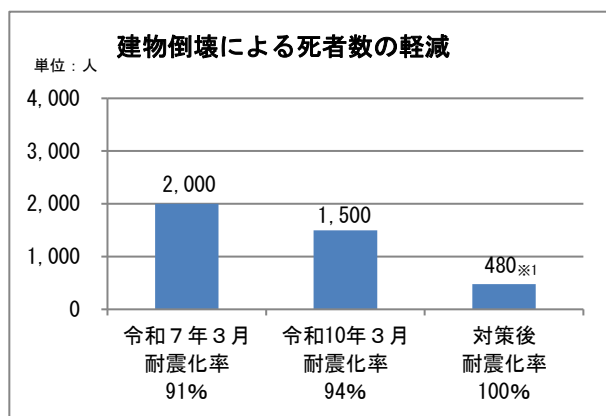
【住宅の耐震化、津波から早期に避難する意識の向上等による被害軽減効果】

	令和7年3月 (令和2年国勢調査に基づき推計)	令和10年3月 (令和2年国勢調査に基づき推計)
想定死者数	約7,800人	約3,500人
[住宅耐震化率]	91%	94%
[津波早期避難意識率]	70%	100%
[津波避難空間整備率]	100%	100%

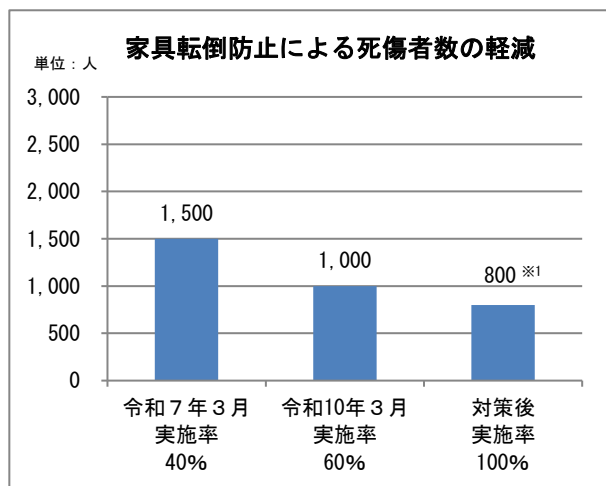


【取組による被害軽減効果】

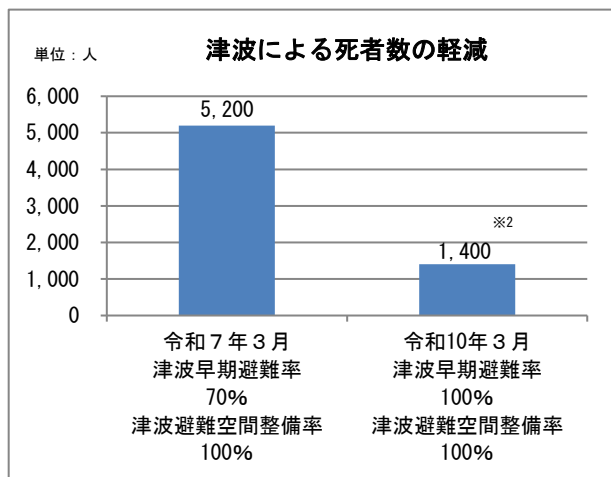
(1) 建物の耐震性の強化



(2) 家具等の転倒防止対策の強化



(3) 津波から早期に避難する意識の向上と津波避難空間の確保



- ※1 発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラス（L2）の地震・津波における被害を、国勢調査に基づき推計
- ※2 倒壊した建物から脱出することができず、津波に巻き込まれる方がいるため、死者がゼロとならない。

8 重点的に取り組む課題

第5期行動計画では、「住宅の安全性の確保」や「地域地域での津波避難対策の充実」、「応急活動の実効性を高めるための受援態勢の強化」、「早期の復旧・復興に向けた取組の強化」など、各取組の中でも特に積極的に推進していくべき10の重点課題を設定し、取組を進めてきました。

その結果、地震対策の1丁目1番地である住宅の耐震化率は87%から91%に向上したほか、津波避難空間の整備目標100%を達成しました。また、外部からの応援を円滑に受け入れるための受援計画や事前復興まちづくり計画の策定が進むなど、地震対策は大きく前進しました。

一方で、津波からの早期避難意識率が伸び悩んでいることや、室内の安全対策など低い水準にとどまっている取組もあることから、最終目標の達成に向けて、効果的な対策を検討していく必要があります。

このため、第6期行動計画においては、これまでの取組の成果や課題を評価したうえで、能登半島地震や臨時情報の教訓を踏まえて「事前の備え」を強化するほか、第5期行動計画の重点課題を再編し、新たな10の重点課題を設定し、幅広く取り組みます。

■「命を守る」対策

① 住宅の安全性の確保

既存住宅の耐震化については、補助金を事業者が直接受け取る代理受領制度の導入や、低コスト工法の普及による所有者の負担軽減、戸別訪問の実施による啓発の強化などにより、第5期行動計画の目標を達成し、耐震化率は91%となりました。

しかしながら、いまだに耐震化が必要な住宅は数多く存在しており、引き続きこれまでの取組を継続していく必要があります。

また、家具家電の固定など室内の安全対策については、テレビやラジオなど様々な媒体を通じて啓発を行いました。実施率は約40%と伸び悩んでいるため、VRを活用した起震車体験や戸別訪問など、あらゆる機会を捉えて啓発を行い、その必要性や補助制度の周知を徹底する必要があります。

② 地域地域での津波避難対策の充実

津波避難対策については、津波避難空間の整備をはじめ、倒壊の恐れのある老朽住宅やブロック塀など、迅速な避難の妨げとなる構造物がある危険性の高い避難路の安全対策を実施してきました。

津波避難空間の整備については、目標としていた津波避難タワーの整備が完了しましたが、避難訓練を通じた避難経路の点検や、孤立が想定される避難空間への備蓄・資機材整備を引き続き進める必要があります。

特に、避難経路については、安全対策が必要な箇所は数多く存在しており、引き続き戸別訪問などにより、所有者に対する老朽住宅等の除却やブロック塀対策の啓発を行う必要があります。

その他にも、避難行動要支援者の個別避難計画や避難促進施設の避難確保計画の策定を

促進するとともに、これらの計画に基づく訓練を通じて、避難行動の実効性を確保する必要があります。

③ 南海トラフ地震臨時情報への対応強化

南海トラフ沿いで大規模地震が発生する可能性が相対的に高まった際に発表される「南海トラフ地震臨時情報」（以下「臨時情報」という。）を生かし、適切な防災対応を行えば、被害を軽減することができます。

県では、これまで市町村向けの臨時情報発表時における住民の「事前避難検討の手引き」の策定、事業者による「南海トラフ地震対策計画」への対応の位置づけの呼びかけ、啓発による県民の認知率の向上などの取組を進めてきました。

そのような中、令和6年8月8日に日向灘を震源とする地震を受け、制度運用後初めて気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、県民や事業者に戸惑いがあったかと思いますが、臨時情報の認知率の向上や、地震への備えを再確認していただく機会となりました。

一方で、まだ経験していない、より切迫度の高い「巨大地震警戒」への対応については、避難が間に合わない地域に対して市町村が避難指示や高齢者等避難の発表を行うなど、より厳しい対応が求められることから、周知啓発の重要性を再認識しました。

このため、県の「事前避難検討の手引き」等の改訂を行い、市町村のマニュアルの見直しや住民避難訓練の実施等につなげて、県民が臨時情報を「正しく理解」し、適切に行動できるように取り組む必要があります。

■助かった「命をつなぐ」対策

④ 医療救護対策、要配慮者対策の推進

発災後の負傷者数は、約36,000人が想定されており、医療ニーズが急増する中、医療機関や医療従事者の被災、ライフラインの断絶などにより医療の供給は急減します。加えて、道路などのインフラ被害により、負傷者の後方搬送や被災地外からの支援もすぐには望めないなど、発災直後は各地で医療資源の絶対的な不足が見込まれます。

このため、外部からの支援が受けられるまでの間、医療機関が自らの力で医療継続できるよう、総力戦による前方展開型の医療救護体制の確立に向けて、災害医療・看護・薬事コーディネーター等の育成や災害時医療救護計画などの取組について実効性を高めるとともに、医療継続に必要となる水や燃料などの確保による体制整備を進める必要があります。

また、過去の大規模地震災害では、高齢者や障害者が数多く犠牲となりました。こうした要配慮者は、発災時の揺れや津波だけでなく、長引く避難生活が要因となって犠牲になる方が多くいました。

このため、要配慮者が安全に避難するための個別避難計画の作成の支援や福祉避難所整備の支援、要配慮者への福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）の養成など、災害時の要配慮者支援対策に取り組んでいるところです。

一方、能登半島地震では、ライフラインの寸断や社会福祉施設における物資・資機材・人員の不足などにより、施設の機能維持が困難な状況も発生したほか、要配慮者の健康対

策なども課題となりました。これらのことから、これまでの取組の強化に加え、社会福祉施設の強靱化や受援体制づくりを促進します。

また、被災者の心身の健康状態の悪化を防ぐため、医療救護対策と要配慮者対策を一連の対策群とし、取り組んでいく必要があります。

⑤ 災害関連死の防止に向けた避難環境の整備や支援・受援態勢の強化

災害時において、避難生活等が原因で亡くなる、いわゆる災害関連死は、阪神・淡路大震災、東日本大震災など大規模な災害が発生する度に着目され、平成31年4月に国は「当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）」と定義しました。

熊本地震や能登半島地震では、災害関連死による死者数は直接死を上回りました。災害関連死の主な原因は、慣れない避難所での生活による疲労やストレスの蓄積、偏った栄養バランスの食生活、睡眠不足に加え、被災したことによる精神的なショックなど、様々な要因が考えられます。

南海トラフ地震における発災後の避難者数は約438,000人が想定されており、避難者数の数に比例し、これまでの災害と比較しても、多くの災害関連死の発生が懸念されることから、助かった命を救うためにも、災害関連死を防ぐための取組が重要です。

このため、これまでの取組に加え、被災者がより良好な環境下で避難生活を送ることができるよう、避難所へのトイレ、ベッド、冷暖房機器などの資機材等の整備のほか、保健・医療・福祉活動の連携体制を確立し、被災者の心身のケア等、全ての対策を一連の対策群として取り組むことにより災害関連死を防ぐ体制を整備する必要があります。

また、発災直後、できるだけ速やかに県内全域に救助や医療、物資などの支援を地域へ行き渡らせるため、道路啓開を進めること、支援に使用する車両やヘリコプターのほか燃料が確保されていること、国・県・市町村を通じた物資配送体制が確立していることも必要であり、引き続き訓練等を通じて、それぞれの配送体制の実効性を高めていく必要があります。

外部からの応援についても同様に、効果的に受け入れるため、策定した受援計画等の訓練と検証、見直しを重ね、計画の実効性を高める必要があります。

⑥ 長期浸水域内における確実な避難と迅速な救助・救出

長期浸水対策は、要救助者を早期かつ安全に救出するための、基本的な事項や救助活動の方法などを「高知市救助救出計画」として高知市がとりまとめています。救助救出完了の目標を発災後10日以内に短縮するためにも、引き続き、三重防護の取組や排水機場の耐震化・耐水化などのハード対策を進める必要があります。

止水排水対応などの関係機関との連携方法等については、ハード対策の完了を踏まえた連携方法等を具体化し、救助救出対策の実効性を高める必要があります。

また、医療機関では、救助救出の際の医療従事者の派遣や救護病院等の連携などの応急救護の方策についても検討が必要です。

さらに、浸水域内で孤立する病院や社会福祉施設等での水、食料、医薬品等の備蓄や、津波避難ビル等の資機材整備などの検討を進める必要があります。

■「生活を立ち上げる」対策

⑦ 早期の復旧・復興に向けた取組の強化

精神的・身体的な負担がかかる避難生活から1日も早く日常生活を再建するためには、仮設住宅の確保やライフラインの復旧、災害廃棄物の処理体制等の確立が必要となります。

また、被災後の人口流出を抑制し、持続可能なまちづくりを実現するためには、事前復興まちづくり計画を策定しておく必要があります。

応急仮設住宅建設用地やライフラインの復旧に向けた拠点施設、災害廃棄物仮置場の候補地については、一定の進捗はありますが、実効性を高めておく取組が必要となっています。

事前復興まちづくり計画については、これまで沿岸部の市町村において取組を進めてきましたが、能登半島地震の教訓も踏まえ、中山間地域の市町村にも対象を拡大し、取組を進める必要があります。

また、応急期における生活再建を完了させ、発災前の水準まで日常生活を回復させるためには、復興期に被災者の個別のニーズに応じた生活再建支援を行うとともに、経済の再興をできる限り早期に進める必要があります。

被災者の生活再建支援については、過去の大規模災害における事例を参考に、災害ケースマネジメント体制の構築に向け、市町村と連携して、さらに取組を進める必要があります。

経済の再興については、引き続き、各種産業における事業者BCPの策定支援を行う必要があります。

■共通課題

⑧ 啓発の充実強化による自助・共助のさらなる強化

大規模災害においては、県や市町村による公助の取組だけでなく、県民一人ひとりの備えや地域住民同士の助け合いが大変重要となります。水・食料の3日分以上の備蓄率は、水約73%、食料約74%と、第5期の目標50%を大きく上回ることができました。しかしながら、能登半島地震では、半島地域という地理的特徴に起因した道路の寸断による孤立が多数発生したことから、南海トラフ地震発災時における本県においても、孤立を想定し、個々人の防災意識をさらに高め、備蓄を一層充実させることが求められています。

また、想定死者数を限りなくゼロに近づけるためには、早期避難意識率を100%に高める必要がありますが、第5期行動計画では約70%にとどまり、100%を到達するためには啓発の強化に取り組まなければなりません。

さらに、自主防災組織の資機材や防災訓練への支援を通じて、地域の防災力をより高めるほか、能登半島地震では、復旧活動に必要な災害ボランティアの受入態勢の整備に時間を要したことから、ボランティアの円滑な受け入れに向け、協定先との調整を進めるなど、「共助」の取組の強化を行う必要があります。

⑨ 災害に強いインフラ整備の加速化

県民の命と暮らしを守るインフラ整備のうち、大規模災害時の広域的な救援活動や物資輸送の大動脈となる四国8の字ネットワークについては、早期の完成を目指し、関係自治体と共に国に強く働きかけてきた結果、県内全線で着実に整備が進んでいます。

また、地震による津波から県都を守る浦戸湾の三重防護事業については、種崎地区の防波堤の整備などに取り組み、令和13年度の事業完了を目指し、引き続き国や高知市と連携して整備を進めています。

能登半島地震では、幹線道路の被災により、孤立地域が多数発生し、物資の輸送にも大きな影響がありました。また、浄水場や水道管の被災により、飲料水の確保のみならず、トイレなどの衛生環境などへも大きな影響がありました。

このような事態を回避するためには、強靱な道路ネットワークの構築や上下水道施設の耐震化など、インフラ整備の一層の加速化が必要です。

⑩ 防災DXの活用による防災・災害対応業務の効率化の推進

防災DXの活用については、これまで災害時における迅速な被害情報の収集・共有などを目的とした「総合防災情報システム」の構築や、気象情報などをプッシュ通知でお知らせする「高知県防災アプリ」の運用、災害対応業務を効率化するための災害調査用ドローンや緊急物資配送用ドローンなどの配備を進めてきました。

能登半島地震では、避難者情報の把握や住家被害認定調査などにデジタル技術が活用されており、これらの取組も踏まえ、防災DXによる災害対応業務の効率化をさらに進める必要があります。

9 計画期間

令和7年度から令和9年度までの3年間を計画期間とします。

10 進捗管理

それぞれの対策については、具体的な数値目標をできる限り行動計画に位置付けたうえで、南海トラフ地震対策の総合的な調整及び施策の円滑な推進を図るため設置した「南海トラフ地震対策推進本部」や、その下に置いた「南海トラフ地震対策推進本部幹事会」（以下「幹事会」という。）において定期的に進捗管理を行い、PDCAサイクルを徹底します。

また、国内で大規模災害が発生し、新たな教訓が生じた場合には、幹事会において、必要な対策と目標を行動計画に追加していきます。

対策の進捗管理を行うにあたっては、PDCAサイクルにより確認を行うほかにも、「施策間のつながりを明確にする」、「取り組んでいく施策が定量的に十分かどうかを検証する」、「地域地域が置かれている実情に合わせて市町村や地域の皆様との連携協調を一層重視する」といった3つの視点を持って常に点検をしていきます。

各取組は、住宅の耐震化や避難所の確保など、定量的な分析に基づく数値目標を設定す

ることを大原則としますが、取組の性質上、定量目標にはなじまず、定性的な目標とせざるを得ない取組もあります。

そこで、目標の種別や最終目標の達成見通しに応じて、取組を分類し、タイプに合わせた進捗管理を実施していきます。

進捗管理にあたっては、定量目標は、取組ごとに目標に対する実績の到達率に応じた5段階評価を行い、定性目標は、実績の到達率に応じて3段階で評価を行い、進捗状況を可視化します。

【目標種別に応じた取組タイプ】

- ・タイプⅠ：定量目標に基づき、進捗管理を行う取組。特に、県が実施主体となる取組については、可能な限り成果指標による目標を設定
- ・タイプⅡ：取組の性質上、定量目標の設定にはなじまず、定性的な目標設定に基づき進捗管理を行う業務
- ・タイプⅢ：継続的に実施する取組のうち、すでに一定の目標を達した上で定期的な維持管理を行う取組や確立された手法に基づき定型業務を行う取組など、幹事会による進捗管理を要しない取組

【最終目標の達成見通しに応じた取組タイプ】

- ・タイプA：最終目標において具体的な達成予定年度が設定できる取組
- ・タイプB：最終目標は設定できるが、外的要素（国の事業計画や事業者の意向など）により目標達成予定年度が予測できない取組又は継続的に実施する取組

【定量目標に対する進捗評価】

- S：進捗率 100%以上
- A：進捗率 90%以上 100%未満
- B：進捗率 75%以上 90%未満
- C：進捗率 60%以上 75%未満
- D：進捗率 60%未満

【定性目標に対する進捗評価】

- よくできた ※S・Aに按分計上
- 概ねできた ※B・Cに按分計上
- できなかった ※Dに計上

第2 具体的な取組

1 想定される被災シナリオに応じた対策

本計画では地震・津波対策に抜け落ちがないように時系列的に多岐にわたる被災シナリオを想定し、それに応じた対策を進めることとしています。

また、揺れや津波等による様々な事象や様相をあらかじめ想定することで、事前の対策が有効であるかを確認でき、防災・減災対策を進めるための県民の理解を深めていくことができます。

(1) 南海トラフ地震臨時情報が発表される

南海トラフ沿いで異常な現象が発生し、南海トラフ地震の発生確率が相対的に高まったと判断された場合、気象庁から臨時情報が発表されます。

臨時情報を生かし、適切な防災対応を行えば、多くの人命を守ることができます。

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応	
南海トラフ地震臨時情報が発表される	臨時情報の発表を県民が適切に受けとめる	臨時情報についての理解を深める啓発	2-28	臨時情報が発表された場合に備えた対応の強化
	避難が必要な方は避難する	県・市町村のマニュアル等の見直し	2-28	臨時情報が発表された場合に備えた対応の強化
		住民避難訓練の実施	2-28	臨時情報が発表された場合に備えた対応の強化
		個別避難計画の作成、訓練の実施	2-12	津波からの避難対策の促進
		福祉避難所の確保	3-24	要配慮者の避難対策の促進
	学校等は臨時情報に適切に対応する	対応方針の策定及び周知	2-2	学校等の防災対策
	事業者等は臨時情報に適切に対応する	地域津波避難計画の見直し	2-12	津波からの避難対策の促進
事業者の地震対策計画の見直し		2-28	臨時情報が発表された場合に備えた対応の強化	

(2) 地震発生から概ね1日以内

地震の発生により建物等の倒壊や火災の発生が予想されます。また、沿岸部では津波による被害も想定されます。まずは、これらの事象から県民を守るための対策が中心となります。

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応	
強い揺れが発生する	地震の発生を知る	早期検知、伝達体制の構築	2-1	地域の防災体制の強化

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応		
(建物が倒壊し、被災する) (室内の転倒落下物で被災する) (ブロック塀など屋外設備等の転倒落下で被災する)	自らが身を守る	県民への啓発	1-1	県民への情報提供、啓発の促進	
	建物の倒壊を防ぐ	住宅の耐震化	2-5	住宅の耐震化の促進	
		庁舎の耐震化	2-6	県・市町村有建築物の耐震化の推進	
		学校施設、幼保施設の耐震化	2-7	学校等の耐震化の促進	
		医療施設、社会福祉施設の耐震化	2-8	医療施設・社会福祉施設の耐震化の促進	
		事業者施設の耐震化	2-9	事業者施設の耐震化の促進	
	室内の安全を確保する	家庭における室内安全対策	2-11	室内の安全対策の促進	
		学校施設における室内安全対策	2-11	室内の安全対策の促進	
		幼保施設における室内安全対策	2-11	室内の安全対策の促進	
	自らが危険なものから離れる	県民への啓発	1-1	県民への情報提供、啓発の促進	
		屋外設備等の転倒落下を防ぐ	住宅のブロック塀対策	2-10	ブロック塀対策等の促進
			保育所・幼稚園のブロック塀対策	2-10	ブロック塀対策等の促進
			市町村立小中学校のブロック塀対策	-	第5期完了
			私立学校のブロック塀対策	-	第4期完了
			県立学校のブロック塀対策	-	第3期完了
揺れにより土砂災害、水害(ダム、ため池決壊等)が発生する (土砂ダムが発生する) (孤立集落が発生する)	危険な区域を知る	土砂災害のおそれのある箇所の周知	2-23	土砂災害対策の促進	
	発災を未然に防ぐ	土砂災害対策の推進	2-23	土砂災害対策の促進	
		ダムの耐震化	2-24	ダムの地震対策の促進	
		ため池の耐震化	2-25	ため池の地震対策の促進	
	安全な場所に避難する	学習会、避難訓練の実施	2-23	土砂災害対策の促進	
	輸送手段を確保する	輸送手段の整備	3-16	孤立対策の促進	
	連絡手段を確保する	連絡手段の確保	3-19	避難体制づくりの促進	
	早期に道路を啓開する	早期啓開体制の構築	3-1	陸上における緊急輸送の確保	
液状化や地盤沈下が発生する (道路が被災し避難できない)	被災を防ぐ	堤防等の液状化対策や排水機能を整備	2-16	海岸等の地震・津波対策の推進	
			2-17	河川等における津波浸水対策の推進	
	複数の避難路を確保する	避難訓練の実施	1-2	県民の防災教育、訓練	
		対策優先路の検討や避難可否の判断、液状化対策の検討	2-14	避難路・避難場所の安全確保	
大きな津波が発生する	事前に避難する	高台移転を検討	2-20	高台移転に向けた取組	
	津波の発生を知る	早期検知、伝達体制の構築	-	第4期完了	

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応	
(観光客など地理に不案内な人は避難場所が分からない) (避難路が閉塞する) (避難場所が被災して使えない) (避難が間に合わない)	自らが率先して避難する	県民への啓発	1-1	県民への情報提供、啓発の促進
	避難路・避難場所を確保する	避難路・避難場所の整備	2-13	津波避難路・避難場所の整備
	適切な避難場所に誘導する	旅館ホテルなどの津波防災対策マニュアルの策定	2-12	津波からの避難対策の促進
		観光地に誘導看板を設置	-	第3期完了
		観光ガイド団体による避難訓練の実施	2-12	津波からの避難対策の促進
	避難路の安全を確保する	対策の必要性の啓発	1-1	県民への情報提供、啓発の促進
		現地点検の実施	-	第3期完了
		ブロック塀の撤去、整備	2-10	ブロック塀対策等の促進
		避難路の安全確保対策の実施	2-14	避難路・避難場所の安全確保
	避難場所の安全を確保する	避難場所の整備	2-13	津波避難路・避難場所の整備
津波を防ぎ避難時間を確保する	防波堤の整備・改良(港湾)	2-15	重要港湾の防波堤等の整備	
	堤防の耐震化(海岸)	2-16	海岸等の地震・津波対策の推進	
	堤防の耐震化(河川)	2-17	河川等における津波浸水対策の推進	
	排水機場の耐震化	2-17	河川等における津波浸水対策の推進	
	陸こう等を常時閉鎖	2-18	陸こう等の常時閉鎖の促進	
(海上航行中の船舶が被災する)	海上航行中の船舶が適切な避難行動をとる	漁業従事者等への啓発	2-12	津波からの避難対策の促進
(漂流物による被害が発生する)	漂流物等の流出を防ぐ	流出防止対策	2-19	津波による漂流物対策の推進
(津波火災が発生する)	石油・ガス等を流出させない	石油・ガス等の流出防止対策	2-22	燃料タンク等の安全対策の推進
火災が発生する	出火、延焼を防ぐ	出火、延焼防止対策	2-21	市街地における火災対策
	早期に消火する	地域の防災力向上	1-4	防災人材の育成
		資機材の整備	3-5	応急対策活動体制の整備(消防、警察)
安全な場所に避難する	避難路の安全確保対策の実施	2-14	避難路・避難場所の安全確保	
初動対応が遅れる	迅速に初動体制を整える	迅速な災害対策本部・支部設置体制の構築	-	南海トラフ地震応急対策活動要領により対応
			-	災害対策本部事務局運営マニュアルにより対応
		応急対策活動要領に基づく所属毎のマニュアル作成	3-4	応急対策活動体制の整備
		迅速な保健医療調整本部・支部設置体制の構築	-	医療救護計画により対応

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応		
要救助者が多数発生する	早期に救助救出する（近隣住民など地域の方）	県民への啓発	1-1	県民への情報提供、啓発の促進	
		地域の防災力の向上	1-3	自主防災組織の活性化	
			1-4	防災人材の育成	
	早期に救助救出する（応急活動機関）	防災体制の強化	2-1	地域の防災体制の強化	
		応急活動体制の構築	3-4	応急対策活動体制の整備	
		活動拠点の整備	3-8	総合防災拠点の整備	
地域地域で負傷者が多数発生する (負傷者が医療機関に殺到する)	医療機関の被災を防ぎ機能を維持する	医療施設のBCP策定、資機材整備	2-3	医療機関の防災対策	
	負傷者の応急手当をする	応急手当を県民に普及	3-18	災害時の医療救護体制の整備	
	負傷者を治療する	医療救護体制の構築	3-18	災害時の医療救護体制の整備	
	負傷者の受け入れ体制を整える	負傷者受け入れ体制の構築	3-18	災害時の医療救護体制の整備	
被災者が多数発生する (帰宅困難者が多数発生し、避難所の想定人数を超える避難者が殺到する)	避難所を開設する	避難所の確保	3-19	避難体制づくりの促進	
		避難所運営マニュアルの整備	3-19	避難体制づくりの促進	
	帰宅困難者の一時滞在施設を開設する	帰宅困難者への広報体制の構築	-	災害対策本部事務局運営マニュアルにより対応	
		一時滞在施設の確保（避難所の拡充）	3-19	避難体制づくりの促進	
		帰宅の支援	3-1	陸上における緊急輸送の確保	
要配慮者が被災する (津波から逃げ遅れる) (避難所にたどりつく) (重点継続要医療者が被災し、治療が中断する)	浸水区域外で生活する	高台移転を検討	2-20	高台移転に向けた取組	
	要配慮者の避難を支援する	個別避難計画の作成、訓練の実施	2-12	津波からの避難対策の促進	
		学校等施設での避難の実効性の確保	2-2	学校等の防災対策	
		病院施設での避難の実効性の確保	2-3	医療機関の防災対策	
		社会福祉施設での避難の実効性の確保	3-24	要配慮者の避難対策の促進	
	要配慮者の避難先を確保する	避難所の確保	3-19	避難体制づくりの促進	
		福祉避難所の確保	3-24	要配慮者の避難対策の促進	
		社会福祉施設における避難スペースの整備	3-24	要配慮者の避難対策の促進	
		一般の避難所における要配慮者対応の充実	3-24	要配慮者の避難対策の促進	
	要配慮者の受入先の人員を確保する	応援職員等の受援体制の構築	3-25	要配慮者の支援体制の整備	
	自ら（家族を含む）が初期対応を行う	重点継続要医療者自身への啓発	3-25	要配慮者の支援体制の整備	
		速やかに患者を救護し、搬送する	重点継続要医療者救護体制の構築	-	重点継続要医療者支援マニュアルにより対応
				3-25	要配慮者の支援体制の整備
道路交通網が混乱、途絶する	道路の被災を防ぐ	道路の防災対策	3-1	陸上における緊急輸送の確保	
	早期に啓開する	早期啓開体制の構築	3-1	陸上における緊急輸送の確保	

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応	
(孤立情報の把握に時間を要する)	孤立情報を関係機関と迅速に共有する	道路啓開情報を共有するためのシステムの構築	3-1	陸上における緊急輸送の確保
(大規模な交通渋滞が発生する)	緊急輸送路を確保する	緊急輸送路の確保	3-1	陸上における緊急輸送の確保
海路が寸断される	港湾、漁港施設の被災を防ぐ	港湾施設等の耐震化	3-2	海上における緊急輸送の確保
	早期に啓開する	早期啓開体制の構築	3-2	海上における緊急輸送の確保
ライフラインが停止する (停電が続く) (断水が発生する)	ライフライン施設の被災を防ぐ	ライフライン施設の防災対策	3-12	ライフライン対策の促進
	早期復旧する	早期復旧体制の構築	3-12	ライフライン対策の促進
		代替手段の確保	3-12	ライフライン対策の促進
	自家発電機で電力を確保する	自家発電機の整備 (応急活動拠点)	3-13	燃料確保対策の推進 (備蓄)
		自家発電機の整備 (病院)	3-13	燃料確保対策の推進 (備蓄)
		燃料の備蓄	3-13	燃料確保対策の推進 (備蓄)
	備蓄した水等を供給する	水の備蓄、浄水装置の整備	3-20	避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進
		水の備蓄 (応急活動拠点)	3-11	応急活動のための食料・飲料水の備蓄
		水の備蓄、給水設備の整備 (病院)	3-18	災害時の医療救護体制の整備
		水道施設の被害状況を把握する	応急給水活動の実効性確保	3-12
文化財が被災する	文化財の被災を防ぐ	文化財の防災対策	2-26	文化財の耐震化の促進
ニーズに合った防災製品が無い	ニーズの合った防災製品を供給する	防災製品の開発促進	2-27	防災関連製品開発支援、導入促進

(3) 地震発生から概ね3日以内

建物等の倒壊、火災、津波等から県民を救助する活動や、被災地域内での負傷者等への医療救護活動とともに、県外からの支援を受け入れるための対策が中心となります。

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応	
安否不明者等が多数発生する	安否不明者等の情報を集約し、公表する	公表実施体制の構築	3-6	情報の収集・伝達体制の促進
		安否不明者等リストの作成手順書等の整理	3-6	情報の収集・伝達体制の促進
		関係機関との訓練の実施	3-6	情報の収集・伝達体制の促進
救助救出活動が必要となる	応急活動拠点を確保する	機能配置を事前に検討	3-4	応急対策活動体制の整備
		応急活動拠点を整備	3-8	総合防災拠点の整備
	応急活動体制を整える	応急活動体制の構築	2-1	地域の防災体制の強化
			3-4	応急対策活動体制の整備
			3-5	応急対策活動体制の整備 (消防、警察)

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応		
(救助されるべき負傷者が多数発生する)			3-7	市町村の業務継続体制の確保	
		ヘリ運航体制の構築	3-10	ヘリ運航体制の整備	
	県外等からの応急救助機関を受け入れる	受援体制の整備		3-9	県外からの応急救助機関の受入体制の整備
				-	応急救助機関受援計画で対応
				-	航空部隊受援計画で対応
	医療救護体制を整える	医療救護体制の構築	3-18	災害時の医療救護体制の整備	
	DMATなど医療救護チームを受け入れる	医療救護チーム受援体制の構築	3-18	災害時の医療救護体制の整備	
医療従事者を地域に搬送する		3-18	災害時の医療救護体制の整備		
重傷者を搬送する	広域搬送体制の構築	3-18	災害時の医療救護体制の整備		
応急活動(救助救出以外)が増える	応急活動拠点を確保する	機能配置を事前に検討	3-4	応急対策活動体制の整備	
		応急活動拠点を整備	3-8	総合防災拠点の整備	
	応急活動体制を整える	応急活動体制の構築		2-1	地域の防災体制の強化
				3-4	応急対策活動体制の整備
			応急対策活動要領に基づく所属毎のマニュアル作成	3-4	応急対策活動体制の整備
	県外等からの応援を受け入れる体制を整える	受援体制の構築	3-9	県外からの応急救助機関の受入体制の整備	
		応急対策活動要領に基づく所属マニュアル作成	3-4	応急対策活動体制の整備	
	市町村へ職員を派遣する	応援職員派遣体制の構築	3-7	市町村の業務継続体制の確保	
(応急活動従事者の食料等・休養スペースが不足する)	食料、水を確保する	職員用食料、水の備蓄	3-11	応急活動のための食料・飲料水等の備蓄の促進	
	休養スペースを確保する	職員用休養スペースの確保	3-4	応急対策活動体制の整備	
遺体が発生する	迅速に遺体の処置を行う	迅速な遺体処置体制の構築	3-17	遺体対策の推進	
物資が不足する	水、食料などが不足する	水、食料の備蓄物資を供給する	3-20	避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進	
	物資配送体制を整える	物資配送体制の構築	3-3	物資配送体制の構築	
	流通備蓄を活用する	流通備蓄活用の事前準備	-	個別協定により対応	
	(被災者の服用薬が不足する)	医薬品を提供する	医薬品の備蓄	3-18	災害時の医療救護体制の整備
			医薬品集積所運営体制の整備	3-18	災害時の医療救護体制の整備
(プッシュ型支援対象品目(水、食料、毛布等)以外の物資の要望があがる)	要望のある物資を供給する	物資配送体制の構築	3-3	物資配送体制の構築	
トイレが使用できない	トイレを確保する	簡易トイレの備蓄	3-11	応急活動のための食料・飲料水等の備蓄の促進	

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応	
避難所以外で避難生活をおくる	避難所を周知する	県民への啓発	1-1	県民への情報提供、啓発の促進
		避難所運営訓練の実施	3-19	避難体制づくりの促進
要配慮者が避難生活をおくる	避難先を確保する	避難所の確保	3-19	避難体制づくりの促進
		福祉避難所の確保	3-24	要配慮者の避難対策の促進
		一般の避難所における要配慮者対応体制の構築	3-24	要配慮者の避難対策の促進
		社会福祉施設における避難スペースの整備	3-24	要配慮者の避難対策の促進
(重点継続要医療者が避難生活をおくる)	要配慮者に配慮した避難所運営を行う	避難所運営マニュアルの整備	3-19	避難体制づくりの促進
	重点継続要医療者の治療継続を支援する	重点継続要医療者の支援体制構築	-	重点継続要医療者支援マニュアルにより対応
			3-25	要配慮者の支援体制の整備
	腹膜透析患者が避難所等で腹膜透析ができるよう支援する	避難所において透析機材を備蓄	-	各市町村、施設管理者と個別協議により対応
	HOTステーションを福祉避難所等に開設する	HOTステーション設置場所の検討	3-25	要配慮者の支援体制の整備
	(重点継続要医療者が避難所等に移動できない)	在宅療養が可能であれば、在宅療養生活を支援する	在宅療養生活支援方法の検討	-
受入医療機関を確保し、搬送する		重点継続要医療者搬送体制の構築	-	重点継続要医療者支援マニュアルにより対応
(県内の医療機関で重点継続要医療者に対応ができなくなる)	県外の受入先医療機関を確保する	県外病院との事前調整	3-18	災害時の医療救護体制の整備
	患者を県外に搬送する	重点継続要医療者搬送体制の構築	-	重点継続要医療者支援マニュアルにより対応
交通網の寸断が続く	緊急輸送路を被災させない	緊急輸送路の防災対策	3-1	陸上における緊急輸送の確保
			3-2	海上における緊急輸送の確保
	緊急輸送路を啓開する	啓開活動体制の構築	3-1	陸上における緊急輸送の確保
	(交通網が混乱し移動できない)	緊急通行車両の指定を円滑に行う	緊急通行車両の確認手続きのルール化	-
安全で円滑な交通を確保する		交通対策訓練の実施	3-1	陸上における緊急輸送の確保
災害廃棄物(がれき)が大量発生する	円滑な救助活動のために災害廃棄物を移動する	廃棄物処理手順の整理	4-9	災害廃棄物(がれき)の処理
ライフラインの停止が続く (停電が続く)	早期に応急復旧する	早期復旧体制の構築	3-12	ライフライン対策の促進
	代替手段を確保する	代替手段の整備	3-12	ライフライン対策の促進
	自家発電機で電力を確保する	自家発電機の整備(応急活動拠点)	3-13	燃料確保対策の推進(備蓄)
		自家発電機の整備(病院)	3-13	燃料確保対策の推進(備蓄)
	燃料の備蓄	3-13	燃料確保対策の推進(備蓄)	

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応		
(断水が続く)	病院など重要施設を優先的に復旧する	早期復旧体制の構築	3-12	ライフライン対策の促進	
	備蓄した水を供給する	水の備蓄 (病院)	3-18	災害時の医療救護体制の整備	
		水の備蓄 (応急活動拠点)	3-20	避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進	
	応急給水活動を実施する	応急給水活動の実効性確保	3-12	ライフライン対策の促進	
集落の孤立が続く	道路の被災を防ぐ	道路の防災対策	3-1	陸上における緊急輸送の確保	
	早期に道路を啓開する	早期啓開体制の構築	3-1	陸上における緊急輸送の確保	
	連絡手段を確保する	連絡手段の整備	3-19	避難体制づくりの促進	
	要救助者を救出する	救出手段の確保	3-10	ヘリ運航体制の整備	
	救出を待つ	水や食料の備蓄		1-1	県民への情報提供、啓発の促進
				3-20	避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進
	物資輸送手段を確保する	陸路での輸送手段を確保	3-1	陸上における緊急輸送の確保	
海路での輸送手段を確保		3-2	海上における緊急輸送の確保		
空路での輸送手段の確保		3-10	ヘリ運航体制の整備		
浸水により避難ビル等で孤立する	迅速に救助・救出する	短時間で救出する体制の構築	3-4	応急対策活動体制の整備	
			3-5	応急対策活動体制の整備 (消防、警察)	
			3-10	ヘリ運航体制の整備	
	避難ビル等で一定期間過ごす	避難ビル等への備蓄や資機材の整備	2-14	避難路・避難場所の安全確保	
正確な情報が被災者に届かない	正確な情報を迅速に提供する	情報の伝達体制の整備	3-6	情報の収集・伝達体制の整備	
		要配慮者へ情報を伝達する手段の確保	3-25	要配慮者の支援体制の整備	
治安が悪化する	警ら活動を行う	警ら活動実施体制の構築	-	通常業務の中で活動を実施	
ボランティアが集まりはじめる	受け入れ体制を整える	ボランティアセンター運営体制の強化	3-27	災害ボランティア活動の体制整備等	
大きな揺れに繰り返し襲われる	情報を迅速に周知する	迅速な情報周知手段の整備	2-1	地域の防災体制の強化	
	自らが身を守る	大きな揺れが繰り返す可能性があることを啓発	1-1	県民への情報提供、啓発の促進	
	県民や観光客等の安全を確保する	学校施設 (避難所) の防災対策		2-2	学校等の防災対策
				2-7	学校等の耐震化の促進
				2-11	室内の安全対策の促進
		住宅の耐震化	2-5	住宅の耐震化の促進	
		文化財、観光施設の防災対策	2-26	文化財の耐震化の促進	
		迅速な避難体制の構築		2-12	津波からの避難対策の促進
			3-19	避難体制づくりの促進	
	(救助・救出活動が遅れる)	応急活動従事者の安全を確保し、迅速に救助・救出する	建物の耐震化	2-5	住宅の耐震化の促進
			2-6	県・市町村有建築物の耐震化の推進	
			2-7	学校等の耐震化の促進	

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応	
(道路啓開が遅れ、外部からの物資輸送が遅れる)		資機材を整備	2-8	医療施設・社会福祉施設の耐震化の促進
			2-9	事業者施設等の耐震化の促進
			3-5	応急対策活動体制の整備(消防、警察)
	備蓄物資を供給する	備蓄の必要性の啓発 備蓄の増強	1-1	県民への情報提供、啓発の促進
			3-11	応急活動のための食料・飲料水等の備蓄の促進
			3-20	避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進
	滞りなく物資を供給する	啓開活動体制の構築 緊急輸送路の防災対策	3-1	陸上における緊急輸送の確保
			3-1	陸上における緊急輸送の確保
		物資集積拠点の整備	3-2	海上における緊急輸送の確保
			2-6	県・市町村有建築物の耐震化の推進
3-8			総合防災拠点の整備	
円滑な物資輸送体制の構築	3-3	物資配送体制の構築		
(公共交通機関の復旧が遅れる)	代替輸送手段を確保する	陸上交通路の確保体制を構築	3-1	陸上における緊急輸送の確保
(外部からの人的応援が遅れる)	早期復旧する	早期復旧体制の構築	4-2	交通基盤の整備
	応援・受援体制を整える	応援・受援体制を構築する	3-7	市町村の業務継続体制の確保
3-9			県外からの応急救助機関の受入体制の整備	
(自宅等に戻った人や周辺住民が危険にさらされる)	住宅等の安全性を確認する	被災建築物応急危険度判定の実施体制の整備	3-29	被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備
		被災宅地危険度判定の実施体制の整備	3-29	被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備
(繰り返す揺れによりPTSDが生じる)	心のケア体制を整える	D P A T等の受援体制の構築	3-22	災害時の心のケア体制の整備
ニーズに合った防災製品が無い	ニーズの合った防災製品を供給する	防災製品の開発促進	2-27	防災関連製品開発支援、導入促進
県外のNPO等が支援を開始する	受け入れる体制を整える	NPO等支援団体の受入体制の強化	3-27	災害ボランティア活動の体制整備等

(4) 地震発生から概ね2週間以内

人命救助活動の規模が縮小し、避難者対策と復旧対策に移行していきます。特に地震発生後1週間までは、被災者の生活支援対策が中心となります。

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応		
災害関連死が発生する	良好な避難所環境を整える	避難所の環境整備	3-19	避難体制づくりの促進	
	温かい食事を確保する	炊き出し用資機材の整備	3-20	避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進	
	寝床を確保する	段ボールベッド、簡易ベッドの備蓄			
	トイレを確保する	簡易トイレの備蓄			
(心身に不調が生じる)	見守り活動を行う	見守り活動の体制を事前に検討	3-19	避難体制づくりの促進	
	保健・医療・福祉が連携した支援を行う	保健・医療・福祉の支援チーム体制の構築	3-23	保健・医療・福祉の連携体制の強化	
	心のケア体制を整える	心のケア体制の構築	3-22	震災時の心のケア体制の整備	
	児童のメンタルケアを行う	学校生活での心のケア体制(スクールカウンセラー)の構築	4-10	教育環境の復旧	
	被災者の健康を維持する	保健衛生活動体制の構築	保健師の受援体制の構築	3-21	保健衛生活動の促進
			DWAT受援体制の強化	3-25	要配慮者の支援体制の整備
			保健師の受援体制の構築	3-21	保健衛生活動の促進
	口腔ケアを実施する	歯科保健医療活動体制の構築	3-18	災害時の医療救護体制の整備	
	(栄養状態が悪化する)	被災者の栄養状態を整える	栄養・食生活支援活動体制の構築	-	高知県南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドラインで対応
			栄養・食生活支援活動の受援体制の構築	3-21	保健衛生活動の促進
(透析患者の栄養状態が悪化する)	自らがカリウム、塩分摂取を控える	重点継続要医療者自身への啓発	3-25	要配慮者の支援体制の整備	
(避難生活が長引く)	良好な避難所環境を整える	避難所の環境整備	3-19	避難体制づくりの促進	
	仮設住宅を迅速に準備する	応急仮設住宅供給体制の構築	4-5	応急仮設住宅の供給	
	みなし仮設を確保する	みなし仮設供給体制の構築	4-6	民間賃貸住宅の借上	
	物資を安定して供給する	物資配送体制の構築	3-3	物資配送体制の構築	
	燃料供給体制を整える	燃料供給体制の構築	3-14	燃料確保対策の推進(供給、輸送)	
(要配慮者の体調が悪化する)	要配慮者のケアをする	要配慮者支援体制の構築	3-24	要配慮者の避難対策の促進	
			3-25	要配慮者の支援体制の整備	
(透析患者が県内で対応できなくなる)	広域搬送する(受入先の要請、搬送手段の確保等)	広域搬送体制の構築	3-18	災害時の医療救護体制の整備	
(衛生環境が悪化する)	防疫、消毒作業を実施する	防疫、消毒作業の迅速な実施準備	3-21	保健衛生活動の促進	

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応	
災害対応従事者が疲弊する	持続可能な活動体制を確立する	業務継続体制の構築	-	(県) 南海トラフ地震応急対策活動要領で対応
			3-7	市町村の業務継続体制の確保
	県への応援職員を受け入れる	受援体制の構築	3-4	応急対策活動体制の整備
			3-9	県外からの応急救助機関の受入体制の整備
	市町村へ職員を派遣する	応援職員派遣体制の構築	3-7	市町村の業務継続体制の確保
遺体が多数発生する	迅速に遺体の処置を行う	迅速な遺体処置体制の構築	3-17	遺体対策の推進
	遺体対応を実施する	遺体対応候補地の確保	3-17	遺体対策の推進
	仮埋葬を行う	仮埋葬地の選定	3-4	応急対策活動体制の整備
			3-17	遺体対策の推進
	県外へ搬送し火葬する	広域火葬体制の構築	3-17	遺体対策の推進
ライフラインの停止が続く (自家発電機の燃料が切れる)	早期に復旧する	早期復旧体制の構築	3-12	ライフライン対策の促進
	代替手段を確保する	代替手段の整備	3-12	ライフライン対策の促進
	自家発電機に燃料を供給する	避難所等への燃料供給体制の確保	3-14	燃料確保対策の推進 (供給、輸送)
トイレ不足が続く	簡易トイレ、仮設トイレを確保する	簡易トイレの備蓄	3-20	避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進
		仮設トイレの確保	3-19	避難体制づくりの促進
	し尿処理体制を整える	し尿処理体制の構築	3-19	避難体制づくりの促進
	下水道施設を早期復旧する	早期復旧体制の構築	3-12	ライフライン対策の促進
物資が不足する (支援物資の仕分けに時間がかかる)※個人からの大量の支援物資が滞留する (孤立地域で物資が不足する) (在宅避難者などに物資が供給されない)	物資を安定的に被災者に届ける体制を整える	物資配送体制の構築	3-3	物資配送体制の構築
	民間流通網を活用し物資を輸送する	物資配送体制の構築	3-3	物資配送体制の構築
	効率的な仕分け体制を整える	物資配送体制の構築	3-3	物資配送体制の構築
	空路で物資を輸送する	へり離着陸場の整備	3-16	孤立対策の促進
		へり運航の調整	-	航空部隊受援計画で対応
避難所外に避難している被災者を把握し、物資を安定的に届ける	避難所外避難者への支援方法の確立	3-19	避難体制づくりの促進	
燃料が不足する	燃料供給体制を整える	燃料供給体制の構築	3-14	燃料確保対策の推進 (供給、輸送)
大量の災害廃棄物が復旧の妨げになる	災害廃棄物を迅速に処理する	災害廃棄物処理体制の構築	4-9	災害廃棄物(がれき)の処理
飼い主不明のペットが放置される	保護体制を整える	ペット保護体制の構築	3-28	ペットの保護体制の整備
ボランティア活動が始まる	活動体制を整える	活動体制の構築	3-27	災害ボランティア活動の体制整備等

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応	
不正確な情報やデマで混乱が起きる	正確な情報を提供する	情報の伝達体制の整備	3-6	情報の収集・伝達体制の整備
		要配慮者へ情報を伝達する手段の確保	3-25	要配慮者の支援体制の整備
罹災証明書の発行が遅れる	住家被害認定調査を迅速に行う	調査員の育成	4-4	住家被害認定の体制整備
	市町村へ応援職員を派遣する	応援職員派遣体制の構築	3-7	市町村の業務継続体制の確保
義援金が集まり始める	義援金を受け入れ、保管、分配する	義援金管理体制の確保	-	(県) 災害義援金取扱要領、会計事務関連危機管理マニュアルにより対応
復旧活動が本格化する (各産業に甚大な被害が発生する)	復旧活動体制を整える	復旧活動体制の構築	3-7	市町村の業務継続体制の確保
			4-3	県土の復旧、保全、公共土木施設の早期復旧
	農業被害の早期把握	被害調査体制・方法の確立及び実効性の確保	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
			4-13	農業の再興
	林業被害の早期把握	被害調査体制・方法の確立及び実効性の確保	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
			4-14	林業の再興
	漁業・水産業被害の早期把握	被害調査体制・方法の確立及び実効性の確保	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
			4-15	水産業の再興
	商工業被害の早期把握	被害調査体制・方法の確立及び実効性の確保	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
			4-16	商工業の再興
	観光業被害の早期把握	被害調査体制・方法の確立及び実効性の確保	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
			4-17	観光産業の再興
	公共交通機関を早期再開する	被害調査体制・方法の確立及び実効性の確保	4-2	交通基盤の整備
			4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
4-2			交通基盤の整備	
社会福祉施設や在宅サービス等が再開出来ない	早期に環境を整える	社会福祉施設のBCPの実効性の確保	4-12	要配慮者の生活環境の復旧
	職員や物資を確保する	社会福祉施設の相互応援体制の強化	3-25	要配慮者の支援体制の整備
避難者が自宅等を確認するため帰る	住宅等の安全性を確認する	被災建築物応急危険度判定の実施体制の整備	3-29	被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備
		被災宅地危険度判定の実施体制の整備	3-29	被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備
(自宅が損傷している)	被災住宅を応急修理する	応急修理に対応できる事業者の育成	4-7	住宅再建への支援

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応	
		相談体制の構築	4-7	住宅再建への支援
通電に伴い火災が発生する	家庭や事業所のブレーカーを落とす	感震ブレーカーの設置	2-21	市街地における火災対策
		通電火災の危険性を啓発	2-21	市街地における火災対策
ニーズに合った防災製品が無い	ニーズの合った防災製品を供給する	防災製品の開発促進	2-27	防災関連製品開発支援、導入促進

(5) 地震発生から概ね1か月以内

地震発生後2週間までの業務を引き続き行うとともに、応急仮設住宅の建設など県民の生活再建や復旧・復興に向けた対策が始まります。

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応		
災害関連死が増加する	良好な避難所環境を整える	避難所の環境整備	3-19	避難体制づくりの促進	
	トイレを確保する	仮設トイレの確保			
	し尿処理体制を整える	し尿処理計画の実効性確保			
		温かい食事を確保する	炊き出し用資機材の整備	3-20	避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進
		寝床を確保する	段ボールベッド、簡易ベッドの備蓄		
		トイレを確保する	簡易トイレの備蓄		
(先行きの不安や、これまでの疲労の蓄積により、心身の不調が深刻化する)	見守り活動を行う	見守り活動の体制を事前に検討	3-19	避難体制づくりの促進	
	保健・医療・福祉が連携した支援を行う	保健・医療・福祉の支援チーム体制の構築	3-23	保健・医療・福祉の連携体制の強化	
	被災者の健康維持を図る	健康維持支援体制の構築	DWAT受援体制の強化	3-25	要配慮者の支援体制の整備
			要配慮者支援体制の構築	3-25	要配慮者の支援体制の整備
			生活支援体制を整える	生活支援体制の構築	3-26
	地域の医療機関の診療再開を支援する	医療機関への支援体制の構築	-	地域ごとの医療救護の行動計画により対応	
	心のケア体制を整える	心のケア体制の構築	3-22	震災時の心のケア体制の整備	
	災害対応業務従事者の支援を行う	業務継続体制の構築	-	(県)南海トラフ地震応急対策活動要領で対応	
	(避難生活が長引く)	良好な避難所環境を整える	避難所の環境整備	3-19	避難体制づくりの促進
		住家被害認定を速やかに行う	住家被害認定の体制整備	4-4	住家被害認定の体制整備
仮設住宅を建設する		応急仮設住宅供給体制の構築	4-5	応急仮設住宅の供給	

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応	
(避難生活の長期化により心身に支障をきたす)	みなし仮設を確保する	みなし仮設供給体制の構築	4-6	民間賃貸住宅の借上
	心のケア体制を整える	心のケア体制の構築	3-22	震災時の心のケア体制の整備
支援物資のニーズが細分化する	被災者のニーズを把握する	物資ニーズを把握する仕組みづくり	-	県物資配送計画で対応
	民間流通網を活用し物資を輸送する	民間事業者との事前協議	-	企業との協定により対応
ライフラインの停止が続く	早期に復旧する	早期復旧体制の構築	3-12	ライフライン対策の促進
学校が再開できない	教育環境を整える	学校早期再開の仕組みづくり	4-10	教育環境の復旧
	学校施設を避難所と共用する	学校側との事前協議	2-2	学校等の防災対策
生活再建に向けた情報が不足する	被災者一人ひとりに寄り添った情報を提供する	情報の伝達体制の整備	3-6	情報の収集・伝達体制の整備
		災害ケースマネジメント実施体制の構築	4-11	被災者の生活再建支援体制の整備
正確な情報が被災者に届かない	正確な情報を迅速に提供する	情報の伝達体制の整備	3-6	情報の収集・伝達体制の整備
		要配慮者へ情報を伝達する手段の確保	3-25	要配慮者の支援体制の整備
地盤沈下した土地や低地の排水が進まない	浸水させない	堤防の耐震化	2-16	海岸等の地震・津波対策の推進
	満潮時の繰り返し浸水を防ぐ	堤防の耐震化	2-17	河川等における津波浸水対策の推進
	迅速な排水処理を行う	排水機場の耐震化・耐水化	2-17	河川等における津波浸水対策の推進
ニーズに合った防災製品が無い	ニーズの合った防災製品を供給する	防災製品の開発促進	2-27	防災関連製品開発支援、導入促進
ボランティア活動が本格化する	活動体制を整える	活動体制の構築	3-27	災害ボランティア活動の体制整備等
NPO等による支援活動が本格化する	NPO等の支援活動を調整する	ボランティア等と連携した活動体制の構築	3-27	災害ボランティア活動の体制整備等

(6) 地震発生から概ね1か月以降

住宅再建や仮設住宅入居など県民の生活再建が本格化します。また、人口流出や産業の衰退を防ぐため、経済復興対策が重要になります。

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応	
多様な避難生活ニーズ、生活支援・再建ニーズが生じる	戸別訪問等により個別の課題や支援ニーズを把握し、支援に繋げる	災害ケースマネジメントの実施体制の構築	4-11	被災者の生活再建支援体制の整備
災害弔慰金の申請受け付けが始まる	災害弔慰金等の支給に係る審査会を速やかに開催する	災害弔慰金等の支給に係る審査体制の整備	4-11	被災者の生活再建支援体制の整備
住まいの復旧が進まない	住宅再建の支援をする	住宅再建支援体制の構築	4-7	住宅再建への支援

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応	
	被災住宅を復旧する	復旧に対応できる事業者の育成	4-7	住宅再建への支援
	被災住宅を撤去する	迅速な住家被害認定調査実施体制の構築	4-4	住家被害認定の体制整備
		がれきの早期処理体制の構築	4-9	災害廃棄物(がれき)の処理
	仮設住宅やみなし仮設の入居手続きを円滑に行う	応援職員派遣体制の構築	3-7	市町村の業務継続体制の確保
	土地の境界を復元する	地籍調査の実施	4-1	事前復興まちづくり計画の推進
仮設住宅入居者や在宅避難者の孤独死等が発生する	仮設住宅や住宅避難者などの見守り活動や相談活動を行う	見守り活動や相談活動の体制を事前に検討	3-19	避難体制づくりの促進
ライフラインの本格復旧が遅れる	早期に本格復旧する	早期復旧体制の構築	3-12	ライフライン対策の促進
企業活動が再開せず、生計に支障をきたす	早期の職場の再開(収入の安定)を図る	流通の早期復旧体制の構築	4-2	交通基盤の整備
			4-3	県土の復旧、保全、公共土木施設の早期復旧
		事業の早期復旧体制の構築	4-13	農業の再興
			4-14	林業の再興
			4-15	水産業の再興
			4-16	商工業の再興
			4-17	観光産業の再興
生活再建に向けた情報が不足する	被災者一人ひとりに寄り添った情報を提供する	災害ケースマネジメントの実施体制の構築	4-11	被災者の生活再建支援体制の整備
復興が進まない	復興方針を速やかに示す	復興方針(草案)の見直し	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
	復興手順を速やかに示す	復興手順書の見直し	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
		復興のための訓練	4-1	事前復興まちづくり計画の推進
	復興計画を速やかに示す	事前復興まちづくり計画の策定	4-1	事前復興まちづくり計画の推進
経済が停滞し、人口が流出する (農地が津波塩害等で使用できない) (営業許可等の権利の喪失により営業できない) (施設/設備の復旧に時間を要する)	事業を早期に再開する	早期再開の基盤を整備	4-2	交通基盤の整備
			4-3	県土の復旧、保全、公共土木施設の早期復旧
	農地・農業用施設/設備の復旧支援	事前に復旧方法を検討	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
			4-13	農業の再興
	農地を除塩する	除塩マニュアルの見直し	-	第3期完了
	権利の保全・緩和措置の実施	事前に必要な措置について検討	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
			林業施設/設備の復旧支援	事前に必要な支援を検討
	4-14	林業の再興		

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応	
(各産業の事業者が当面の資金繰り等に困窮する)	漁船・漁具の復旧支援	事前に必要な支援を検討	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
			4-15	水産業の再興
	漁業・水産施設/設備の復旧支援	事前に必要な支援を検討	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
			4-15	水産業の再興
	商工業施設/設備の復旧支援	事前に必要な支援を検討	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
			4-16	商工業の再興
	観光資源/観光施設の復旧支援	事前に必要な支援を検討	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
			4-17	観光産業の再興
	農業者への経営継続支援	事前に必要な支援を検討	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
			4-13	農業の再興
	林業者への経営継続支援	事前に必要な支援を検討	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
			4-14	林業の再興
水産業者への経営継続支援	事前に必要な支援を検討	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し	
		4-15	水産業の再興	
商工業者への経営継続支援	事前に必要な支援を検討	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し	
		4-16	商工業の再興	
観光業者への経営継続支援	事前に必要な支援を検討	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し	
		4-17	観光業の再興	
(各産業の復興が進まない)	産業ごとの復興を図る	事前に復興に必要な取組を検討	4-13	農業の再興
			4-14	林業の再興
			4-15	水産業の再興
			4-16	商工業の再興
			4-17	観光産業の再興
(風評被害等により需要が減退する)	風評被害対策の実施	事前に必要な対策を検討	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
(営業中断による市場・取引の喪失)	販路拡大、需要創出の支援	事前に必要な支援を検討	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
廃棄物、浸水堆積物、汚水の流出など、環境汚染が深刻化する	速やかに汚染処理を進める	処理体制の構築	4-9	災害廃棄物(がれき)の処理
復興事業に暴力団が介入する	復興事業に暴力団を介入させない	暴力団を介入させない体制の構築	-	第3期完了

何が起こるか 【事象や様相】	(その時に)何をすべきか 【課題】	事前に何ができるか 【事前対策】	行動計画の対応	
復興伝承の取組を行う	災害対応記録の作成、とりまとめを行う	災害対応に係る効率的な記録方法等の検討	4-8	復興組織体制・復興方針の見直し
			4-8	復興組織体制・復興方針の見直し

2 行動計画の体系表（対策一覧）

【視点1】 震災に強い人づくり

課題	施策のテーマ	項目		具体的な取組	頁
県民みんなが「正しく恐れ」適切に行動する	情報提供、啓発、防災訓練	1-1	県民への情報提供、啓発の促進	① 南海トラフ地震に対する備えについての啓発	61
		1-2	県民の防災教育、訓練	① 市町村や地域が行う避難訓練等 ② 総合防災訓練の実施	62
	防災人材の育成	1-3	自主防災組織の活性化	① 自主防災組織の設立、活動活性化 ② 消防学校での訓練	63
		1-4	防災人材の育成	① 県・市町村職員への研修 ② 防災士の養成 ③ 救急救命講習の受講促進 ④ 防災における男女共同参画の啓発 ⑤ 女性防火クラブ・少年消防クラブの活動	64

【視点2】 「命を守る」対策

課題	施策のテーマ	項目		具体的な取組	頁
災害に備える	地域の防災力の向上	2-1	地域の防災体制の強化	① 災害対策支部の体制強化 ② 国土強靱化地域計画の策定支援 ③ 情報伝達・収集手段の多重化 ④ 協定の実効性の確保に向けた体制整備	66
		2-2	学校等の防災対策	① 保育所・幼稚園等の防災対策 ② 県立学校・市町村立学校の防災対策 ③ 私立学校の防災対策 ④ 放課後子ども教室等の防災対策	68
		2-3	医療機関の防災対策	① 病院の防災対策 ② 県立病院の防災対策	70
		2-4	事業者の防災対策	① 事業者の防災対策	71
揺れに備える	建築物等の耐震化	2-5	住宅の耐震化の促進	① 住宅の耐震化 ② 農山漁村生活体験ホームステイ受入家庭での耐震化促進	72
		2-6	県・市町村有建築物の耐震化の推進	① 市町村有建築物の耐震化（小中学校除く） ② 教職員住宅等の耐震化 ③ 畜産試験場内施設の耐震化 ④ 内水面漁業センター・水産試験場の耐震化 ⑤ 家畜保健衛生所等の耐震化 ⑥ 果樹試験場の耐震化	73

課題	施策のテーマ	項目	具体的な取組	頁
			⑦ 茶業試験場の耐震化 ⑧ 農業大学の安全対策 ⑨ 森林技術センター内の調整池の耐震化	
		2-7 学校等の耐震化の促進	① 私立学校の耐震化	75
		2-8 医療施設・社会福祉施設の耐震化の促進	① 病院の耐震化 ② 社会福祉施設の耐震化	76
		2-9 事業者施設の耐震化の促進	① 事業所等の耐震化 ② 大規模建築物等の耐震化 ③ 融資制度による地震対策 ④ 商店街施設の耐震化 ⑤ 鉄道高架橋の耐震化促進	77
		2-10 ブロック塀対策等の促進	① 住宅敷地等にあるブロック塀の対策 ② 保育所・幼稚園等のブロック塀等の対策 ③ 慰霊碑等の耐震化	79
	室内等の安全確保対策	2-11 室内の安全対策の促進	① 家庭の室内安全対策 ② 保育所・幼稚園等の室内安全対策 ③ 市町村立小中学校の室内安全対策 ④ 私立学校の室内安全対策 ⑤ 放課後子ども教室等の室内安全対策	80
津波に備える	避難対策	2-12 津波からの避難対策の促進	① 市町村津波避難計画の見直し ② 地域津波避難計画の見直し ③ 津波災害警戒区域の避難確保計画策定、訓練の実施 ④ 個別避難計画の作成、訓練の実施 ⑤ 観光客の避難対策 ⑥ 漁業関係者の避難対策 ⑦ 道路利用者の避難対策	81
		2-13 津波避難路・避難場所の整備	① 避難路・避難場所の整備 ② 漁村地域における避難路・避難場所の整備 ③ 民間事業者への津波避難施設の整備	84
		2-14 避難路・避難場所の安全確保	① 津波避難タワー等の資機材整備 ② 津波避難路の液状化対策等の安全対策 ③ 老朽住宅等の除却の支援 ④ 防災備蓄倉庫の整備	85

課題	施策のテーマ	項目	具体的な取組	頁	
	津波・浸水被害対策	2-15	重要港湾の防波堤等の整備	① 高知港・宿毛湾港の防波堤の延伸等 ② 須崎港の津波防波堤の粘り強い化等	86
		2-16	海岸等の地震・津波対策の推進	① 浦戸湾口・湾内の整備 ② 県中央部海岸の整備 ③ 県管理・市町村管理海岸の整備 ④ 防潮堤の強靱化	87
		2-17	河川等における津波浸水対策の推進	① 河川堤防の耐震化 ② 河川排水機場の耐震化・耐水化 ③ 河川の整備	88
		2-18	陸こう等の常時閉鎖の促進	① 海岸堤防の陸こう等の常時閉鎖 ② 保安施設堤防の陸こうの常時閉鎖	89
		2-19	津波による漂流物対策の推進	① 河川における沈没船の処分 ② 県管理漁港における沈没船の処分 ③ 市町村管理漁港における沈没船の処理	90
		2-20	高台移転に向けた取組	① 津波浸水想定区域外での工業団地開発 ② 保育所・幼稚園等の高台移転 ③ 社会福祉施設の高台移転 ④ 県有建築物の高台移転 ⑤ 牧野植物園長江圃場の一部高台移転 ⑥ 警察署の高台移転	91
火災に備える	地震火災対策	2-21	市街地における火災対策	① 地震火災対策 ② 密集市街地の地震火災対策	92
	津波火災対策	2-22	燃料タンク等の安全対策の推進	① タナスカ、中の島地区の石油・ガス施設対策 ② 農業用燃料タンク対策 ③ 高压ガス施設対策	93
土砂災害等に備える	土砂災害等の対策	2-23	土砂災害対策の促進	① 土砂災害対策 ② 農地の地すべり防止対策 ③ 山地災害（地すべり）危険地区の地すべり防止対策	94
		2-24	ダムの地震対策の促進	① 県管理ダムの点検体制の構築 ② ダムの耐震化	95
		2-25	ため池の地震対策の促進	① ため池の耐震化 ② ため池監視システムの整備	96
災害に強くなる	文化財の保護対策	2-26	文化財の耐震化の促進	① 文化財の耐震化、津波対策等 ② 高知城山体の防災対策	97
	防災関連製品の開発等	2-27	防災関連製品開発支援、導入促進	① 製品開発支援、販路拡大	98

課題	施策のテーマ	項目		具体的な取組	頁
臨時情報の発表に備える	臨時情報対策	2-28	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に備えた対応の強化	① 市町村の対応方針決定等の支援 ② 事業者の地震対策計画の見直し ③ 臨時情報の啓発 ④ 住民避難訓練の実施	99

【視点3】 助かった「命をつなぐ」対策

課題	施策のテーマ	項目		具体的な取組	頁
輸送手段を確保する	緊急輸送の確保	3-1	陸上における緊急輸送の確保	① 道路啓開計画の実効性の確保 ② 橋梁の落橋対策 ③ 緊急輸送道路の橋梁の耐震対策 ④ 道路法面の防災対策 ⑤ 四国8の字ネットワーク整備 ⑥ 道の駅防災拠点化 ⑦ 緊急交通路の交通対策訓練等 ⑧ 県内でのバスの輸送手段の確保 ⑨ 県外のバス協会等との協力関係の構築 ⑩ 緊急輸送道路下にある非耐震性防火水槽の撤去	100
		3-2	海上における緊急輸送の確保	① 港湾BCPの実効性の検証 ② 防災拠点港の耐震化 ③ 防災拠点漁港の耐震化 ④ 漁港での海上輸送機能の確保 ⑤ 漁港施設管理情報の集約・電子化	103
		3-3	物資配送体制の構築	① 物資調達・輸送調整等支援システム機能強化への対応 ② 市町村物資受入、配送体制の充実	104
早期の救助救出と救護を行う	迅速な応急活動のための体制整備	3-4	応急対策活動体制の整備	① 災害対策本部体制の強化 ② 県退職者への協力要請 ③ 県職員の参集体制の整備 ④ 緊急災害派遣隊（TEC-FORCE）の受援計画の見直し ⑤ 長期浸水域における救助救出体制の整備 ⑥ 県庁本庁舎・西庁舎・北庁舎の代替庁舎の検討 ⑦ 応急期機能配置計画の見直し ⑧ リアルタイム津波浸水被害予測システムの高度化	105

課題	施策のテーマ	項目	具体的な取組	頁
		3-5 応急対策活動体制の整備（消防、警察）	① 消防団の資機材整備 ② 警察の救助救出活動に備えた訓練、資機材の整備 ③ 消防団等の体制の充実 ④ 消防学校の教育訓練の充実・強化 ⑤ 高知県消防の広域化の推進 ⑥ 非耐震性防火水槽の耐震化の支援	107
		3-6 情報の収集・伝達体制の整備	① 庁内クラウド整備、情報ハイウェイの震災対策 ② 警察情報システムのバックアップ ③ 安否確認システムの円滑な運用 ④ 県庁窓口受付体制の対応力強化 ⑤ 総合防災情報システムの充実、更新等 ⑥ 安否不明情報の把握に係る実施体制の確立、訓練の実施	109
		3-7 市町村の業務継続体制の確保	① 市町村災害対策本部体制の充実 ② 市町村における受援態勢の整備	111
		3-8 総合防災拠点の整備	① 総合防災拠点の運営体制の確立	112
		3-9 県外からの応急救助機関の受入体制の整備	① 応急救助機関の受入体制の整備 ② 緊急消防援助隊の受入体制の整備	113
		3-10 ヘリ運航体制の整備	① 発災時の円滑なヘリ運行体制の検討 ② ヘリコプター活動能力の向上、安全性の確保	114
		3-11 応急活動のための食料・飲料水等の備蓄の促進	① 県職員用備蓄 ② 県警察職員用備蓄 ③ 保育所・幼稚園等の乳幼児・職員用備蓄 ④ 私立学校の児童生徒・職員用備蓄 ⑤ 県立学校の生徒・職員用備蓄の更新 ⑥ 県立病院の患者・職員用備蓄の更新 ⑦ 青少年教育施設の利用者の食料等の備蓄 ⑧ 応急活動時に必要な資金確保	115
応急活動を行う	ライフラインの確保	3-12 ライフライン対策の促進	① ライフライン復旧対策の検討 ② 応急給水活動体制の整備 ③ 水道施設の耐震化 ④ 応急給水活動に係る資機材整備 ⑤ 下水道施設の耐震化 ⑥ 下水道施設の業務継続体制の確保 ⑦ LPガス早期復旧対策	116

課題	施策のテーマ	項目		具体的な取組	頁
	燃料の確保	3-13	燃料確保対策の推進 (備蓄)	① 車両への燃料備蓄の啓発 ② 応急対策活動のための燃料備蓄 ③ 重要施設の自家発電設備の整備及び燃料備蓄 ④ 排水機場、ポンプ場の燃料備蓄 ⑤ 火葬用の燃料備蓄 ⑥ LPガス活用の検討 ⑦ ヘリコプター用燃料の確保	118
		3-14	燃料確保対策の推進 (供給、輸送)	① 災害時の燃料供給体制の維持 ② 臨時給油拠点の体制整備 ③ 燃料輸送車両等の確保	120
		3-15	燃料確保対策の推進 (横断的・総合的対策)	① 啓発 ② 医療救護対策	121
	集落の孤立対策	3-16	孤立対策の促進	① 緊急用ヘリコプター離着陸場の整備	122
	遺体対応	3-17	遺体対策の推進	① 検視用資機材の整備等 ② 広域火葬体制の整備	123
医療救護活動を行う	医療救護対策	3-18	災害時の医療救護体制の整備	① 災害時医療救護計画の見直し ② 救護活動への県民参加 ③ 医療救護活動を担う人材の育成 ④ 自らの力で医療継続できる体制の確保 (水の確保対策、透析室のBCP策定) ⑤ 医薬品等の供給・確保体制の整備 ⑥ 歯科医療提供体制の整備 ⑦ 透析医療提供体制等の整備	124
被災者の支援を行う	避難所・被災者対策	3-19	避難体制づくりの促進	① 避難所の収容能力の拡大 ② 避難所運営マニュアルの作成、訓練実施 ③ 広域避難の調整 ④ 避難所への資機材整備 ⑤ 仮設トイレの確保対策、し尿処理計画の実効性確保 ⑥ 避難時の自動車利用についての啓発 ⑦ 県立学校体育館の空調整備 ⑧ 被災者見守り支援体制の整備	128
		3-20	避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進	① 県備蓄 ② 市町村備蓄 ③ 備蓄以外による水等の確保	131

課題	施策のテーマ	項目	具体的な取組	頁	
被災者の健康維持対策	被災者の健康維持対策	3-21	保健衛生活動の促進	① 高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドラインの見直し ② 市町村の災害時保健活動の体制整備 ③ 災害時栄養・食生活支援活動の体制整備	133
		3-22	震災時の心のケア体制の整備	① 震災時の心のケア体制の整備 ② 心のケア活動を担う人材育成	135
		3-23	保健・医療・福祉の連携体制の強化	① 保健・医療・福祉の各分野が連携した活動体制の確立	136
		3-24	要配慮者の避難対策の促進	① 福祉避難所の指定、要配慮者の避難対策の見直し ② 一般の避難所における要配慮者対策	137
要配慮者の支援対策	要配慮者の支援対策	3-25	要配慮者の支援体制の整備	① 重点継続要医療者の備えの促進 ② 重点継続要医療者及び指定難病患者の情報提供 ③ HOTステーション設置場所の検討 ④ 在宅酸素療法者等に係る災害時医療ネットワークの構築 ⑤ 災害派遣福祉チーム（DWAT）の体制強化 ⑥ 社会福祉施設の防災対策の強化 ⑦ 社会福祉施設の相互応援体制の強化 ⑧ 情報支援ボランティア登録支援 ⑨ 手話での情報提供体制の整備 ⑩ 多言語での情報提供体制の整備	138
被災者の生活支援対策	被災者の生活支援対策	3-26	被災者の生活支援体制の整備	① 運転免許証再交付手続に係る早期再開体制の確立 ② 給付金等の支払方法等の検討 ③ 災害時の消費者トラブルの防止	142
		3-27	災害ボランティア活動の体制整備等	① ボランティアセンターの円滑な設置、運営及びNPO等との連携強化	143
		3-28	ペットの保護体制の整備	① ペット同行避難が可能な避難所整備の支援 ② 動物救護体制の充実	144
二次被害の防止対策	二次被害の防止対策	3-29	被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備	① 被災建築物の応急危険度判定の体制整備 ② 被災宅地の危険度判定の体制整備	145

【視点4】 「生活を立ち上げる」 対策

課題	施策のテーマ	項目	具体的な取組	頁	
安全を確保する	まちづくり	4-1 事前復興まちづくり計画の推進	① 沿岸地域の事前復興計画の策定を推進 ② 中山間地域の事前復興計画の策定を推進 ③ 都市の復興のための事前準備 ④ 市町村が実施する地籍調査事業の支援	147	
		4-2 交通基盤の整備	① 交通運輸事業者におけるBCPの実効性確保	148	
		4-3 県土の復旧、保全、公共土木施設の早期復旧	① 建設事業者及び建築事業者のBCP策定 ② 工業用水道の耐震化	149	
	住宅の復旧・復興	4-4 住家被害認定の体制整備	① 住家被害認定調査の体制整備	150	
		4-5 応急仮設住宅の供給	① 応急仮設住宅供給体制の整備 ② 建築資材の安定供給体制の整備	151	
		4-6 民間賃貸住宅の借上	① 応急借上住宅制度の充実	152	
		4-7 住宅再建への支援	① 住宅の早期復旧体制の整備 ② 住宅の応急修理マニュアルの見直し ③ 災害公営住宅建設計画の見直し	153	
	復興体制を整備する	復興方針等の見直し	4-8 復興組織体制・復興方針の見直し	① 県の復興組織体制（草案）の見直し ② 復興方針（草案）の見直し ③ 復興手順書（Ver. 2）の見直し ④ 震災対応記録誌の作成の事前準備	154
	くらしを再建する	生活基盤の復旧・復興	4-9 災害廃棄物（がれき）の処理	① 県災害廃棄物処理計画の実効性の向上 ② 市町村災害廃棄物処理計画の見直し支援 ③ 損壊家屋等の迅速な解体・撤去対策	155
			被災者の支援	4-10 教育環境の復旧	① 保育所・幼稚園等のBCP策定 ② 学校のBCP策定 ③ 私立学校のBCP策定 ④ 県教育委員会事務局のBCP策定 ⑤ 教職員派遣の受入体制整備 ⑥ 児童生徒のメンタルケア体制の整備
4-11 被災者の生活再建支援体制の整備		① 災害ケースマネジメントの実施体制の構築 ② 災害弔慰金等の支給に係る審査体制の整備		159	
4-12 要配慮者の生活環境の復旧		① 社会福祉施設のBCPに基づく訓練の実施		160	

課題	施策のテーマ	項目		具体的な取組	頁
なりわいを再 建する	産業の復旧・ 復興	4-13	農業の再興	① J AグループにおけるBCPの実効性確保	161
		4-14	林業の再興	① 木材加工業界におけるBCPの実効性確保 ② 早期の復旧に向けた災害情報共有体制の構築	162
		4-15	水産業の再興	① 漁協のBCPの実効性の確保に向けた支援 ② 漁業地域BCPの実効性の確保	163
		4-16	商工業の再興	① 商工業者等のBCP策定 ② 商工会・商工会議所のBCP改正	164
		4-17	観光産業の再興	① 旅館、ホテルの防災対策 ② 旅館、ホテルのBCP策定	165

3 重点課題に係る取組一覧

■ 「命を守る」対策

① 住宅の安全性の確保

項目	取組の概要	頁
2-5	住宅の耐震化の促進 ① 住宅の耐震化	72
2-11	室内の安全対策の促進 ① 家庭の室内安全対策	80

② 地域地域での津波避難対策の実効性の充実

項目	取組の概要	頁
1-1	県民への情報提供、啓発の促進 ① 南海トラフ地震に対する備えについての啓発	61
1-2	県民の防災教育、訓練 ① 市町村や地域が行う避難訓練等	62
1-3	自主防災組織の活性化 ① 自主防災組織の設立、活動活性化	63
1-4	防災人材の育成 ② 防災士の養成	64
2-1	地域の防災体制の強化 ③ 情報伝達・収集手段の多重化	66
2-2	学校等の防災対策 ② 県立学校・市町村立学校の防災対策 ③ 私立学校の防災対策	68
2-5	住宅の耐震化の促進 ① 住宅の耐震化 【再掲】	72
2-10	ブロック塀対策の促進 ① 住宅敷地等にあるブロック塀の対策	79
2-12	津波からの避難対策の促進 ① 市町村津波避難計画の見直し ② 地域津波避難計画の見直し ③ 津波災害警戒区域の避難確保計画策定、訓練の実施 ④ 個別避難計画の作成、訓練の実施 ⑥ 漁業関係者の避難対策	81
2-13	津波避難路・避難場所の整備 ① 避難路・避難場所の整備 ② 漁村地域における避難路・避難場所の確保	84
2-14	避難路・避難場所の安全確保 ① 津波避難タワー等の資機材整備 ② 津波避難路の液状化対策等の安全対策 ③ 老朽住宅等の除却の支援 ④ 防災備蓄倉庫の整備	85
2-18	陸こう等の常時閉鎖の促進 ① 海岸堤防の陸こう等の常時閉鎖	89

③ 南海トラフ地震臨時情報への対応強化

項目	取組の概要	頁
1-1	県民への情報提供、啓発の促進 ① 南海トラフ地震に対する備えについての啓発 【再掲】	61
1-2	県民の防災教育、訓練 ① 市町村や地域が行う避難訓練等 【再掲】	62
1-3	自主防災組織の活性化 ① 自主防災組織の設立支援、活動活性化 【再掲】	63
1-4	防災人材の育成 ② 防災士の養成 【再掲】	64
2-2	学校等の防災対策 ② 県立学校・市町村立学校の防災対策 【再掲】 ③ 私立学校の防災対策 【再掲】	68

項目		取組の概要	頁
2-12	津波からの避難対策の促進	⑥ 漁業関係者の避難対策 【再掲】	82
2-28	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に備えた対応の強化	① 市町村の対応方針決定等の支援 ② 事業者の地震対策計画の見直し ③ 臨時情報の啓発 ④ 住民避難訓練の実施	99

■助かった「命をつなぐ」対策

④ 医療救護対策、要配慮者対策の推進

項目		取組の概要	頁
2-3	医療機関の防災対策	① 病院の防災対策 ② 県立病院の防災対策	70
2-8	医療施設・社会福祉施設の耐震化の促進	① 病院の耐震化 ② 社会福祉施設の耐震化	76
2-12	津波からの避難対策の促進	④ 個別避難計画の作成、訓練の実施 【再掲】	81
2-20	高台移転に向けた取組	② 保育所・幼稚園等の高台移転 ③ 社会福祉施設の高台移転	91
3-18	災害時の医療救護体制の整備	① 災害時医療救護計画の見直し ② 救護活動への県民参加 ③ 医療救護活動を担う人材の育成 ④ 自らの力で医療継続できる体制の確保 (水の確保対策、透析室のBCP策定) ⑤ 医薬品等の供給・確保体制の整備 ⑦ 透析医療提供体制等の整備	124
3-23	保健・医療・福祉の連携体制の強化	① 保健・医療・福祉の各分野が連携した活動体制の確立	136
3-24	要配慮者の避難対策の促進	① 福祉避難所の指定、要配慮者の避難対策の見直し ② 一般の避難所における要配慮者対策	137
3-25	要配慮者の支援体制の整備	① 重点継続要医療者の備えの促進 ② 重点継続要医療者及び指定難病患者の情報提供 ③ HOTステーション設置場所の検討 ④ 在宅酸素療法者等に係る災害時医療ネットワークの構築 ⑤ 災害派遣福祉チーム(DWAT)の体制強化 ⑥ 社会福祉施設の防災対策の強化 ⑦ 社会福祉施設の相互応援体制の強化 ⑩ 多言語での情報提供体制の整備	138
4-12	要配慮者の生活環境の復旧	① 社会福祉施設のBCPに基づく訓練の実施	160

⑤ 災害関連死の防止に向けた避難環境の整備や支援・受援態勢の強化

項目		取組の概要	頁
2-1	地域の防災体制の強化	④ 協定の実効性の確保に向けた体制整備	67
3-1	陸上における緊急輸送の確保	① 道路啓開計画の実効性の確保 ⑦ 緊急交通路の交通対策訓練等	100
3-2	海上における緊急輸送の確保	① 港湾BCPの実効性の検証 ④ 漁港での海上輸送機能の確保	103
3-3	物資配送体制の構築	① 物資調達・輸送調整等支援システム機能強化への対応 ② 市町村物資受入、配送体制の充実	104
3-4	応急対策活動体制の整備	① 災害対策本部体制の強化 ③ 県職員の参集体制の整備 ④ 緊急災害派遣隊（TEC-FORCE）の受援計画の見直し	105
3-5	応急活動体制の整備（消防、警察）	⑤ 高知県消防の広域化の推進	108
3-7	市町村の業務継続体制の確保	② 市町村における受援態勢の整備	111
3-8	総合防災拠点の整備	① 総合防災拠点の運営体制の確立	112
3-9	県外からの応急救助機関の受入体制の整備	① 応急救助機関の受入体制の整備 ② 緊急消防援助隊の受入体制の整備	113
3-12	ライフライン対策の促進	① ライフライン復旧対策の検討 ② 応急給水活動体制の整備 ④ 応急給水活動に係る資機材整備	116
3-13	燃料確保対策の推進（備蓄）	① 車両への燃料備蓄の啓発 ② 応急対策活動のための燃料備蓄 ⑦ ヘリコプター用燃料の確保	118
3-14	燃料確保対策の推進（供給、輸送）	① 災害時の燃料供給体制の維持 ② 臨時給油拠点の体制整備 ③ 燃料輸送車両等の確保	120
3-15	燃料確保対策の推進（横断的・総合的対策）	① 啓発	121
3-16	孤立対策の促進	① 緊急用ヘリコプター離着陸場の整備	122
3-17	遺体対策の推進	② 広域火葬体制の整備	123
3-18	災害時の医療救護体制の整備	① 災害時医療救護計画の見直し 【再掲】 ④ 自らの力で医療継続できる体制の確保 （水の確保対策、透析室のBCP策定） 【再掲】 ⑤ 医薬品等の供給・確保体制の整備 【再掲】 ⑥ 歯科医療提供体制の整備 ⑦ 透析医療提供体制等の整備 【再掲】	124

項目		取組の概要	頁
3-19	避難体制づくりの促進	① 避難所の収容能力の拡大 ② 避難所運営マニュアルの作成、訓練実施 ③ 広域避難の調整 ④ 避難所への資機材整備 ⑤ 仮設トイレの確保対策、し尿処理計画の実効性の確保 ⑦ 県立学校体育館の空調整備 ⑧ 被災者見守り支援体制の整備	128
3-20	避難者等のための食料・飲料 水等の備蓄の推進	① 県備蓄 ② 市町村備蓄 ③ 備蓄以外による水等の確保	131
3-21	保健衛生活動の促進	① 高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドラインの見直し ② 市町村の災害時保健活動の体制整備 ③ 災害時栄養・食生活支援活動の体制整備	133
3-22	震災時の心のケア体制の整備	① 震災時の心のケア体制の整備 ② 心のケア活動を担う人材育成	135
3-23	保健・医療・福祉の連携体制 の強化	① 保健・医療・福祉の各分野が連携した活動体制の確立 【再掲】	136
3-24	要配慮者の避難対策の促進	① 福祉避難所の指定、要配慮者の避難対策の見直し 【再掲】 ② 一般の避難所における要配慮者対策 【再掲】	137
3-25	要配慮者の支援体制の整備	③ HOTステーション設置場所の検討 【再掲】 ⑤ 災害派遣福祉チーム（DWAT）の体制強化 【再掲】	138
3-27	災害ボランティア活動の体制 整備等	① ボランティアセンターの円滑な設置、運営及びNPO等との連携強化	143
3-28	ペットの保護体制の整備	① ペット同行避難が可能な避難所整備の支援 ② 動物救護体制の充実	144
3-29	被災建築物・宅地の応急危険 度判定等の体制整備	① 被災建築物の応急危険度判定の体制整備 ② 被災宅地の危険度判定の体制整備	145
4-3	県土の復旧、保全、公共土木 施設の早期復旧	① 建設事業者及び建築事業者のBCP策定	149
4-4	住家被害認定の体制整備	① 住家被害認定調査の体制整備	150
4-5	応急仮設住宅の供給	① 応急仮設住宅供給体制の整備	151
4-7	住宅再建への支援	① 住宅の早期復旧体制の整備 ③ 災害公営住宅建設計画の見直し	153
4-10	教育環境の復旧	⑤ 教職員派遣の受入体制整備 ⑥ 児童生徒のメンタルケア体制の整備	157
4-11	被災者の生活再建支援体制の 整備	① 災害ケースマネジメントの実施体制の構築	159

⑥ 長期浸水域内における確実な避難と迅速な救助・救出

項目		取組の概要	頁
1-1	県民への情報提供、啓発の促進	① 南海トラフ地震に対する備えについての啓発 【再掲】	61
1-2	県民の防災教育、訓練	① 市町村や地域が行う避難訓練等 【再掲】	62
1-3	自主防災組織の活性化	① 自主防災組織の設立、活動活性化 【再掲】	63
1-4	防災人材の育成	② 防災士の養成 【再掲】	64
2-3	医療機関の防災対策	① 病院の防災対策 【再掲】	70
2-12	津波からの避難対策の促進	① 市町村津波避難計画の見直し 【再掲】 ② 地域津波避難計画の見直し 【再掲】	81
2-15	重要港湾の防波堤等の整備	① 高知港・宿毛湾港の防波堤の延伸等	86
2-16	海岸等の地震・津波対策の推進	① 浦戸湾口・湾内の整備	87
2-20	高台移転に向けた取組	④ 県有建築物の高台移転	91
3-4	応急対策活動体制の整備	⑤ 長期浸水域における救助救出体制の整備	106
3-5	応急対策活動体制の整備（消防、警察）	① 消防団の資機材整備 ② 警察の救助救出活動に備えた訓練、資機材の整備	107

■ 「生活を立ち上げる」対策

⑦ 早期の復旧・復興に向けた取組の強化

項目		取組の概要	頁
3-4	応急対策活動体制の整備	⑦ 応急期機能配置計画の見直し	106
3-12	ライフライン対策の促進	① ライフライン復旧対策の検討 【再掲】 ③ 水道施設の耐震化 ⑤ 下水道施設の耐震化 ⑥ 下水道施設の業務継続体制の確保 ⑦ LPガス早期復旧対策	116
3-17	遺体対策の推進	② 広域火葬体制の整備 【再掲】	120
3-27	災害ボランティア活動の体制整備等	① ボランティアセンターの円滑な設置、運営及びNPO等との連携強化 【再掲】	143
3-29	被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備	① 被災建築物の応急危険度判定の体制整備 【再掲】 ② 被災宅地の危険度判定の体制整備 【再掲】	145
4-1	事前復興まちづくり計画の推進	① 沿岸地域の事前復興計画の策定を推進 ② 中山間地域の事前復興計画の策定を推進 ④ 市町村が実施する地籍調査事業の支援	147
4-2	交通基盤の整備	① 交通運輸事業者におけるBCPの実効性確保	148
4-3	県土の復旧、保全、公共土木施設の早期復旧	① 建設事業者及び建築事業者のBCP策定 【再掲】 ② 工業用水道の耐震化	149
4-4	住家被害認定の体制整備	① 住家被害認定調査の体制整備 【再掲】	150
4-5	応急仮設住宅の供給	① 応急仮設住宅供給体制の整備 【再掲】	151

項目		取組の概要	頁
4-6	民間賃貸住宅の借上	① 応急借上住宅制度の充実	152
4-7	住宅再建への支援	① 住宅の早期復旧体制の整備 【再掲】 ② 住宅の応急修理マニュアルの見直し ③ 災害公営住宅建設計画の見直し 【再掲】	153
4-8	復興組織体制・復興方針の見直し	① 県の復興組織体制（草案）の見直し ② 復興方針（草案）の見直し ③ 復興手順書（Ver.2）の見直し	154
4-9	災害廃棄物（がれき）の処理	① 県災害廃棄物処理計画の実効性の向上 ③ 損壊家屋等の迅速な解体・撤去対策	155
4-10	教育環境の復旧	① 保育所・幼稚園等のBCP策定 ② 学校のBCP策定 ③ 私立学校のBCP策定 ④ 県教育委員会事務局のBCP策定 ⑤ 教職員派遣の受入体制整備 【再掲】 ⑥ 児童生徒のメンタルケア体制の整備 【再掲】	157
4-11	被災者の生活再建支援体制の整備	① 災害ケースマネジメントの実施体制の構築 【再掲】 ② 災害弔慰金等の支給に係る審査体制の整備	159
4-12	要配慮者の生活環境の復旧	① 社会福祉施設のBCPに基づく訓練の実施 【再掲】	160
4-13	農業の再興	① J AグループにおけるBCPの実効性確保	161
4-14	林業の再興	① 木材加工業界におけるBCPの実効性確保	162
4-15	水産業の再興	① 漁協のBCPの実効性の確保に向けた支援 ② 漁業地域BCPの実効性の確保	163
4-16	商工業の再興	① 商工業者等のBCP策定 ② 商工会・商工会議所のBCP改正	164
4-17	観光産業の再興	① 旅館、ホテルの防災対策 ② 旅館、ホテルのBCP策定	165

■ 共通課題

⑧ 啓発の充実強化による自助・共助のさらなる強化

項目		取組の概要	頁
1-1	県民への情報提供、啓発の促進	① 南海トラフ地震に対する備えについての啓発 【再掲】	61
1-2	県民の防災教育、訓練	① 市町村や地域が行う避難訓練等 【再掲】	62
1-3	自主防災組織の活性化	① 自主防災組織の設立、活動活性化 【再掲】	63
1-4	防災人材の育成	② 防災士の養成 【再掲】 ③ 救急救命講習の受講促進 ④ 防災における男女共同参画の啓発 ⑤ 女性防火クラブ・少年消防クラブの活動	64

項目		取組の概要	頁
2-2	学校等の防災対策	① 保育所・幼稚園等の防災対策 ② 県立学校・市町村立学校の防災対策 【再掲】 ③ 私立学校の防災対策 【再掲】 ④ 放課後子ども教室等の防災対策	68
2-5	住宅の耐震化の促進	① 住宅の耐震化 【再掲】	72
2-11	室内の安全対策の促進	① 家庭の室内安全対策 【再掲】	80
2-12	津波からの避難対策の促進	④ 個別避難計画の作成、訓練の実施 【再掲】	81
3-13	燃料確保対策の推進（備蓄）	① 車両への燃料備蓄の啓発 【再掲】	118

⑨ 災害に強いインフラ整備の加速化

項目		取組の概要	頁
2-9	事業者施設の耐震化の促進	⑤ 鉄道の高架橋の耐震化	78
2-15	重要港湾の防波堤等の整備	① 高知港・宿毛湾港の防波堤の延伸等 【再掲】 ② 須崎港の津波防波堤の粘り強い化等	86
2-16	海岸等の地震・津波対策の推進	① 浦戸湾口・湾内の整備 【再掲】 ② 県中央部海岸の整備 ③ 県管理・市町村管理海岸の整備 ④ 防波堤の強靱化	87
2-17	河川等における津波浸水対策の推進	① 河川堤防の耐震化 ② 河川排水機場の耐震化・耐水化 ③ 河川の整備	88
2-23	土砂災害対策の促進	① 土砂災害対策 ② 農地の地すべり防止対策 ③ 山地災害（地すべり）危険地区の地すべり防止対策	94
2-24	ダムの地震対策の促進	② ダムの耐震化	95
2-25	ため池の地震対策の促進	① ため池の耐震化	96
3-1	陸上における緊急輸送の確保	② 橋梁の落橋対策 ③ 緊急輸送道路の橋梁の耐震対策 ④ 道路法面の防災対策 ⑤ 四国8の字ネットワーク整備 ⑥ 道の駅防災拠点化	100
3-2	海上における緊急輸送の確保	② 防災拠点港の耐震化 ③ 防災拠点漁港の耐震化	103
3-12	ライフライン対策の促進	③ 水道施設の耐震化 【再掲】 ⑤ 下水道施設の耐震化 【再掲】	116
4-3	県土の復旧、保全、公共土木施設の早期復旧	② 工業用水道の耐震化 【再掲】	149

⑩ 防災DXの活用による防災・災害対応業務の効率化の推進

項目		取組の概要	頁
1-1	県民への情報提供、啓発の促進	① 南海トラフ地震に対する備えについての啓発 【再掲】	61
2-25	ため池の地震対策の促進	② ため池監視システムの整備	96
3-3	物資配送体制の構築	① 物資調達・輸送調整等支援システム機能強化への対応 【再掲】 ② 市町村物資受入、配送体制の充実 【再掲】	104
3-4	応急対策活動体制の整備	⑧ リアルタイム津波浸水被害予測システムの高度化	106
3-6	情報の収集・伝達体制の整備	① 庁内クラウド整備、情報ハイウェイの震災対策 ② 警察情報システムのバックアップ ⑤ 総合防災情報システムの充実、更新等	109
3-19	避難体制づくりの促進	④ 避難所への資機材整備 【再掲】	129
3-20	避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進	① 県備蓄 【再掲】 ② 市町村備蓄 【再掲】	131
4-4	住家被害認定の体制整備	① 住家被害認定調査の体制整備 【再掲】	150

4 具体的な取組内容（個票）

【個票の見方】

- ・ 個票は、項目ごとに、〔概要〕及び〔詳細〕の表で構成されています。
- ・ 〔概要〕は、取組の目的、目標達成によって得られる効果等を記載し、〔詳細〕は、取組の具体的な内容、計画期間の目標等を記載しています。

1-1 県民への情報提供、啓発の促進		【実施主体等】 「取組を実施する機関」や「取組に関係が深い団体等」を記載				【計画期間の目標】 この取組の令和7～9年度までの目標を記載		【第5期までの実績】 取組のこれまでの実績を記載 ※特に記載がないものは、R7.3月末見込み				【最終目標】 取組の全体量を明らかにするため、最終達成目標を記載		1-1 県民への情報提供、啓発の促進					
項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	担当課名
1-1	県民への情報提供、啓発の促進	県民一人ひとりが地震や津波に対して正しい知識を身につけ、事前の備えに取り組むことができるよう、情報提供や広報を行います。	①	2 3 6 8 10	「南海トラフ地震に備えよき」や広報誌、テレビ・ラジオ等の様々な媒体を通じて、南海トラフ地震に対する備えについて啓発を行います。	県民全体の防災への意識を高め、南海トラフ地震に対する事前の備えを進めることによる県民の安全の確保	県	1	県民の防災意識向上のための情報提供・啓発 【啓発方法】 ・テレビ、ラジオCM ・SNS(X、Instagram) ・動画配信サービス(YouTube、TVer) ・新聞広告 ・LINE ・啓発冊子「南海トラフ地震に備えよき」等	I A	津波からの早期避難の意識率 100%	津波からの早期避難の意識率 69.7%	津波からの早期避難の意識率 80%	津波からの早期避難の意識率 90%	津波からの早期避難の意識率 100%	取組の継続	津波からの早期避難の意識率 100%	R9	南海トラフ地震対策課
								2	3日分以上の飲料水備蓄率 100%	3日分以上の飲料水備蓄率 73.1%	3日分以上の飲料水備蓄率 82%	3日分以上の飲料水備蓄率 91%	3日分以上の飲料水備蓄率 100%	取組の継続	3日分以上の飲料水備蓄率 100%	R9	南海トラフ地震対策課		
								3	3日分以上の食料備蓄率 100%	3日分以上の食料備蓄率 73.8%	3日分以上の食料備蓄率 82%	3日分以上の食料備蓄率 91%	3日分以上の食料備蓄率 100%	取組の継続	3日分以上の食料備蓄率 100%	R9	南海トラフ地震対策課		
								4	津波からの早期避難意識率向上に向けた啓発手法の追加	新たな啓発手法を3つ以上追加	-	1つ以上追加	1つ以上追加	1つ以上追加	-	新たな啓発手法を3つ以上追加	R9	南海トラフ地震対策課	
								I A	高知県防災アプリの新規インストール10,000件/年	防災アプリ新規インストール R4 14,020件 R5 12,411件 R6 18,518件(累計85,471件)(10月末時点)	高知県防災アプリの新規インストール10,000件	高知県防災アプリの新規インストール10,000件	高知県防災アプリの新規インストール10,000件	高知県防災アプリの新規インストール10,000件	取組の継続	防災アプリ115,000件 ※高知県デジタル化推進計画のバージョンアップに合わせて見直し	R9	危機管理・防災課	
								I A	高知県防災アプリの新規インストール10,000件/年	防災アプリ新規インストール R4 14,020件 R5 12,411件 R6 18,518件(累計85,471件)(10月末時点)	高知県防災アプリの新規インストール10,000件	高知県防災アプリの新規インストール10,000件	高知県防災アプリの新規インストール10,000件	高知県防災アプリの新規インストール10,000件	取組の継続	防災アプリ115,000件 ※高知県デジタル化推進計画のバージョンアップに合わせて見直し	R9	危機管理・防災課	
								I B	起震車を活用した啓発	体験者数 40,000人/年	R4 27,514人 R5 35,415人 R6 40,000人見込み	体験者数 40,000人	体験者数 40,000人	体験者数 40,000人	体験者数 40,000人/年	体験者数40,000人/年 ※3年ごとに見直し	毎年	南海トラフ地震対策課	

【重点課題】
この取組に関わる重点課題を記載

【具体的な取組内容】
この取組の具体的な内容を記載

【取組タイプ】
取組内容に合わせた進捗管理を実施するため、2つの基準によって取組を分類

《目標種別に応じた取組タイプ》

- ・ タイプⅠ：定量目標に基づき、進捗管理を行う取組。
特に、県が実施主体となる取組については、可能な限り成果指標による目標を設定
- ・ タイプⅡ：定性的な目標設定に基づき進捗管理を行う業務
- ・ タイプⅢ：継続的に実施する取組のうち、すでに一定の目標を達した上で定期的な維持管理を行う取組や確立された手法に基づき定型業務を行う取組など

《最終目標の達成見通しに応じた取組タイプ》

- ・ タイプA：最終目標において具体的な達成予定年度が設定できる取組
- ・ タイプB：最終目標の設定はできるが、外的要素（国の事業計画や事業者の意向など）により目標達成予定年度が予測できない取組又は継続的に実施する取組

【計画スケジュール】
年度ごとの目標と取組内容を記載
※計画期間（令和7～9年度）内に完了しない取組は、令和10年度以降の方針を記載

【背景色（網掛け）】
第6期で追加する取組

1-1 県民への情報提供、啓発の促進

1-1 県民への情報提供、啓発の促進

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
1-1	県民への情報提供、啓発の促進	県民一人ひとりが地震や津波に対して正しい知識を身につけ、事前の備えに取り組むことができるよう、情報提供や広報を行います。	①	2 3 6 8 10	「南海トラフ地震に備えちよき」や広報誌、テレビ・ラジオ等の様々な媒体を通じて、南海トラフ地震に対する備えについて啓発を行います。	県民全体の防災への意識を高め、南海トラフ地震に対する事前の備えを進めることによる県民の安全の確保	県	1	県民の防災意識向上のための情報提供・啓発 (啓発方法) ・テレビ、ラジオCM ・SNS(X、Instagram) ・動画配信サービス(YouTube、TVer) ・新聞広告 ・LINE ・啓発冊子「南海トラフ地震に備えちよき」等	I A	津波からの早期避難の意識率 100%	津波からの早期避難の意識率 69.7%	津波からの早期避難の意識率 80%	津波からの早期避難の意識率 90%	津波からの早期避難の意識率 100%	取組の継続	津波からの早期避難の意識率 100%	R9	南海トラフ地震対策課
								2	3日分以上の飲料水備蓄率 100%	3日分以上の飲料水備蓄率 73.1%	3日分以上の飲料水備蓄率 82%	3日分以上の飲料水備蓄率 91%	3日分以上の飲料水備蓄率 100%	取組の継続	3日分以上の飲料水備蓄率 100%	R9	南海トラフ地震対策課		
								3	3日分以上の食料備蓄率 100%	3日分以上の食料備蓄率 73.8%	3日分以上の食料備蓄率 82%	3日分以上の食料備蓄率 91%	3日分以上の食料備蓄率 100%	取組の継続	3日分以上の食料備蓄率 100%	R9	南海トラフ地震対策課		
								4	津波からの早期避難意識率向上に向けた啓発手法の追加	I A	新たな啓発手法を3つ以上追加	—	1つ以上追加	1つ以上追加	1つ以上追加	—	新たな啓発手法を3つ以上追加	R9	南海トラフ地震対策課
								5	高知県公式LINEを活用した啓発	I A	LINE新規登録2,000人/年 ※南海トラフ地震対策課公式LINE	LINE新規登録 R4 1,325人 R5 1,470人 R6 1,331人 (累計11,482人うちブロック者数を除く8,895人)(12月18日時点)	様々な媒体を活用し、県民に対しLINEについて、幅広い層へ普及していく LINE新規登録2,000人	様々な媒体を活用し、県民に対しLINEについて、幅広い層へ普及していく LINE新規登録2,000人	様々な媒体を活用し、県民に対しLINEについて、幅広い層へ普及していく LINE新規登録2,000人	取組の継続	LINE登録者数18,000人 ※高知県公式LINEの登録者数に相当 ※3年ごとに見直し	R9	南海トラフ地震対策課
								6	高知県防災アプリを活用した啓発	I A	高知県防災アプリの新規インストール10,000件/年	防災アプリ新規インストール R4 14,020件 R5 12,411件 R6 18,518件(累計85,471件)(10月末時点)	高知県防災アプリの新規インストール10,000件 さらなる利便性向上を図るとともに、TVCM等により県民への普及を推進する。	高知県防災アプリの新規インストール10,000件 さらなる利便性向上を図るとともに、TVCM等により県民への普及を推進する。	高知県防災アプリの新規インストール10,000件 さらなる利便性向上を図るとともに、TVCM等により県民への普及を推進する。	取組の継続	防災アプリ115,000件 ※高知県デジタル化推進計画のバージョンアップに合わせて見直し	R9	危機管理・防災課
								7	起震車を活用した啓発	I B	体験者数 40,000人/年	R4 27,514人 R5 35,415人 R6 40,000人見込み	体験者数 40,000人	体験者数 40,000人	体験者数 40,000人	体験者数 40,000人/年	体験者数40,000人/年 ※3年ごとに見直し	毎年	南海トラフ地震対策課

1-2 県民の防災教育、訓練

1-2 県民の防災教育、訓練

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
1-2	県民の防災教育、訓練	県民が地震に対する正しい知識を持ち、事前の備えや地震時の適切な行動を行えるよう、避難訓練や防災学習会を行います。また、一人でも多くの被災者を救助・救出し、命をつなぐ支援を円滑に行えるよう、消防や警察、自衛隊、ライフライン機関などの防災関係機関と連携した訓練を行います。	①	2	県民の防災力向上のため、市町村や地域が行う避難訓練への支援を行います。	災害発生時に迅速な避難行動の実施	県市町村県民	1	市町村と連携した避難訓練(県内一斉避難訓練、シェイクアウト等)への参加呼びかけ	I B	自主防災組織等の訓練参加者 120,000人/年 (一斉避難訓練、シェイクアウト等)	R4 一斉避難訓練等: 45,344人 シェイクアウト:49,219人 R5 一斉避難訓練等: 54,307人 シェイクアウト:46,107人 R6見込み 一斉避難訓練等: 57,000人 シェイクアウト:35,829人	訓練参加者 120,000人/年	訓練参加者 120,000人/年	訓練参加者 120,000人/年	訓練参加者 120,000人/年	自主防災組織等の訓練参加者 120,000人/年 ※3年ごとに見直し	毎年	南海トラフ地震対策課
								2	こうち防災備えちよき隊として講師を派遣し、講座を実施	I B	講座受講1,500人/年 (講座実施55回/年)	R4 952人、40回 R5 2,390人、56回 R6 1,700人、55回見込み	講座受講1,500人 (講座実施55回)	講座受講1,500人 (講座実施55回)	講座受講1,500人 (講座実施55回)	講座受講1,500人 (講座実施55回)(毎年)	講座受講1,500人/年 (講座実施55回/年) ※3年ごとに見直し	毎年	南海トラフ地震対策課
			②		防災関係機関や国と連携した広域的な訓練を実施します。	訓練を通じて事前の備えを点検することによる災害発生時の円滑な応急活動の実施	県防災関係機関	1	総合防災訓練の実施	I B	訓練を3回実施	高知県総合防災訓練の実施 (四万十市 R4/5/28) (奈半利町 R5/5/28) (香南市 R6/5/26)	中央西ブロックで総合防災訓練の実施/年	須崎ブロックで総合防災訓練の実施/年	幡多ブロックで総合防災訓練の実施/年	安芸ブロックで総合防災訓練の実施/年	ブロックを変えて訓練1回実施/年	毎年	危機管理・防災課

1-3 自主防災組織の活性化

1-3 自主防災組織の活性化

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
1-3	自主防災組織の活性化	自主防災組織の設立・活性化など、地域で互いに支え合う仕組みや体制づくりを進めます。	①	2 3 6 8	自主防災組織の設立や、それらを包摂する連絡協議会の設立等を支援し、活動強化を図ります。	地域防災力の向上による円滑な避難や避難所運営の実施	県市町村 県民	1	自主防災組織設立を啓発	I A	組織率100%	自主防災組織率97.3%	自主防災組織率98%	自主防災組織率99%	自主防災組織率100%	完了	自主防災組織率100%	R9	南海トラフ地震対策課
								2	自主防災組織連絡協議会設立の呼掛け、支援	I A	7市町村での協議会の設立	協議会設立0市町村	協議会設立2市町村	協議会設立2市町村	協議会設立3市町村	完了	全市町村での協議会設置(大川村は1自主防災組織のため協議会を要しない)	R9	南海トラフ地震対策課
								3	自主防災組織活動活性化に向けた支援	I B	地域防災活動の活性化(自主防災組織において年1回以上の活動実施率100%)	自主防災組織活動率50.0%	自主防災組織活動率65%	自主防災組織活動率80%	自主防災組織活動率100%	自主防災組織活動率100%(毎年)	自主防災組織の活性化(活動率100%)	R9	南海トラフ地震対策課
								4	自主防災組織の表彰	I B	自主防災組織の表彰(3団体/年)	R4 2団体表彰 R5 2団体表彰 R6 2団体表彰見込み	3団体の表彰の実施	3団体の表彰の実施	3団体の表彰の実施	3団体の表彰の実施	3団体/年の表彰の実施	毎年	南海トラフ地震対策課
								5	自主防災人材育成研修の開催	I B	4箇所、計120人/年	R4 6箇所124人 R5 6箇所136人 R6 6箇所183人	4箇所で開催研修参加120人	4箇所で開催研修参加120人	4箇所で開催研修参加120人	4箇所で開催/年研修参加120人/年	4箇所で開催/年研修参加120人/年	毎年	南海トラフ地震対策課
								6	4県連携(三重、和歌山、徳島、高知)自主防災組織交流大会の開催及び参加	I B	交流大会への参加を通じた好事例の共有及び自主防災活動の活性化	R4 1回開催(高知県) R5 1回開催(和歌山県) R6 1回開催(徳島県)	1回開催(三重県)	1回開催(高知県)	1回開催(和歌山県)	交流大会への参加もしくは開催(毎年)	交流大会への参加もしくは開催(毎年)	毎年	南海トラフ地震対策課
			②	自主防災組織のメンバー等を対象とした消防学校での訓練を実施します。	自主防災組織の災害対応力が高まることによる、地域防災力の向上	県市町村 県民	1	消防学校における一日震災訓練の実施	I B	4回開催 参加者数 192人	①『一日震災訓練』6回開催 264人参加 ②『地域防災指導者研修』3回実施 72人参加	寮棟改修のため中止	2回開催、96人参加/年	2回開催、96人参加/年	自主防災組織の災害対応力を高めることによる地域防災力の向上のため、継続して訓練を実施する。	2回開催、96人参加/年	毎年	消防政策課	
							2	消防学校における地域防災指導者研修の実施	I B	2回実施 参加者数 60人	—	寮棟改修のため中止	1回実施、30人参加/年	1回実施、30人参加/年	自主防災組織の災害対応力を高めることによる地域防災力の向上のため、継続して訓練を実施する。	1回実施、30人参加/年	毎年	消防政策課	

1-4 防災人材の育成

1-4 防災人材の育成

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名	
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定		
1-4	防災人材の育成	危機事象の発生時に円滑に対応ができるよう、県・市町村職員や県民の危機管理能力の向上を図ります。	①		危機事象への対応力を強化するため、県職員の専門研修への派遣や、県・市町村職員への研修を実施します。	職員の危機事象への対応力向上による危機管理体制の充実	県	1	内閣府主催研修など各種研修への職員派遣	I B	防災・危機対応研修に60人以上参加	研修参加者数合計82名(うちWEB研修54名)	20人以上参加/年	20人以上参加/年	20人以上参加/年	20人以上参加/年	20人以上参加/年	毎年	危機管理・防災課	
								2	市町村の首長、幹部職員向け研修会	I B	3回開催 34市町村参加/年	トップセミナー3回開催、 平均30市町村参加/年	1回開催、34市町村参加/年	1回開催、34市町村参加/年	1回開催、34市町村参加/年	1回開催、34市町村参加/年	1回開催、34市町村参加/年	毎年	危機管理・防災課	
								3	職員を対象とした研修会の実施	Ⅲ	県職員を対象とした職階別研修の実施(24回)	職位毎に研修を実施(24回)	職位毎に研修を実施	職位毎に研修を実施	職位毎に研修を実施	職位毎に研修を実施	職位毎に研修を実施	—	—	人事課
			②	2 3 6 8	防災士会と連携し、地域における防災活動を担う人材に対する研修会を開催し、防災士の資格取得を促進します。	地域防災力の向上	県	1	県内で防災士養成講座を実施	I A	防災士 900人養成	防災士907人養成(R4:251人、R5:326人、R6:330人見込み)	防災士300人養成	防災士300人養成	防災士300人養成	防災士300人養成	防災士300人養成(毎年)	県民の1.95%(12,900人)の防災士資格取得 ※令和6年10月時点で、防災士人口の割合が最大の県(愛媛県)に準拠 ※3年ごとに見直し	R15	南海トラフ地震対策課
								2	防災士連絡協議会の設置を市町村へ呼びかけ	I A	3市町村での連絡協議会設置(15/34市町村・44%)	防災士連絡協議会設置 R5 1町 R6 2市町(12/34市町村・35%)	防災士連絡協議会設置 1市町村	防災士連絡協議会設置 1市町村	防災士連絡協議会設置 1市町村	防災士連絡協議会設置 1市町村(毎年)	34市町村での連絡協議会設置	R15	南海トラフ地震対策課	
								3	安全教育プログラムに基づく防災教育や「高校生防災サミット」等による防災リーダーの育成	I B	高等学校における防災士資格取得生徒数毎年5名以上	—	防災士資格取得生徒数5名以上	防災士資格取得生徒数5名以上	防災士資格取得生徒数5名以上	取組の継続	防災士資格取得生徒数5名以上	毎年	学校安全対策課	
			③	8	多くの県民に救急について理解してもらい、救命救急講習を受講することにより、救命率を向上させ、地域防災体制の充実・強化を図るため、救急救命講習実施を支援するとともに、救急救命に対する理解と認識を深めるため、救急救命フェアを開催します。	応急手当や心肺蘇生法を多くの県民が理解することによる救命率の向上	県 県民 市町村	1	普通(上級)救急救命講習の実施	I B	30,000人受講	15消防本部で毎年実施 受講者数:19,081人	10,000人/年	10,000人/年	10,000人/年	応急手当や心肺蘇生法を多くの県民が理解することによる救命率の向上を図るため、継続して講習を実施する。	10,000人/年	毎年	消防政策課	
								2	救急救命フェアを開催	I B	9回開催 600人参加	8箇所開催 参加者数:1,070人	3箇所開催/年 200人/年	3箇所開催/年 200人/年	3箇所開催/年 200人/年	救急救命に対する理解及び認識を深めるため、救急救命フェアを開催する。	3箇所開催/年 200人/年	毎年	消防政策課	

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名															
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定																
1-4	防災人材の育成	危機事象の発生時に円滑に対応ができるよう、県・市町村職員や県民の危機管理能力の向上を図ります。	④	8	女性の参画や男女双方の視点を防災の取組に反映させるために、発行物・ワークショップ・講座による啓発を行います。	防災に関する取組への女性の参画の促進と防災対策への男女共同参画の視点の反映	県	1	女性防災リーダーの育成	I B	女性防災リーダー60人育成	研修会150人以上参加(R4年)・女性防災プロジェクト(アドバイザー養成講座)6回、148名・防災講演会1回、40名 (R5年)・女性防災リーダー養成推進講座7回、延べ117名 ・防災教室1回、23名 ・相談員スキルアップ研修3回、計42名 ・地域連携フォーラム1回、22名 ・防災教室1回、33名 ・防災講演会(オンデマンド)309名 (R6年)予定 ・防災教室2回 ・女性防災リーダー養成推進講座4回 ・地域連携フォーラム(講演会、パネルディスカッション)1回 ・防災講演会1回	女性防災リーダー20人育成	女性防災リーダー20人育成	女性防災リーダー20人育成	取組の継続	引き続き女性防災リーダーの育成を継続	-	人権・男女共同参画課															
													⑤	8	地域における防災力向上のために、女性防火クラブや少年消防クラブに対する支援や研修を行います。	女性及び将来の地域防災を担う子供たちの活動を通じた地域防災力の向上	県	1	少年消防クラブの育成及び活動支援	I B	既存クラブの活性化に資するイベントを年3回開催(計9回)	令和5年8月4日に高知県少年消防クラブ活性化推進協議会を設置し、理事会(2回)及び実務担当者会(4回)を開催し、課題等を共有した。	高知県少年消防クラブ活性化推進協議会の開催	高知県少年消防クラブ活性化推進協議会の開催	高知県少年消防クラブ活性化推進協議会の開催	高知県少年消防クラブ活性化推進協議会の取組状況を総括し、新クラブ発足に向けた事業を検討する。	既存クラブの活性化に資するイベントを年3回開催	-	消防政策課					
																							2	少年消防クラブの育成及び活動支援	I B	指導者育成に資する視察を年1回実施(計3回)	-	全国少年消防クラブ交流大会や、他県のクラブへの視察の実施1回	全国少年消防クラブ交流大会や、他県のクラブへの視察の実施1回	全国少年消防クラブ交流大会や、他県のクラブへの視察の実施1回	高知県少年消防クラブ活性化推進協議会の取組状況を総括し、新クラブ発足に向けた事業を検討する。	指導者育成に資する視察を年1回実施	-	消防政策課
																							3	少年消防クラブの新規発足	I B	新クラブの発足(1クラブ)	-	新クラブ発足に向けた機運の醸成	指導者養成研修会の開催(1回)	新クラブ発足(1クラブ)	高知県少年消防クラブ活性化推進協議会の取組状況を総括し、新クラブ発足に向けた事業を検討する。	新クラブの発足(管轄内にクラブのない消防(25市町村)もあることから、各市町村に1クラブ以上を目標)	-	消防政策課
県民市町村	4	女性防火クラブトップリーダーの養成	I B	①県内研修会開催3回 ②幹部研修会開催3回 ③県外研修派遣3回 合計 300名参加	①県内研修会開催(1回) ②幹部研修会開催(1回) ③県外研修派遣(1回)	①県内研修会開催(1回) ②幹部研修会開催(1回) ③県外研修派遣(1回)	①県内研修会開催(1回) ②幹部研修会開催(1回) ③県外研修派遣(1回)	高知県女性防火クラブ連絡協議会の取組状況を総括し、女性防火クラブ員の減少に歯止めを掛ける取組を検討する。	①県内研修会1回/年 ②幹部研修会1回/年 ③県外研修会1回/年 合計 100名参加/年	毎年	消防政策課																							

2-1 地域の防災体制の強化

2-1 地域の防災体制の強化

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
2-1	地域の防災体制の強化	5つの地域に設置した「総合防災対策推進地域本部」を中心とした活動により、南海トラフ地震に対する地域の防災力の向上を図ります。	①		市町村の防災計画がより実効性のあるものとなるよう、地域での点検や訓練の支援を行います。また、災害発生時には、災害対策支部として総合防災拠点を速やかに開設、情報の収集と市町村の支援を行うための体制を整えるとともに訓練の実施による地域での防災力の向上を図ります。	継続した訓練の実施による地域での防災力の向上	県市町村 応急救助機関	1	総合防災対策推進地域本部による地域の防災体制の拡充・強化(地域で実施する訓練への支援)	I B	地域で実施する訓練への支援 25箇所以上/年	県内5つの地域本部が地域で実施する訓練を支援 R4年度:27箇所 R5年度:29箇所 R6年度:22箇所(見込)	地域本部による各市町村等の実施する訓練の支援を実施 25箇所以上	地域本部による各市町村等の実施する訓練の支援を実施 25箇所以上	地域本部による各市町村等の実施する訓練の支援を実施 25箇所以上	地域本部による各市町村等の実施する訓練の支援を実施 25箇所以上/年	25箇所以上の訓練支援/年	毎年	危機管理・防災課 (各地域本部)
								2	5つの各総合防災対策推進地域本部による地域の防災体制の拡充・強化(関係機関との連携強化)	I B	関係機関(応急救助機関や民間企業)との連携強化 5つの各総合防災対策推進地域本部で訓練(または会議)の実施1回/年	【安芸】 ・総合防災拠点(安芸市総合運動場)開設・運営訓練(10/7):(参観)安芸市消防本部 ・総合防災拠点(室戸広域公園)物資配送訓練(11/29):(参観)室戸市消防本部、隊友会、ヤマト運輸 【中央西】 ・中央西災害対策支部震災対策訓練(10/27):(参観)高知南警察署、高知市消防局、陸上自衛隊第50普通科連隊 【須崎】 ・須崎災害対策支部震災対策訓練(10/6):(参観)須崎警察署、窪川警察署 【幡多】 ・幡多災害対策支部訓練(11/15):(参加)幡多中央消防本部、幡多西部消防本部、土佐清水消防本部、中村警察署、宿毛警察署、宿毛海上保安署、土佐清水海上保安署、陸上自衛隊第50普通科連隊、自衛隊高知地方協力本部四万十地域事務所	応急救助機関や民間企業と連携した訓練(または会議)の実施1回/各地域本部	応急救助機関や民間企業と連携した訓練(または会議)の実施1回/各地域本部	応急救助機関や民間企業と連携した訓練(または会議)の実施1回/各地域本部	応急救助機関や民間企業と連携した訓練(または会議)の実施1回/各地域本部	応急救助機関との会議又は訓練を年1回実施/各地域本部	毎年	危機管理・防災課
								②	南海トラフ地震に備え、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を総合的、計画的に実施するための「国土強靱化地域計画」を、各市町村が速やかに策定できるよう支援します。	各市町村における南海トラフ地震対策が、より総合的、計画的に実施されることによる、地域の防災力の向上	県市町村	1	国土強靱化地域計画の策定支援	I A	地域計画アクションプランの策定支援 100%完了(34/34市町村)	・APの作成 ・地域計画アクションプランの策定支援	地域計画アクションプランの策定支援 34市町村で完了	-	-
③	2	南海トラフ地震の発生時に県及び市町村等が迅速・的確な応急救助活動を実施するために既存の非常通信システムを含めた様々な情報伝達・収集手段の多重化に取り組みます。	多様な情報伝達手段による迅速且つ的確な応急救助活動の実現及び住民への確実な防災情報の伝達	県	1	防災行政無線の戸別受信機等の整備に向けた働きかけと支援の実施 ※聴覚障害者への戸別受信機の支援の整備実施を含む	I B	市町村の整備要望に応じて補助を実施(15市町村)	防災行政無線戸別受信機等に関する支援 R4 6市町村 R5 4市町 R6 5市町見込み	市町村の要望に応じて財政支援等を継続(5市町村)	市町村の要望に応じて財政支援等を継続(5市町村)	市町村の要望に応じて財政支援等を継続(5市町村)	市町村の要望に応じて財政支援等を継続(毎年5市町村)	必要な市町村への個別受信機等の整備 5市町村(毎年)	毎年	危機管理・防災課 南海トラフ地震対策課			

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
2-1	地域の防災体制の強化	県が民間企業や各種団体と締結している防災に係る協定について、相手方と顔の見える関係をつくり、実効性を確保します。	④	5	協定相手方との担当者間の平時からの関係構築や訓練の実施を促します。	災害時における、協定に基づいた対応の速やかな実行	県関係団体	1	防災に係る協定締結先(民間企業、各種団体)との連携強化	I A	全庁への照会実施1回/年	—	防災に係る協定の状況について全庁に照会実施1回	防災に係る協定の状況について全庁に照会実施1回	防災に係る協定の状況について全庁に照会実施1回	防災に係る協定の状況について全庁に照会実施1回	全庁への照会実施1回/年	毎年	危機管理・防災課
								2	防災に係る協定締結先(民間企業、各種団体)との連携強化	I A	直近3年間で相手方と協定内容の確認を行った協定の率 100%	—	・直近3年間で相手方と協定内容の確認を行った協定の率 90%	・直近3年間で相手方と協定内容の確認を行った協定の率 95%	・直近3年間で相手方と協定内容の確認を行った協定の率 100%	取組の継続	直近3年間で相手方と協定内容の確認を行った協定の率 100%	R9	危機管理・防災課
								3	防災に係る協定締結先(民間企業、各種団体)との訓練の実施	I B	直近3年間で訓練を実施した協定の率 80%	—	・直近3年間で訓練を実施した協定の率 60%	・直近3年間で訓練を実施した協定の率 70%	・直近3年間で訓練を実施した協定の率 80%	取組の継続	直近3年間で訓練を実施した協定の率 100%	—	危機管理・防災課

2-2 学校等の防災対策

2-2 学校等の防災対策

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名		
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定			
2-2	学校等の防災対策	学校等で地震や津波から児童生徒、園児等の命を守るよう、事前のマニュアル作成や避難訓練・防災学習会等を行います。	①	8	保育所・幼稚園等が行う、防災対策に関する研修会の実施や防災訓練、防災マニュアルの策定と改善を通じて、防災力向上を進めます。	園児の安全の確保	市町村 保育所・幼稚園・認定こども園設置者等	1	避難訓練の実施 保育所・幼稚園等における防災マニュアル等の研修会実施	I B	避難訓練の実施率100%	・避難訓練実施率100% ・南海トラフ地震対策研修会の実施	避難訓練の実施率100%	避難訓練の実施率100%	避難訓練の実施率100%	取組の継続	避難訓練の実施率100%	毎年	幼保支援課		
				②	2	学校防災マニュアル等の見直し、安全教育プログラムに基づく防災教育、教職員への研修の強化を推進します。	・学校の安全対策の強化と防災体制の確立 ・児童生徒が「自分の命を守りきる力」と「地域の安全に貢献する心」の育成 ・学校の防災教育の充実、教職員の危機管理能力の向上	県 市町村	1	学校防災マニュアル(避難所対応を含む)の見直し 市町村立学校における学校防災マニュアル(避難所対応を含む)の整備に向けた、市町村教育委員会への支援	I B	見直し実施率100%の継続	見直し実施率100% 各市町村教育委員会による、各学校の学校防災マニュアルの把握率100%	見直し実施率100%の継続	見直し実施率100%の継続	見直し実施率100%の継続	見直し実施率100%の継続	取組の継続	見直し実施率100%の継続	毎年	学校安全対策課
					2				各公立学校における防災授業(小中学校で年間5時間以上、高等学校で3時間以上)及び避難訓練(様々な状況設定で年間3回以上)の実施	I B	防災授業及び避難訓練実施率100%の継続	防災授業及び避難訓練実施率100% 授業中以外を想定した避難訓練や学校以外と連携したより実践的な避難訓練を実施した学校の割合 100%	防災授業及び避難訓練実施率100%の継続	防災授業及び避難訓練実施率100%の継続	防災授業及び避難訓練実施率100%の継続	防災授業及び避難訓練実施率100%の継続	取組の継続	防災授業及び避難訓練実施率100%の継続 より実践的な避難訓練を実施した学校の割合100%の継続	毎年	学校安全対策課	
					3				安全教育研修会での学びを各学校の防災に関する取組に反映	I B	講演や演習、実践発表等の研修内容に参加者が自校の防災教育及び安全管理に活用(研修内容を活かした取組の実施率100%)の継続	講演、実践発表等の研修内容に参加者が自校の防災教育及び安全管理に活用(研修内容を活かした取組の実施率100%)	研修内容を活かした取組の実施率100%の継続	校内研修等で教職員への伝達講習の実施率95%	研修内容を活かした取組の実施率100%の継続	校内研修等で教職員への伝達講習の実施率100%	研修内容を活かした取組の実施率100%の継続	校内研修等で教職員への伝達講習の実施率100%の継続	取組の継続	安全教育研修内容を活かした取組の実施率100%の継続 校内研修等で教職員への伝達講習の実施率100%の継続	毎年
4	学校防災マニュアル等の見直し 安全教育プログラムに基づく防災教育、教職員研修の実施	II B	実践校による生徒の主体的な防災活動の充実、県内全ての学校で取組成果を共有	実践校による生徒の主体的な防災活動の充実、県内全ての学校で取組成果を共有	実践校による生徒の主体的な防災活動の充実、県内全ての学校で取組成果を共有	実践校による生徒の主体的な防災活動の充実、県内全ての学校で取組成果を共有	実践校による生徒の主体的な防災活動の充実、県内全ての学校で取組成果を共有	実践校による生徒の主体的な防災活動の充実、県内全ての学校で取組成果を共有	取組の継続	-	-	学校安全対策課									

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名			
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定				
2-2	学校等の防災対策	学校等で地震や津波から児童生徒、園児等の命を守るよう、事前のマニュアル作成や避難訓練・防災学習会等を行います。	③	2 3 8	私立学校が行う、防災訓練や防災教育の実施、防災教育マニュアルの見直し等を進めます。	児童生徒等の安全の確保	学校法人	1	私立学校における継続した防災教育の実施の促進	I B	防災教育実施率100%	防災教育実施率100%(19/19校)	100%	100%	100%	100%	防災教育実施率100%/年	毎年	私学・大学支援課			
								2	学校防災マニュアルの見直し(点検)や継続的な避難訓練の実施の促進	I B	避難訓練の実施率100%(19/19校) 見直し(点検)実施率100%(19/19校)	避難訓練実施率100%/年 見直し(点検)実施率100%/年	避難訓練実施率100%/年 見直し(点検)実施率100%/年	避難訓練実施率100%/年 見直し(点検)実施率100%/年	避難訓練実施率100%/年 見直し(点検)実施率100%/年	避難訓練実施率100%/年 見直し(点検)実施率100%/年	避難訓練実施率100%/年 見直し(点検)実施率100%/年	毎年	私学・大学支援課			
				④				8	放課後子ども教室や放課後児童クラブ等での防災マニュアル作成や見直し、避難訓練の実施を支援します。	児童生徒の安全の確保	市町村 県	1	放課後児童クラブの支援員等や市町村担当者への研修会の実施等	I B	防災研修会の実施 年1回×3箇所 参加者数 年140人以上	防災研修会の実施 年1回×3箇所 参加者数 年140人以上	防災研修会の実施 年1回×3箇所 参加者数 年140人以上	防災研修会の実施 年1回×3箇所 参加者数 年140人以上	取組の継続	防災研修会の実施 年1回×3箇所 参加者数 年140人以上	毎年	生涯学習課
												2	放課後子ども教室、放課後児童クラブにおける学校や地域と連携した避難訓練の実施	I B	避難訓練実施率100%	避難訓練実施率100% ※高知市含む R4 97.8% R5 99.1% R6 97.0%	避難訓練実施率100%	避難訓練実施率100%	避難訓練実施率100%	取組の継続	避難訓練実施率100%	毎年

2-3 医療機関の防災対策

2-3 医療機関の防災対策

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
2-3	医療機関の防災対策	病院の防災対策を進め、発災時に患者や医療従事者の安全を確保するとともに、医療機能を維持・確保します。	①	4 6	病院の災害対応力を強化するため、必要な資機材の整備や事業継続計画(BCP)の策定等を支援します。また、長期浸水エリアにある病院の避難等の対策を支援します。	・患者、医療従事者の安全確保、被災後の医療機能の維持、継続 ・外部からの支援が受けられるまで、自らの力で医療継続できる体制の確保	医療機関 県 市町村	1	救護病院における衛星通信手段の確保に向けた啓発と支援	I A	救護病院の衛星通信整備率 100%(57/57病院) ※3病院が閉院(121→118病院) ※災害拠点病院は12病院とも整備済	複数の通信手段の保有率 81%(95/118) ※3病院が閉院(121→118病院) (第4期実績 78%(94/121)) ・災害拠点病院及び保健医療調整支部にスターリンクを整備し、通信環境を強化した(R6)	衛星通信の整備 3病院	衛星通信の整備 4病院	衛星通信の整備 10病院 整備率 100%	—	全ての救護病院において、衛星通信が整備されている。	R9	保健政策課
								2	病院のBCP策定等を支援	I A	病院のBCP策定率 100%(118/118病院) うち救護病院100%(57/57) ※3病院が閉院(121→118病院) (第4期実績 59%(71/121))	一般病院6病院策定	一般病院6病院策定	一般病院7病院策定	簡易版BCP策定の医療機関に対し、通常版BCPへの策定支援	BCP策定 全病院	R9	保健政策課	
		県立病院の事業継続計画(BCP)の実効性の確保を目指します。	②	4	県立病院における災害訓練の実施と訓練に伴うBCPの見直し。(年1回以上の訓練の実施)	災害時の病院事業の継続	県	1	県立病院における ・災害訓練の実施 ・事業継続計画(BCP)の見直し ・施設設備の整備(維持管理)	I B	災害訓練を年1回以上実施及び事業継続計画(BCP)の見直し 〔あき〕 R5.6.24 院内災害訓練実施 R6.3.26 津波避難訓練実施 R6.12.15 院内災害訓練実施 〔幡多〕 R5.11.18 幡多地域災害医療救護訓練実施 R6.11.16 幡多地域災害医療救護訓練実施 〔あき・幡多〕 R5.9.29-30 大規模地震時医療活動訓練〔内閣府主催〕参加 R6年度 南海トラフ地震臨時情報「巨大地震注意」発表を受けた検証	災害訓練を年1回以上実施 災害訓練を踏まえ、医療従事者の確保策や事業継続計画(BCP)の見直しを実施	災害訓練を年1回以上実施 災害訓練を踏まえ、医療従事者の確保策や事業継続計画(BCP)の見直しを実施	災害訓練を年1回以上実施 災害訓練を踏まえ、医療従事者の確保策や事業継続計画(BCP)の見直しを実施	取組の継続	—	—	県立病院課	

2-4 事業者の防災対策

2-4 事業者の防災対策

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
2-4	事業者の防災対策	事業者における地震発生時の被害を最小限にとどめ、迅速な復興を実現することで、雇用の維持・確保ができるよう、事前準備を行います。	①		事業者における地震発生時の被害を最小限にとどめ、迅速な復興を実現するため、事業継続計画(BCP)策定の促進や事業者の地震対策を支援します。	被災後の短期間での事業再開	事業者	1	BCP策定推進プロジェクトへの参加や、各課との協議	IB	事業者防災推進協議会等の開催 年1回	事業者防災推進協議会の開催等による他事業間の取組の共有や連携(1回/年)	事業者防災推進協議会の開催等による他事業間の取組の共有や連携(1回/年)	事業者防災推進協議会の開催等による他事業間の取組の共有や連携(1回/年)	事業者防災推進協議会の開催等による他事業間の取組の共有や連携(1回/年)	事業者防災推進協議会の開催等による他事業間の取組の共有や連携(1回/年)	BCP策定するべきすべての事業者がBCPを策定する	-	南海トラフ地震対策課
								2	事業者の要望に応じて講師派遣	IB	事業者へ防災士を派遣し講座実施30回/年	R4 26回 R5 31回 R6 37回見込み ※項目No.1-2①2のうち防災備えちよき隊による講座派遣のうち、事業者実施回数を含む	講座実施30回	講座実施30回	講座実施30回	講座実施30回/年	事業者へ講座実施30回/年	毎年	南海トラフ地震対策課
								3	優良取組事業所の認定	IB	認定制度の継続 新規認定5事業所/年	新規認定(再認定含む) R4 5事業者 R5 6事業者 R6 2事業者	新規認定5事業所/年	新規認定5事業所/年	新規認定5事業所/年	新規認定5事業所/年	事業所の認定 新規認定5事業所/年	毎年	南海トラフ地震対策課

2-5 住宅の耐震化の促進

2-5 住宅の耐震化の促進

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
2-5	住宅の耐震化の促進	住宅の倒壊等による人的被害を軽減するため、地震による倒壊等の危険性が高いとされる昭和56年5月以前に建てられた住宅の耐震化と、増加傾向である空き家の地震対策を進めます。	①	1 2 8	住宅の耐震化(診断・設計・改修工事)及び空き家の再生・活用を図るため支援を行います。	住宅や住宅の面する避難路の安全確保による県民の生命の安全の確保と避難行動の円滑化	県民市町村	1	住宅の耐震化の支援(啓発・周知・補助)	I A	耐震改修数4,700棟(23,005/約23,000棟・100%)	4,527棟(見込) 100.6% (4,527/4,500) (R4:1,269 R5:1,158 R6:2,100(見込)) 累計 79.6% (18,305/約23,000棟)	1,700棟 36.2% (1,700/4,700)	1,500棟 68.1% (3,200/4,700)	1,500棟 100% (4,700/4,700)	※R5年の住宅土地統計調査の最終結果報告等により、最終目標を精査する。	耐震改修約23,000棟※実施	R12※	住宅課
								2	住宅耐震化啓発のための全市町村における戸別訪問の実施	I B	34市町村で9,400戸実施(耐震改修年間目標の2倍の戸別訪問)	16,027戸(見込) 178.1% (16,027/9,000) (R4:4,867 R5:8,160 R6:3,000(見込))	3,400戸 37.8% (3,400/9,400)	3,000戸 71.1% (6,400/9,400)	3,000戸 100% (9,400/9,400)	耐震改修目標数以上の実施/年※	耐震改修目標数以上の実施/年※	毎年	住宅課
								3	住宅の耐震改修に携わる事業者の育成(地域事業者の参入促進、非木造住宅耐震化促進、低コスト工法普及)	I B	講習会・勉強会の開催30回	30回(見込) 100.0% (30/30) (R4:9 R5:11 R6:10)	10回 10回	10回 10回	10回/年	10回開催/年	毎年	住宅課	
								4	空き家の廃屋化防止及び再生・活用	I B	再生リフォーム件数420件	383件(見込) 98.2% (383/390) (R4:113 R5:140 R6:130(見込)) 累計(見込) 984件	140件実施 140件実施	140件実施 140件実施	140件実施/年	140件実施/年	毎年	住宅課	
			②		農山漁村生活体験ホームステイ受入家庭での耐震化の呼びかけを行います。	農山漁村生活体験ホームステイ受入家庭での耐震化への意識醸成	受入家庭受入組織県	1	農山漁村生活体験ホームステイ受入家庭での耐震化の呼びかけ	Ⅲ	研修会等での周知 年1回以上	・計画どおり、各民泊受入組織が参加する教育旅行誘致連絡会にて、周知	研修会等にて周知	研修会等にて周知	研修会等にて周知	研修会等にて周知	-	-	地域観光課

2-6 県・市町村有建築物の耐震化の推進

2-6 県・市町村有建築物の耐震化の推進

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
2-6	県・市町村有建築物の耐震化の推進	地震により倒壊等の危険性が高いとされる県の建築物等の耐震化を進め、来庁者や職員の安全を確保します。	①		市町村有建築物の耐震化を促進します。	来庁者の安全の確保 職員の安全と災害対応の拠点となる庁舎を確保し、迅速かつ確実な災害対応業務の実施	市町村	1	市町村有建築物の耐震化	I A	防災拠点となる市町村施設の耐震化率100%(1,786/1,786棟)	耐震化率 R4:94.1% (1,680/1,786) (R5.9消防庁公表)	進捗状況調査耐震化率96%	進捗状況調査耐震化率98%	進捗状況調査耐震化率100%	取組完了	耐震化率 100%	R9	南海トラフ地震対策課
			②		教職員住宅の耐震化を進めます。	住宅の倒壊や避難路の閉塞を防ぐこと及び耐震性の高い住宅への住み替え等が進むことによる教職員の生命の安全の確保	県	1	教職員住宅の集約・耐震化 (移転のための予算計上や、合築等について引き続き関係部署との協議を継続するとともに、今後も入居が見込まれない宿舎については管理校と協議のうえ用途廃止を進める。)	I B	集約・耐震化 2棟 (68/73棟・93.1%)	集約・耐震化 0/5棟 (累計) 68/75棟・90.6%	集約・耐震化 0棟 (68/75棟・90.6%)	集約・耐震化 1棟 (68/74棟・91.8%)	集約・耐震化 1棟 (68/73棟・93.1%)	集約・耐震化 8棟 (65/65棟・100%)	全棟集約・耐震化 (65/65棟・100%)	R10以降	教職員・福利課
			③		畜産試験場内施設の耐震化を進めます。	作業中の職員の安全の確保 早期の災害対策業務の実施	県	1	畜産試験場内施設の耐震化	I A	2棟設計完了(2/2棟・100%) 2棟建替完了(2/2棟・100%)	3棟建替完了 3棟設計完了 (累計) 建替完了 3/5棟・60% 設計完了 3/5棟・60%	肥育検定鶏舎設計完了	肥育検定鶏舎建替完了	直接検定牛舎建替完了	—	2棟建替完了	R9	畜産振興課
			④		内水面漁業センター・水産試験場の耐震化を進めます。	水産物防疫事業の早期再開	県	1	内水面漁業センター・水産試験場の耐震化	I A	水産試験場ポンプ室耐震化工事完了(100%)	・内水面漁業センター高架水槽棟及び機械棟 工事完了	水産試験場ポンプ室耐震化工事設計委託 工事完了	水産試験場ポンプ室耐震化工事管理委託 工事	—	—	耐震化完了	R8	水産振興課
			⑤		家畜保健衛生所等の耐震化を進めます。	職員の安全の確保 早期の災害対策業務の実施	県	1	家畜保健衛生所及び農業振興センター農業改良普及所の耐震化(建替・統合)	I A	耐震化 5施設 A中央家畜保健衛生所田野支所 B西部家畜保健衛生所本所 C西部家畜保健衛生所幡多支所 D須崎農業振興センター高南農業改良普及所 E中央東農業振興センター嶺北農業改良普及所(中央家畜保健衛生所嶺北支所)	左記の基本設計、西部家畜保健衛生所本所と須崎農業振興センター高南農業改良普及所(統合)の実施設計及び地質調査の費用をR6当初予算化	①設計 B、D ②建築工事 B、D ③設計 A	①建築工事 B、D ②建築工事 A ③設計 C	①建築工事 C ②設計 E	①建築工事 E	耐震化 4施設(建替・統合)	R11	畜産振興課 農業政策課
			⑥		果樹試験場の耐震化を進めます。	来庁者、職員の安全の確保 早期の災害対策業務の実施	県	1	果樹試験場の耐震化	I A	果樹試験場の耐震・補修工事完了	・第1ほ場石垣補修工事(第2工区・第4工区延長部)の完了 ・大ガラス室の解体・撤去工事の完了	・第1ほ場石垣(第4区)補修 ・ユズ網室の移設 ・本館食堂棟解体に係る設計、工事	・第1ほ場石垣(第6区)補修 ・第1ほ場石垣(第3区)補修 ・第1ほ場石垣(第5区)補修	・第1ほ場石垣(第7区~第10工区)補修 ・小ガラス室撤去 ・実験室耐震工事設計	・第2ほ場補修工事設計 ・小網室新設 ・実験室耐震工事	耐震・補修工事完了(3施設、1構造物)	R12	環境農業推進課

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
2-6	県・市町村有建築物の耐震化の推進	地震により倒壊等の危険性が高いとされる県の建築物等の耐震化を進め、来庁者や職員の安全を確保します。	⑦		茶業試験場の耐震化を進めます。	来庁者、職員の安全の確保 早期の災害対策業務の実施	県	1	茶業試験場の耐震化	I A	茶業試験場の耐震・補修工事完了	— (予算化できず)	・山留めブロック積み擁壁修繕(ほ場No.6-8) ・製茶室/バルコニー外壁修繕	・山留めブロック積み擁壁修繕(本館前No.23-24)	・山留めブロック積み擁壁修繕(ほ場No.30)	・山留めブロック積み擁壁修繕(本館後ろNo.20) ・寄宿舍解体設計	耐震・補修工事完了 (1施設、1構造物)	R12	環境農業推進課
					農業大学の安全対策を進めます。	学生、職員の安全の確保 早期の災害対策業務の実施	県	1	農業大学の安全対策	I A	ガラスハウス屋根張り替え工事完了	・工事費のR6予算要求 (予算化できず)	ガラスハウス屋根張り替え工事完了	—	—	—	屋根張り替え工事完了	R9	農業担い手支援課
					森林技術センター内の調整池の耐震化を進めます。	調整池下流域の住民の安全の確保	県	1	森林技術センター内の調整池の耐震化	I A	1調整池整備完了	・事業計画書策定完了 ・事業を行ううえで必要となる法的手続き等の完了	第一調整池の耐震化工事詳細設計作成	第一調整池の耐震化工事施工			1調整池整備完了	R8	林業環境政策課

2-7 学校等の耐震化の促進

2-7 学校等の耐震化の促進

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
2-7	学校等の耐震化の促進	子どもや教職員を地震の強い揺れから守るため、学校等の施設の耐震診断や耐震化を進めます。	①		私立学校の耐震化を促進するため、施設設置者が実施する耐震診断や耐震補強に対して支援を行います。	地震による施設の破損からの子ども等の安全の確保	学校法人	1	私立学校の耐震化の支援	I B	耐震化等1棟(71/72棟・98%) 耐震化実施率(累計)98%(71/72棟)	耐震化 0/1棟 耐震化実施率(累計)98%(71/72棟)	・現状を確認 ・今後の措置を検討するよう依頼(耐震化又は取り壊し、利用停止等の措置)	耐震化実施率100%	耐震化実施率100%	耐震化実施率100%	耐震化実施率100%	R9	私学・大学支援課

2-8 医療施設・社会福祉施設の耐震化の促進

2-8 医療施設・社会福祉施設の耐震化の促進

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名																													
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定																														
2-8	医療施設・社会福祉施設の耐震化の促進	病院や社会福祉施設(高齢者施設・障害者施設・児童関係施設)の耐震化を進めることで、患者や施設利用者等の安全を確保するとともに、医療や介護等を継続して提供します。	①	4	病院の耐震化を支援します。	・患者、医療従事者の安全確保、被災後の医療機能の維持、継続 ・外部からの支援が受けられるまで、自らの力で医療継続できる体制の確保	医療機関	1	病院の耐震化の支援	I B	病院の耐震化率85%(100/118病院)	耐震化率80%(94/118) ※3病院が閉院(121→118病院) (第4期実績74%(90/121)) ・能登半島地震の状況を踏まえ、支援制度の拡充について国に政策提言を実施(R6.5月)	耐震化 2病院(耐震化以外の対策済み病院も含む)	耐震化 2病院(耐震化以外の対策済み病院も含む)	耐震化 2病院(耐震化以外の対策済み病院も含む)	取組の継続	耐震化 全病院(耐震化以外の対策済み病院も含む)	-	保健政策課 障害保健支援課																													
																				②	4	社会福祉施設の耐震化を支援します。	災害時における施設利用者等の安全・安心の確保	社会福祉法人	1	(高齢者施設) ・社会福祉施設の耐震化を支援 (高齢者施設の耐震率・R6.11末時点) ・入所施設の耐震化率:95.8%(161/168) ・グループホーム等の耐震化率:98.0%(194/198)	I B	2施設耐震化	・2施設耐震化完了 ・耐震化率622/642(96.9%)(R6.11末) (高齢) ・入所施設の耐震化率:95.8%(161/168) ・グループホーム等の耐震化率:98%(194/198) (障害) ・入所施設の耐震化率:100%(30/30) ・グループホーム等の耐震化率:96%(227/234) (児童) ・児童養護施設等の耐震化率:83.3%(10/12)	未耐震施設へ、施設ごとに個別に状況を確認しながら、働きかけ	・耐震化等 1施設 ・未耐震施設へ、施設ごとに個別に状況を確認しながら、働きかけ	・耐震化等 1施設 ・未耐震施設へ、施設ごとに個別に状況を確認しながら、働きかけ	取組の継続	耐震化率 100%	-	長寿社会課												
																																					2	(障害者施設) ・社会福祉施設の耐震化を支援 (障害者施設の耐震率・R6.11末時点) ・入所施設の耐震化率:100%(30/30) ・グループホーム等の耐震化率:97.0%(227/234)	I A	7施設耐震化	-	未耐震施設へ、施設ごとに個別に状況を確認しながら、働きかけ	未耐震施設へ、施設ごとに個別に状況を確認しながら、働きかけ	・耐震化等 7施設 ・未耐震施設へ、施設ごとに個別に状況を確認しながら、働きかけ	完了	耐震化率 100%	R9	障害福祉課

2-9 事業者施設の耐震化の促進

2-9 事業者施設の耐震化の促進

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名			
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定				
2-9	事業者施設の耐震化の促進	事業者の従業員の安全を確保し、早期の事業再開につなげるため、工場・事業所等の耐震化等の地震対策を促進するとともに、不特定多数の方が利用する店舗や旅館等の大規模な建築物等についても耐震化を促進します。	①		事業者が実施する耐震化の取組に対して支援を行います。	工場・事業所等の崩壊防止及び従業員の生命確保による事業の早期再開	事業者	1	県内で製造業を営む事業者の工場・事業所等を対象とする耐震診断等への支援	I B	従業員50人以上の製造業を営む中小企業の耐震化率:80% ※耐震化補助制度の目標 令和7年度～令和9年度 耐震診断:6件 耐震設計:6件	耐震化率 令和4年度末:61.2% 令和5年度末:65.2% 令和6年度:65.9%(10月末調査時点) 令和6年度:67.4%(R6年度末見込み) 耐震診断: 交付決定2件 耐震設計: 交付決定0件	耐震化率:70% 耐震診断:2件 耐震設計:2件	耐震化率:75% 耐震診断:2件 耐震設計:2件	耐震化率:80% 耐震診断:2件 耐震設計:2件	取組の継続	従業員50人以上の製造業を営む中小企業の耐震化率:100%	-	商工政策課			
								2	防災拠点間の輸送等に有効として指定する道路の沿道にある建築物の耐震診断、耐震化の支援(啓発・周知・補助)	I A	154棟耐震診断 100%(292/292棟)完了 90棟耐震化(累計154棟) 52.7%(154/292)完了	・31棟(見込) 21%(31棟/149棟) (大規模2棟、防災拠点6棟、沿道23棟(全閉塞RC:1棟)) R4:9 R5:10 R6:15 累計(見込) 423棟 74.5%(423棟/568棟)	・耐震診断 52棟 ・耐震化 30棟 (全閉塞RC 3棟)	・耐震診断 51棟 ・耐震化 30棟 (全閉塞RC 3棟)	・耐震診断 51棟 ・耐震化 30棟 (全閉塞RC 2棟)	取組の継続 ・耐震化 138棟 (全閉塞RC概成)	【R7(2025年度)】 ・全閉塞を起こす建築物(RC造 14棟)について概成 【R12(2030年度)】 292棟概成	R12	建築指導課			
								3	非木造建築物の耐震診断資格者の育成	I B	講習会の開催案内の周知 3回実施	・講習会の開催案内の周知 3回実施 100%(3/3回) R4:1回 R5:1回 R6:1回	講習会の開催案内の周知を1回/年実施	講習会の開催案内の周知を1回/年実施	講習会の開催案内の周知を1回/年実施	取組の継続	-	-	建築指導課			
								1	建築物の所有者への啓発	I B	個別訪問の実施 15市町村	・25市町村の個別訪問等の支援を実施の予定 167%(25/15市町村) R4:3市 R5:17市町村 R6:5市町村	5市町村	5市町村	5市町村	取組の継続	-	-	建築指導課			
								1	事業者に対して、金融機関が行う県制度融資「南海トラフ地震・節電対策融資」の周知を行い、その活用により地震対策を支援します。	事業者	1	県制度融資「南海トラフ地震・節電対策融資」を活用した地震対策の支援	I B	地震対策を行う事業者の増 30件	融資実績 令和4年度:14件 令和5年度:10件 令和6年度見込み:7件	県制度融資「南海トラフ地震・節電対策融資」の広報継続により事業者の地震対策支援を行う 地震対策を行う事業者の増10件	県制度融資「南海トラフ地震・節電対策融資」の広報継続により事業者の地震対策支援を行う 地震対策を行う事業者の増10件	県制度融資「南海トラフ地震・節電対策融資」の広報継続により事業者の地震対策支援を行う 地震対策を行う事業者の増10件	取組の継続	-	-	経営支援課

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
2-9	事業者施設の耐震化の促進	事業者の従業員の安全を確保し、早期の事業再開につなげるため、工場・事業所等の耐震化等の地震対策を促進するとともに、不特定多数の方が利用する店舗や旅館等の大規模な建築物等についても耐震化を促進します。	④		商店街滞在者の安心・安全を確保するため、商店街施設の耐震化を行う商工団体等の事業者に対して補助を行い、施設の耐震化を支援します。	地震被害の軽減 事業の早期再開	事業者	1	・商店街施設(街路灯、アーケード等)の耐震化に向けた意識啓発 ・市町村訪問時等に、他の県内市町村の対応実績等に関する情報や、国・県が実施する支援情報等の共有(毎年実施)	ⅡB	耐震化の必要性を啓発	・県内市町村における未耐震施設の調査を実施 ・耐用年数が経過した商店街施設のある市町村・商工団体等へ啓発を実施(令和4年度で補助金は終了) ・補助実績 アーケード改修・一部撤去:9カ所 街路灯撤去・改修等:394基	・商店街施設の耐震化の状況を調査・把握 ・市町村及び商工団体等に対する文書及び訪問による耐震化の必要性を啓発 ・国等が実施する支援の情報提供	・商店街施設の耐震化の状況を調査・把握 ・市町村及び商工団体等に対する文書及び訪問による耐震化の必要性を啓発 ・国等が実施する支援の情報提供	・商店街施設の耐震化の状況を調査・把握 ・市町村及び商工団体等に対する文書及び訪問による耐震化の必要性を啓発 ・国等が実施する支援の情報提供	取組の継続	-	-	経営支援課
			⑤	9	隣接する民家等に影響する高架橋の耐震化に対し補助を行います。	隣接する民家等の安全・安心の確保	事業者	1	鉄道の高架橋の耐震化	ⅠA	隣接する民家等に影響する高架橋柱の耐震化 59本(321/321本・100%) 【土佐くろしお鉄道】	耐震化 262本完了(262/321・82%)	22本(284/321本・88%)	27本(311/321本・97%)	10本(321/321本・100%)	完了	隣接する民家等に影響する高架橋柱耐震化 321本	R9	交通運輸政策課

2-10 ブロック塀対策等の促進

2-10 ブロック塀対策等の促進

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名	
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定		
2-10	ブロック塀対策等の促進	ブロック塀等の倒壊を防ぐための対策を進めます。	①	2	住宅敷地等にあるブロック塀のうち、緊急輸送道路や避難路に面している倒壊の危険性の高いものへの対策について支援を行います。	地震時の倒壊や倒壊したがいきによる避難路の閉塞を防ぐことによる、地域住民の生命の保護と避難行動の円滑化	県 県民 市町村	1	住宅敷地等にあるブロック塀の対策の支援(啓発・周知・補助)	I A	安全対策実施数 1,500件 (4,668/5,000件・93.4%)	1,133件(見込) 75.5% (1,133/1,500) (R4:326 R5:307 R6:500(見込))	500件	500件	500件	332件実施	安全対策 5,000件実施	R10	住宅課	
								2	ブロック塀対策啓発のための市町村における戸別訪問の実施	I B	34市町村で実施	34市町村で実施 100%(34/34市町村)	34市町村で実施	34市町村で実施	34市町村で実施	34市町村で実施	34市町村で実施	34市町村で実施	R12	住宅課
								②	地震によるブロック塀等の倒壊を未然に防ぐことにより児童生徒や地域住民の安全を確保するため震災発生時に倒壊の危険がある保育所・幼稚園等のブロック塀等を改修します。	地震によるブロック塀等の倒壊を未然に防ぐことにより子どもたちの安全を確保	市町村 保育所・幼稚園・認定こども園設置者等	1	保育所・幼稚園等が保有するブロック塀等の早期改修を要請	I A	対策実施 2施設 100%(71/71施設)完了	対策実施 5/7施設 (累計) 対策実施率97.2% (69/71施設)	対策実施 1施設 99%(70/71施設)	対策実施 1施設 100%(71/71施設)	完了	対策実施 2施設 100%(71/71施設)
③	震災発生時に倒壊の危険がある慰霊碑等を改修します。	地震による慰霊碑等の倒壊を未然に防ぐことにより、地域住民の安全が確保される。	県	1	全慰霊碑の耐震化の必要性の把握及び倒壊の危険がある慰霊碑の地域への危害防止(軽減)対策の実施・耐震診断、耐震工事	I B	①65年以上経過した市町村有以外の忠霊塔の劣化状況の確認 耐震診断等 6基 ②倒壊による地域への危害の恐れがある忠霊塔の被害防止(軽減)措置 耐震化工事等 6基	①耐震診断 2基 ②耐震工事 4基 ③実地調査 1基	耐震診断2基 耐震工事2基	耐震診断2基 耐震工事2基	耐震診断2基 耐震工事2基	取組の継続	全慰霊碑(317基)の耐震化の必要性の把握及び倒壊の危険がある慰霊碑の地域への危害防止(軽減)対策の実施	-	地域福祉政策課					

2-11 室内の安全対策の促進

2-11 室内の安全対策の促進

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
2-11	室内の安全対策の促進	地震によって子どもたちや施設利用者が負傷しないよう、学校等の施設の安全対策を促進します。	①	18	家庭の家具転倒防止対策について、啓発や地域地域での取組を強化します。	家具転倒による死傷者の減少	県民	1	家庭における室内の安全対策の促進 (啓発方法) ・チラシ ・LINE ・啓発冊子「南海トラフ地震に備えよき」等	I A	室内の安全対策実施率 60%	室内の安全対策実施率 40.4%	室内の安全対策実施率 47%	室内の安全対策実施率 54%	室内の安全対策実施率 60%	取組の継続	室内の安全対策実施率 100%	R12	南海トラフ地震対策課
			②		保育所・幼稚園等が実施する室内安全対策を促進します。	施設の破損からの子どもや教職員の安全の確保	市町村 保育所・幼稚園・認定こども園設置者等	1	保育所・幼稚園等における室内安全点検の実施を要請	I B	安全点検実施率100% (308/308施設)	室内安全点検実施率 100% (308/308施設)	安全点検実施率100%	安全点検実施率100%	安全点検実施率100%	取組の継続	安全点検実施率100%	毎年	幼保支援課
			③		市町村立小中学校が行う室内安全対策を支援します。	地震による建物の倒壊等から児童生徒などの命が守られる	市町村	1	市町村立小中学校が行う室内安全対策の支援 ・国からの情報や県における対策状況を伝達し、早期実施を要請 ・国の補助制度等の活用を促進 ・R9完了に向けて対策を支援	I A	室内安全対策改修数 67校 100% (265/265校)完了	室内安全対策改修 1/78校 (累計) ・室内安全対策の実施 198/265校 実施率 74.7%	22校実施	22校実施	23校実施	完了	室内安全対策実施率 100%	R9	学校安全対策課
			④		私立学校が実施する室内安全対策を支援します。	地震による施設の破損からの子どもたちの安全の確保	学校法人	1	私立学校の室内安全対策の支援	I B	定期点検実施率 100%	定期点検実施率 100%(19/19校)	100%	100%	100%	100%	定期点検実施率100%/年	毎年	私学・大学支援課
			⑤		放課後子ども教室や放課後児童クラブ等における室内安全対策を支援します。	地震による施設の破損からの子どもたちの安全の確保	市町村 県	1	放課後子ども教室や放課後児童クラブ等における室内安全対策の支援(安全点検の実施)	I B	安全点検実施率 100%	安全点検実施率 ※高知市含む R4 96.6% R5 98.1% R6 94.8%	安全点検実施率 100%	安全点検実施率 100%	安全点検実施率 100%	取組の継続	安全点検実施率 100%	毎年	生涯学習課
							2	放課後子ども教室や放課後児童クラブ等における室内安全対策の支援(安全対策の実施)	I B	安全対策実施率 100%	安全対策実施率 ※高知市含む R4 98.5% R5 99.4% R6 95.8%	安全対策実施率 100%	安全対策実施率 100%	安全対策実施率 100%	取組の継続	安全対策実施率 100%	毎年	生涯学習課	

2-12 津波からの避難対策の促進

2-12 津波からの避難対策の促進

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名	
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定		
2-12	津波からの避難対策の促進	沿岸地域において、津波から安全に避難できるよう避難路や避難場所等の確保を進めるとともに、地震発生時に速やかに避難行動がとれるよう津波避難計画の見直しや避難方法の周知、避難訓練などを行います。	①	2	市町村津波避難計画の見直しを支援します。	計画を見直すことによる、円滑な避難及び避難路・避難場所の整備	市町村	1	市町村津波避難計画の見直し	I B	新被害想定を踏まえた市町村津波避難計画の点検、必要に応じた見直し 沿岸19市町村	見直しを要した市町村はなし	新たな被害想定を県が算出	新たな被害想定を踏まえた19市町村の津波避難計画を点検	19市町村の津波避難計画の見直し100% (19/19)	必要に応じて市町村の津波避難計画を見直し	沿岸19市町村の津波避難計画を見直し 100%	R9	南海トラフ地震対策課	
				2	地域津波避難計画の見直しを支援します。	計画を策定することによる、円滑な避難路・避難場所の整備	地域市町村県	1	避難訓練や新たな津波避難施設及び資機材の整備に伴う地域津波避難計画の見直し	I B	新被害想定を踏まえた地域津波避難計画の点検、必要に応じた見直し 30%(117/393)	地域津波避難計画に基づく対策状況図のデジタル化を行った。	新たな被害想定を県が算出	新被害想定を踏まえた地域津波避難計画を点検	地域津波避難計画を見直し 30%(117/393)	地域津波避難計画を見直し 100% (393/393)	地域津波避難計画を見直し 100%	R12	南海トラフ地震対策課	
				2	津波災害警戒区域の指定を行います。	避難確保計画の策定等が義務づけられることによる、警戒避難体制の確保	市町村県	1	津波災害警戒区域(イエローゾーン)の指定津波災害特別警戒区域(オレンジゾーン)の指定の意向確認	II B	・津波災害警戒区域(イエローゾーン)の更新 100%(19/19市町村) ・津波災害特別警戒区域(オレンジゾーン)の指定の意向を確認し、要請のあった市町村から指定・公示	オレンジゾーン指定意向なし	新たな被害想定を県が算出し、津波災害警戒区域(イエローゾーン)を見直し 100%(19/19)	市町村のニーズに応じて津波災害特別警戒区域(オレンジゾーン)を指定	市町村のニーズに応じて津波災害特別警戒区域(オレンジゾーン)を指定	市町村の状況に応じて津波災害特別警戒区域(オレンジゾーン)を指定	市町村の状況に応じて津波災害特別警戒区域(オレンジゾーン)を指定	R12	南海トラフ地震対策課	
				2	避難促進施設(学校、病院、社会福祉施設等)における避難確保計画の策定		市町村	2	沿岸19市町村の津波災害警戒区域(イエローゾーン)内避難促進施設に係る計画策定 (100%)	I A		R6.9.31時点 避難確保計画策定 616/941施設 65.5%	避難確保計画の作成 85%	避難確保計画の作成 100%	避難確保計画の作成 100%の維持	避難確保計画の作成 100%の維持	避難確保計画の作成 100%の維持	避難確保計画の作成 100%の維持	発災まで	南海トラフ地震対策課
				2	避難促進施設(学校、病院、社会福祉施設等)における訓練の実施		市町村	3	沿岸19市町村の津波災害警戒区域(イエローゾーン)内避難促進施設に係る訓練の実施 (100%)	I A		R6.3.31時点 訓練実施 474/954施設 49.7%	訓練の実施 80%	訓練の実施 90%	訓練の実施 100%の維持	訓練の実施 100%の維持	訓練の実施 100%の維持	訓練の実施 100%の維持	発災まで	南海トラフ地震対策課
				2	要配慮者が迅速に避難するための支援体制づくりを進めます。	要配慮者の安全の確保	市町村	1	個別避難計画の同意取得、作成促進 ・市町村における優先度が高い方の個別避難計画の作成	I B	避難行動要支援者名簿のうち優先度が高い方の計画作成率100%	・L2津波浸水想定区域における同意取得者(優先度が高い方)の個別避難計画作成率72.7%(R6.9末) →80%(R7.3末見込み) ・啓発動画の作成 ・補助金交付延べ28市町村(R4:8市町村、R5:12市町村、R6:8市町村)(R6.8時点) ・福祉専門職の参画(R4以前:5市町村、R6.8時点:9市町村)	優先度が高い方の個別避難計画作成率100%	優先度が高い方の個別避難計画作成率100%	優先度が高い方の個別避難計画作成率100%	取組の継続	優先度が高い方の個別避難計画作成率100%	R7	地域福祉政策課	
				2	個別避難計画の同意取得、作成促進 ・優先度が高い方以外の個別避難計画の作成		市町村	2	優先度が高い方以外の個別避難計画作成率65%	I B	優先度が高い方以外の個別避難計画の作成 33.9%(R6.9末時点)→40%(R6年度末見込み)	優先度が高い方以外の個別避難計画作成率45%	優先度が高い方以外の個別避難計画作成率55%	優先度が高い方以外の個別避難計画作成率65%	取組の継続	優先度が高い方以外の個別避難計画作成率100%	—	地域福祉政策課		

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名																									
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定																										
2-12	津波からの避難対策の促進	沿岸地域において、津波から安全に避難できるよう避難路や避難場所等の確保を進めるとともに、地震発生時に速やかに避難行動がとれるよう津波避難計画の見直しや避難方法の周知、避難訓練などを行います。	④	2 4 8	要配慮者が迅速に避難するための支援体制づくりを進めます。	要配慮者の安全の確保	市町村	3	避難行動要支援者名簿の発災時等運用ルール策定	I A	全市町村で避難行動要支援者名簿の発災時等運用ルール策定	対応済み11市町村(策定 6市町村、策定不要 5市町村)(R6.3末)	避難行動要支援者名簿の発災時等運用ルール策定:7市町村(18/34市町村)	避難行動要支援者名簿の発災時等運用ルール策定:7市町村(25/34市町村)	避難行動要支援者名簿の発災時等運用ルール策定:9市町村(34/34市町村)	訓練等による運用ルールの実効性向上	全市町村で避難行動要支援者名簿の発災時等運用ルール策定	R9	地域福祉政策課																									
																				⑤	1	観光ガイド連絡協議会加盟各団体での年一回のガイドコース中の避難訓練の実施	I B	避難訓練 年1回以上	32/32団体で実施	観光ガイド連絡協議会を通じ、引き続き全加盟団体(全32団体)に、年一回以上の避難訓練実施やガイドコースの避難場所の確認等を実施するよう働きかける。	観光ガイド連絡協議会を通じ、引き続き全加盟団体(全32団体)に、年一回以上の避難訓練実施やガイドコースの避難場所の確認等を実施するよう働きかける。	観光ガイド連絡協議会を通じ、引き続き全加盟団体(全32団体)に、年一回以上の避難訓練実施やガイドコースの避難場所の確認等を実施するよう働きかける。	観光ガイド連絡協議会を通じ、引き続き全加盟団体(全32団体)に、年一回以上の避難訓練実施やガイドコースの避難場所の確認等を実施するよう働きかける。	避難訓練 年1回以上	毎年	地域観光課												
																																	2	津波浸水想定区域内で宿泊定員30名未満の旅館・ホテルでの災害時対応マニュアルの策定	I B	津波浸水想定区域内で宿泊定員30名未満の旅館・ホテルにおける災害時対応マニュアルの策定 57事業所	計画どおり、津波避難マニュアルの策定が完了 126%(38/30事業所) 58.1%(79/136事業所)	20事業所個別支援	20事業所個別支援	17事業所個別支援	災害時対応マニュアル策定(更新)	災害時対応マニュアル策定 100%(136/136事業所)	-	観光政策課
			⑥	2 3	漁業関係者への防災意識の向上を図るために、研修会の開催や訓練の実施を促進します。また、操業船に対して24時間本県の全海域をカバーする地震津波災害時の緊急通報体制を構築します。	漁協職員、漁業者など漁業関係者の防災意識が向上し、円滑な避難行動に寄与することによる、漁業関係者や地域住民の人命の安全の確保	漁業協同組合 市町村等	1	沿岸漁業無線ネットワークシステムの運用	I B	沿岸漁業無線ネットワークシステムを運用し、東部、西部、中央部で最低年1回の訓練を実施(年3回/計60隻参加)	当該システムを運用し、東部、西部、中央部で最低年1回の訓練を実施(年3回/計60隻参加)	東部、西部、中央部で最低年1回の訓練を実施(年3回/計60隻参加)	東部、西部、中央部で最低年1回の訓練を実施(年3回/計60隻参加)	東部、西部、中央部で最低年1回の訓練を実施(年3回/計60隻参加)	東部、西部、中央部で最低年1回の訓練を実施(年3回/計60隻参加)	東部、西部、中央部で最低年1回の訓練を実施(年3回/計60隻参加)	東部、西部、中央部で最低年1回の訓練を実施(年3回/計60隻参加)	東部、西部、中央部で最低年1回の訓練を実施(年3回/計60隻参加)	毎年	漁業管理課																							

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
2-12	津波からの避難対策の促進	沿岸地域において、津波から安全に避難できるよう避難路や避難場所等の確保を進めるとともに、地震発生時に速やかに避難行動がとれるよう津波避難計画の見直しや避難方法の周知、避難訓練などを行います。	⑥	2 3	漁業関係者への防災意識の向上を図るために、研修会の開催や訓練の実施を促進します。また、操業船に対して24時間本県の全海域をカバーする地震津波災害時の緊急通報体制を構築します。	漁協職員、漁業者など漁業関係者の防災意識が向上し、円滑な避難行動に寄与することによる、漁業関係者や地域住民の人命の安全の確保	漁業協同組合 県 市町村等	2	漁協等が作成する地震・津波防災マニュアルの改訂	I B	・マニュアルの実効性の向上及び漁協職員への周知 ・マニュアルを策定している57漁協・支所で再点検を実施100% (57/57漁協・支所) ・必要に応じて改訂 今後、臨時情報等に対応して改訂される国のガイドラインなどの情報をもとにマニュアルの再点検と改訂を行い、マニュアルの実効性の向上を図る	内容の変更が必要な漁協・支所の改訂率 (R6年度末見込み) 100% (57/57漁協・支所)	・57漁協・支所でマニュアルの再点検を実施100% (57/57漁協・支所) ・必要に応じて改訂	・57漁協・支所でマニュアルの再点検を実施100% (57/57漁協・支所) ・必要に応じて改訂	・57漁協・支所でマニュアルの再点検を実施100% (57/57漁協・支所) ・必要に応じて改訂	・57漁協・支所でマニュアルの再点検を実施100% (57/57漁協・支所) ・必要に応じて改訂	・57漁協・支所でマニュアルの再点検を実施100% (57/57漁協・支所) ・必要に応じて改訂	-	水産業振興課
								3	漁協職員等の避難訓練の実施又は参加	I B	訓練への参加率100%(57/57漁協・支所)	(避難訓練) 1回以上の実施又は参加 80%(R6年度末見込み) (46/57漁協・支所)	(避難訓練) 1回以上の実施又は参加100%(R7年度末見込み) (57/57漁協・支所)	(避難訓練) 1回以上の実施又は参加100%(R8年度末見込み) (57/57漁協・支所)	(避難訓練) 1回以上の実施又は参加100%(R9年度末見込み) (57/57漁協・支所)	(避難訓練) 1回以上の実施又は参加100%(R10年度末見込み) (57/57漁協・支所)	避難訓練1回以上実施又は参加(参加率100%)/年	毎年	水産業振興課
			⑦		土地に不案内な通行中のドライバーなど道路利用者が地震に遭った場合に、安全を確保できる対策を検討します。	道路利用者の安全の確保	国 県	1	通行中のドライバーなど道路利用者を対象としたソフト面の津波避難対策の検討等	II B	津波避難対策が必要な箇所調査結果に基づくソフト対策の検討等の実施	津波避難対策が必要な箇所調査結果に基づくソフト対策の検討等の実施	津波避難対策が必要な箇所の抽出	抽出された津波避難対策が必要な箇所の現地調査	津波避難対策が必要な箇所の調査結果に基づく避難誘導の表示やソフト対策の検討	避難誘導表示の実施	-	-	道路課

2-13 津波避難路・避難場所の整備

2-13 津波避難路・避難場所の整備

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
2-13	津波避難路・避難場所の整備	津波から安全に避難できるように津波避難計画をもとに、市町村(一部は県、事業者)が国の事業や県の補助金を活用して避難路や避難場所等の確保を進めるとともに、施設利用者のための避難場所についても整備を行います。	①	2	避難路・避難場所の整備を支援します。	津波からの県民の生命の確保	市町村 県	1	避難路・避難場所の整備の支援	I B	必要に応じた避難路・避難場所の整備と維持確保100%	津波避難タワーの整備 9基 126/126基・100%	新たな被害想定を県が算出	・被害想定(津波浸水)見直しなどによる影響があれば支援を検討 ・避難タワーの維持100%	・被害想定(津波浸水)見直しなどによる影響があれば支援を検討(5基の追加整備を検討) ・避難タワーの維持100%	・被害想定(津波浸水)見直しなどによる影響があれば支援を検討 ・避難タワーの維持100%	避難タワーの維持100%(131/131)	発災まで	南海トラフ地震対策課
			②	2	漁村地域において市町村が行う避難施設の整備を支援します。	津波からの県民の生命の確保	市町村	1	漁村地域における避難路・避難場所の整備の支援	I A	1地区整備100%(15/15地区)	・1地区で避難路の整備が完了、避難場所の整備が概成(佐賀(3)) ・1地区で避難路整備の実施(宇佐(2)) ・整備率93%(14/15地区)	1地区で避難路の整備を実施	—	15地区整備完了	R9	漁港漁場課		
			③		民間事業者が、従業員と地域住民の生命を守る津波避難施設の整備を、市町村を通して支援します。	従業員と地域住民の生命の安全の確保	事業者	1	民間事業者が行う津波避難施設整備に対して市町村を通して支援	II B	民間事業者が整備する津波避難施設の増		交付決定0件	市町村を通じた民間事業者への支援	市町村を通じた民間事業者への支援	市町村を通じた民間事業者への支援	取組の継続	当該市町村の避難施設の充足	-

2-14 避難路・避難場所の安全確保

2-14 避難路・避難場所の安全確保

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
2-14	避難路・避難場所の安全確保	避難路の閉塞によって津波や火災からの避難に支障が出ることはないよう、避難路・避難場所そのものの安全対策などを進めるとともに、避難場所への資機材整備を進めます。	①	2	津波避難タワー・津波避難場所の資機材整備を行います。	津波避難タワーに避難する方の安全性の向上	市町村 県	1	津波避難タワーからの脱出用設備または救援要請手段の確保	I A	脱出方法の検討が必要な津波避難タワーの脱出用設備または救援要請手段の確保(30/30基)	脱出方法の検討完了54基 (54/84基)	脱出用設備または救援要請手段の確保10基	脱出用設備または救援要請手段の確保10基	脱出用設備または救援要請手段の確保10基	脱出用設備の維持100%	脱出用資機材等の確保100%(84/84)	R9	南海トラフ地震対策課
								2	孤立する避難場所の資機材整備	I A	保管可能な避難場所169箇所へのトイレ整備(354/354箇所)	トイレ 185箇所	トイレ56箇所(241/354)	トイレ56箇所(297/354)	トイレ57箇所(354/354)	完了	・避難場所ごとの備蓄方針に基づく整備354箇所 ・非常持ち出し品の持参を住民に周知	R9	南海トラフ地震対策課
								3	孤立する避難場所の資機材整備	I A	保管可能な避難場所246箇所への水整備(354/354箇所)	水 108箇所	水82箇所(190/354)	水82箇所(272/354)	水82箇所(354/354)	完了	・避難場所ごとの備蓄方針に基づく整備354箇所 ・非常持ち出し品の持参を住民に周知	R9	南海トラフ地震対策課
			②	2	津波避難路における液状化対策等の安全対策を検討します。	避難路の安全対策を実施することによる安全な避難の実現	市町村 県	1	避難路の安全対策	I B	・戸別訪問(100%) ※沿岸地域の実情を踏まえて設定した区間の訪問率 ・実績調査	R6戸別訪問100%想定	・地域での啓発の実施 ・戸別訪問の実施40%	・地域での啓発の実施 ・戸別訪問の実施70%	・地域での啓発の実施 ・戸別訪問の実施100%	取組の継続	安全対策の啓発を毎年継続	発災まで	南海トラフ地震対策課
								2	津波避難路における液状化リスクの啓発避難訓練の実施	II A	津波避難路における液状化リスクの啓発と避難の実効性の向上 沿岸19市町村との勉強会及び対策の検討100%	・対応方針の決定19市町村 ・各市町村の啓発や液状化を想定した訓練の支援	新たな被害想定を県が算出	・液状化被害リスクについて沿岸19市町村との勉強会の実施100%(19/19) ・津波避難路における液状化リスクの啓発のためのチラシやHP作成	・津波避難路における液状化対策について19市町村と協議100%(19/19)	津波避難路における液状化対策の実施	・各市町村ごとに液状化現象の周知啓発や液状化を想定した訓練の実施100%(19/19) ・避難に必要な資機材の整備	発災まで	南海トラフ地震対策課
			③	2	緊急輸送道路や避難路に面している倒壊の危険性の高い老朽住宅等の除却の支援を行います。	避難路の安全確保による避難行動の円滑化	県民 市町村	1	老朽住宅等の除却の支援(啓発・周知・補助)	I A	除却数1,800件(6,544/7,600件・86.1%)	1,610件(見込)89.4%(1,610/1,800) (R4:528 R5:482 R6:600(見込))	600件33.3%(600/1,800)	600件66.7%(1,200/1,800)	600件100%(1,800/1,800)	1,056件実施 600件/年	除却7,600件実施	R11	住宅課
								2	老朽住宅除去啓発のための市町村における戸別訪問の実施	I B	34市町村で実施	34市町村で実施100%(34/34市町村)	34市町村で実施	34市町村で実施	34市町村で実施	34市町村で実施	34市町村で実施	R12	住宅課
			④	2	避難場所への発電機や通信機器及び防災倉庫などの資機材整備の支援を行います。	避難場所にて助かった命をつなぐため、避難者が救出されるまでに活用する資機材の整備の支援	市町村	1	市町村による防災備蓄倉庫の整備促進(都市防災総合推進事業)への技術支援や国交省交付金等の申請支援	I B	・全市町村への年1回以上の事業の周知 ・技術支援や国交省交付金等の申請支援の継続	4/7市町・57.1% R4~R6:4市町 (累計) H22~H28:13市町村 H29~H30:10市町村 R1~R3:6市町	市町村への事業の周知(年1回)及び事業実施支援	市町村への事業の周知(年1回)及び事業実施支援	市町村への事業の周知(年1回)及び事業実施支援	市町村への事業の周知(年1回)及び事業実施支援	・全市町村への年1回以上の事業の周知 ・円滑な事業実施に向けた支援の継続	毎年	都市計画課

2-15 重要港湾の防波堤等の整備

2-15 重要港湾の防波堤等の整備

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
2-15	重要港湾の防波堤等の整備	重要港湾である高知港、須崎港、宿毛湾港の防波堤を、津波に対して粘り強い構造へ整備・改良します。	①	6 9	高知港、宿毛湾港について、第一線防波堤の延伸と、津波に対して粘り強い構造への改良を進めます。	港内静穏度の確保と最大クラスの津波に対する減災効果	国 県	1	【浦戸湾の三重防護(第1ライン)】 高知港の防波堤延伸	I A	(国) 南防波堤延伸工事の促進 +2ポイント(累計85%) (県) 東第2防波堤延伸工事の推進 45m整備(172m/270m整備)	防波堤の延伸工事の継続 (国) (南防波堤) 83% (県) (東第2防波堤) 127m整備	(国) 南防波堤 +2ポイント(累計85%) (県) 東第2防波堤 15m整備	(国) 南防波堤 +0ポイント(累計85%) (県) 東第2防波堤 15m整備	(国) 南防波堤 +0ポイント(累計85%) (県) 東第2防波堤 15m整備	(国) 南防波堤 +15ポイント(累計100%) (県) 東第2防波堤 98m整備	防波堤の完成	(国) R11 (県) R13	港湾・海岸課
								2	【浦戸湾の三重防護(第1ライン)】 高知港の防波堤の改良(粘り強い化など)	I A	東第1防波堤、南防波堤、桂浜防波堤の改良の促進 +58ポイント(累計100%)	(東第1防波堤、南防波堤、桂浜防波堤)防波堤の改良工事(粘り強い化)の継続 42%	東第1防波堤、南防波堤、桂浜防波堤 +11ポイント(累計53%)	東第1防波堤、南防波堤、桂浜防波堤 +4ポイント(累計57%)	東第1防波堤、南防波堤、桂浜防波堤 +43ポイント(累計100%)	完了	防波堤の改良 完了(粘り強い化など)	R9	港湾・海岸課
								3	宿毛湾港の防波堤の改良(粘り強い化など)	I A	池島第1防波堤防波堤の改良の促進 +68ポイント(累計100%)	(池島第2防波堤)防波堤の改良の促進 100% (池島第1防波堤)防波堤の改良工事((粘り強い化)の継続 32%	池島第1防波堤 +18ポイント(累計50%)	池島第1防波堤 +3ポイント(累計53%)	池島第1防波堤 +47ポイント(累計100%)	完了	防波堤の改良 完了(粘り強い化など)	R9	港湾・海岸課
			②	9	須崎港の津波防波堤を、粘り強い構造とするとともに、防潮施設の改良を進めます。	防波堤を粘り強い化することにより、最大クラスの津波に対して減災機能を発揮	国 県	1	須崎港の津波防波堤の改良(粘り強い化など)	I A	津波防波堤防波堤の改良の促進 +53ポイント(累計100%)	(津波防波堤)防波堤の改良工事(粘り強い化)の継続 47%	津波防波堤 +4ポイント(累計51%)	津波防波堤 +4ポイント(累計55%)	津波防波堤 +45ポイント(累計100%)	完了	防波堤の改良 完了(粘り強い化など)	R9	港湾・海岸課

2-16 海岸等の地震・津波対策の推進

2-16 海岸等の地震・津波対策の推進

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名	
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定		
2-16	海岸等の地震・津波対策の推進	本県の経済機能が集中している浦戸湾をはじめ、復興拠点となる港湾、空港、緊急輸送路などの機能の集中する県中央部の海岸を中心に、海岸堤防等の津波対策を進めます。	①	6 9	高知港海岸(浦戸湾)では湾口部対策と湾内の海岸堤防改良(耐震・液状化対策)を組み合わせた地震・津波対策を国直轄事業と役割分担し進めます。	地震発生時の堤防の機能を確保による津波や長期浸水から背後地の資産の防護と、早期の復旧復興	国 県	1	【浦戸湾の三重防護(第2・第3ライン)】 国直轄海岸堤防の地震・津波対策	I A	耐震補強工事の延伸・種崎(外縁)工区他 +17ポイント(累計29%)	種崎(外縁)工区他耐震補強工事の継続+1ポイント(累計12%)	種崎(外縁)工区他+1ポイント(累計13%)	種崎(外縁)工区他+13ポイント(累計26%)	種崎(外縁)工区他+3ポイント(累計29%)	種崎(外縁)工区他71%	高知港海岸の耐震補強完了(国)	R13	港湾・海岸課	
									2	【浦戸湾の三重防護(第3ライン)】 県管理海岸堤防(浦戸湾 潮江地区)の地震・津波対策	I A	潮江地区(萩町工区、棧橋通工区、港町工区、西孕工区)の耐震補強工事の延伸390m整備	(潮江地区) [5期]83%(495m/600m) [累計]86%(2,330m/2,720m)	(潮江地区) L=310m	(潮江地区) L=80m	(潮江地区) 事後補償	-	高知港海岸の耐震補強完了(県・潮江地区)	R8	港湾・海岸課
									3	【浦戸湾の三重防護(第3ライン)】 県管理海岸堤防(浦戸湾 その他地区)の地震・津波対策	I A	吸江工区、中の島工区、横浜工区の耐震補強工事の延伸 吸江工区 309m整備 中の島工区 484m着手 横浜工区 400m整備 種崎・御置瀬・弘化台工区 調査設計	(吸江工区) [5期]46%(162m/350m) [累計]70%(736m/1,045m) (中の島工区) 調査設計 (横浜工区) 調査設計 [5期]208%(1,245m/600m) [累計]45%(1,245m/2,763m)	(吸江工区) 鋼矢板 (中の島工区) L=150m着手 (横浜工区) L=200m	(吸江工区) L=100m (中の島工区) L=150m着手 (横浜工区) L=200m	(吸江工区) L=209m (中の島工区) L=184m着手 (横浜工区) 鋼管杭	(中の島工区) 上部工 (横浜工区) L=1,118m (種崎・御置瀬・弘化台工区) L=4,457m	高知港海岸の耐震補強完了(県)	R13	港湾・海岸課
			②	9	県中央部の海岸(十市前浜海岸・直轄高知海岸・宇佐漁港海岸)では、海岸堤防等の地震・津波対策(液状化対策)を進めます。	地震発生時の堤防の機能を確保による津波や長期浸水から背後地の資産の防護と、早期の復旧復興	国 県	1	国直轄海岸堤防(県中央部)の地震・津波対策	Ⅱ B	香南工区の耐震補強工事の着手及び延伸	事業化に向けて国との協議を実施	事業化に向け、国と継続的に協議を実施する。	事業化に向け、国と継続的に協議を実施する。	事業化に向け、国と継続的に協議を実施する。	事業化に向け、国と継続的に協議を実施する。	事業化に向け、国と継続的に協議を実施する。	高知海岸の耐震補強完了(国)	-	港湾・海岸課
									2	県管理海岸堤防(県中央部)の地震・津波対策	I A	宇佐漁港海岸の耐震補強工事の延伸900m整備	(宇佐漁港海岸) [5期]146%(792m/540m) [累計]41%(2,396m/5,795m)	L=300m	L=300m	L=300m	L=2,499m	耐震補強完了(県)	R13	港湾・海岸課
			③	9	県内のその他の海岸では、海岸堤防の耐震性や高さ・健全度を評価し、必要に応じて地震・津波対策を進めます。	地震発生時の堤防の機能を確保による津波や長期浸水から背後地の資産の防護と、早期の復旧復興	県 市町村	1	県管理海岸堤防(その他の海岸)の地震・津波対策	I B	・奈半利港海岸の耐震補強工事の延伸267m整備 ・宿毛湾海岸、大深浦海岸の耐震補強工事の延伸260m整備	(奈半利港海岸) [5期]42%(100m/240m) [累計]71%(643m/910m) (宿毛湾海岸、大深浦海岸) [5期]58%(572m/990m) [累計]42%(2,126m/5,096m)	(奈半利港海岸) L=70m (宿毛湾海岸、大深浦海岸) L=100m	(奈半利港海岸) L=70m (宿毛湾海岸、大深浦海岸) L=80m	(奈半利港海岸) L=127m (宿毛湾海岸、大深浦海岸) L=80m	(宿毛湾海岸、大深浦海岸) L=2,710m	耐震補強完了(県)	-	港湾・海岸課	
									2	市町村管理海岸堤防の地震・津波対策	I B	海岸の耐震補強工事の延伸 安和漁港海岸(須崎市)70m整備 吉川漁港海岸(香南市)90m整備	(安和漁港海岸) [5期]117%(164m/140m) [累計]60%(204m/340m) (吉川漁港海岸) 防潮堤の調査設計	(安和漁港海岸) L=30m (吉川漁港海岸) 防潮堤(西)改良 L=30m	(安和漁港海岸) L=20m (吉川漁港海岸) 防潮堤(西)改良 L=30m	(安和漁港海岸) L=20m (吉川漁港海岸) 防潮堤(東)改良 L=65m 防潮堤(西)改良 L=145m	耐震補強完了(市)	-	港湾・海岸課	
			④	9	老朽化した既存防潮堤等を把握し、津波等への対策を進めます。	津波による浸水地域が縮減され、死傷者や家屋等の被害が減少	県	1	防潮堤等の強靱化(唐浜/工事区間・4ブロック)(名鹿・1箇所)	I A	強靱化工事の完了2箇所(2/2箇所・100%)	防潮堤の強靱化(1箇所・3/4ブロック)75% 2024年度(1ブロック)	唐浜海岸 1/4ブロック 名鹿海岸 1箇所	唐浜海岸 2/4ブロック	唐浜海岸 3/4ブロック	唐浜海岸 4/4ブロック	強靱化工事の完了2箇所	R10	治山林道課	

2-17 河川等における津波浸水対策の推進

2-17 河川等における津波浸水対策の推進

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
2-17	河川等における津波浸水対策の推進	河川堤防の機能を維持し、津波による被害を軽減するとともに、すみやかに内水を排除できるよう、堤防の耐震化と水門・排水機場の整備を進めます。	①	9	河川堤防の耐震化を行います。(長期浸水対策)	耐震化により堤防・排水機場の機能を維持し、人的物的被害を軽減するとともに迅速な内水排除による早期の復旧	県	1	浦戸湾内の河川堤防の耐震化	I A	浦戸湾内の河川堤防耐震化 3.3km (24.9/27.0km・92.2%)	浦戸湾内の河川堤防耐震化 2.3km (21.6/27.0km・79.9%) 2022年度:0.6km 2023年度:0.7km 2024年度:1.0km	浦戸湾内の河川堤防の耐震化 1.1km	浦戸湾内の河川堤防の耐震化 1.1km	浦戸湾内の河川堤防の耐震化 1.1km	浦戸湾内の河川堤防の耐震化 2.1km	耐震化 27.0km	R11	河川課
			②	9	浦戸湾内河川の排水機場の耐震化・耐水化を行います。(長期浸水対策)	耐震化により堤防・排水機場の機能を維持し、人的物的被害を軽減するとともに迅速な内水排除による早期の復旧	県	1	浦戸湾内河川の排水機場の耐震化・耐水化	I B	耐水化 1機場完了、1機場着手	耐震化完了(4/4) 耐水化着手(1/4) R6年度:江ノ口川排水機場	排水機場耐水化 工事(江ノ口)	排水機場耐水化 工事(江ノ口) 設計(鹿児川)	排水機場耐水化 工事(江ノ口)	排水機場耐水化 3機場	耐震化・耐水化 4機場	-	河川課
			③	9	地盤沈下に伴う洪水対策のため、河川の整備を実施します。	耐震化により堤防・排水機場の機能を維持し、人的物的被害を軽減するとともに迅速な内水排除による早期の復旧	県	1	地盤沈下に伴う洪水対策のための河川の整備	I B	18河川 整備実施 ・都市河川 3河川 ・一般河川 15河川	17河川整備を実施 一般河川の改修が1.2%進捗 都市河川 R4:94.1%→R6:94.1% 一般河川 R4:59.5%→R6:60.7%	地盤沈下に伴う洪水対策のための河川の整備 18河川	地盤沈下に伴う洪水対策のための河川の整備 18河川	地盤沈下に伴う洪水対策のための河川の整備 18河川	地盤沈下に伴う洪水対策のための河川の整備 18河川	18河川 整備完了	-	河川課

2-18 陸こう等の常時閉鎖の促進

2-18 陸こう等の常時閉鎖の促進

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
2-18	陸こう等の常時閉鎖の促進	津波の浸水による被害軽減や避難時間の確保のため、海岸などの陸こう等(陸こう、管渠等の開口部)の常時閉鎖を進めます。	①	2	県管理海岸保全区域内堤防の陸こう等について、地元の利用者等と協議し、陸こうのコンクリート閉鎖や管渠へのフラップゲート設置等を行い、常時閉鎖を進めます。	陸こう等の常時閉鎖箇所数を増加させることで、津波の浸水地域の縮減や避難時間の確保につながり、死傷者を抑え、家屋等の被害を減少	県	1	県管理海岸保全区域内の陸こうの常時閉鎖等の対策	I B	12箇所閉鎖 (881/1173箇所・75%)	15箇所閉鎖 50%(15/30箇所) R4:3箇所 R5:9箇所 R6:3箇所 <累計> 74%(869/1,173)完了	陸こう常時閉鎖を継続 4箇所	陸こう常時閉鎖を継続 4箇所	陸こう常時閉鎖を継続 4箇所	陸こう常時閉鎖を継続 292箇所	対象箇所全ての常時閉鎖	-	港湾・海岸課
			②		保安施設堤防の陸こうについて、地元の利用者等と協議し、必要に応じて階段の設置等を行い、常時閉鎖を進めます。	陸こう等の常時閉鎖箇所数を増加させることで、津波の浸水地域の縮減や避難時間の確保につながり、死傷者を抑え、家屋等の被害を減少	県	1	保安施設堤防の陸こうの常時閉鎖(赤野・1箇所)	I A	陸こう閉鎖の完了 1箇所(69/69箇所・100%)	陸こうの常時閉鎖 5箇所/6箇所 2022年度: 2箇所概成 2023年度: 2箇所概成 2024年度: 2箇所(1箇所概成) ・安芸市赤野(累計) 98.6%(68/69箇所)	安芸市赤野 1箇所	—	—	—	69箇所閉鎖 完了	R7	治山林道課

2-19 津波による漂流物対策の推進

2-19 津波による漂流物対策の推進

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
2-19	津波による漂流物対策の推進	津波による漂流物がもたらす被害を軽減するため、沿岸部での漂流物対策を進めます。	①		津波の際に漂流物となる、河川区域内に放置された沈没船の処分を実施します。	津波漂流物による被害の軽減と河川管理施設の復旧の迅速化	県船舶所有者	1	河川区域内の沈没船の処分	I B	プレジャーボート全国実態調査(国交省)の実施による実態把握及び沈没船の処分	沈没船1隻処分(見込み)	引き続き河川区域内の沈没船の処分	プレジャーボート全国実態調査(国交省)の実施による実態把握	河川区域内の沈没船の処分(実態調査により処分数を決定)	河川区域内の沈没船の処分(実態調査により処分数を決定)	対象となる沈没船を全て処分	-	河川課
			②		県管理漁港において、津波の際に漂流物となる、放置船(沈没船等)の処分に向け、撤去指導及び代執行を行います。	津波漂流物による被害の軽減と港湾・漁港の早期啓開、復旧の迅速化	県	1	県管理漁港における沈没船の処分【R6.3末までの未処理船】319隻	I B	毎年80隻:計画期間内240隻の処分 計画期間の累計 988/988隻・100% 988=748隻+(3年×80隻)	【R4、R5実績計】 ・146隻処分 【R6見込み】 ・80隻 【計画期間中の進捗状況】 ・進捗率94% ((146+80)/240) 【最終目標に対する進捗状況】 ・実績377隻(H28からR6まで) ・進捗率38%(377/988) ※R5末までの処分累計 669隻(68%:669/988)	80隻処分 84%((80+748)/988隻)	80隻処分 92%((160+748)/988隻)	80隻処分 100%((240+748)/988隻)	・R6年同程度の予算(10隻)が確保できれば、管理者が処理可能な所有者不明船44隻の処分は、R11年度に完了見込み。 ※管理者が処分できる所有者不明船を優先的に処分する。所有者判明船は、自己責任による処分となるため、処分指導が中心となり処分スピードは鈍化する。	319隻処分(988/988隻)	-	漁港漁場課
			③		市町村管理漁港において、津波の際に漂流物となる、放置船(沈没船等)の処分を促進するため、所有者不明船について処理経費への補助を行うとともに、所有者不明船について放置状態の解消に向けた包括的な指導を行います。	津波漂流物による被害の軽減と港湾・漁港の早期啓開、復旧の迅速化	市町村	1	市町村管理漁港における沈没船の処理支援【R6.3末までの未処理船】389隻	I B	毎年60隻:計画期間内180隻の処分 計画期間の累計 658/807隻・82% 658=478隻+(3年×60隻)	【R4、R5実績計】 ・199隻処分 【R6見込み】 ・60隻 【計画期間中の進捗状況】 ・進捗率144% ((199+60)/180) 【最終目標に対する進捗状況】 ・実績418隻(H28からR6まで) ・進捗率52%(418/807) ※R5末までの処分累計 418隻(52%:418/807)	60隻処分 67%((60+478)/807隻)	60隻処分 74%((120+478)/807隻)	60隻処分 82%((180+478)/807隻)	毎年目標数値60隻を継続して取り組む。	389隻処分(807/807隻)	-	漁港漁場課

2-20 高台移転に向けた取組

2-20 高台移転に向けた取組

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名					
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定						
2-20	高台移転に向けた取組	事前復興の観点から、産業基盤や公的施設等の高台等へ移転を進め、津波による人命などの被害を軽減します。	①		地震や津波に強い産業基盤づくりを進めるために、津波浸水想定区域外での工業団地の開発を進めるとともに、次の開発候補地の条件整備や適地調査を行います。	産業活動の早期復旧	県市町村	1	津波浸水想定区域外での工業団地開発開発候補地の検討	ⅡB	新たな団地開発への着手(2件)	・開発候補地の検討(市町村協議:6市3町1村) ・候補地選定調査の実施(3市1町) ・条件調査の実施(2市)	・開発候補地の検討 ・適地調査の実施	・開発候補地の検討 ・適地調査の実施	・開発候補地の検討 ・適地調査の実施	取組の継続	津波被害のない団地の開発	-	企業誘致課					
								2	津波浸水想定区域外での工業団地開発(仮称)香美楠目産業団地の開発(分譲面積約5.0ha)	ⅠA	令和13年度工事完成	(仮称)高知布師田団地の開発(分譲面積約7.5ha)令和4年度工事完成	・工業団地の共同開発の協定を締結 ・測量調査設計等	・測量調査設計等 ・用地取得	・用地取得 ・本体造成工事	・本体造成工事	本体造成工事の完成	R13	企業誘致課					
								②	4	保育所・幼稚園等の高台移転の検討や、高台移転にともなう施設整備に対して補助を行い支援します。	津波から子どもたちの生命の安全を確保	市町村 保育所・幼稚園・認定こども園設置者等	1	保育所・幼稚園等の高台移転、高層化等への支援	ⅠA	高台移転等 5施設100%(37/37施設)完了	高台移転等 7施設実施86.5%(32/37施設)完了	高台移転等 2施設実施92%(34/37施設)	高台移転等 2施設実施97%(36/37施設)	高台移転等 1施設実施100%(37/37施設)	-	高台移転等 5施設100%(37/37施設)完了	R9	幼保支援課
								③	4	施設ごとに個別に状況を確認しながら、高台移転や高層化などの安全対策を行うよう支援します。	津波から施設利用者等の生命の安全を確保	社会福祉法人等	1	(高齢) L2津波浸水想定区域にある避難が困難な高齢者施設(41施設)の高台移転	ⅠB	・4施設高台移転(4/41施設) ・施設ごとに個別に状況を確認しながら、高台移転や高層化などの安全対策を働きかけ	(高齢) R6年: 1施設移転完了 (児童) R6年: 老朽化による改築に併せ高層化を図る4施設(同一法人)が複合施設として高層化	・2施設高台移転 ・施設ごとに個別に状況を確認しながら、高台移転や高層化などの安全対策を働きかけ	施設ごとに個別に状況を確認しながら、高台移転や高層化などの安全対策を働きかけ	・2施設高台移転 ・施設ごとに個別に状況を確認しながら、高台移転や高層化などの安全対策を働きかけ	取組の継続	津波浸水区域に所在する41施設の高台移転等の完了	-	長寿社会課
													2	(障害) L2津波浸水想定区域にある避難が困難な障害者施設(5施設)の高台移転	ⅠB	・2施設高台移転(2/5施設) ・施設ごとに個別に状況を確認しながら、高台移転や高層化などの安全対策を働きかけ	-	施設ごとに個別に状況を確認しながら、高台移転や高層化などの安全対策を働きかけ	・2施設高台移転 ・施設ごとに個別に状況を確認しながら、高台移転や高層化などの安全対策を働きかけ	施設ごとに個別に状況を確認しながら、高台移転や高層化などの安全対策を働きかけ	取組の継続	津波浸水区域に所在する5施設の高台移転等の完了	-	障害福祉課
								④	6	事前復興の観点から、産業基盤や公的施設等の高台等へ移転を進め、津波による人命などの被害を軽減します。	来庁した県民の安全の確保。職員の安全の確保と防災対策の拠点となる庁舎を確保し、早期の災害対策業務の実施	県	1	県有建築物の高台移転	ⅡA	高知土木事務所の移転検討	高台移転完了	移転の検討	移転の検討	移転の検討	移転の検討結果による	移転の検討を行った結果に基づき次期の行動計画を策定する。	R9	土木政策課
⑤		津波浸水から貴重、希少植物を守るため、牧野植物園のバックヤードである長江園場の機能の一部を高台に移転します。	・絶滅危惧種の保全育成による自然環境、生態系の保護再生 ・希少種をはじめ鑑賞に欠かせない植物の保全による園の持続的な運営	県	1	牧野植物園長江園場の一部高台移転	ⅠA	先行移転にかかる貴重・希少植物の高台移転完了	・地元説明会開催(9/13) ・地質調査(6箇所)完了 ・実施設計完了 ・造成工事未着工	無縁墓の移転	敷地造成工事	敷地造成工事 施設整備工事 植物移転	植物移転	先行移転にかかる貴重・希少植物の高台移転完了	R10	自然共生課								
⑥		津波浸水区域にある警察署を高台等に移転し、警察機能の維持・確保を行います。	・迅速な事故、事件への対応 ・発災後すぐに警察活動が可能 ・行政機関との早期連携	県	1	・室戸警察署の高台等への移転 ・奈半利駐在所の高台等への移転 ・香南警察庁舎(旧香南警察署)の移転方針決定等	ⅠA	・室戸署建築工事等完成 ・奈半利駐在所建築工事等完成 ・香南警察庁舎移転事業に着手	・宿毛署建築工事完了 ・室戸署造成工事完了 ・室戸署実施設計完了 ・室戸署建築工事着手	・室戸署建築工事完了、開署 ・奈半利駐在所建築工事 ・香南警察庁舎移転用地購入 ・香南警察庁舎新築工事基本設計 ・香南警察庁舎移転方針等決定	・奈半利駐在所新築工事、完了 ・香南警察庁舎移転用地購入	・奈半利駐在所旧庁舎解体工事 ・香南警察庁舎新築工事実施設計	香南警察庁舎新築工事実施設計	・室戸署開署 ・奈半利駐在所開所 ・香南警察庁舎開所	・室戸署R7完成 ・奈半利駐在所R8完成 ・香南庁舎R11完成	装備施設課								

2-21 市街地における火災対策

2-21 市街地における火災対策

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
2-21	市街地における火災対策	地震火災の被害軽減を図ります。	①		出火防止及び延焼防止対策を進めます。	地震火災による被害の軽減	県市町村	1	地震火災対策に関する広報	I B	広報活動4回/年	防災イベントでの広報 R04: 4回 R05: 3回 R06: 3回	防災イベント4回	防災イベント4回	防災イベント4回	防災イベントに参加して広報を実施するとともに、高知家消防ネット等のWEBを活用した広報の充実を図る。	広報活動4回/年	毎年	消防政策課
								2	市町村の要望に基づく防火水槽等や施設の整備	I B	市町村の防火水槽やポンプ車の整備 ・防火水槽28箇所 ・ポンプ自動車6台	耐震性貯水槽 2基 防火水槽 2基 救急自動車 1台	整備の推進 ・防火水槽9箇所 ・ポンプ自動車2台	整備の推進 ・防火水槽9箇所 ・ポンプ自動車2台	整備の推進 ・防火水槽10箇所 ・ポンプ自動車2台	整備の推進	市町村の要望に沿った整備を推進	-	消防政策課
								3	感震ブレイカーの設置促進	I B	・地震火災対策を重点的に推進する地区(11市町19地区)の令和元年度以降に新築又は建て替えた住宅所有者へ感震ブレイカー20個を配布 ・補助金(住宅耐震化促進事業費補助制度)の導入7市町村(7/19)	重点推進地区の令和元年度以降に新築又は建て替えた住宅所有者へ感震ブレイカー525個を配布 参考:平成27年度から平成30年度にかけて対象地区に居住する住民に対して約20,000個を配布	①地震火災対策を重点的に推進する地区(住宅耐震化促進事業費補助制度(家具等安全対策支援事業)がない市町の重点推進地区に限る。)の令和元年度以降に新築又は建て替えた住宅所有者へ感震ブレイカー20個を配布 ②補助金未導入の19市町村へ住宅耐震化促進事業費補助制度(家具等安全対策支援事業)導入の働きかけ	補助金導入3市町村(3/19)	補助金導入4市町村(7/19)	補助金導入12市町村(19/19)	補助金導入19市町村	R12	消防政策課
	密集市街地において、土地区画整理事業を施行することで、地震時における家屋の倒壊や火災発生時の延焼被害を抑制するとともに、避難、消火活動においても利活用する区画道路を整備します。	②		高知市施行の旭駅周辺地区土地区画整理事業において、技術的な支援の他、国交省交付金申請事務等の支援を行います。	地震時等に著しく危険な密集市街地の解消・避難行動を支援し、緊急車両等の通行が可能となる区画道路の確保	高知市	1	高知市による区画整理事業の整備促進(街区、区画道路、公園等整備による密集市街地の解消)への技術支援や国交省交付金等の申請支援	I A	中須賀地区 2.5ha(7.7ha/8.1ha・95%)	中須賀地区 3.7ha(5.2ha/8.1ha・64%) R4: A=1.5ha R5: A=1.1ha R6: A=1.1ha	中須賀地区 6ブロック整備 A=1.11ha	中須賀地区 7ブロック整備 A=0.74ha	中須賀地区 8ブロック整備 A=0.60ha	中須賀地区 9ブロック整備 A=0.41ha	区画整理事業11.3ha完成 ①下島地区3.2ha ②中須賀地区8.1ha	①下島地区R2 ②中須賀地区R11	都市計画課	
							2	建物移転工事、家屋調査、用地取得、補償、老朽建築物除却、都市再生住宅建設等の推進	I B	建物移転工事2.4ha 96%(10.8ha/11.3ha)	建物移転工事 3.7ha 100.0% (3.7/3.7ha) (R4:1.5ha R5:1.1ha R6:1.1ha) 最終目標 74.3% (8.4/11.3ha)	建物移転工事 1.1ha (累計9.5ha/最終目標11.3ha)	建物移転工事 0.7ha (累計10.2ha/最終目標11.3ha)	建物移転工事 0.6ha (累計10.8ha/最終目標11.3ha)	建物移転工事 0.5ha (累計11.3ha/最終目標11.3ha) ポケットパーク整備 2箇所 (累計3箇所/最終目標3箇所) 公園整備 2箇所 (累計4箇所/最終目標4箇所)	建物移転工事11.3ha 都市再生住宅建設163戸 ポケットパーク整備3箇所 公園整備4箇所	R27	住宅課	

2-22 燃料タンク等の安全対策の推進

2-22 燃料タンク等の安全対策の推進

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名	
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定		
2-22	燃料タンク等の安全対策の推進	地震や津波による燃料タンク・高圧ガス施設等の転倒・流出による、火災の発生などの二次被害を防止するため、事前の安全対策を進めます。	①		タナスカ地区、中の島地区の石油・ガス施設の地震・津波対策について事業者や関係機関と連携を図りながら対策の推進を図ります。	津波火災を予防し、高知市内の防災力の向上	事業者 国 県 市町村	1	石油・ガス施設や浦戸湾沿岸域での津波火災対策の実施	ⅡB	石油基地津波対策工事(護岸の嵩上げ)	・緊急遮断弁の設置(1地区/2地区) タナスカ地区は完了。 中の島地区の石油事業者に対して石油タンクへ緊急遮断弁の設置の働きかけ。 ・対策工事の設計については国及び県と協議しながら完了。 防護柵等設計(531m/531m) ・中の島地区で令和7年度より工事着手できるよう関係機関と調整。 防護柵等工事(0m/531m)	石油基地津波対策工事(三重防護の整備と併せて実施) 中の島で着手	石油基地津波対策工事(三重防護の整備と併せて実施)	石油基地津波対策工事(三重防護の整備と併せて実施)	石油基地津波対策工事(三重防護の整備と併せて実施)	石油基地津波対策工事(三重防護の整備と併せて実施) 中の島とタナスカで531m完成	・三重防護の整備と併せた石油基地津波対策工事 護岸の嵩上げ531m完成 ・事業者による石油基地の耐災化対策実施	-	危機管理・防災課
					農業用燃料タンク対策として、重油流出防止装置付きタンクの導入を支援します。	燃料流出リスクの軽減(二次被害の防止)	JA 事業者	1	・農業用燃料タンクの重油流出防止装置の整備支援 ・農業用燃料タンクの転倒防止対策の支援	ⅠB	流出防止装置付きタンク整備 600基(2,212/8,041基・28%)	流出防止装置付きタンク整備率 240/600基・40%(累計:1,612/8,041・20%) ・R6:72/200基 ・R5:76/200基 ・R4:92/200基 R6年度:タンク対策事業のタンク削減区分の補助対象経費にLPGボイラーを追加 R5年度:タンク対策事業のタンク整備区分の補助対象限度額を引き上げ(130万円/基→140万円/基)	・重油流出防止装置付燃料タンクの整備:200基	・重油流出防止装置付燃料タンクの整備:200基	・重油流出防止装置付燃料タンクの整備:200基	・重油流出防止装置付燃料タンクの整備:200基	対策済タンク数 8,041基	-	環境農業推進課	
					L1津波浸水区域における農業用燃料タンクの重油流出装置の整備支援、転倒防止対策支援	L1津波浸水区域のタンク整備 300基(669/1,087基・62%)	ⅠB	L1津波浸水区域のタンク整備率 48/300基・16%(累計:369/1,087・34%) ・R6:14/100基 ・R5:14/100基 ・R4:20/100基 同上	・重油流出防止装置付燃料タンクの整備:100基	・重油流出防止装置付燃料タンクの整備:100基	・重油流出防止装置付燃料タンクの整備:100基	・重油流出防止装置付燃料タンクの整備:100基	L1津波浸水区域の対策済タンク数 1,087基	-	環境農業推進課					
		高圧ガス施設等について、災害発生時の対応力の向上を図るため、保安対策に関する研修会を開催します。	③		ガス放出リスクの軽減(二次被害の防止、住民の安全確保)	県	1	高圧ガス施設等保安対策に関する研修会の開催 対象・高圧ガス第一種製造施設等 ①一般(酸素、窒素等) 21事業所 ②液石(LPガス) 22事業所 ③冷凍(フロン等) 6事業所	ⅠB	3回開催	高圧ガス製造施設等の研修 R4 ①一般(酸素、窒素等) 21事業所 R5 ②液石(LPガス) 22事業所 R6 ③冷凍(フロン等) 6事業所(見込み)	一般高圧ガス第一種製造施設等 参加21事業所	液石(LP)ガス第一種製造施設等 参加22事業所	冷凍第一種製造施設等 参加6事業所	保安体制維持のため、継続して研修会を実施する。	1回実施/年	毎年	消防政策課		

2-23 土砂災害対策の促進

2-23 土砂災害対策の促進

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名				
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定					
2-23	土砂災害対策の促進	急傾斜地崩壊対策事業や地すべり対策事業の実施など、地震による土砂災害を未然に防ぐことで、人的・物的被害を軽減します。あわせて土砂災害のおそれのある箇所の周知や、防災学習等の実施により避難体制づくりを進めます。	①	9	砂防や急傾斜施設など、土砂災害対策施設の整備を進めるとともに、地域の避難体制づくりを行います。	・住家や公共施設の保全 ・早期の避難行動や、住宅補強等の自助対策の促進 ・土砂災害時の早期の避難行動、的確な初動対応	県	1	土砂災害対策施設の整備	I B	砂防施設4箇所概成(累計)46箇所 急傾斜施設16箇所概成(累計)93箇所	砂防施設3箇所概成75%(3箇所/4箇所)(累計)42箇所 急傾斜施設8箇所概成50%(8箇所/16箇所)(累計)77箇所	砂防施設2箇所概成 急傾斜施設6箇所概成	砂防施設1箇所概成 急傾斜施設5箇所概成	砂防施設1箇所概成 急傾斜施設5箇所概成	砂防施設年1箇所概成 急傾斜施設年5箇所概成	土砂災害対策施設の着実な整備推進 ※数値目標 砂防施設年1箇所概成 急傾斜施設年5箇所概成	-	防災砂防課				
								2	地震等による土砂災害に関する防災学習会及び防災イベントの開催	I B	参加人数約12,000人	参加人数約11,000人 92%(11,000人/12,000人) R4:約4,000人 R5:約3,000人 R6:約4,000人(見込み) (累計)約52,000人	参加人数4,000人	参加人数4,000人	参加人数4,000人	参加人数4,000人	防災学習会及び防災イベントの開催 参加人数4,000人/年	毎年	防災砂防課				
								3	土砂災害を想定した防災訓練の実施	I B	9回実施(市町村参加率100%)	6回実施67%(6回/9回) R4:2回 R5:2回 R6:2回 (累計)27回	3回実施(参加率35%)	3回実施(参加率35%)	3回実施(参加率30%)	3回実施(参加率35%)	防災訓練 3回実施/年(市町村参加率35%)	毎年	防災砂防課				
			②	9	農地保全に係る地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	農地保全に係る地すべり防止対策の実施	1	5箇所事業実施概成箇所50→52箇所(52/55箇所・95%)	3箇所概成(3/3箇所・100%、※R6に過去概成地区3地区で地すべりを確認 →累計:50地区+3地区-3地区=50地区 累計:50/55・90%)	-	2箇所概成	-	3箇所概成	55箇所概成	-	農業基盤課					
									③	9	山地災害危険地区の地すべり防止対策を行います。	土砂災害による被害の軽減と孤立集落の発生防止	県	山地治山事業による地すべり対策事業の実施	2箇所新規着手(12/19箇所・63%)	・地すべり対策事業の実施 2024年度:5箇所(1箇所概成) (累計)70.6%(12/17箇所概成)	3箇所実施	5箇所実施【うち2箇所新規着手】	5箇所実施	5箇所実施	19箇所概成	-	治山林道課

2-24 ダムの地震対策の促進

2-24 ダムの地震対策の促進

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
2-24	ダムの地震対策の促進	地震によるダムの倒壊を防ぐため、各管理者におけるダムの耐震照査を行い、必要に応じて対策を行うとともに、地震発生後も施設の機能が維持できるように対策を進めます。	①		県管理ダムの地震時点検マニュアルを作成し、地震発生後の堤体及び関連構造物の安全性を速やかに確認できる体制を構築します。 また、夜間に地震が発生した際にも速やかに堤体安全性を確認できるよう堤体照明装置の設置を図ります。	地震時のダム(関連構造物含む)の安全性の確実な把握	県	1	・夜間地震時点検マニュアルの更新および事務所内での周知 ・堤体照明の維持管理	Ⅲ	運用によるマニュアルの精査及び適宜更新の実施 6ダム 照明設備維持管理 6ダム	夜間地震時点検マニュアルの整備 6ダム 100%(6/6) ※R3年度完了 照明設備設置 6ダム 100%(6/6) ※R5年度完了	運用によるマニュアルの精査及び適宜更新の実施 6ダム 照明設備維持管理 6ダム	運用によるマニュアルの精査及び適宜更新の実施 6ダム 照明設備維持管理 6ダム	運用によるマニュアルの精査及び適宜更新の実施 6ダム 照明設備維持管理 6ダム	運用によるマニュアルの精査及び適宜更新の実施 6ダム 照明設備維持管理 6ダム	運用によるマニュアルの精査及び適宜更新の実施 6ダム 照明設備維持管理 6ダム	-	河川課
			②	9	県管理ダムにおいて、地震発生後も施設の機能が維持できるように対策を進めます。	地震後のダム(関連構造物含む)の安全性を確実に確保	県	1	ダムの耐震対策の実施	I B	詳細設計 3ダム 工事着手 1ダム	概略耐震照査の実施 6ダム 100%(6/6) ※R3年度完了	耐震照査 3ダム	詳細設計 3ダム	工事着手 1ダム	耐震対策完了 3ダム	耐震性能確保 6ダム	-	河川課

2-25 ため池の地震対策の促進

2-25 ため池の地震対策の促進

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
2-25	ため池の地震対策の促進	ため池下流域の住民の安全を確保するため、ため池の耐震化整備工事を進めます。	①	9	堤高15m未満のため池は、国の設計基準(ため池)に基づき整備補強工事を実施し、堤高15m以上のため池についてはダム等の設計基準を準用して耐震化整備工事を行います。	ため池下流域の住民の安全と復旧時の農業用水の確保	県	1	ため池対策(豪雨・耐震・劣化)の実施	I B	ため池対策完了26池(累計82池/215池 38%)	20池完成(20/28・71%、累計: 61/220・28%)	10池対策完了	10池対策完了	6池対策完了	133池対策完了	215池対策完了	-	農業基盤課
			②	10	ため池下流域の住民の迅速な避難を図るため、ため池監視システムの設置を行います。	早期の避難行動による、人命の確保	県	1	ため池監視システムの設置	I B	ため池監視システム設置70池(累計70池/215池 33%)	-	20池設置完了	20池設置完了	30池設置完了	145池設置完了	215池設置完了	-	農業基盤課

2-26 文化財の耐震化の促進

2-26 文化財の耐震化の促進

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名	
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定		
2-26	文化財の耐震化の促進	かけがえのない文化財建造物を地震から守り、次の時代に受け継ぎます。	①		文化財建造物の耐震対策(補助等)を検討し、実施します。	地震から文化財建造物を守り、次世代に受け継ぐことが出来る。また、見学者などの安全確保につながる	文化財所有者	1	耐震対策が必要な建造物の対策完了に向けて、耐震対策事業の継続及び新規事業を実施。	I B	担当者会での制度説明、地震対策が必要な文化財に関する助言及び補助の実施	-	・土佐神社楼門耐震改修(~R8) ・旧関川家住宅耐震改修(~R9) ・担当者会での補助制度説明 ・津波浸水区域に存する動産文化財の所有者と協議を実施(継続協議)	・土佐神社楼門耐震改修(~R8) ・旧関川家住宅耐震改修(~R9) ・旧立川番所書院耐震改修(~R10)	・土佐神社楼門耐震改修(~R8) ・旧関川家住宅耐震改修(~R9) ・旧立川番所書院耐震改修(~R10)	・旧関川家住宅耐震改修(~R9) ・旧立川番所書院耐震改修(~R10)	・旧立川番所書院耐震改修(~R10)(14/47件)	耐震対策が必要な建造物の対策完了(全47件)	-	歴史文化財課
								2	市町村による文化財保存活用地域計画の作成を支援し、各市町村の文化財のリスト化を促進。	I B	各市町村の文化財保存活用地域計画(文化財リストを含む)の作成支援(4市町村等/34市町村等)	-	・津波浸水区域に存する動産文化財の所有者と協議を実施(継続協議) ・各市町村の文化財保存活用地域計画の作成支援(1団体認定予定)	・津波浸水区域に存する動産文化財の所有者と協議を実施(継続協議) ・各市町村の文化財保存活用地域計画の作成支援(2団体認定予定)	・津波浸水区域に存する動産文化財の所有者と協議を実施(継続協議) ・各市町村の文化財保存活用地域計画の作成支援(1団体認定予定)	・津波浸水区域に存する動産文化財の所有者と協議を実施(継続協議) ・各市町村の文化財保存活用地域計画の作成支援	・津波浸水区域に存する動産文化財6件の地震対策完了(6件中2件完了済) ・全市町村での文化財レスキューの受援体制の整備	-	歴史文化財課	
								3	デジタルデータ保存(文書などデジタル化が比較的容易なもので歴史的価値が高いものを優先)の推進。	I B	国・県指定文化財のデジタルデータ保存の実施(図画、写真など)	-	国・県指定文化財のデジタルデータ化(10/211) ・文化財保存活用地域計画でリスト化した文化財について、デジタルデータ化を支援	国・県指定文化財のデジタルデータ化(10/211) ・文化財保存活用地域計画でリスト化した文化財について、デジタルデータ化を支援	国・県指定文化財のデジタルデータ化(12/211) ・文化財保存活用地域計画でリスト化した文化財について、デジタルデータ化を支援	国・県指定文化財のデジタルデータ化(14/211) ・文化財保存活用地域計画でリスト化した文化財について、デジタルデータ化を支援	国・県指定文化財211件のデジタルデータ化が完成	-	歴史文化財課	
	重要文化財建造物が15棟残り、史跡に指定されている高知城を地震から守ると共に、観光客など訪れる人の安全を確保する	②		高知城山体の防災対策を推進します。	計画的な調査と対策により、文化財建造物や石垣の被害を低減	県	1	高知城の石垣の現状把握を行い、計画的な修繕と支障木伐採を実施	I A	・本丸北東側下段石垣カルテ作成完了(22/22) ・支障木の継続的な伐採(64/224)	-	・本丸東石垣カルテ作成(18/22) ・支障木伐採(34/224)	・本丸北東石垣カルテ作成(20/22) ・支障木伐採(49/224)	・本丸北東石垣カルテ作成(22/22) ・支障木伐採(64/224)	・要修繕箇所石垣の積み直し ・支障木伐採(160/224/224)	・石垣の保全対策完了 ・支障木の伐採完了	R20	歴史文化財課		
							2	建造物の耐震診断を進め、計画的に対策工事を実施	I A	本丸建造物耐震診断事業実施(6棟/15棟)	-	・黒鉄門南面、鐘撞堂下南東面、鐘撞堂下南西面石垣カルテ作成 ・高知城耐震対策事業基本計画の策定(~R7)	高知城耐震対策事業基本計画	高知城建造物耐震診断(~R12)(3棟/15棟)	高知城建造物耐震診断(~R12)(6棟/15棟)	高知城建造物耐震診断(~R12)9棟(15/15棟)	高知城建造物15棟の耐震対策完了	R20	歴史文化財課	

2-27 防災関連製品開発支援、導入促進

2-27 防災関連製品開発支援、導入促進

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
2-27	防災関連製品開発支援、導入促進	防災関係の製品、技術の地産地消・地産外商、産業育成を促進します。	①		県内防災製品の開発支援や販路拡大を進めます。	県内防災関連製品・技術の普及拡大による防災力・減災力の向上及び県経済の活性化	県市町村事業者	1	企業訪問による参画企業の掘り起こし及び防災製品開発ワーキンググループの開催等による開発促進	IB	認定数:30製品	新規認定製品数:28製品 令和4年度:7製品 令和5年度:10製品 令和6年度:11製品	新規認定製品数:10製品	新規認定製品数:10製品	新規認定製品数:10製品	取組の継続	-	-	工業振興課
								2	県内防災関連イベントでのPR活動や土木技術コーディネーターの県外自治体訪問等による防災関連製品の普及促進及びWEB商談や見本市への出展等による国内外での販路拡大支援	IB	売上金額(単年度目標) 令和7年度:175億円 令和8年度:190億円 令和9年度:200億円	売上金額(単年度実績) 令和4年度:126.3億円 令和5年度:124.4億円 令和6年度:130億円 見込み	単年度売上金額:175億円	単年度売上金額:190億円	単年度売上金額:200億円	取組の継続	-	-	工業振興課

2-28 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に備えた対応の強化

2-28 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に備えた対応の強化

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名																																																										
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定																																																											
2-28	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に備えた対応の強化	突発対応を基本とすることを継続するとともに、臨時情報が発表された場合には、その情報を生かし、減災につなげる取組を行います。	①	3	市町村のマニュアルの見直しを支援します。	臨時情報を防災対応に生かすことができる体制の整備	市町村 県	1	『南海トラフ地震臨時情報』発表時における住民の事前避難の検討手引き改定に基づく市町村マニュアル等の見直し	I A	『南海トラフ地震臨時情報』発表時における住民の事前避難の検討手引き改定に基づく市町村マニュアル等の見直し 100%(19/19市町村)	-	国のガイドラインの見直し等に 対応した手引き の改定	19市町村への 周知 100%(19/19)	19市町村でマ ニュアル等を見 直し 100%(19/19)	19市町村のマ ニュアル等に基 づく訓練の実施 100%(19/19)	19市町村のマ ニュアル等に基づく訓練の実施 100%(19/19)	R12	南海トラフ地震対策課																																																										
																				②	3	事業者の地震対策の見直しを支援します。	臨時情報を防災対応に生かすことができる体制の整備	事業者 市町村 県	1	事業者の地震対策の見直し	I A	事業者の地震対策計画に南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応を追加 記載率:90% (2,147/2,386事業者) (記載事業者/策定事業者)	R6.4.1時点 臨時情報を反映した対策計画見直し率 64.1% (1,530/2,386)	事業者の地震対策の見直し の呼びかけ 記載率(72%)	事業者の地震対策の見直し の呼びかけ 記載率(81%)	事業者の地震対策の見直し の呼びかけ 記載率(90%)	事業者の地震対策の見直し の呼びかけ 記載率100%	対策計画見直し率100%	R10	南海トラフ地震対策課																																									
																																					③	3	臨時情報の啓発を進めます。	臨時情報を防災対応に生かすことができる体制の整備	地域 市町村 県	1	臨時情報の啓発(巨大地震注意)	I A	巨大地震注意への理解:76% ※「注意」における県民自身が取るべき行動を理解しているか	臨時情報の認知率: 54.5%	巨大地震注意への理解:62%	巨大地震注意への理解:69%	巨大地震注意への理解:76%	取組の継続	巨大地震注意への理解:100%	R12	南海トラフ地震対策課																								
																																																						2	臨時情報の啓発(巨大地震注意における防災対応)	I A	巨大地震注意発表時における市町村の防災対応への理解:76% ※「注意」における市町村が呼びかける内容を理解しているか	臨時情報の認知率: 54.5%	巨大地震注意発表時における市町村の防災対応への理解:62%	巨大地震注意発表時における市町村の防災対応への理解:69%	巨大地震注意発表時における市町村の防災対応への理解:76%	取組の継続	巨大地震注意発表時における市町村の防災対応への理解:100%	R12	南海トラフ地震対策課												
																																																																		3	臨時情報の啓発(巨大地震警戒)	I A	巨大地震警戒への理解:76% ※「警戒」における県民自身が取るべき行動を理解しているか	臨時情報の認知率: 54.5%	巨大地震警戒への理解:62%	巨大地震警戒への理解:69%	巨大地震警戒への理解:76%	取組の継続	巨大地震警戒への理解:100%	R12	南海トラフ地震対策課
																																					④	3	臨時情報を想定した避難訓練の実施を支援します。	臨時情報を防災対応に生かすことができる体制の整備	県民 市町村 県	1	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)をシナリオに盛り込んだ住民避難訓練の実施	I A	沿岸19市町村での訓練の実施	-	7市町村での訓練	6市町村での訓練	6市町村での訓練	沿岸市町村の定期的な訓練の実施	沿岸市町村の定期的な訓練の実施 100%(19/19)	R9	南海トラフ地震対策課																								

3-1 陸上における緊急輸送の確保

3-1 陸上における緊急輸送の確保

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
3-1	陸上における緊急輸送の確保	地震直後から必要となる緊急輸送を行うため、緊急輸送道路等の機能の確保や道路啓開の実効性の確保、及び啓開活動体制を整備します。	①	5	道路啓開計画のバージョンアップや道路啓開に必要な資材の事前確保に向けた取組、道路啓開訓練を行います。	道路啓開の早期完了	国県	1	道路啓開の実効性の確保に向け、 ・道路啓開計画のバージョンアップ ・啓開訓練の実施 ・県有資材(鋼材)の活用 ・初動時の燃料確保への対応	I B	すべての防災拠点について、小型重機を活用した啓開日数の再算定を実施	・高知県素材生産業協同組合連合会との協定締結(R4.9.20) ・道路啓開計画のバージョンアップ(v3.1→v3.2)	啓開日数の再算定を実施 1,212箇所 (広域:103、地域防災拠点Aランク:409、Bランク:700)	啓開日数の再算定を実施 1,461箇所 (地域拠点Bランク:672、Cランク:789)	-	国・県・市町村の各種関連計画にもとづき、防災拠点及びルートの都度見直し	道路啓開の実効性の確保	-	道路課
								2	県有資材(鋼材)の活用の検討	II A	県有資材の活用方法の確立	土木事務所が保有する仮設道路用資材を用いた利用検討	県有資材による簡易な仮橋の諸元と活用方法の確立	-	-	-	県有資材による簡易な仮橋の諸元と活用方法の確立	R7	道路課
								3	道路啓開訓練に併せた満タン給油の啓発	I B	建設業協会全12支部において啓発	災害対応型給油所の位置情報、連絡先等の整理	全12支部で実施	全12支部で実施	全12支部で実施	取組の継続	道路啓開の実効性の確保	-	道路課
								4	道路啓開訓練に併せた重機マップへの登録の啓発	I B	建設業協会全12支部において啓発	googleマップを利用した重機位置把握の取り組みの運用	全12支部で実施	全12支部で実施	全12支部で実施	取組の継続	道路啓開の実効性の確保	-	道路課
								5	啓開訓練の実施	I B	建設業協会全12支部において実施	建設業協会全12支部で道路啓開訓練を実施	全12支部で実施	全12支部で実施	全12支部で実施	取組の継続	道路啓開の実効性の確保	-	道路課
								②	9	地震による損傷が橋として致命的にならない性能を確保し、早期の啓開が可能となるよう、啓開道路・孤立が発生する道路上の橋梁の落橋対策を行います。	早期の道路啓開	県	1	緊急輸送道路以外の啓開道路や孤立が発生する橋梁の落橋対策	I A	落橋危険箇所 4橋解消 (33/33橋・100%)	落橋危険箇所 2橋解消 (2/6橋・33.3%) 2022年度まで(27/33橋) 2023年度まで(27/33橋) 2024年度まで(29/33橋) 29/33橋完了(87.9%)	1橋解消 (30/33橋・90.9%)	1橋解消 (31/33橋・93.9%)
			③	9	大規模地震発生時の橋梁の損傷を限定的なものにとどめ、緊急輸送道路としての機能が確保されるよう、緊急輸送道路にある橋梁の耐震対策を行います。	迅速かつ円滑な緊急輸送の実施	県	1	緊急輸送道路の橋梁の耐震対策	I B	耐震対策 30橋完了 (72/228橋・31.5%)	耐震対策 33橋完了 (33/34橋・97.1%) 2022年度まで(25/184橋) 2023年度まで(35/184橋) 2024年度まで(42/184橋) 42/184橋完了 (22.8%)	10橋完了 (52/228橋・22.8%)	10橋完了 (62/228橋・27.2%)	10橋完了 (72/228橋・31.6%)	156橋完了 (228/228橋・100%)	耐震対策 228橋完了 (R5に緊急輸送道路見直しに伴う計画更新を実施)	-	道路課
			④	9	大規模地震発生時、緊急輸送道路及び啓開道路の機能を確保するため、道路法面の防災対策を行います。	迅速かつ円滑な緊急輸送の実施	県	1	緊急輸送道路および啓開道路の法面防災対策の実施	I B	法面对策 落石・崩壊及び岩石崩壊要対策箇所 15箇所解消 (26.9%・274/1018箇所)	19箇所解消 127%(19箇所/15箇所) R4:6箇所 R5:7箇所 R6:6箇所 (25.4% 259/1018箇所) ※整備率の見直し R6.3、緊急輸送道路改訂及び再調査等の結果を踏まえ、高知県道路防災対策推進計画ver.2に更新を行ったことによる見直しを実施。	5箇所完了 (25.9% 264/1018箇所)	5箇所完了 (26.4% 269/1018箇所)	5箇所完了 (26.9% 274/1018箇所)	取組の継続	法面危険箇所の対策完了	-	道路課

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名												
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定													
3-1	陸上における緊急輸送の確保	地震直後から必要となる緊急輸送を行うため、緊急輸送道路等の機能の確保や道路啓開の実効性の確保、及び啓開活動体制を整備します。	⑤	9	緊急輸送道路である高規格道路(四国8の字ネットワーク・高知松山自動車道)の未整備区間を早期に整備します。	迅速かつ円滑な緊急輸送の実施	県	1	四国8の字ネットワーク・高知松山自動車道の整備促進	I B	■四国8の字ネットワーク整備率65% ■高知松山自動車道越知道路(2工区)現道拡幅区間の開通	知事や各期成同盟会による要望活動を実施 ■四国8の字ネットワーク整備率63% ・高知東部自動車道高知龍馬空港IC～香南のいちIC開通 ・北川道路2-2工区(和田トンネル区間)開通 ■高知松山自動車道越知道路(2工区)バイパス区間の開通	63%	63%	65%	65%	四国8の字ネットワーク及び高知松山自動車道の完成	-	道路課												
													・63% ・越知道路(2工区)現道拡幅区間の開通	-	-	2箇所完了				-	道の駅への防災機能付加完了 (※単独型及び浸水区域内を除く)	-	道路課								
			⑥	9	道の駅への防災機能付加	道の駅への防災機能付加	I B	道の駅への防災機能付加1箇所完了	-	-	2箇所完了	-	道の駅への防災機能付加完了 (※単独型及び浸水区域内を除く)	-	道路課																
			⑦	5	災害発生時における安全で円滑な交通を確保するために、災害に強い交通安全施設(信号機等)を整備するとともに、緊急交通路の指定・通行規制訓練や道路管理者との連携を強化します。	・発災時における交通流と物流の確保による迅速な応急活動の展開 ・停電時における交通の安全と円滑の確保 ・災害に強い交通安全施設の整備	県	1	災害時を想定した交通対策訓練等の実施	I B	訓練 年1回以上	・関係機関と連携した訓練6回実施 ・緊急通行車両標章交付訓練実施	関係機関と連携した訓練1回以上実施	関係機関と連携した訓練1回以上実施	関係機関と連携した訓練1回以上実施	取組の継続	訓練 年1回以上	毎年	交通規制課 高速隊												
																				2	信号の非常用電源の確保	I A	固定式 18基整備 85%(34/40基)	16基(リチウム式12基、自起動式4基) ・R4年度:6基 ・R5年度:1基 ・R6年度:9基 (リチウム式5基、自起動式4基) (累計) 40%(16/40基)	固定式6基	固定式6基	固定式6基	固定式6基整備	令和10年度末までに固定式40基整備(整備率100%)	R10	交通規制課
																				3	交通流監視カメラの整備	I A	カメラ 7箇所整備 75%(9/12箇所)	2箇所(4台) ・R4年度:0箇所(予算の都合) ・R5年度:2箇所(4台) ・R6年度:0箇所(予算の都合) (累計) 12%(2/12箇所)	3箇所	2箇所	2箇所	3箇所	令和10年度末までに、カメラ12箇所整備(整備率100%)	R10	交通規制課
																				4	信号灯器のLED化	I A	3,000灯 50%(3,000灯/6,000灯)	-	1,000灯	1,000灯	1,000灯	3,000灯	令和12年度までにLED化6,000灯	R12	交通規制課
																				5	信号制御機の更新	I B	制御基更新 165基	-	55基	55基	55基	55基/年	19年越の制御機更新継続	-	交通規制課

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
3-1	陸上における緊急輸送の確保	地震直後から必要となる緊急輸送を行うため、緊急輸送道路等の機能の確保や道路啓開の実効性の確保、及び啓開活動体制を整備します。	⑧		県内でのバスの輸送手段を確保します。	被災後の利用者・被災者の輸送手段の確保	事業者	1	・県内でのバスの輸送手段の確保 ・県バス協会会員のバス事業者のうち、乗合バス運行事業者の事業継続計画(BCP)の復興期に向けた検証を喚起	I B	・県等が主催する訓練等を通じ、実効性の向上を図る(年1回) ・県バス協会会員のバス事業者のうち、乗合バス事業者のBCP検証を喚起(年1回)	・中央地域(R6.11.15-11.16) (とさでん交通等) ・須崎地域(R7.1.27) ・幡多地域(R7.2.19)	・県内バス事業者に対して、広域避難訓練への参加を促す(年1回) ・県バス協会会員の乗合バス事業者に対してBCP検証を喚起(年1回)	・県内バス事業者に対して、広域避難訓練への参加を促す(年1回) ・県バス協会会員の乗合バス事業者に対してBCP検証を喚起(年1回)	・県内バス事業者に対して、広域避難訓練への参加を促す(年1回) ・県バス協会会員の乗合バス事業者に対してBCP検証を喚起(年1回)	・県内バス事業者に対して、広域避難訓練への参加を促す(年1回) ・県バス協会会員の乗合バス事業者に対してBCP検証を喚起(年1回)	-	-	交通運輸政策課 南海トラフ地震対策課
					県外のバス協会等との協力関係を構築します。	被災後の利用者・被災者の輸送手段の確保	事業者	1	県外のバス協会等との協力関係の構築	I B	県外バス協会との机上訓練の実施及び緊急連絡票の更新、共有(年1回)	・県外バス協会の連絡先を更新(R6.6月実施済) ・訓練内容共有(R7.3月) ・机上訓練の実施(R7.2.5、2.7)	県外バス協会との机上訓練の実施及び緊急連絡票の更新、共有(年1回)	県外バス協会との机上訓練の実施及び緊急連絡票の更新、共有(年1回)	県外バス協会との机上訓練の実施及び緊急連絡票の更新、共有(年1回)	県外バス協会との机上訓練の実施及び緊急連絡票の更新、共有(年1回)	-	-	交通運輸政策課
					緊急輸送道路の安全性機能を強化することを目的に、非耐震性防火水槽の撤去を促進します。	災害対応能力の向上(資機材等物資の搬送及び災害出動における導線の確保)	県市町村	1	緊急輸送道路下にある非耐震性防火水槽の撤去	I B	4市の要望に応じて撤去費用の補助を実施(11基 累計12/27基)	非耐震性防火水槽1基(高知市本町5丁目82番)の撤去事業に対する補助を実施 (累計 1/27基の撤去完了)	高知市2基 土佐清水市1基 計3基を撤去	高知市2基 四万十市1基 香南市1基 計4基を撤去	高知市4基を撤去	高知市14基 四万十市1基 計15基を撤去	非耐震性防火水槽27基の撤去	-	-

3-2 海上における緊急輸送の確保

3-2 海上における緊急輸送の確保

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名		
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定			
3-2	海上における緊急輸送の確保	地震直後から必要となる緊急輸送を行うため、海上輸送機能を確保します。	①	5	港湾における事業継続計画(BCP)に基づいた定期的な防災訓練等による実効性の検証・計画の見直しを行います。	発災後の港湾における航路啓開、応急復旧及び緊急物資受入れを迅速かつ円滑に行うことによる、物流機能の早期回復	県	1	一次防災拠点港湾の港湾BCPに基づいた訓練等による検証や計画の見直しを通じた継続的な運用・改訂・見直し	ⅡB	港湾BCPの実効性向上	訓練等の実施(無線伝達訓練12回)(机上訓練1回)	訓練等の実施(無線伝達訓練12回/年)(机上訓練1回/年)	訓練等の実施(無線伝達訓練12回/年)(机上訓練1回/年)	訓練等の実施(無線伝達訓練12回/年)(机上訓練1回/年)	訓練等の実施(無線伝達訓練12回/年)(机上訓練1回/年)	-	-	港湾・海岸課		
				9	防災拠点港に耐震強化岸壁を整備します。	発災後の緊急物資等の輸送に必要な海上輸送ネットワークを構築	県	1	耐震強化岸壁の整備・須崎港1バース	ⅠA	須崎港の耐震強化岸壁1バースの完成	耐震強化岸壁の工事を継続0/1バース	須崎港の耐震強化岸壁1バースの完成	-	-	-	-	須崎港の耐震強化岸壁1バースの完成	R7	港湾・海岸課	
				9	防災拠点漁港での岸壁の耐震強化、防波堤等の粘り強い構造への整備を行います。	震災後の緊急物資輸送や水産流通活動の早期再開	県	1	防災拠点漁港での耐震強化岸壁等の整備	ⅠB	防波堤の粘り強い構造化1港100%(6/6港)	・粘り強い構造化の完了(沖の島) ・粘り強い構造化の実施(田ノ浦) ・83%(5/6港)	1港で防波堤の粘り強い構造化の実施	-	-	-	-	6港整備完了	R8	漁港漁場課	
				5	漁船による緊急輸送活動を円滑かつ速やかに実施するためにマニュアルの点検、見直しや体制整備に取り組めます。	災害時の漁船等小型船舶による円滑な緊急輸送活動	県	1	防災拠点漁港啓開計画の検証と更新	ⅡB	計画の実効性向上 隆起の影響を受ける防災拠点漁港において海上からの緊急輸送の確保に向けた国等の新たな知見を情報収集し、計画の見直しが必要となった場合には、迅速に見直しを検討	ⅡB	防災拠点漁港3港(田ノ浦、清水、佐賀)で訓練・点検を実施	・防災拠点漁港6港で検証を実施(6/6) ・必要に応じて改訂	・防災拠点漁港6港で検証を実施(6/6) ・必要に応じて改訂	・防災拠点漁港6港で検証を実施(6/6) ・必要に応じて改訂	・防災拠点漁港6港で検証を実施(6/6) ・必要に応じて改訂	・防災拠点漁港6港で検証を実施(6/6) ・必要に応じて改訂	-	-	漁港漁場課
								2	漁村での緊急支援助物資受け入れ体制の整備	ⅠA	物資受け入れ可能係留施設の明示3港整備・100%(6/6港)	ⅠA	物資受け入れ可能係留施設の明示1港整備・50%(3/6港)	物資受け入れ可能係留施設の明示工事(1港)	物資受け入れ可能係留施設の明示工事(1港)	物資受け入れ可能係留施設の明示工事(1港)	-	-	6港整備完了	R9	漁港漁場課
5	地震・津波による漁港施設の被災後、迅速かつ効率的に施設を復旧し、水産業を早期に復興するため、漁港施設情報の集約・電子化を行います。	震災後の緊急物資輸送や水産流通活動の早期再開	県市町村	1	ICTを活用した漁港施設管理情報の集約・電子化	ⅠB	緊急物資の海上輸送と併せて漁業活動再開の拠点と考えられる防災拠点6漁港のうち、未実施の4漁港で施設管理情報の集約・電子化の完了を目指す。100%(6/6港)	ⅠB	緊急物資の海上輸送と併せて漁業活動再開の拠点と考えられる防災拠点6漁港のうち、未実施の4漁港で施設管理情報の集約・電子化の完了を目指す。100%(6/6港)	県管理漁港9港の施設管理情報の集約・電子化が完了67%(17/27港)	防災拠点漁港のうち未実施である1漁港の漁港施設管理情報の集約・電子化(累計1/4)	防災拠点漁港のうち未実施である1漁港の漁港施設管理情報の集約・電子化(累計2/4)	防災拠点漁港のうち未実施である2漁港の漁港施設管理情報の集約・電子化(累計4/4)	-	-	県管理27漁港の施設管理情報の集約・電子化完了	-	漁港漁場課			

3-3 物資配送体制の構築

3-3 物資配送体制の構築

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名	
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定		
3-3	物資配送体制の構築	地震・津波による避難者の支援を円滑に行うために、県の物資受入拠点等から発送された飲料水・食料等の物資を円滑に受入れし、各避難者等に配送することのできる体制作りを整備します。	①	5 10	国の物資調達・輸送調整等支援システム機能強化(各市町村や避難所まで利用可能範囲が拡大)に速やかに対応し、効果が発揮できるよう、県物資配送計画等の改定を行うほか、訓練等を通じ、市町村の体制整備を支援します。	早期の被災者支援の実施	県	1	国の物資調達・輸送調整等支援システム機能強化に伴う、県災害対策本部マニュアル(または代替拠点物資受入配送)マニュアルの作成(改定)及び訓練等	I B	訓練の実施による災害対策本部物資班(または代替拠点物資受入配送)マニュアルの検証(1回以上)	R5 災害対策本部物資班のマニュアル改定 広域物資輸送拠点での訓練の実施(室戸、青少年、春野、宿毛)	・代替拠点物資受入配送マニュアルの作成(6箇所) ・訓練の実施によるマニュアルの検証(1回以上) ・マニュアルの検証(1回以上) ・マニュアルの随時見直し	・訓練の実施によるマニュアルの検証(1回以上)	・訓練の実施によるマニュアルの検証(1回以上)	・訓練の実施によるマニュアルの検証(1回以上)	・訓練の実施によるマニュアルの検証(1回以上)	・マニュアルの随時見直し	-	南海トラフ地震対策課
			②	5 10	県物資配送拠点から避難所までの配送体制を整備します。(早期の被災者支援の実施)	早期の被災者支援の実施	県	1	県物資配送拠点から避難所までの配送訓練を実施	I B	配送訓練 年4拠点実施及び3年間34市町村の参加	物資配送訓練の実施 R4 4拠点7市町村 R5 4拠点12市町村 R6 4拠点23市町村(重複を除いて26市町村が参加)	訓練の実施(県拠点4拠点と20市町村)	訓練の実施(県拠点4拠点と20市町村)	訓練の実施(県拠点4拠点と20市町村)	配送訓練への全市町村の参加(期間毎)	配送訓練への全市町村の参加(期間毎)	-	南海トラフ地震対策課	

3-4 応急対策活動体制の整備

3-4 応急対策活動体制の整備

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名	
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定		
3-4	応急対策活動体制の整備	地震発生後の災害対応業務を防災関係機関と連携して行うための災害対策本部体制等の強化を行います。	①	5	高知県南海トラフ地震応急対策活動要領に基づき災害対策本部体制の強化を図ります。	各種防災訓練の実施により要領やマニュアルを検証、改善することで職員の災害対応能力の向上	県市町村 応急救助機関	1	高知県南海トラフ地震応急対策活動要領の検証 災害対策本部・支部事務局の対応マニュアルの検証	ⅡB	防災訓練実施による要領、マニュアルの検証、不断の見直し(令和7年度に要領を改定、令和8年度にマニュアルを改定)	災害対策本部・支部事務局の対応マニュアルの見直し及び検証(R4~R6)	要領の改定	マニュアルの改定	改定した要領及びマニュアルについて、訓練を通じて検証	検証を行い必要に応じて要領、マニュアルを改定	不断の見直し	-	危機管理・防災課	
								2	災害対策本部・支部震災対策訓練の強化(本部事務局初動対応訓練の実施)	ⅠB	災害対策本部事務局の初動対応訓練 6回実施	年2回以上訓練を実施 ・R4年度:2回 ・R5年度:2回 ・R6年度:2回(見込)	災害対策本部事務局の初動対応訓練(2回)	災害対策本部事務局の初動対応訓練(2回)	災害対策本部事務局の初動対応訓練(2回)	災害対策本部事務局の初動対応訓練(2回)	新任職員は全員参加	-	危機管理・防災課	
								3	災害対策本部・支部震災対策訓練の強化(本部図上訓練の実施)	ⅠB	災害対策本部図上訓練 3回実施	年1回訓練を実施 ・R4年度:1回 ・R5年度:1回 ・R6年度:1回(見込)	本部訓練の実施により要領やマニュアルを検証、改善することで職員の災害対応能力を向上(1回)	本部訓練の実施により要領やマニュアルを検証、改善することで職員の災害対応能力を向上(1回)	本部訓練の実施により要領やマニュアルを検証、改善することで職員の災害対応能力を向上(1回)	本部訓練の実施により要領やマニュアルを検証、改善することで職員の災害対応能力を向上	職員全員が参加	-	危機管理・防災課	
								4	災害対策本部・支部震災対策訓練の強化(支部図上訓練の実施)	ⅠB	各災害対策支部図上訓練 15回実施	年5回訓練を実施 ・R4年度:5回 ・R5年度:5回 ・R6年度:5回(見込)	災害対策支部毎に、図上訓練を実施(各支部1回)	災害対策支部毎に、図上訓練を実施(各支部1回)	災害対策支部毎に、図上訓練を実施(各支部1回)	災害対策支部毎に、図上訓練を実施(各支部1回)	職員全員が参加	-	危機管理・防災課(各地域本部)	
								5	市町村支援要員の充実強化	ⅠB	研修、訓練の実施 70回/年	研修、訓練の実施 ・R4年度:106回 ・R5年度:82回 ・R6年度:55回(見込)	市町村支援要員向けの研修会の実施 70回	市町村支援要員向けの研修会の実施 70回	市町村支援要員向けの研修会の実施 70回	市町村支援要員向けの研修会の実施 70回	研修・訓練70回以上実施/年	-	危機管理・防災課(各地域本部)	
			②		職員不足に備え、行政経験のある県退職者に対して協力要請を行います。	人員を確保することによる、円滑な応急活動体制の実施	県職員	1	県退職者への協力要請	Ⅲ	協力依頼 6回実施	県退職者の意識の醸成を図るため、毎年2回、協力依頼等を実施	年2回 協力依頼等を実施	年2回 協力依頼等を実施	年2回 協力依頼等を実施	年2回 協力依頼等を実施	-	-	人事課 危機管理・防災課	
			③	5	年度当初に職員の居住地・参集可能場所を把握し、夜間、週休日における緊急時の参集先の割り振りを行うことで、県職員の参集体制を整備します。	応急対応活動に必要な人員を適切に配置することによって、県職員の応急活動体制を構築	県職員	1	県職員の参集体制の整備	ⅡB	毎年度当初に参集場所を決定	毎年度4月に全職員の参集可能場所を調査し、参集場所を決定	毎年4月に調査を実施	毎年4月に調査を実施	毎年4月に調査を実施	毎年4月に調査を実施	年度当初に職員の参集場所を把握し、参集体制を整備することによって、迅速な応急活動につなげる	-	-	人事課 危機管理・防災課
			④	5	国土交通省の緊急災害派遣隊(TEC-FORCE)の受入体制を整備します。	災害復旧業務の円滑な実施	県 国土交通省	1	国土交通省の緊急災害派遣隊(TEC-FORCE)の受入計画の見直し	ⅡB	計画の実効性確保	-	過去の事例などを踏まえ、見直し項目等を検討	受援計画の更新(Ver2)	必要に応じて見直し	必要に応じて見直し	-	-	土木政策課 危機管理・防災課	

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
3-4	応急対策活動体制の整備	地震発生後の災害対応業務を防災関係機関と連携して行うための災害対策本部体制等の強化を行います。	⑤	6	長期浸水域における救助救出対策及び早期に止水・排水対策を実施・完了するための手順の確立、関係機関の役割分担などの検討を行います。	長期浸水域での迅速な救助救出活動の実施	県 関係市 防災関係機関	1	高知市の長期浸水域での迅速な救助救出対策の検討	I A	救助救出日数の短縮(10日)	・止水排水計画の見直し作業を実施中 ・救助ボートの確保0/58艇	救助救出対策の実効性の向上をめざし、止水排水対応など、関係機関との連携方法を検討	救助救出対策の実効性の向上をめざし、止水排水対応など、関係機関との連携方法を具体化	救助救出日数の短縮(10日)	救助救出対策の訓練の実施	救助救出日数の短縮(10日)	R9	南海トラフ地震対策課
								2	関係者により、発災～初動に関する手順と役割分担を検討・協議する。	II B	高知市の長期浸水に関する止水・排水対策の実効性の向上のため、当面、発災～初動に関する手順と役割分担を検討する。	当面、発災後～初動の手順の検討・協議を実施する方針を決定。	発災後の被災情報の収集や共有方法についての手順と役割分担を検討・整理・協議する。	被災情報に基づく止水・排水作業開始に向けての手順と役割分担を検討・整理・協議する。	R7年度・R8年度の手順・役割分担の再検証と資機材などの事前準備について検討・整理・協議する。	止水・排水対策着手以降の手順と役割分担、事前準備の検討	止水・排水対策の具体的な手順の確立と関係機関の役割分担の整理	-	港湾・海岸課 河川課
								3	宿毛市の長期浸水域での迅速な救助救出対策の検討	II B	長期浸水連絡会の開催(年1回)	宿毛市長期浸水連絡会の開催	長期浸水連絡会の開催1回	長期浸水連絡会の開催1回	長期浸水連絡会の開催1回	長期浸水連絡会の開催1回	連絡会の開催(1回以上/年)	毎年	南海トラフ地震対策課
			⑥		地震により、本庁舎、西庁舎及び北庁舎が使用できない場合の代替庁舎について検討します。	業務の早期再開	県	1	代替施設の確保に向けた施設管理者との協議	II A	本庁舎被災時における3箇所以上の代替施設の確保	代替施設候補リストの策定	代替施設リストに基づき対象施設1箇所以上と協議・調整	代替施設リストに基づき対象施設1箇所以上と協議・調整	代替施設リストに基づき対象施設1箇所以上と協議・調整	-	本庁舎被災時における3箇所以上の代替施設の確保	R9	管財課
			⑦	7	圏域での広域調整してもなお、必要な機能を確保できない市町村について、圏域を越えた調整や民有地活用の検討を進めます	円滑な応急対策の実施	県 市町村	1	市町村での応急期機能配置計画の見直し	I B	全市町村での応急期機能配置計画の見直し100%	広域避難訓練および広域避難に関する調整	新たな被害想定を県が算出し	応急期機能配置計画の見直し50%(17/34)	応急期機能配置計画の見直し100%(34/34)	必要に応じて応急期機能配置計画の見直し	応急期機能配置計画の見直し100%(34/34)	発災まで	南海トラフ地震対策課
			⑧	10	リアルタイム津波浸水被害予測システムを導入し、訓練で対処力を高める。	地震・津波発生初期における災害対策本部の対処力を向上	東北大学 民間企業 県	1	リアルタイム津波浸水被害予測システムの高度化(人流データ等の活用による孤立被災者の救出についてシミュレーション化を図る)	II B	令和9年度に高度化したシステムのプロトタイプを導入し、訓練で活用。	-	開発協力	開発協力	高度化したシステムのプロトタイプの導入及び訓練の実施(1回)	毎年1回訓練を実施	リアルタイム津波浸水被害予測システムを活用した訓練の継続(1回/年)	-	危機管理・防災課

3-5 応急対策活動体制の整備(消防、警察)

3-5 応急対策活動体制の整備(消防、警察)

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名																																									
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定																																										
3-5	応急対策活動体制の整備(消防、警察)	地震発生後の災害対応業務を防災関係機関と連携して行うための災害対策本部体制の強化や、迅速に活動を行うための体制整備を行います。	①	6	消防団員の救助活動に必要な資機材整備の支援を行います。	震災時の消防団活動の迅速な活動	県市町村	1	消防団活動用資機材の整備を推進	I B	市町村の要望に基づく資機材の整備 21件	市町村の要望に基づく資機材の整備 8件	整備の推進(7件)	整備の推進(7件)	整備の推進(7件)	整備の推進	市町村の要望に沿った整備を推進	-	消防政策課																																									
																				②	6	倒壊家屋や土砂崩れ現場等での救出救助活動に備え、資機材整備や救出救助訓練等の実施を進めます。	災害現場等における早期情報収集 救助救出訓練等による救出救助能力の向上	県	1	倒壊家屋や土砂災害現場等での救出救助活動に資する装備資機材習熟及び救助訓練の実施	I B	・装備資機材活用要領の慣熟:修得率80% ・実戦的災害警備訓練の実施:年3回以上(中国四国管区広域緊急援助隊訓練・県総合防災訓練・県警察災害警備訓練等)	・署実働部隊員を対象とした装備資機材慣熟訓練(2,210回以上) ・訓練 10回実施(R6は県総合防災訓練・水防訓練実施済み、県警察災害警備訓練・県警察広域緊急援助隊訓練県総合防災訓練・県警察災害警備訓練等)	・装備資機材活用要領の慣熟:修得率80% ・実戦的災害警備訓練の実施:年3回以上(中国四国管区広域緊急援助隊訓練県総合防災訓練・県警察災害警備訓練等)	・装備資機材活用要領の慣熟:修得率80% ・実戦的災害警備訓練の実施:年3回以上(中国四国管区広域緊急援助隊訓練・県総合防災訓練・県警察災害警備訓練等)	・装備資機材活用要領の慣熟:修得率80% ・実戦的災害警備訓練の実施:年3回以上(中国四国管区広域緊急援助隊訓練・県総合防災訓練・県警察災害警備訓練等)	訓練を着実に実施	-	-	警備第二課																								
																																					2	災害用備蓄消耗品等の整備	III	簡易トイレ使用期限切れの減耗更新 :3,235セット	・遺体収納袋1,500袋整備(累計) 6,500/6,500袋・100%:必要数を減災目標の数値に見直し、整備完了 ・簡易トイレ:3,232セット買換	簡易トイレ使用期限切れの減耗更新 :1,068セット	簡易トイレ使用期限切れの減耗更新 :1,067セット	簡易トイレ使用期限切れの減耗更新 :1,100セット	継続して実施	簡易トイレ使用期限切れに伴う整備	簡易トイレ継続買換	警備第二課												
																																																	3	救出救助活動に必要な資格保有者の維持	I B	・大(中)型自動車免許:36人 ・小型船舶免許:39人 ・小型車両系建設機械特別教育(バックホー):30人 ・小型移動式クレーン技能講習:6人 ・玉掛技能講習:6人 ・ドローン資格取得:3人	・大(中)型自動車免許:33人 ・小型船舶免許:39人 ・小型車両系建設機械特別教育(バックホー):39人 ・小型移動式クレーン技能講習:6人 ・玉掛技能講習:6人	・大(中)型自動車免許:12人 ・小型船舶免許:13人 ・小型車両系建設機械特別教育(バックホー):10人 ・小型移動式クレーン技能講習:2人 ・玉掛技能講習:2人 ・ドローン資格取得 1人	・大(中)型自動車免許:12人 ・小型船舶免許:13人 ・小型車両系建設機械特別教育(バックホー):10人 ・小型移動式クレーン技能講習:2人 ・玉掛技能講習:2人 ・ドローン資格取得 1人	・大(中)型自動車免許:12人 ・小型船舶免許:13人 ・小型車両系建設機械特別教育(バックホー):10人 ・小型移動式クレーン技能講習:2人 ・玉掛技能講習:2人 ・ドローン資格取得 1人	救助活動に必要な資格保有者を維持	-	-	警備第二課
5	救助用ボートを活用した操船訓練等救出救助訓練の実施	I B	・機動隊及び警察署の実働部隊員各署年間5回以上実施 訓練実施率100%(機動隊及び警察署実働部隊員)	操船訓練の実施 機動隊員等11回以上 署合計128回以上 (128/180)71%	機動隊及び警察署の実働部隊員各署年間5回以上実施	機動隊及び警察署の実働部隊員各署年間5回以上実施	機動隊及び警察署の実働部隊員各署年間5回以上実施	継続して実施	-	-	警備第二課																																																	

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名				
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定					
3-5	応急対策活動体制の整備(消防、警察)	地震発生後の災害対応業務を防災関係機関と連携して行うための災害対策本部体制の強化や、迅速に活動を行うための体制整備を行います。	③		地震発生後の災害対応業務を迅速に行うため、消防団や消防吏員の体制の充実を図ります。	消防団員や消防吏員を確保することによる地域防災力の向上	県市町村	1	消防団員の確保	I B	消防団入団者数 1,000人	消防団員の定数確保 ・条例定数充足率 85.6%	入団者数 333人	入団者数 333人	入団者数 334人	条例定数充足率100%を目指し、消防団員を確保する。	高知県内消防団員の条例定数充足率100% (令和6年4月1日時点定数7,295人、高知県の充足率85.6%(全国の充足率:85.4%))	-	消防政策課				
								2	女性消防吏員の確保	I B	消防吏員に占める女性消防吏員の比率 5% ※R6:1.9%	-	高知家消防ネット等で募集の広報を行い、消防吏員に占める女性消防吏員の比率 3%	高知家消防ネット等で募集の広報を行い、消防吏員に占める女性消防吏員の比率 4%	高知家消防ネット等で募集の広報を行い、消防吏員に占める女性消防吏員の比率 5%	消防吏員に占める女性消防吏員の比率 5%以上	消防吏員に占める女性消防吏員の比率 5%以上	R9	消防政策課				
								④	消防職員、消防団員の技術等を向上させるため、教育や実践的訓練を充実強化を図ります。	訓練の充実・強化により、消防職員・団員が発災時に迅速かつ的確な活動が可能	県市町村	1	消防学校の事業で消防団員に対する『特別(移動)教育』を実施 ※市町村(消防本部)の要請に基づき現地へ出向し教育訓練を実施	I B	9回訓練実施 600人受講	・実践的訓練として震災対応訓練を消防団員基礎教育後期及び消防団員幹部教育において実施する。 9回訓練実施 R04 139人 R05 119人 R06 180人	3回/年 200人/年	3回/年 200人/年	3回/年 200人/年	ポンプ操法指導員講習等を継続的に実施することにより消防団員の技術向上を図る。	3回/年 200人/年	毎年	消防政策課
												2	コンテナ型実火災訓練施設、可動式模擬家屋、複合型模擬家屋を使用した実践的な訓練の実施	I B	訓練参加者数1,800人	・コンテナ型実火災訓練施設、可動式模擬家屋、複合型模擬家屋を使用した実践的な訓練を実施 参加者 R04 973人 R05 1,465人 R06 850人 (合計 3,288人)	参加者600人/年	参加者600人/年	参加者600人/年	消防職員及び消防団員が発災時に迅速かつ的確に活動するために必要な技術等を、活動実践型訓練施設を利用した訓練を継続することで向上を図る。	参加者600人/年	毎年	消防政策課
								⑤	5	今後人口減少が進行する中であっても、必要な県内消防力(特に現場要員)の確保を図ることを目的として、県内全市町村の常備消防組織及び県が行う消防活動のうちの現場機能を担う組織を一元化します。	県一消防の広域化による県内消防力(特に現場要員)の確保	県市町村	県一消防広域化の推進	II A	広域連合高知県消防局(仮称)設立の合意	-	①消防広域化基本計画あり方検討会において、消防広域化基本計画の策定 ②法定協議会設置の合意(県及び全市町村議会において議決)	①消防広域化推進協議会(法定協議会)において、消防広域化実施計画の策定	①広域連合高知県消防局(仮称)設立の合意(県及び全市町村議会において議決) ②広域連合の設立準備	①広域連合高知県消防局(仮称)の発足 ②業務の集約化等の改革を段階的に推進	消防事務の組織・業務の一本化の完成	R15	消防政策課
																	⑥	代替水利のない非耐震性防火水槽の耐震化を支援します。	災害派遣時に円滑な活動を実施することが可能となる。	県市町村	代替水利のない非耐震性防火水槽の耐震化の支援	I A	令和8年度以降、代替水利のない非耐震性防火水槽の耐震化を年10基支援(計20基/144基)

3-6 情報の収集・伝達体制の整備

3-6 情報の収集・伝達体制の整備

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
3-6	情報の収集・伝達体制の整備	応急活動、復旧復興の基本となる災害時の情報を、適切に収集、伝達、共有していくため、総合防災情報システムや各種の県庁情報インフラを整備し、被災者や県民への迅速な情報発信を行うとともに、早期の業務再開に向けた取組を進めます。	①	10	災害からネットワーク等を守るために、庁内クラウドの整備や災害時における情報通信ネットワーク運用維持、高知県情報ハイウェイの震災対策を推進します。	・通常業務の早期再開による情報収集、伝達等の体制確立 ・庁内ネットワークの早期復旧による情報収集、伝達等の体制確立 ・回線の冗長化等による安全性の確保により、業務継続の確実性を高める ・携帯電話を使用した情報収集、伝達等の体制確立	国県 携帯電話事業者	1	庁内情報システムの新規構築、再構築時の庁内クラウド利用の検討を支援	Ⅲ	庁内クラウド利用を含めた情報システムの適切な調達支援の実施	庁内情報システムの新規構築・再構築する際、災害に頑強でバックアップ体制のある庁内クラウドの利用を促した。	庁内クラウド利用を含めた情報システムの適切な調達支援の実施	庁内クラウド利用を含めた情報システムの適切な調達支援の実施	庁内クラウド利用を含めた情報システムの適切な調達支援の実施	-	-	デジタル政策課	
								2	高知県ICT-BCPの計画期間を通じた検証と見直し	I B	ICT-BCP更新訓練 3回実施	ICT-BCPを令和4・6年度に改正し、訓練を実施した。	第一四半期目途にICT-BCPを見直し、訓練を実施(年1回)	第一四半期目途にICT-BCPを見直し、訓練を実施(年1回)	第一四半期目途にICT-BCPを見直し、訓練を実施(年1回)	第一四半期目途にICT-BCPを見直し、訓練を実施	ICT-BCP訓練年1回実施	毎年	デジタル政策課
								3	震災対策を踏まえた後継ネットワークの調達と計画期間を通じた適切な保守運用	Ⅲ	震災対策を踏まえた適切な保守運用	回線が冗長化され災害に頑強な第4次高知県情報ハイウェイ(令和2年～令和9年)を適切に保守運用を行った。	第4次高知県情報ハイウェイ(令和2年～令和9年)を適切に保守運用する	第4次高知県情報ハイウェイ(令和2年～令和9年)を適切に保守運用するとともに、第5次高知県情報ハイウェイ(令和10年～)の調達に向けた検討において、更なる防災対策を講じる。	第4次高知県情報ハイウェイ(令和2年～令和9年)を適切に保守運用する	第5次高知県情報ハイウェイ(令和10年～)の調達に向けた検討において、更なる防災対策を講じる。	-	-	デジタル政策課
								4	災害発生時等における携帯電話基地局等の停波を回避するため、携帯電話基地局の強靱化対策を実施 ※ただし、国において事業化が見送られた場合は、第6期行動計画の取組から削除する予定	Ⅱ B	国の整備計画に基づき、令和7年度～令和16年度の10年間で、主要地域(災害対策本部、災害拠点病院など)をカバーする携帯電話基地局の強靱化対策を実施	定期的に市町村や通信電話事業者への働きかけを行った。	国の整備計画に基づき事業を実施 ※国の調査結果(R7.5見込み)に基づき対策を行う基地局数を設定	国の整備計画に基づき事業を実施	国の整備計画に基づき事業を実施	国の整備計画に基づき事業を実施	国の整備計画に基づき事業を実施	国の整備計画に基づき、令和7年度～令和16年度の10年間で、主要地域(災害対策本部、災害拠点病院など)をカバーする携帯電話基地局の強靱化対策を実施	-
			②	10	復旧復興期の警察活動に即応するための高知県警察情報システムのバックアップセンターを整備します。	耐災性の高いシステムを構築することにより、復旧復興期の警察活動に即応するシステムとなる	県	1	・可搬型ネットワーク機器の利便性向上 ・実効性ある訓練の実施 ・SNS情報集約システムの導入	Ⅱ B	・可搬型ネットワーク機器の可搬性、利便性の向上:改良(1/1台) ・様々な想定での業務継続訓練を年1回以上実施 ・他県との照会センター業務代行訓練を年1回以上実施 ・SNS情報集約システムの運用	・バックアップセンター機器の更新完了 ・業務継続訓練の実施(年1回) ・他県照会センターとの業務代行訓練の実施(1回) ・SNS情報集約システムの導入	・可搬型ネットワーク機器の可搬性、利便性の向上:改良(1/1台) ・様々な想定での業務継続訓練(1回以上) ・他県との照会センター業務代行訓練(1回) ・SNS情報集約システムの運用	・可搬型ネットワーク機器の活用など、様々な想定での業務継続訓練(1回以上) ・他県との照会センター業務代行訓練(1回) ・SNS情報集約システムの運用	・可搬型ネットワーク機器の活用など、様々な想定での業務継続訓練(1回以上) ・他県との照会センター業務代行訓練(1回) ・SNS情報集約システムの運用	継続して実施	業務継続について、訓練等により実効性の確保に取り組む	-	情報管理課 警備第二課
			③		職員の安否確認情報を迅速に収集するため、訓練の実施を通じて携帯端末を利用した安否確認システムの円滑な運用を図ります。	情報の収集・伝達手段の確保と災害時の情報の共有	県職員	1	県職員を対象とした携帯端末を利用した安否確認システムの円滑な運用	I B	安否確認訓練の回答率を100%とする	訓練実施5回+本番運用1回 (令和6年度については、R6.4に豊後水道で地震が発生し、システムが起動したため第1回目の訓練は中止)	年2回、訓練を実施	年2回、訓練を実施	年2回、訓練を実施	年2回、訓練を実施	災害発生時における回答率100%	-	人事課 危機管理・防災課

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
3-6	情報の収集・伝達体制の整備	応急活動、復旧復興の基本となる災害時の情報を、適切に収集、伝達、共有していくため、総合防災情報システムや各種の県庁情報インフラを整備し、被災者や県民への迅速な情報発信を行うとともに、早期の業務再開に向けた取組を進めます。	④		危機事象の発生時に円滑に対応ができるよう、県職員の窓口受付体制の理解の向上と、対応力の強化を図るため、県職員の窓口受付訓練を実施します。	職員の危機事象への対応力向上により、県庁内での情報共有、県民の方への情報提供の円滑化	県	1	県民問い合わせ電話業務訓練の実施	I B	県民問い合わせ電話業務訓練の実施 3回 マニュアルやQ&Aの随時更新・見直し	<ul style="list-style-type: none"> 県民対応窓口動員名簿作成、部内共有 県民対応窓口業務マニュアルQ&Aの更新、全庁共有 県民対応窓口業務訓練の実施 高知県南海トラフ地震復興手順書(R5改定)において、名称を次のとおり変更 【変更後】県民問い合わせ電話 【変更前】県民対応窓口 ※変更後の名称での取組開始はR6年度から(名称のみの変更で、取組内容の変更なし)。 	<ul style="list-style-type: none"> 県民問い合わせ電話業務訓練の実施(年1回) マニュアルやQ&Aの随時更新・見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 県民問い合わせ電話業務訓練の実施(年1回) マニュアルやQ&Aの随時更新・見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 県民問い合わせ電話業務訓練の実施(年1回) マニュアルやQ&Aの随時更新・見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 県民問い合わせ電話業務訓練の実施 マニュアルやQ&Aの随時更新・見直し 	-	-	広報広聴課
			⑤	10	総合防災情報システムを充実させて更新するとともに、県・市町村職員への操作研修等を実施し、操作への習熟を図る。	関係機関における情報共有、県民の方への情報提供の円滑化	県	1	高知県総合防災情報システムの更新及び操作研修や訓練の実施	I B	<ul style="list-style-type: none"> 国とのシステム接続による情報共有等による応急対策の迅速化 操作の習熟と操作性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 新システムの全面運用開始(3/31) 孤立管理機能、避難情報発令エリア地図化 新システムの市町村職員等への操作研修を実施(3月:5回) 総合防災情報システム(SOBO-WEB)とシステム接続(3月末) 	<ul style="list-style-type: none"> 4、5月システム操作研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 4、5月システム操作研修の実施 適宜、総合防災情報システム(SOBO-WEB)のデータ連携項目の追加に合わせたシステム改修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 4、5月システム操作研修の実施 適宜、総合防災情報システム(SOBO-WEB)のデータ連携項目の追加に合わせたシステム改修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 4、5月システム操作研修の実施 適宜、総合防災情報システム(SOBO-WEB)のデータ連携項目の追加に合わせたシステム改修の実施 	1回/年 新任職員を対象に操作研修	-	危機管理・防災課
			⑥		災害時に安否不明情報を速やかに公表できるよう、安否不明情報の把握に係る実効性のある実施体制を確立するとともに、定期的に訓練を実施します。	安否不明情報の公表による、救出・救助活動の効率化・円滑化	県市町村	1	安否不明情報の把握に係る実効性のある実施体制の確立、定期的な訓練の実施	I B	安否不明情報の把握・公表に係る訓練を3回以上開催	<ul style="list-style-type: none"> 安否不明者リストの作成手順等の整理 市町村等と連携した訓練の実施による手順等の検証 検証結果を踏まえた手順等のバージョンアップ 	年1回以上の訓練実施	年1回以上の訓練の実施	年1回以上の訓練の実施	年1回以上の訓練の実施	年1回以上開催	毎年	危機管理・防災課

3-7 市町村の業務継続体制の確保

3-7 市町村の業務継続体制の確保

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
3-7	市町村の業務継続体制の確保	地域における被災者支援を円滑に行えるよう、市町村の業務継続計画策定及び実効性の確保を支援します。	①		市町村の業務継続計画の実効性を確保します。	行政活動の継続	市町村	1	市町村災害対策本部体制の充実	I B	全市町村で訓練を1回以上実施	市町村において訓練を実施 ・2022年度:9市町村 ・2023年度:13市町村 ・2024年度:13市町村(見込)	市町村へ災害対策本部の充実を図るための訓練実施 11市町村(11/34)	市町村へ災害対策本部の充実を図るための訓練実施 11市町村(22/34)	市町村へ災害対策本部の充実を図るための訓練実施 12市町村(34/34)	市町村へ災害対策本部の充実を図るための訓練実施 34市町村	全市町村で1回以上の訓練実施/計画期間	期間中	危機管理・防災課(各地域本部)
								2	市町村職員派遣要請手順書の実効性確保	II B	市町村に対し年1回手順書の周知及び検証・見直し	市町村に対し、年1回程度メールで手順書を周知	年1回程度、会議の場やメール等で手順書を周知	年1回程度、会議の場やメール等で手順書を周知	年1回程度、会議の場やメール等で手順書を周知	年1回程度、会議の場やメール等で手順書を周知	市町村に対し年1回程度、手順書の周知を行い、実効性を確保する	-	市町村振興課
	外部からの応援を円滑に受け入れるため、市町村の受援態勢の整備及び実効性の確保を支援します。	②	5	市町村の受援態勢整備に向けた計画等の作成を支援します。	応急対策業務の円滑な実施	市町村	1	市町村における受援態勢の整備(災害マネジメント業務のうち県、市町村会等との調整業務)	I B	市町村の受援計画の実効性を確保するため、意見交換または訓練を1回以上実施	市町村への働きかけ	市町村へ受援計画に関する意見交換または訓練の実施 11市町村(11/34)	市町村へ受援計画に関する意見交換または訓練の実施 11市町村(22/34)	市町村へ受援計画に関する意見交換または訓練の実施 12市町村(34/34)	市町村へ受援計画に関する意見交換または訓練の実施 34市町村	全市町村で1回以上の意見交換または訓練の実施/計画期間	期間中	南海トラフ地震対策課 危機管理・防災課(各地域本部)	
							2	市町村における応急救助機関の受入体制の整備(災害マネジメント業務のうち応急対策活動)	I B	市町村の受援計画の実効性を確保するため、1回以上働きかけを実施	市町村への働きかけ	市町村へ受援計画に関する意見交換または訓練の実施 11市町村(11/34)	市町村へ受援計画に関する意見交換または訓練の実施 11市町村(22/34)	市町村へ受援計画に関する意見交換または訓練の実施 12市町村(34/34)	市町村へ受援計画に関する意見交換または訓練の実施 34市町村	全市町村で1回以上の意見交換または訓練の実施/計画期間	期間中	南海トラフ地震対策課 危機管理・防災課(各地域本部)	

3-8 総合防災拠点の整備

3-8 総合防災拠点の整備

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
3-8	総合防災拠点の整備	県外からの消防や警察、自衛隊などの応急救助機関や医療救護チーム、支援物資等を円滑に受け入れ、速やかな被災地支援を行うため「総合防災拠点」の整備を進めます。	①	5	運営マニュアル(物資の集配送マニュアル含む)の策定と防災訓練によって、総合防災拠点の運営体制の確立を図ります。	救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	県市町村 応急救助機 事業者	1	総合防災拠点の運営マニュアルの検証	I B	各総合防災拠点の訓練を通じたマニュアルの検証及び必要に応じた改定を1回以上実施	マニュアルの検証、改定	訓練やWG等を実施し、必要に応じてマニュアルの改定を実施(1回以上)	訓練やWG等を実施し、必要に応じてマニュアルの改定を実施(1回以上)	訓練やWG等を実施し、必要に応じてマニュアルの改定を実施(1回以上)	訓練やWG等を実施し、必要に応じてマニュアルの改定を実施	-	-	危機管理・防災課
								2	総合防災拠点を活用した訓練の実施	I B	訓練24回以上/年	年1回以上訓練を実施 ・R4年度:41回 ・R5年度:51回 ・R6年度:62回(見込み)	各総合防災拠点における開設・運営訓練や物資配送訓練等の実施(24回以上)	各総合防災拠点における開設・運営訓練や物資配送訓練等の実施(24回以上)	各総合防災拠点における開設・運営訓練や物資配送訓練等の実施(24回以上)	各総合防災拠点における開設・運営訓練や物資配送訓練等の実施(24回以上)	訓練24回以上実施/年 新任の拠点要員は参加	毎年	危機管理・防災課 (各地域本部)
								3	災害時協定締結事業者と連携した訓練の実施	I B	訓練を3回以上実施	総合防災訓練において、協定に基づく連携した訓練を実施 R4年度 1回(R4.5.28) R5年度 1回(R5.5.28) R6年度 1回(R6.5.26)	災害時協定締結事業者と連携した訓練の実施(1回以上)	災害時協定締結事業者と連携した訓練の実施(1回以上)	災害時協定締結事業者と連携した訓練の実施(1回以上)	災害時協定締結事業者と連携した訓練の実施(1回以上)	訓練1回実施/年	毎年	危機管理・防災課

3-9 県外からの応急救助機関の受入体制の整備

3-9 県外からの応急救助機関の受入体制の整備

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名																														
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定																															
3-9	県外からの応急救助機関の受入体制の整備	発災時に早急な応急活動を実施するために、迅速かつ円滑に県外からの応急救助機関を受け入れる体制を整備します。	①	5	自衛隊や警察など応急救助機関の受入体制を整備します。	・人命の保護が最大限図られる ・救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	県	1	応急救助機関など応援部隊の受援計画の検証、見直し	I B	国の指針、関係機関との意見交換や訓練実施による受援計画の検証、見直し(年1回改定)	航空部隊受援計画改定(R4年度、R5年度、R6年度) 応急救助機関受援計画改定(R4年度、R5年度、R6年度(予定))	国の防災計画や関係機関の意見等を踏まえた受援計画の適切な改定(1回)	国の防災計画や関係機関の意見等を踏まえた受援計画の適切な改定(1回)	国の防災計画や関係機関の意見等を踏まえた受援計画の適切な改定(1回)	国の防災計画や関係機関の意見等を踏まえた受援計画の適切な改定	受援計画の実効性の確保	-	危機管理・防災課																														
																				緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう態勢整備を行います。	②	5	高知県緊急消防援助隊受援・応援合同訓練の実施等により、緊急消防援助隊受援態勢の確立・強化を図ります。	発災時における緊急消防援助隊の迅速な受け入れ、早急な応援活動の実施	県市町村	1	緊急消防援助隊訓練(実動訓練)の実施	I B	県内実動訓練(3回実施) 県及び消防本部600人参加	県内情報伝達訓練 3回 県内合同訓練 3回 緊援隊中国・四国ブロック訓練 3回 緊援隊県内受援図上訓練 3回	県内実動訓練県及び消防本部200人参加	県内実動訓練県及び消防本部200人参加	県内実動訓練県及び消防本部200人参加	県内実動訓練毎年実施	県内実動訓練(3回実施)県及び消防本部600人参加	毎年	消防政策課												
																																						2	緊急消防援助隊訓練(実動訓練)の実施	I B	中国四国ブロック実動訓練(3回実施) 消防本部90人参加	-	中国四国ブロック実動訓練 消防本部30人参加	中国四国ブロック実動訓練 消防本部30人参加	中国四国ブロック実動訓練 消防本部30人参加	中国四国ブロック実動訓練 毎年実施(うち令和10年度は高知県開催)	中国四国ブロック実動訓練(3回実施) 消防本部90人参加	毎年	消防政策課
4	消防応援活動調整本部の体制強化	I B	消防応援活動調整本部訓練の実施(計3回)	-	消防応援活動調整本部訓練1回実施	消防応援活動調整本部訓練1回実施	消防応援活動調整本部訓練1回実施	消防応援活動調整本部訓練1回実施	消防応援活動調整本部訓練の実施	毎年	消防政策課																																						

3-10 ヘリ運航体制の整備

3-10 ヘリ運航体制の整備

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名				
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定					
3-10	ヘリ運航体制の整備	災害時に情報収集や救助救出にヘリコプターを有効活用できるように、体制整備を行います。	①		災害時におけるヘリの輸送手段を拡大するため、民間ヘリ等運行事業者との協定を締結します。	災害時の迅速な情報収集及び救助救出活動	県	1	民間ヘリ等の運行事業者に対する協定締結に向けた働きかけ	I B	民間ヘリ等の運行事業者との協定締結3者	-	・民間ヘリ等の運行事業者に対する協定締結に向けた働きかけ ・1者との締結	民間ヘリ等の運行事業者に対する協定締結に向けた働きかけ ・1者との締結	民間ヘリ等の運行事業者に対する協定締結に向けた働きかけ ・1者との締結	民間ヘリ等の運行事業者に対する協定締結に向けた働きかけ	災害時における民間ヘリ等による輸送手段の拡大	-	危機管理・防災課				
								②	災害時のヘリコプター活動能力の向上を図るとともに、活動時の安全性を確保します。	警察ヘリの災害時の広域飛行における安全性を確保	県	1	警察ヘリの広域運用のための飛行訓練の実施	I B	訓練 四半期3日以上	39回	訓練 四半期3日以上	訓練 四半期3日以上	訓練 四半期3日以上	継続して実施	3日/四半期	毎年	警備第二課
												2	警察ヘリによる救助救助訓練の実施	I B	訓練 四半期5回以上	57回	訓練 四半期5回以上	訓練 四半期5回以上	訓練 四半期5回以上	継続して実施	5回/四半期	毎年	警備第二課
		関係機関ヘリとの連絡網の整備	県	3	・関係機関ヘリとの交信用無線機の整備 ・航空特殊無線免許取得者の拡充	I A	・交信用無線機1台整備(4/6台・83%) ・航空特殊無線免許4人新規取得(22/22人・100%)	・交信用無線機未整備(累計)3/6台・50% ・航空特殊無線免許取得者8人(18/22人・82%) R4年度:3人 R5年度:2人 R6年度:3人	航空特殊無線免許取得:2人(20/22人・90%)	航空特殊無線免許所得:2人(22/22人・100%)	交信用無線機1台整備	交信用無線機1台整備	・令和11年度までに交信用無線機6台整備 ・令和8年度までに航空特殊無線免許:22人取得完了	R11	通信指令課								

3-11 応急活動のための食料・飲料水等の備蓄の促進

3-11 応急活動のための食料・飲料水等の備蓄の促進

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名	
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定		
3-11	応急活動のための食料・飲料水等の備蓄の促進	応急活動を円滑に行うため、予め県職員の食料品や飲料水等の備蓄を進めます。	①		職員用備蓄の整備を進めます。	円滑な応急活動の実施	県	1	職員用備蓄の整備(3日分の水・食料・非常用排便袋・マスクの備蓄)	Ⅲ	整備率 100%	整備率 100%	賞味期限を迎える備蓄物資の更新 整備率 100%	賞味期限を迎える備蓄物資の更新 整備率 100%	賞味期限を迎える備蓄物資の更新 整備率 100%	取組の継続	-	-	総務センター	
			②		県警察職員用備蓄の整備を進めます。	円滑な応急活動の実施	県	1	県警察職員用備蓄の適正な更新・管理	Ⅲ	適切な減耗更新の実施 ・水:11,381リットル更新 ・食料:9,489食更新 ・食料:11,472食更新	・水:11,133リットル更新 ・食料:9,489食更新	・水:3,833リットル更新 ・食料:3,822食更新	・水:3,825リットル更新 ・食料:5,400食更新	・水:3,723リットル更新 ・食料:2,250食更新	継続して実施	-	-	警備第二課	
			③		保育所・幼稚園等の乳幼児・職員用備蓄の整備を進めます。	円滑な応急活動の実施	市町村 保育所・幼稚園・認定こども園設置者等	1	保育所・幼稚園等における乳幼児・職員用備蓄品の確保を要請	I A	備蓄品(3日分)の対策実施率 ・水 100%(308/308施設) ・食料 100%(308/308施設)	備蓄品の対策実施率3日分以上 水 62.3%(192/308施設) 食料 63.0%(194/308施設)	水・食料等の備蓄対策の実施率75%(231/308施設)	水・食料等の備蓄対策の実施率88%(271/308施設)	水・食料等の備蓄対策の実施率100%(308/308施設)	水・食料等の備蓄対策の実施率100%	水・食料等の備蓄対策の実施率100%	R9	幼保支援課	
			④		私立学校の児童生徒・職員用備蓄の整備を進めます。	円滑な応急活動の実施	学校法人	1	私立学校における児童生徒・職員用備蓄品の確保を要請・支援	I A	食料品・飲料水3日分備蓄率100%	3日分備蓄校 ※食料品、飲料水ともに3日分ある学校 57.9%(11/19校) 1~2日分備蓄校 ※水は3日分あるが、食料品は1日分など(校数には3日分備蓄校を含む) 100%(19/19校)	食料品・飲料水3日分備蓄率68%	食料品・飲料水3日分備蓄率84%	食料品・飲料水3日分備蓄率100%	食料品・飲料水3日分備蓄率100%	食料品・飲料水3日分備蓄率100%	R9	私学・大学支援課	
			⑤		被災時の生徒用、また職員が応急活動を円滑に行うため、予め県立学校の食料品や飲料水等の備蓄を進めます。	円滑な応急活動の実施	県	1	県立中学校・高等学校及び特別支援学校の生徒・職員用備蓄の更新・管理	Ⅲ	適正な更新・管理の実施(県立中学校・高等学校:3日分 特別支援学校:5日分)	備蓄物資の更新完了(水・食料1/5更新)	・備蓄物資の更新(水1/10・食料1/5更新)	・備蓄物資の更新(水1/10・食料1/5更新)	・備蓄物資の更新(水1/10・食料1/5更新)	・備蓄物資の更新(水1/10・食料1/5更新)	・備蓄物資の更新(水1/10・食料1/5更新)	-	-	学校安全対策課
			⑥		県立病院の事業継続計画(BCP)の実効性の担保を目指します。	災害時の病院事業の継続	県	1	県立病院の患者・職員用備蓄の更新・管理	Ⅲ	適正な更新・管理の実施	[あき] 備蓄食料6,728食、保存水3,792ℓ、防災トイレ 7,600回分を更新 [幡多] 備蓄食料6,264食、保存水8,364ℓ、防災トイレ 11,250回分を更新	適正な更新・管理の実施 ・必要量を踏まえた備蓄物資の確保	適正な更新・管理の実施	適正な更新・管理の実施	適正な更新・管理の実施	取組の継続	-	-	県立病院課
			⑦		青少年教育施設の宿泊利用者が、被災してから安全に自宅に帰宅するまでの期間の対応のために、予め食料品や飲料水等の備蓄を進めます。	円滑な応急活動の実施	県	1	宿泊施設のある青少年教育施設の宿泊利用者の食料等の備蓄の更新・管理	Ⅲ	適正な更新・管理の実施(2日分)	宿泊利用者の食料等の備蓄物資の保管・管理及び更新(更新:3施設 計1,500食分)	・備蓄物資の保管・管理 ・期限切れ物資の更新	・備蓄物資の保管・管理 ・期限切れ物資の更新	・備蓄物資の保管・管理 ・期限切れ物資の更新	・備蓄物資の保管・管理 ・期限切れ物資の更新	・備蓄物資の保管・管理 ・期限切れ物資の更新	-	-	生涯学習課
			⑧		大規模災害に備え、応急活動に必要な資金の支給方法や事前の備えについて、職員個々の意識レベルを高めます。	速やかな応急活動資金の支給及び支払事務への対応	県	1	応急活動に必要な資金の支給方法等の研修会での説明、会計管理局だよりへの記事掲載による全職員への周知	Ⅱ B	全職員への周知(1回/年) 全職員への周知(1回/年)	・web研修(会計事務実務研修)での応急活動に必要な資金の支給方法等の周知 ・「会計事務における大規模災害時の対応FAQ」を会計管理局イントラ及びAI-FAQに掲載している旨を会計管理局だよりで周知	研修での説明年1回 会計管理局だよりへの記事掲載年1回	研修での説明年1回 会計管理局だよりへの記事掲載年1回	研修での説明年1回 会計管理局だよりへの記事掲載年1回	取組の継続	-	-	会計管理課	

3-12 ライフライン対策の促進

3-12 ライフライン対策の促進

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名				
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定					
3-12	ライフライン対策の促進	ライフライン施設の被害を軽減し、早期に復旧できるように設備の耐震化や、早期復旧ができる体制を整備します。	①	5 7	速やかなライフラインの復旧のための対策を検討します。	ライフラインの早期の復旧による県民生活の回復	県市町村 県民	1	優先復旧する重要施設のライフライン設備情報の更新	I B	優先復旧する重要施設のライフライン設備情報の更新(年1回)	重要施設の情報等の毎年更新 本部運営マニュアルの更新	優先復旧する重要施設のライフライン設備情報の更新(1回) 必要に応じて本部運営マニュアルの見直し検討	優先復旧する重要施設のライフライン設備情報の更新(1回)	優先復旧する重要施設のライフライン設備情報の更新(1回)	優先復旧する重要施設のライフライン設備情報の更新(1回)	優先復旧する重要施設のライフライン設備情報の更新(1回)	優先復旧する重要施設での復旧計画の実効性の確保	発生まで	南海トラフ地震対策課			
								2	ライフラインの復旧にかかる情報伝達体制の構築及び活動拠点の確保	I A	・事業者との情報伝達体制の構築 ・復旧に必要な車両の駐車場や資機材の置き場の確保 8か所	・民間所有地の活動拠点の確保 ・事業者と連携可能な防災情報システムの構築 ・情報伝達体制の構築	・情報伝達体制の確保 ・民間所有地の活動拠点の確保 3か所	・情報伝達体制の確保 ・民間所有地の活動拠点の確保 3か所	・情報伝達体制の確保 ・民間所有地の活動拠点の確保 2か所	・情報伝達体制の確保 ・民間所有地の活動拠点の確保を継続	活動拠点の確保 情報伝達体制の構築	R9	南海トラフ地震対策課				
								3	高知県公営企業局事業継続計画(工業用水道事業、電気事業編)の検証と見直し	II B	震災対応訓練の実施及びマニュアルの見直し	震災対応訓練の実施及びマニュアルの見直し	震災対応訓練の実施及びマニュアルの見直し	震災対応訓練の実施及びマニュアルの見直し	取組の継続	-	-	電気工水課					
			②	5	県の応急活動体制を整備するとともに、市町村に対し研修会や個別支援を通じて応急給水計画の実効性確保に向けた支援をします。	円滑な応急給水活動による県民生活の回復	県市町村	1	県と全市町村による水道BCPに基づく情報伝達訓練の実施	I B	県と全市町村による水道BCPに基づく情報伝達訓練の実施 1回実施/年	市町村が実施する水道BCPに基づく訓練等への参加 図上訓練 0/3回	県と全市町村による水道BCPに基づく情報伝達訓練の実施 1回実施/年	県と全市町村による水道BCPに基づく情報伝達訓練の実施 1回実施/年	県と全市町村による水道BCPに基づく情報伝達訓練の実施 1回実施/年	県と全市町村による水道BCPに基づく情報伝達訓練の実施 1回実施/年	毎年	公園上下水道課					
			③	7 9	市町村の水道施設の耐震化を促進します。	被災後の飲料水の確保	県市町村	1	上下水道耐震化計画に位置つけた水道システムの急所施設の耐震化に対する支援	I A	・各市町村が策定した「上下水道耐震化計画」に基づく国の目標値を参考に、県としての耐震化の目標値を設定。 ・「取水施設」の耐震化 ・「導水管」の耐震化 ・「浄水施設」の耐震化 ・「送水管」の耐震化 ・「配水池」の耐震化	-	各市町村が策定した「上下水道耐震化計画」に基づく国の目標値を参考に、県としての水道システムの急所施設の耐震化の目標値を設定。	各市町村の耐震化計画の進捗確認及び耐震化工事に対する支援	各市町村の耐震化計画の進捗確認及び耐震化工事に対する支援	各市町村の耐震化計画の進捗確認及び耐震化工事に対する支援	各市町村の耐震化計画の進捗確認及び耐震化工事に対する支援	令和7年度から令和11年度の上下水道耐震化計画の計画期間内の実施目標に設定した急所施設(水道)の耐震化	R11	公園上下水道課			
2	上下水道耐震化計画に位置つけた避難所等の重要施設に接続する水道管路の耐震化に対する支援	I A						・各市町村が策定した「上下水道耐震化計画」に基づく国の目標値を参考に、県としての耐震化の目標値を設定。 ・重要施設に接続する水道管路の耐震化	-	各市町村が策定した「上下水道耐震化計画」に基づく国の目標値を参考に、県としての重要施設に接続する水道管路の耐震化の目標値を設定。	重要施設に接続する水道管路の耐震化	重要施設に接続する水道管路の耐震化	重要施設に接続する水道管路の耐震化	重要施設に接続する水道管路の耐震化	重要施設に接続する水道管路の耐震化	重要施設に接続する水道管路の耐震化	重要施設に接続する水道管路の耐震化	重要施設に接続する水道管路の耐震化	重要施設に接続する水道管路の耐震化	重要施設に接続する水道管路の耐震化	令和7年度から令和11年度の上下水道耐震化計画の計画期間内の実施目標に設定した避難所等の重要施設に接続する水道管路の耐震化	R11	公園上下水道課
3	国の翌年度予算等に向けた政策提言活動	I B						国へ支援の要請	・国土交通省、総務省への単県での政策提言 ・10県知事会議、四国知事会にて政策提言	国の令和8年度予算等に向けた政策提言活動 1回実施/年	国の令和9年度予算等に向けた政策提言活動 1回実施/年	国の令和10年度予算等に向けた政策提言活動 1回実施/年	国の翌年度予算等に向けた政策提言活動 1回実施/年	-	-	公園上下水道課							

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名																					
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定																						
3-12	ライフライン対策の促進促進	ライフライン施設の被害を軽減し、早期に復旧できるように設備の耐震化や、早期復旧ができる体制を整備します。	④	5	応急給水活動に必要な資機材について、市町村による整備を財政支援します。	早期応急給水活動による県民生活の回復	県市町村	1	応急給水活動に必要な資機材(タンク等)の整備支援	ⅡB	応急給水計画の実効性確保に向けた資機材整備への支援(14市町村)	応急給水活動に必要な災害時応急給水体制整備事業費補助金を交付	応急給水活動に必要な災害時応急給水体制整備事業費補助金を交付	令和7年度 各市町村の資機材整備状況を検証し、国の体制整備事業費補助金を交付(14/14市町村)	令和8年度 各市町村の資機材整備状況により、国または県の補助金により支援を継続(支援を必要とする全市町村)	令和9年度 各市町村の資機材整備状況により、国または県の補助金により支援を継続(支援を必要とする全市町村)	令和10年度以降 各市町村の資機材整備状況により、国または県の補助金により支援を継続(支援を必要とする全市町村)	整備完了(支援を必要とする全市町村)	-	公園 上下水道課 南海トラフ地震対策課																				
																					⑤	7 9	震災時に、下水道の有する最低限の機能を発揮できるように耐震対策を進めます。	下水道が果たす最低限の機能が早期に復旧可能となる。	県	1	上下水道耐震化計画に位置付けた下水道システムの急所施設の耐震化	ⅠA	・各市町村が策定した「上下水道耐震化計画」に基づく国の目標値を参考に、県としての耐震化の目標値を設定。 ・下水道処理場(揚水、沈殿、消毒機能に係る施設に限る)の耐震化 ・下水道処理場～下水道処理場直前の最終合流地点までの下水道管路の耐震化 ・下水道処理場～下水道処理場直前の最終合流地点までのポンプ場の耐震化	-	各市町村が策定した「上下水道耐震化計画」に基づく国の目標値を参考に、県としての下水道システムの急所施設の耐震化の目標値を設定。	・下水道処理場(揚水、沈殿、消毒機能に係る施設に限る)の耐震化 ・下水道処理場～下水道処理場直前の最終合流地点までの下水道管路の耐震化 ・下水道処理場～下水道処理場直前の最終合流地点までのポンプ場の耐震化	取組の継続	・下水道処理場(揚水、沈殿、消毒機能に係る施設に限る)の耐震化 ・下水道処理場～下水道処理場直前の最終合流地点までの下水道管路の耐震化 ・下水道処理場～下水道処理場直前の最終合流地点までのポンプ場の耐震化	R11	公園 上下水道課				
																																					2	上下水道耐震化計画に位置付けた避難所等の重要施設に接続する下水道管路等の耐震化	ⅠA	・各市町村が策定した「上下水道耐震化計画」に基づく国の目標値を参考に、県としての耐震化の目標値を設定。 ・避難所等の重要施設～下水道処理場直前の最終合流地点までの下水道管路の耐震化 ・避難所等の重要施設～下水道処理場直前の最終合流地点までの下水道管路の途中にあるポンプ場の耐震化
																					⑥	7	県市町村合同による災害時の支援訓練を実施するとともに、市町村の下水道BCPに係る取組を支援します。	県及び市町村職員の危機管理意識の向上	県市町村	1	県市町村合同による災害時支援訓練(継続)の実施	ⅠB	合同訓練 年1回実施	年1回以上の合同訓練を継続的に実施	合同訓練 年1回実施	合同訓練 年1回実施	合同訓練 年1回実施	合同訓練 年1回実施	合同訓練 年1回実施	合同訓練 年1回実施	合同訓練 年1回実施	合同訓練 年1回実施	-	公園 上下水道課
																					⑦	7	電力が喪失しても稼働できる設備を兼ね備えているLPガス中核充填所において、防災拠点や避難所等へのLPガスの供給を想定した訓練を行います。	被災者の早期の生活再建	県高知県LPガス協会	1	高知県LPガス協会が主催する中核充填所稼働訓練開催への協力	ⅠB	3回実施(累計15事業所)	令和4年度(5事業所) 令和5年度(5事業所) 令和6年度(5事業所) 第4四半期に実施予定	1回実施/年(5事業所)	1回実施/年(5事業所)	1回実施/年(5事業所)	1回実施/年(5事業所)	災害対応体制維持のため、継続して訓練を実施する。	3回実施(累計15事業所)	毎年	消防 政策課		

3-13 燃料確保対策の推進(備蓄)

3-13 燃料確保対策の推進(備蓄)

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名						
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定							
3-13	燃料確保対策の推進(備蓄)	国からのプッシュ型支援が始まるまでに必要とされる燃料を県内で確保します。	①	5 8	自衛的備蓄を促すため、こまめな満タン給油等について啓発を行います。	・救助・救急、医療活動等の迅速な実施 ・発災時の給油所での混乱(パニックバイ等)の回避	県市町村 県民	1	県民や防災関係機関は、車両の燃料タンクの残量が半分になる前に、こまめな満タン給油に努める。加えて、緊急通行用車両への優先供給ルールについても啓発する。	I B	燃料確保に係る啓発 ・燃料タンクの残量が半分になる前の給油意識率 50%	・のぼり旗、電車広告、新聞広告やチラシ等による啓発を実施 ・給油意識率 38%	・啓発の継続 ・県民給油意識率 40%	・啓発の継続 ・県民給油意識率 45%	・啓発の継続 ・県民給油意識率 50%	啓発の継続	燃料タンクの残量が半分になる前の給油意識率 100%	-	危機管理・防災課 南海トラフ地震対策課						
								2	県が保有する全ての公用車については、燃料タンクの残量が半分になる前に給油するよう徹底する。	I A	出先機関を含む全所属の公用車について、燃料半分以上での返却率100%	・全所属へ「こまめな満タン給油の徹底」に係る協力依頼 ・燃料半分以上の返却率 90%	・全所属へ「こまめな満タン給油の徹底」に係る協力依頼 ・燃料半分以上の返却率 95%	・全所属へ「こまめな満タン給油の徹底」に係る協力依頼 ・燃料半分以上の返却率 100%	全所属へ「こまめな満タン給油の徹底」に係る協力依頼	燃料半分以上の返却率 100%	R9	危機管理・防災課							
								②	5	応急対策活動に必要な燃料の確保を行います。	・人命の保護 ・救助・救急、医療活動等の迅速な実施 ・経済活動の早期復旧	県市町村 県民	1	新たな消防機関等での燃料備蓄施設整備の継続	I B	2施設整備	消防機関等で燃料備蓄施設を整備 ・R4: 2施設(土佐市、高幡) ・R5: 1施設(香美市) ・R6: 1施設(高幡) 【最終目標 9/15消防本部】	市町村へ整備を呼びかけ	市町村へ整備を呼びかけ	市町村へ整備を呼びかけ	市町村へ整備を呼びかけ	市町村へ整備を呼びかけ	15消防単位で最低1施設整備	-	危機管理・防災課
													2	発災後の警察活動に必要な燃料の確保	Ⅲ	「高知県燃料確保計画」に基づく対応	・「高知県燃料確保計画」に基づく対応 ・残る1施設整備については検討を継続 (累計)50%・1/2施設	「高知県燃料確保計画」に基づく対応	「高知県燃料確保計画」に基づく対応	「高知県燃料確保計画」に基づく対応	-	-	-	装備施設課	
													③	市町村庁舎や医療機関など重要施設における自家発電設備の整備及び燃料備蓄を行います。	市町村庁舎や医療機関など重要施設における自家発電設備の整備及び燃料備蓄を行います。	市町村消防 医療機関 事業者	1	市町村等に対して燃料備蓄を働きかけ	I B	市町村への呼びかけ(年1回以上)	市町村担当者で呼びかけ ・R4: 1回 ・R5: 1回 ・R6: 1回	市町村への呼びかけ(1回以上)	市町村への呼びかけ(1回以上)	市町村への呼びかけ(1回以上)	市町村への呼びかけ(1回以上)
								2	市町村庁舎の自家発電設備整備の促進	I B	市町村庁舎の自家発電設備の保有率100%(34/34市町村)	市町村庁舎の自家発電設備の保有率97%(33/34市町村)					自家発電設備を整備(1市町村)	-	-	-	市町村庁舎の自家発電設備の保有率100%(34/34市町村)	-	市町村振興課 危機管理・防災課		
			3	病院のBCPや計画等で想定される燃料需要量を基に必要な燃料確保に向けた啓発と支援	II B	停電等に備え、3日以上以上の自家発電燃料の確保体制が図れた病院の増加(各病院において、燃料の備蓄、関係機関との協定等、必要な燃料の確保体制がとれる)	・医療機関に対し働きかけ 3日以上確保済病院 31%(36/118) うち災害拠点病院 11/12 うち救護病院 18/57 うちその他 7/49 ・能登半島地震の状況を踏まえ、支援制度の拡充について国に政策提言を実施(R6.5月)	病院ごとに、燃料確保体制整備のために必要な取組等の調査・分析を実施(備蓄対応または体制確保による対応、燃料の必要量)	燃料の確保体制の整備に向けた取組の支援(燃料確保の重要性の周知・啓発、活用できる補助金の周知、体制確保に向けた関係機関との協議(ほか))	燃料の確保体制の整備に向けた取組の支援(燃料確保の重要性の周知・啓発、活用できる補助金の周知、体制確保に向けた関係機関との協議(ほか))	取組の継続	全病院で、3日以上以上の自家発電燃料の確保体制の整備(各病院において、燃料の備蓄、関係機関との協定等、必要な燃料の確保体制がある)					-	保健政策課 県立病院課							

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名				
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定					
3-13	燃料確保対策の推進(備蓄)	国からのプッシュ型支援が始まるまでに必要とされる燃料を県内で確保します。	④		排水機場における自家発電設備の燃料を確保します。	排水機能の発揮	県市町村	1	72時間以上の連続運転が可能となるよう排水機場やポンプ場の燃料タンク増設を検討	I B	発災後の連続運転を可能とするための対策を検討	・鹿児島第2排水機場の耐震化完了(1/1) ・施設の耐水化状況に応じて、発災後の連続運転を可能とするための対策を検討	施設の耐水化状況に応じて、発災後の連続運転を可能とするための対策を検討。	施設の耐水化状況に応じて、発災後の連続運転を可能とするための対策を検討。	施設の耐水化状況に応じて、発災後の連続運転を可能とするための対策を検討。	-	-	河川課 港湾・海岸課					
								2	排水機場やポンプ場の燃料補給のタイミングをルール化するなど、平時から排水機場等の燃料を確保しておくための運用について検討	I B	平時からの燃料確保方法について検討	平時から排水機場等の燃料を確保しておくための運用について検討	平時からの燃料確保方法について検討	耐水化が完了した排水機場の燃料確保の運用方法の変更を実施(江ノ口川排水機橋)	平時からの燃料確保方法について検討	平時からの燃料確保方法について検討	-	-	河川課 港湾・海岸課				
			⑤		火葬用燃料予備タンク設備の整備を促進します。	発災後における火葬炉の使用	県市町村 事務組合等	1	火葬場の自衛的な備蓄を図るための、燃料タンクの増強	I A	火葬場の燃料タンクの増強(発災時(L1)に津波浸水しない火葬場12施設)	・香南斎場の火葬用燃料タンク整備に3,000千円の補助を実施 ・発災時(L1)に津波浸水しない火葬場12施設のうち11施設でタンク増強	・嶺北斎苑(土佐町)の燃料タンクの増強にかかる補助を行う。これにより発災時(L1)に津波浸水しない火葬場12/12施設の燃料タンク増強が一巡完了する。(市町村単独整備含む)	-	-	-	発災時(L2)に火葬可能な火葬場 11 発災時(L1)に火葬可能な火葬場 12	R7	薬務衛生課				
								⑥	燃料の代替としてLPガスを活用します。	LPガスの軒下在庫の活用や、ガスバルク・発電機等の導入について検討します。	被災者の生活維持(暖房・炊き出し等への活用)	県市町村 事業者	1	県や市町村庁舎、避難所、病院・介護施設等に災害対応型LPガスバルクの導入に向けた普及啓発	I B	・導入に向けた市町村への働きかけ(年1回以上) ・必要に応じてLPガス協会など関係機関と調整、検討	関係機関と調整、検討	・導入に向けた市町村への働きかけ(1回以上) ・必要に応じてLPガス協会など関係機関と調整、検討	・導入に向けた市町村への働きかけ(1回以上) ・必要に応じてLPガス協会など関係機関と調整、検討	・導入に向けた市町村への働きかけ(1回以上) ・必要に応じてLPガス協会など関係機関と調整、検討	-	-	危機管理・防災課
								⑦	国からのプッシュ型支援が始まるまでに必要とされる燃料を県内での確保に努めます。	応急救助機関のヘリコプター用燃料を確保します。	県内全域における効率的な応急救助活動の実施	県	1	総合防災訓練等で他機関のヘリコプターによる給油訓練を実施	I B	年1回以上の給油訓練の継続実施	・総合防災訓練において、給油訓練を実施(R4:1回、R5:1回、R6:1回) ・消防ヘリによる給油訓練を実施(R4:6回、R5:7回、R6:6回)	1回以上の給油訓練の実施	1回以上の給油訓練の実施	1回以上の給油訓練の実施	1回以上の給油訓練の実施	1回以上の給油訓練の実施/年	毎年
			2	県東部など遠隔地に航空燃料タンク等の設置を検討 民間事業者と連携し、県内での航空燃料タンクの整備を推進	I A	航空燃料タンク等1箇所整備	関係機関との検討を実施	民間事業者との連携や、県内での航空燃料タンク等の整備について、引き続き検討	民間事業者との連携や、県内での航空燃料タンク等の整備について、引き続き検討	航空燃料タンク等1箇所整備	民間事業者との連携や、県内での航空燃料タンク等の整備	航空燃料の確保	R12	危機管理・防災課									

3-14 燃料確保対策の推進(供給、輸送)

3-14 燃料確保対策の推進(供給、輸送)

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
3-14	燃料確保対策の推進(供給、輸送)	燃料供給を継続できる体制を整備します。	①	5	災害対応型給油所の整備を支援します。	緊急車両や道路啓開のための重機への燃料供給を継続できる体制を整備することによる円滑な応急活動の実施	県市町村事業所	1	災害対応型給油所の稼働状況の調査	Ⅲ	災害対応型給油所の稼働状況調査を年1回実施(計3回)	5/24箇所整備(162/238箇所・69%)	1回実施/年	1回実施/年	1回実施/年	1回実施/年	1回実施/年	-	消防政策課
								2	災害対応型給油所の稼働状況の調査に伴う調査結果の公表	Ⅲ	災害対応型給油所の稼働状況調査の結果を年1回公表(計3回)	災害発生時に通信手段の不通等によって給油所の稼働確認が困難となることが想定されるため、令和5年度末時点の給油所一覧を掲出	1回公表/年	1回公表/年	1回公表/年	1回公表/年	1回実施/年	-	消防政策課
								3	高知県事業承継・引継ぎ支援センターと連携した石油販売業者向け事業承継セミナーの開催	I B	セミナーを3回開催/年	-	3回実施/年	3回実施/年	3回実施/年	セミナー開催の過程で得られた事業者のニーズ等を分析し、次期事業について、手法の変更も含めて検討する。	セミナー開催による事業承継のニーズの把握、事業承継を希望する経営者と後継者のマッチングの推進	毎年	消防政策課
			②	5	臨時給油拠点や必要な資機材について管轄の消防本部と協議を行うとともに事前計画を作成します。	中核給油所や災害対応型給油所が不足する地域などにおける燃料確保	事業者 国県市町村	1	臨時給油拠点における供給対象車両や供給ルール等を作成	I B	・臨時給油拠点での供給ルールの作成 ・年1回訓練を実施	・臨時給油拠点を整備2箇所(室戸市、宿毛市) ・関係機関と供給ルール等について協議	供給ルールの作成	1回以上の給油訓練の実施	1回以上の給油訓練の実施	1回以上の給油訓練の実施	-	-	危機管理・防災課
			③	5	燃料供給のための輸送車両等を確保します。	迅速かつ円滑な燃料供給のための輸送車両等の確保	事業者 県	1	発災時に利用可能なタンクローリー及び県内のミニローリーの保有状況を把握し、発災時の活用について関係機関と検討のうえ、訓練を実施	I B	・保有状況を調査し、関係機関との対策と発災時の活用を検討(計画期間内における、保有状況調査1回以上) ・訓練の実施(年1回)	石油業協同組合等との調整	・タンクローリー及びミニローリーの保有状況を調査 ・訓練の実施(1回)	・発災時の活用について関係機関と検討 ・訓練の実施(1回)	・発災時の活用について関係機関と検討 ・訓練の実施(1回)	・発災時の活用について関係機関と検討 ・訓練の実施	-	-	消防政策課 危機管理・防災課

3-15 燃料確保対策の推進(横断的、総合的対策)

3-15 燃料確保対策の推進(横断的、総合的対策)

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
3-15	燃料確保対策の推進(横断的、総合的対策)	国からのプッシュ型支援が始まるまでに必要とされる燃料を県内で確保します。	①	5	災害時の燃料確保に関する平時からの備え等について啓発します。	・人命の保護 ・救助・救急、医療活動等の迅速な実施 ・燃料備蓄の効果 ・発災時の給油所での混乱(パニックバイ等)の回避 ・経済活動の早期復旧	県市町村 県民	1	災害対応車両の定義を明確化するとともに、優先供給の際に掲示するステッカーの作成等、円滑な給油のために必要な仕組みについて検討	ⅡA	円滑な給油を行う仕組みについてガイドライン(指針)を策定	関係機関との協議	・他県調査 ・災害対応車両の定義の明確化	ルール作り 事業者と協議	ガイドライン(指針)策定	ガイドラインの周知による円滑な給油の実現	円滑な給油を行う仕組みについてガイドライン(指針)を策定	R9	危機管理・防災課
			②		医療救護活動等に必要燃料を確保します。	医療機関等の機能維持	医療機関 国 県 市町村	1	病院の自家発電設備保有(ポータブル発電機含む)の支援	ⅠB	病院の自家発電設備整備率 保有率 100%(118/118病院) ※ポータブル発電機含む	病院の自家発電設備整備率 98%(116/118) ※3病院が閉院(121→118病院) (第4期実績 93%(112/121)) ・能登半島地震の状況を踏まえ、支援制度の拡充について国に政策提言を実施(R6.5月)	自家発電設備の重要性についての周知・啓発	自家発電設備の重要性についての周知・啓発	病院の自家発電設備 2病院整備		自家発電設備の保有 全病院	—	保健政策課

3-16 孤立対策の促進

3-16 孤立対策の促進

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
3-16	孤立対策の促進	連絡通信手段確保のために、通信連絡体制などを支援します。	①	5	緊急用ヘリコプター離着陸場整備を支援します。	孤立集落への輸送手段の確保	県	1	緊急用ヘリコプター離着陸場整備の支援	I A	6箇所整備(106/106)	6箇所整備完了見込み(100/110)	市町村からの要請に応じ、交付金などによる支援・助言	市町村からの要請に応じ、交付金などによる支援・助言(3箇所)	市町村からの要請に応じ、交付金などによる支援・助言(3箇所)	整備完了	106箇所整備完了	R9	南海トラフ地震対策課

3-17 遺体対策の推進

3-17 遺体対策の推進

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
3-17	遺体対策の推進	災害時の遺体への対応が円滑に行われるよう、検視や火葬に関する対策を推進します。	①		遺体に対する適切な処置を行うために検視用装備資機材等の整備や、検視活動全般における感染予防対策を行います。	円滑な遺体への対応により、遺体の埋火葬を迅速に実施	県市町村	1	検視用装備資機材の整備	I A	浄水器3基整備(8/12基・67%) 組立式水槽6槽整備(14/24基・59%)	浄水器整備率100% R4年度:1基 R5年度:0基 R6年度:2基(3/3基・100%) (最終目標5/12基・42%) 組立式水槽整備率67% R4年度:0基 R5年度:0基 R6年度:4基(4/6基・67%) (最終目標8/24基・34%)	浄水器1基整備(6/12基・50%) 組立式水槽2槽整備(10/24基・42%)	浄水器1基整備(7/12基・59%) 組立式水槽2槽整備(12/24基・50%)	浄水器1基整備(8/12基・67%) 組立式水槽2槽整備(14/24基・59%)	浄水器4基整備(12/12基・100%) 組立式水槽10層整備(24/24層・100%)	・バルーンライト20基整備 ・浄水器12基整備 ・組立式水槽24槽整備	・バルーンライトR3 ・浄水器R13 ・組立式水槽R14	捜査第一課
								2	検視活動全般における感染予防対策	Ⅲ	感染症予防に係る巡回研修会の実施	・タイベックスーツの調達100% ・感染症予防に係る巡回研修会の実施	感染症予防に係る巡回研修会の実施	感染症予防に係る巡回研修会の実施	感染症予防に係る巡回研修会の実施	取組の継続	感染予防に係る巡回研修会の実施	毎年	捜査第一課
	高知県広域火葬計画に基づき、広域火葬及び遺体の適切な取扱いを行います。	②	57	情報伝達訓練、研修会(年1回)を実施し、必要に応じて、遺体対応マニュアル及び火葬場BCPの改訂を促します。	実効性のあるマニュアルやBCPによる広域火葬体制の確保	県市町村広域連合等	1	広域火葬計画の実効性の確保	I B	情報伝達訓練、研修会等の開催を通じた広域火葬計画の検証と見直し(1回/年)	・情報伝達訓練(県内、四国)を実施 ・広域火葬計画の見直し案を作成	・広域火葬計画の改定(Ver.2) ・情報伝達訓練、研修会等の開催を通じた広域火葬計画の検証と見直し(1回/年)	情報伝達訓練、研修会等の開催を通じた広域火葬計画の検証と見直し(1回/年)	情報伝達訓練、研修会等の開催を通じた広域火葬計画の検証と見直し(1回/年)	情報伝達訓練、研修会等の開催を通じた広域火葬計画の検証と見直し(1回/年)	情報伝達訓練、研修会等の開催を通じた広域火葬計画の検証と見直し(1回/年)	—	薬務衛生課	
							2	遺体対応マニュアル(安置所・仮埋葬地含む)の実効性の確保	I A	遺体対応マニュアルの改定34市町村	・マニュアル改定について広域火葬対応に関する研修会実施 ・改定状況の調査を実施	R6年度末時点15%(5/34) R7年度末目標50%(17/34) コロナ禍を踏まえた遺体の取扱いに係る変更及び先進事例(先進市町村)を各市町村のマニュアルに反映できるよう改定を支援	R8年度末目標100%(34/34) コロナ禍を踏まえた遺体の取扱いに係る変更及び先進事例(先進市町村)を各市町村のマニュアルに反映できるよう改定を支援	改定後のマニュアルに基づいた市町村による遺体対応訓練の実施を支援し、マニュアルの実効性を検証	市町村による遺体対応訓練から得られた課題を踏まえ、さらなるマニュアルのバージョンアップを支援	遺体対応マニュアルの改定34市町村	R8	薬務衛生課	
							3	火葬場BCPの実効性の確保	I A	火葬場BCPの改定14施設	—	R6年度末時点0%(0/14) R7年度末目標14%(2/14) 「能登半島地震」における教訓を踏まえ、施設の応急復旧の実現に向けた各火葬場のBCP改定を支援	R8年度末目標43%(6/14) 「能登半島地震」における教訓を踏まえ、施設の応急復旧の実現に向けた各火葬場のBCP改定を支援	R9年度末目標100%(14/14)	—	火葬場BCPの改定14施設	R9	薬務衛生課	

3-18 災害時の医療救護体制の整備

3-18 災害時の医療救護体制の整備

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名																	
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定																		
3-18	災害時の医療救護体制の整備	災害時の医療救護活動を担う人材の育成や地域の実情を踏まえた体制づくりに継続的に取り組み、発災時に迅速かつ適切に行動できる体制を整備します。また、地域の医療機関が早期に診療再開できる体制整備を支援します。	①	4 5	県及び市町村等が実施する応急的な医療救護活動について定めた高知県災害時医療救護計画の見直しを随時行います。	円滑な医療救護活動の実施	県市町村 医療機関 県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会	1	「能登半島地震」を踏まえた災害時医療救護計画の改定と検証(保健・医療・福祉の連携強化等)	ⅡB	「能登半島地震」の教訓等を踏まえた災害時医療救護計画の改定を行った上で、期間中、訓練を継続して実施し、その都度、計画の検証を行い、必要に応じて、計画見直しを行う。	・医療従事者搬送計画の追加など災害時医療救護計画の改定(R5.7、R6.3) ・医療従事者搬送計画の搬送者リストの作成及び更新(R5、R6) ・災害時医療救護計画見直し検討部会の開催(R6.2)	能登半島地震における教訓等を踏まえた災害時医療救護計画の改定(保健・医療・福祉の連携強化、保健医療調整本部の設置場所、新たな協定締結団体の反映等)	・改定した計画に基づく訓練の実施及び計画の検証(本部訓練の実施:年1回)	・改定した計画に基づく訓練の実施及び計画の検証(本部訓練の実施:年1回)	取組の継続	大規模災害時等において、実効性のある災害時医療救護計画となっている	-	保健政策課 業務衛生課 健康対策課 地域福祉政策課 障害保健支援課																	
																				②	4	効率的な医療救護活動を実施するため、軽傷者への応急手当や搬送の技術をより多くの県民に身につけてもらえる仕組みを構築します。	住民による迅速で効果的な応急手当の実施	県市町村 県民	1	応急手当技術を身につけるための講習の実施	ⅠB	受講者数 90,000人	受講者数 54,520人	受講者数 30,000人/年	受講者数 30,000人/年	受講者数 30,000人/年	住民による迅速で効果的な応急手当を実施するため、継続して講習を実施する。	受講者数 30,000人/年	毎年	消防政策課
			2	高知DMAT(ローカルDMAT)の養成 ・高知DMAT研修受講者への技能維持研修の実施	ⅠB	各年4チームの研修受講 ・各年、技能維持研修の実施	-	4チーム受講 ・技能維持研修の実施	4チーム受講 ・技能維持研修の実施	4チーム受講 ・技能維持研修の実施	取組の継続	各年4チームの研修受講 ・各年、技能維持研修の実施	毎年	保健政策課																						
															3	災害時において、重要な役割を果たす災害医療コーディネーター・災害看護コーディネーターの育成	ⅡB	隔年で県主催のコーディネーター研修を開催するとともに、毎年開催されている国主催の災害医療コーディネーター研修の受講を促し、本部及び支部のコーディネーターが育成される。	・国のコーディネーター研修参加 R4~R6 毎年3名受講 (H26~R6 30名受講(予定)) ・県主催による災害医療コーディネーター研修の実施 R5 21名 R3 30名 H30 33名	県主催のコーディネーター研修の実施 年1回以上 ・国主催の災害医療コーディネーターの受講調整・推薦	国主催の災害医療コーディネーターの受講調整・推薦	県主催のコーディネーター研修の実施 年1回以上 ・国主催の災害医療コーディネーターの受講調整・推薦	取組の継続	災害時における本部・支部のそれぞれの災害医療コーディネーター体制が確保されている。	-	保健政策課										
																											4	「能登半島地震」で多くの孤立地区等が発生した状況を踏まえて、より被災地に近い地域で負傷者等に対処できるよう地域の全ての医療従事者を対象とした災害時に必要な初期対応等に関する研修の実施(「前方展開型の医療救護活動」)	ⅠB	圏域(保健所単位)ごとにおける集合研修(実技)の実施	各地域において、集合研修開催 ・R4 8回(98名参加) ・R5 1回(15名参加) ・R6 (調整中) ・WEB研修開催 ・R4 275名受講 ・R5 276名受講	3圏域以上で各1回の集合研修の開催	3圏域以上で各1回の集合研修の開催	3圏域以上で各1回の集合研修の開催	取組の継続	毎年度、3圏域以上で各1回の集合研修の開催

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
3-18	災害時の医療救護体制の整備	災害時の医療救護活動を担う人材の育成や地域の実情を踏まえた体制づくりに継続的に取り組み、発災時に迅速かつ適切に行動できる体制を整備します。また、地域の医療機関が早期に診療再開できる体制整備を支援します。	④	4 5	市町村庁舎や医療機関など重要施設における水の備蓄等を行います。	応急対策活動を行うための医療機能の維持	県市町村医療機関事業者	1	病院のBCPや計画等で想定される水の需要量を基に、必要な水の確保に向けた啓発と支援	ⅡB	ハード整備に加え、ソフト整備による水の確保の確立(各病院における備蓄、給水設備の整備に加え、市町村や関係機関との協定等による必要な水の確保を促進)	—	病院ごとに、水の確保体制整備のために必要な取組等の調査・分析を実施(備蓄対応または体制確保による対応、水の必要量)	水の確保体制の整備に向けた取組の支援(水の重要性の周知・啓発、活用出来る補助金の周知、体制確保に向けた関係機関との協議 ほか)	水の確保体制の整備に向けた取組の支援(水の重要性の周知・啓発、活用出来る補助金の周知、体制確保に向けた関係機関との協議 ほか)	取組の継続	全病院で、3日以上の水の確保体制の整備(各病院において、水の備蓄、給水設備の整備、関係機関との協議等、必要な水の確保体制がある)	—	保健政策課
					人工透析施設の災害時業務計画の作成支援及び、災害時の広域搬送に向けた具体的な運用方法を策定します。	発災後の迅速な医療継続	県市町村医療機関医療機器取扱業者県民	2	県内透析提供率向上のための働きかけ	ⅠB	透析医療機関における透析室BCP策定16施設増(33/33)	R4年度 11/33 R5年度 13/33 R6年度 17/33	5施設増 66.7%(22/33)	5施設増 81.8%(27/33)	6施設増 100%(33/33)	BCP策定率 100%(33/33)	透析医療機関におけるBCP策定率100%(33/33) ※無床診療所を除く	R9	健康対策課
		・医薬品の備蓄体制や医薬品集積所の運営体制を整備するとともに、災害協定締結団体からの供給体制の具体化を図ります。また、災害薬事コーディネーター等の育成及びスキルアップ研修を実施します。	⑤	4 5	・迅速で効果的な医療救護活動による防ぎ得た死の抑制 ・災害時の医療救護体制の確立	県薬剤師会	1	災害時(急性期・慢性期)に必要な医薬品等の確保	ⅡB	地域毎の災害時に必要となる医薬品等の確保の検討と供給に係る運用マニュアルの策定・検証	・急性期医薬品及び歯科用医薬品(12,500人×3日分)の確保(19医療機関及び18歯科医院等に流通備蓄) ・急性期医薬品の追加備蓄(トキシソイド、テタノブリン、てんかん薬、糖尿病薬) ・総合防災拠点(土佐清水市、室戸市)の急性期医薬品等の更新 ・医薬品ワーキングにおいて、地域毎の医薬品確保策等を検討 ・協定に基づく関係団体からの供給体制の具体化に係る協議(医薬品卸業協会、医療機器販売業協会) ・輸血用血液製剤の供給に係る協定を締結(幡多けんみん病院、血液センターとの三者協定)	・地域毎に、慢性期医薬品を含む災害用医薬品の確保策の方向性を検討 ・地域毎の医薬品の供給体制の具体化を関係機関と協議 ・協定に基づく関係団体との医薬品の供給体制の具体化を協議	・急性期医薬品等(県備蓄分)備蓄品目等を見直し1回 ・地域毎に、慢性期医薬品を含む災害用医薬品確保の具体策を執行 ・地域毎の医薬品供給に係る運用マニュアルを検証 ・協定に基づく関係団体との医薬品の供給体制を協議し運用マニュアルを策定 ・協定に基づく関係団体との医薬品の供給体制を協議し運用マニュアルを策定	・地域毎に、慢性期医薬品を含む災害用医薬品確保の具体策を執行 ・地域毎の医薬品供給に係る運用マニュアルを検証 ・協定に基づく関係団体との医薬品の供給に係る運用マニュアルを検証	・急性期医薬品等(県備蓄分)備蓄品目等を見直し(1回/2年) ・地域毎に、慢性期医薬品を含む災害用医薬品確保を継続 ・地域毎の医薬品供給に係る運用マニュアルを検証 ・協定に基づく関係団体との医薬品の供給に係る運用マニュアルを検証	・災害時(急性期・慢性期)に必要な医薬品等の確保及び供給体制の確立	—	薬務衛生課	
							2	災害薬事コーディネーター研修の実施と本部・支部訓練への参加	ⅠB	災害薬事コーディネーター80名体制の維持と本部・支部訓練への参加による災害対応スキルの維持・向上	・災害薬事コーディネーター80名体制を維持(83名委嘱;R6.6月末時点) ・災害薬事コーディネータースキルアップ研修の実施(R4:44名、R5:29名受講) ・PhDLS研修の実施(R4:15名、R5:4名受講) ・地域リーダー薬剤師養成研修の実施(R5:17名受講)	・災害薬事コーディネーター合同研修への参加(災害医療対策室主催)(1回/年) ・保健医療調整本部、支部訓練への参加(1回/年)	・災害薬事コーディネーター研修の実施(1回/年) ・保健医療調整本部、支部訓練への参加(1回/年)	・災害薬事コーディネーター合同研修への参加(災害医療対策室主催)1回/年 ・保健医療調整本部、支部訓練への参加(1回/年)	・災害薬事コーディネーター研修の実施と災害薬事コーディネーター合同研修への参加(災害医療対策室主催)を隔年交互1回実施 ・保健医療調整本部、支部訓練への参加(1回/年)	災害薬事コーディネーター80名体制の維持と災害対応スキルの維持・向上及び実効性の確保	—	薬務衛生課	

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
3-18	災害時の医療救護体制の整備	災害時の医療救護活動を担う人材の育成や地域の実情を踏まえた体制づくりに継続的に取り組み、発災時に迅速かつ適切に行動できる体制を整備します。また、地域の医療機関が早期に診療再開できる体制整備を支援します。	⑤	4 5	医薬品の備蓄体制や医薬品集積所の運営体制を整備するとともに、災害協定締結団体からの供給体制の具体化を図ります。また、災害薬事コーディネーター等の育成及びスキルアップ研修を実施します。	・迅速で効果的な医療救護活動による防ぎ得た死の抑制 ・災害時の医療救護体制の確立	県 県薬剤師会	3	地域リーダー薬剤師の役割等の県災害時医療救護計画への明記、スキルアップ研修等の実施と支部訓練への参加	I B	災害時医療救護体制における地域リーダー薬剤師の役割を位置づけることによる体制の強化、研修の実施と支部訓練への参加による地域リーダー薬剤師(180名)の災害対応スキルの維持・向上	・地域リーダー薬剤師へのスキルアップ研修(PhDLS研修)の実施 (受講者数は40名(地域リーダー薬剤師124名中))	・県災害時医療救護計画の改定 ・地域リーダー薬剤師スキルアップ研修の実施(1回/年) ・支部訓練への参加(1回/年)	・支部訓練への参加(1回/年)	・地域リーダー薬剤師スキルアップ研修の実施(1回/年)	・地域リーダー薬剤師スキルアップ研修の隔年1回実施 ・支部訓練への参加(1回/年)	地域リーダー薬剤師180名以上体制の維持と災害対応スキルの維持・向上及び実効性の確保	-	薬務衛生課
								4	県外からの医薬品等の受入れ体制の構築	I B	集積所(二次)マニュアルの策定及び集積所(一次、二次)マニュアルの検証	・医薬品ワーキングにおいて、医薬品供給体制案を検討 ・医薬品集積所(一次及び二次)候補地を確保 ・一次医薬品集積所運営マニュアル(以降、「集積所マニュアル」という)の策定	・訓練による一次集積所マニュアルを検証(1回/年) ・二次集積所マニュアルの策定	・訓練による集積所(一次、二次)マニュアルの検証(1回/年)	・訓練による集積所(一次、二次)マニュアルの検証(1回/年)	・訓練による集積所(一次、二次)マニュアルの検証(1回/年)	県外からの医薬品等の受入れ体制の構築	-	薬務衛生課
			⑥	5	災害時に避難所等への歯科医療チームを派遣し、保健衛生活動を実施する体制を整備します。また、歯科医療従事者等に対する人材育成を行うことで、口腔ケア等を担う人材の確保を行います。	被災者の迅速な歯科保健衛生の確保による人的被害(特に震災関連死等)の軽減	県 県歯科医師会	1	災害時歯科医療対策のための体制整備	II B	市町村が策定する南海トラフ地震時保健活動マニュアルに歯科保健活動について記載する	・災害歯科コーディネーター(支部担当)配置に係る連絡会の開催 ・災害歯科保健医療対策検討会の開催 ・各保健医療調整支部に災害歯科コーディネーター(支部担当)を配置 ・各保健医療調整支部において災害時歯科保健活動について協議 ・災害時歯科保健医療対策活動指針の改定 ・アクションカードの共有	・県歯科医師会、市町村と災害時の歯科医療救護に関する協定の締結 ・南海トラフ地震時保健活動マニュアルの歯科保健活動について記載できるよう、未対応の市町村への支援	・市町村が南海トラフ地震時保健活動マニュアルに歯科保健活動について記載できるよう、未対応の市町村への支援	・市町村が南海トラフ地震時保健活動マニュアルに歯科保健活動について記載できるよう、未対応の市町村への支援	全市町村が南海トラフ地震時保健活動マニュアルに歯科保健活動について記載する	-	保健政策課	
								2	市町村や歯科衛生士等を対象とした研修会の開催	I B	研修会の実施 1回以上/年	災害時の歯科保健医療対策に関する研修会の実施 【R4年度】 10/16:参加者47名 10/30:参加者56名 12/4:参加者47名 2/26:参加者58名 【R5年度】 11/1~12/8(YouTube視聴):参加者28名(アンケート調査による集計) 12/10:参加者28名 3/14:参加者29名 【R6年度】 9/12:26名 11/21:122名	1回以上実施/年	1回以上実施/年	1回以上実施/年	1回以上実施/年	研修会の実施 1回以上/年	毎年	保健政策課

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
3-18	災害時の医療救護体制の整備	災害時の医療救護活動を担う人材の育成や地域の実情を踏まえた体制づくりに継続的に取り組み、発災時に迅速かつ適切に行動できる体制を整備します。また、地域の医療機関が早期に診療再開できる体制整備を支援します。	⑦	4 5	人工透析施設の災害時業務計画の作成支援及び、災害時の広域搬送に向けた具体的な運用方法を策定します。	発災後の迅速な医療継続	県市町村医療機関医療機器取扱業者県民	1	高知県南海トラフ地震時重点継続要医療者支援マニュアル(R5.3改定)の検証 ・市町村における透析情報伝達・対応の確認	I B	・各圏域における市町村・透析医療機関との検討会の実施による連携強化(1回実施/年) ・訓練の実施によるマニュアルの検証及び対応力の向上(1回実施/年)	・災害透析コーディネーター連絡会 年1回 ・各福祉保健所圏域検討会 年1回 ・災害透析情報伝達訓練 県全体年1回、各福祉保健所県域(中央西・須崎、中央東)年1回	県全体訓練への参加施設 30施設/39施設	県全体訓練への参加施設 32施設/39施設	県全体訓練への参加施設 34施設/39施設	県全体訓練への参加施設 36施設/39施設	・各圏域における市町村・透析医療機関との継続的な検討の実施(1回/年) ・災害透析情報伝達訓練の実施(1回/年)による各機関の役割検証及び対応力の向上 ・県全体訓練への参加率100%	R10	健康対策課
								2	透析患者の県外搬送手段や県外受入施設の確保に向けた関係課等との協議(協定締結)	II A	透析患者の県外搬送先の確保(バスや航空機、県外受入施設の具体的な確保)	・災害透析情報伝達訓練 県全体年1回、各福祉保健所県域(中央西・須崎、中央東)年1回 ・県外搬送対象者の把握:最大1,921人(独歩等)/患者全体2,512人 ・県内透析提供率の把握 L1平日昼間 103.8%、休日夜間47.9% L2平日昼間 41.6%、休日夜間22.9%(R6.3.31時点)	関係課及び関係機関との協議	県外の受入施設等と協議	県外の受入施設等と協議	訓練 1回/年	透析患者の県外搬送先及び搬送手段の確保	R8	健康対策課 南海トラフ地震対策課 交通運輸政策課

3-19 避難体制づくりの促進

3-19 避難体制づくりの促進

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
3-19	避難体制づくりの促進	被災者が、避難所等において安全な避難生活を過ごすことができるための体制づくりを進めます。	①	5	避難所の収容能力の拡大を支援します。	安全な避難所の確保	市町村	1	指定避難所の収容能力の拡大	I B	スフィア基準に沿った避難所の居住スペースを県全体で確保できるよう、1週間後の避難所避難者数に対して、避難所が充足している市町村も含め、更なる避難所を確保する。 (1人当たりの居住スペースを3.5㎡に換算した際の県内における避難所収容者数の不足を58,957人から40,000人となるように+19,000人確保)	・2市町において避難所の不足が解消(2/11市町) ・不足する9市町については、圏域ごとの調整を働きかけ ・中央圏域広域避難計画に関する検討会を実施(14市町村) ・高知市から、仁淀川町及びいの町への広域避難訓練を実施	学校教室の活用等により、県内で避難所収容者数を+3,000人	学校教室の活用等により、県内で避難所収容者数を+6,000人	学校教室の活用等により、県内で避難所収容者数を+10,000人	学校教室の活用等により、県内で避難所収容者数の確保 R10: +10,000人 R11: +15,000人 R12: +15,000人	・県内においてスフィア基準に沿った避難所居住スペースを確保	R12	南海トラフ地震対策課
								2	地域集会所の耐震化の支援	I A	より近くの避難所を確保するため、地域集会所の耐震化を支援 9棟実施(139/139棟・100%) (地域集会所の改修による収容能力の拡大)	地域集会所の耐震化の支援 2棟(南国市、宿毛市)	地域集会所の耐震化の支援 3棟実施	地域集会所の耐震化の支援 1棟実施	地域集会所の耐震化の支援 5棟実施	整備完了	集会所の耐震化(139棟)	R9	南海トラフ地震対策課
			②	5	避難所運営のためのマニュアル作成の拡大とともに、住民を巻き込んだ実践的な訓練を実施します。	事前の備えとして、避難所の円滑な運営体制の構築	県市町村	1	避難所運営マニュアル作成の支援	I A	マニュアルの作成(整備率100%・1,285/1,285箇所)	マニュアル整備 R4 33箇所 R5 33箇所 R6 30箇所見込み(整備率98.9%・1,271/1,285箇所)	新規避難所のマニュアル整備(5箇所)	新規避難所のマニュアル整備(5箇所)	新規避難所のマニュアル整備(4箇所)	新規避難所のマニュアル整備(毎年適宜)	マニュアル整備率100%	R9	南海トラフ地震対策課
								2	避難所運営訓練の実施	I B	34市町村で避難所運営マニュアルに基づく訓練を実施(年1回)	訓練によるマニュアルの充実と実効性の向上 R4 34市町村 R5 21市町村 R6 34市町村見込み	訓練によるマニュアルの充実と実効性の向上(34市町村)	訓練によるマニュアルの充実と実効性の向上(34市町村)	訓練によるマニュアルの充実と実効性の向上(34市町村)	訓練によるマニュアルの充実と実効性の向上(34市町村)(毎年)	34市町村で避難所運営マニュアルに併せて訓練を実施/年	毎年	南海トラフ地震対策課
								3	多様な避難者への対応の充実	I A	避難所のマニュアルバージョンアップ実施(100%) ・多様な避難者が一緒に避難生活を送ることで起こりうる問題の予防・解消を目的に、性的マイノリティへの配慮、DV等の暴力の予防、子ども・子育て世帯のケア、車中泊や在宅避難の避難所外避難者への対応に係る避難所運営体制の充実	・避難所のマニュアルバージョンアップ実施率 75% R4 7.7% 車中泊避難ガイドを作成及び配布 R5 73.5% R6 80%見込み	避難所のマニュアルバージョンアップ実施(90%)	避難所のマニュアルバージョンアップ実施(95%)	避難所のマニュアルバージョンアップ実施(100%)	新規避難所のマニュアル作成時に多様な避難者への対応についても整備	全避難所でバージョンアップを実施	R9	南海トラフ地震対策課 人権・男女共同参画課

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名					
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定						
3-19	避難体制づくりの促進	被災者が、避難所等において安全な避難生活を過ごすことができるための体制づくりを進めます。	③	5	避難所等が不足した場合に備えて、広域避難の調整を行います。	県内での相互支援の体制の確立により、広域での避難者の受入れが可能	県市町村	1	広域避難訓練の実施	I B	4圏域/年での広域避難訓練や検討会の実施 1回以上	広域避難訓練や検討会の実施(4圏域/年)	訓練や検討会の実施(4圏域)	訓練や検討会の実施(4圏域)	訓練や検討会の実施(4圏域)	訓練や検討会の実施(毎年4圏域)	4圏域/年での広域避難訓練や検討会の実施	毎年	危機管理・防災課 南海トラフ地震対策課					
								2	応急救助機関との協議	I B	応急救助機関連絡会代表者会3回開催	<R4> 4/26 応急救助機関連絡会代表者会を開催	応急救助機関連絡会代表者会・担当者の実施(各1回)	応急救助機関連絡会代表者会・担当者の実施(各1回)	応急救助機関連絡会代表者会・担当者の実施(各1回)	応急救助機関連絡会代表者会・担当者の実施(各1回)	代表者会・担当者会1回開催/年	毎年	危機管理・防災課					
								3	広域避難施設の確保	II A	中央圏域で避難所が不足する市町村の広域避難先として、同圏域内にて3市町村との協定締結	・中央圏域広域避難に関する検討会の開催 ・中央圏域で、広域避難候補施設との協定締結(いの町6箇所、香美市5箇所協議中) ・他3圏域で広域避難候補施設の検討	中央圏域内における広域避難の協定締結(1市町村)	中央圏域内における広域避難の協定締結(1市町村)	中央圏域内における広域避難の協定締結(1市町村)	中央圏域内における広域避難の協定締結(1市町村)	・中央圏域における避難所収容者数の不足を解消 ・各圏域における広域避難所の確保	R15	南海トラフ地震対策課					
								④	5 10	避難所に発電機や通信機器等の資機材整備を支援します。	避難者支援機能の強化	市町村	1	避難所への資機材整備の支援 ・感染症対策に必要な資機材(パーティション等)を含む	II B	避難所への資機材整備の支援 ・感染症対策に必要な資機材(パーティション等)を含む 累計39市町村	避難所への資機材等の整備に係る経費を支援 R4 13市町村 R5 11市町村 R6 13市町村見込み	市町村からの要請に応じ、補助金などによる支援・助言(13市町村)	市町村からの要請に応じ、補助金などによる支援・助言(13市町村)	市町村からの要請に応じ、補助金などによる支援・助言(13市町村)	市町村からの要請に応じ、補助金などによる支援・助言(13市町村)	必要な市町村への資機材整備 13市町村(毎年)	毎年	南海トラフ地震対策課
								2	避難所情報を把握するアプリの導入を支援	I B	避難所情報を把握するアプリの作成及び市町村への展開(5市町村)	—	モデル市町村において、避難所情報を把握するアプリの試用版を作成	モデル市町村と連携し、試用版アプリを訓練で活用し、アプリの内容を改善(5市町村)	改善後のアプリを市町村へ展開(5市町村)	改善後のアプリを市町村へ展開(毎年5市町村)	避難所情報を把握するシステムやアプリを市町村で導入100%	R12	南海トラフ地震対策課					
								3	一般の避難所と市町村災害対策本部との連絡手段整備の支援(市町村を通じて支援)	I A	一般の避難所と市町村災害対策本部との連絡手段を確保100%	通信機器の整備を支援 R4 5市町 R5 4市町 R6 2市町見込み	一般の避難所と市町村災害対策本部との連絡手段の確保率 93%	一般の避難所と市町村災害対策本部との連絡手段の確保率 96%	一般の避難所と市町村災害対策本部との連絡手段の確保率 100%	新規避難所の指定時に連絡手段確保(毎年適宜)	一般の避難所と市町村災害対策本部との連絡手段を確保100%	R9	南海トラフ地震対策課					
			4	避難所(学校施設を除く)への冷房機器整備を支援	I A	避難所(学校施設を除く)に冷房機器を確保85%	—	避難所(学校施設を除く)の冷房機器整備率 75%	避難所(学校施設を除く)の冷房機器整備率 80%	避難所(学校施設を除く)の冷房機器整備率 85%	避難所(学校施設を除く)の冷房機器整備率(毎年5%整備)	避難所(学校施設を除く)に冷房機器を確保100%	R12	南海トラフ地震対策課										
			5	避難所(学校施設を除く)への暖房機器整備を支援	I A	避難所(学校施設を除く)に暖房機器を確保85%	—	避難所(学校施設を除く)の暖房機器整備率 75%	避難所(学校施設を除く)の暖房機器整備率 80%	避難所(学校施設を除く)の暖房機器整備率 85%	避難所(学校施設を除く)の暖房機器整備率(毎年5%整備)	避難所(学校施設を除く)に暖房機器を確保100%	R12	南海トラフ地震対策課										

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
3-19	避難体制づくりの促進	被災者が、避難所等において安全な避難生活を過ごすことができるための体制づくりを進めます。	⑤	5	災害時に不足するトイレに対応するため、仮設トイレの速やかな設置とともに、収集・処理体制の整備に向けた取組を支援します。	被災地や避難生活における衛生環境の確保	県市町村一部事務組合	1	仮設トイレ供給等に係る協力協定の実効性の確保	I B	連絡会、講演会等、情報伝達訓練への参加 市町村 34市町村	・R4～6:協定先と市町村との連携連絡会を開催 ・R4～6:災害時のトイレ問題に関する講演会を開催 ・R4:仮設トイレの調達・設置に関する図上訓練を実施 ・R5、6:災害トイレの見学会・組立研修会を開催(計4回)	・連絡会の開催 ・講演会、研修会等の開催 ・情報伝達訓練の実施 34市町村参加	・連絡会の開催 ・講演会、研修会等の開催 ・情報伝達訓練の実施 34市町村参加	・連絡会の開催 ・講演会、研修会等の開催 ・情報伝達訓練の実施 34市町村参加	取組の継続	仮設トイレ等の迅速な調達	-	環境対策課
								2	実効性のある市町村し尿処理計画(仮設トイレの調達・設置及びし尿処理に係る計画)への見直し支援 ※市町村災害廃棄物処理計画の見直しに連動	I B	し尿処理計画の見直し 34市町村	・34市町村において、「し尿処理計画」策定(R3年度末:10市町村(29%)→R6年度末:34市町村(100%)) ・R5、6:災害トイレの見学会・組立研修会を開催(計4回) ・R6:し尿収集の協力に関する協定を締結	・実効性のある計画への見直しに必要な調整事項等の検討	・市町村計画見直し案(ひな形)の作成・提示	・市町村計画見直し作業への個別支援等 34市町村計画見直し	取組の継続	迅速な仮設トイレ等の調達・設置及びし尿処理体制の構築	-	環境対策課
			⑥		避難時の自動車の利用について、広報誌等での啓発を行います。	地震発生時の自動車利用者の正しい避難方法を啓発することにより県民等の命が守られる。	県	1	被災時の自動車利用について啓発活動の実施	I B	平時から注意喚起を行うとともに、ラジオや広報紙での広報啓発を各1回以上実施	ラジオ広報・広報紙(88,700部)、イベントでの広報啓発を各1回実施、当課HPで平時から注意喚起を実施	平時から注意喚起を行うとともに、ラジオや広報紙での広報啓発を各1回以上実施			-	-	県民生活課	
			⑦	5	健康上の配慮が必要な生徒が多く在籍する特別支援学校の体育館への空調を優先した上で、避難所等の指定など、災害時における避難所等の在り方を考慮して、災害時に地域の避難所ともなる県立学校体育館への空調整備を進めます。	被災者が、避難所において安全な避難生活を過ごすことができることで、被災者の健康が守られる	県	1	県立学校体育館への空調整備	I B	県立学校体育館への空調整備数 21校/45校 (うち避難所指定20校/42校)	第5期では4校の空調整備を実施 R7.3.31現在の整備数 9校/45校 (うち避難所指定 8校/42校)	優先順位に基づき、概ね4校程度に空調整備を実施	優先順位に基づき、概ね4校程度に空調整備を実施	優先順位に基づき、概ね4校程度に空調整備を実施	優先順位に基づき、計画的に空調整備を実施	全ての県立学校体育館への空調設備の整備完了	R15	学校安全対策課
⑧	5	避難所等における被災者の見守り支援体制を整備するため、制度に関する研修会の開催や、支援実績のある団体との連携強化を図ります。	被災者の心身の健康状態の悪化を防ぐ	県市町村	1	被災者見守り支援体制の整備 ・市町村担当者を対象とした支援制度の研修会 ・災害支援の実績がある団体等との連携強化	I B	・研修会3回開催(年1回) ・災害時に備え、被災者支援の中核を担っている団体との連携強化	-	・研修会1回開催 ・被災者支援の中核を担っている団体との連携強化	・研修会1回開催 ・被災者支援の中核を担っている団体との連携強化	・研修会1回開催 ・被災者支援の中核を担っている団体との連携強化	取組の継続	実効性の高い被災者見守り支援体制の確立	-	地域福祉対策課			

3-20 避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進

3-20 避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
3-20	避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進	地震・津波による避難者の支援を円滑に行うため、県や市町村において備蓄を行うとともに、民間事業者との協定の締結に取り組み、発生後の支援の混乱をなくすよう、備蓄等の体制の強化を図ります。	①	5 10	県備蓄方針に基づいた備蓄を行います。	早期の被災者支援の実施	県市町村	1	県備蓄方針(危機管理部)に基づいた備蓄更新	I A	毛布34,700枚備蓄 ※L2充足率100% (L1充足率はR3に100%を達成済)	計画どおり34,730枚備蓄完了 ※L1充足率100%以上、L2充足率71%	毛布11,570枚備蓄	毛布11,570枚備蓄	毛布11,560枚備蓄	※危機管理部記載	毛布118,770枚備蓄 (必要枚数118,764枚)	R9	地域福祉政策課 南海トラフ地震対策課
								2	市町村物資拠点へ県備蓄物資の分散	I A	市町村物資拠点へ県備蓄物資を分散備蓄6市町村(25/31市町村) ※高知市、宿毛市、土佐清水市の3市は、県物資拠点と市町村物資が同じ場所のため、分散備蓄不要	-	市町村物資拠点へ県備蓄物資を分散備蓄2市町村(21/31市町村)	市町村物資拠点へ県備蓄物資を分散備蓄2市町村(23/31市町村)	市町村物資拠点へ県備蓄物資を分散備蓄2市町村(25/31市町村)	市町村物資拠点へ県備蓄物資を分散備蓄(毎年2市町村)	全市町村物資拠点へ県備蓄物資を分散備蓄(31/31市町村) ※高知市、宿毛市、土佐清水市の3市は、県物資拠点と市町村物資が同じ場所のため、分散備蓄不要	R12	南海トラフ地震対策課 地域福祉政策課
								3	県備蓄方針に基づいた市町村備蓄の促進(飲料水)	I A	県備蓄方針に基づき、全市町村において飲料水の備蓄を確保	県備蓄方針に基づく備蓄の促進 飲料水 78% (22/34市町村で完了) 食料 128% (29/34市町村で完了)	県備蓄方針に基づく市町村備蓄の促進 飲料水 2市町村(24/34市町村)	県備蓄方針に基づく市町村備蓄の促進 飲料水 4市町村(28/34市町村)	県備蓄方針に基づく市町村備蓄の促進 飲料水 6市町村(34/34市町村)	市町村備蓄物資の適切な管理	全市町村において飲料水の備蓄を確保	R9	南海トラフ地震対策課
								4	県備蓄方針に基づいた市町村備蓄の促進(食料)	I A	県備蓄方針に基づき、全市町村において食料の備蓄を確保	-	食料 1市町村(30/34市町村)	食料 2市町村(32/34市町村)	食料 2市町村(34/34市町村)	市町村備蓄物資の適切な管理	全市町村において食料の備蓄を確保	R9	南海トラフ地震対策課
								5	県備蓄方針に基づいた市町村備蓄の促進(毛布)	I A	県備蓄方針に基づき、全市町村において毛布の備蓄を確保	-	県備蓄方針に基づく市町村備蓄の促進 毛布 3市町村(21/34市町村)	県備蓄方針に基づく市町村備蓄の促進 毛布 5市町村(26/34市町村)	県備蓄方針に基づく市町村備蓄の促進 毛布 8市町村(34/34市町村)	市町村備蓄物資の適切な管理	全市町村において毛布の備蓄を確保	R9	南海トラフ地震対策課
								6	県備蓄方針に基づいた市町村備蓄の促進(トイレ)	I A	県備蓄方針に基づき、全市町村においてトイレの備蓄を確保	-	県備蓄方針に基づく市町村備蓄の促進 トイレ 3市町村(27/34市町村)	県備蓄方針に基づく市町村備蓄の促進 トイレ 3市町村(30/34市町村)	県備蓄方針に基づく市町村備蓄の促進 トイレ 4市町村(34/34市町村)	市町村備蓄物資の適切な管理	全市町村においてトイレの備蓄を確保	R9	南海トラフ地震対策課
								7	市町村備蓄の促進(段ボールベッド、簡易ベッド)	I B	市町村において段ボールベッド、簡易ベッドの備蓄を確保(県内の備蓄数量を12,603台から18,000台)	-	市町村備蓄の促進 段ボールベッド、簡易ベッド(+1,000台)	市町村備蓄の促進 段ボールベッド、簡易ベッド(+2,000台)	市町村備蓄の促進 段ボールベッド、簡易ベッド(+2,000台)	市町村備蓄の促進 段ボールベッド、簡易ベッド(毎年2,000台)	全市町村において段ボールベッド、簡易ベッドの備蓄を確保	-	南海トラフ地震対策課
								8	市町村備蓄の促進(炊き出し用資機材)	I B	炊き出し用資機材を市町村の整備要望に応じて補助を実施(34市町村)	-	市町村の要望に応じて財政支援等を継続(11市町村)	市町村の要望に応じて財政支援等を継続(11市町村)	市町村の要望に応じて財政支援等を継続(12市町村)	市町村の要望に応じて財政支援等を継続(毎年10市町村)	必要な市町村への炊き出し用資機材の整備 34市町村	毎年	南海トラフ地震対策課
								9	県備蓄方針の改定	II A	スフィア基準を踏まえ備蓄品目及び数量について、流通備蓄の現状も踏まえて備蓄方針を改定	流通備蓄の確保(6日分) ※食料のみ。 水、ミルク、生理用品、おむつ、トイレトーパーは、提供数量の算出不可。	市町村における流通備蓄確保数量等現況の確認	スフィア基準や流通備蓄の現状を踏まえた備蓄方針改定の検討	スフィア基準や流通備蓄の現状を踏まえた備蓄方針改定	改定後の備蓄方針に基づいた備蓄の促進	備蓄品目及び数量について、流通備蓄の現状も踏まえて備蓄方針を改定	R9	南海トラフ地震対策課

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
3-20	避難者等のための食料・飲料水等の備蓄の推進	地震・津波による避難者の支援を円滑に行うため、県や市町村において備蓄を行うとともに、民間事業者との協定の締結に取り組み、発生後の支援の混乱をなくすよう、備蓄等の体制の強化を図ります。	②	5 10	市町村備蓄計画に基づいた備蓄を行います。	早期の被災者支援の実施	市町村	1	県立学校での市町村用備蓄物資の保管	ⅡB	市町村からの協力要請に応じて受け入れ可能な県立学校と調整を行う	県立学校27校に市町村用備蓄物資を保管	市町村からの協力要請に応じて受け入れ可能な県立学校と調整	市町村からの協力要請に応じて受け入れ可能な県立学校と調整	市町村からの協力要請に応じて受け入れ可能な県立学校と調整	市町村からの協力要請に応じて受け入れ可能な県立学校と調整	-	-	学校安全対策課
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
			③	5	備蓄以外による水等の確保や井戸水等の安全性を確認するための水質検査の実施体制を整備します。	早期の被災者支援の実施 井戸水を飲料水として使用する際の安全性確保	県	1	発災時にどのようなスキームで検査を実施するか、また検査項目や福祉保健所等での検査体制について検討、合わせて市町村による簡易な検査についても検討する	ⅠB	県内の水質検査体制の検討	・衛生環境研究所で簡易11項目の検査に対応できるよう「水道水質検査精度管理のための統一試料調査」に参加 ・衛生環境研究所と検査体制について協議	県内の水質検査体制の検討 協議1回/年	県内の水質検査体制の検討 協議1回/年	県内の水質検査体制の検討 協議1回/年	県内の水質検査体制の検討 協議1回/年	-	-	公園上下水道課
							2	防災井戸の整備	ⅠB	市町村の整備要望に応じて補助を実施(6市町村)	防災井戸の整備を支援 第5期期間中の補助実績なし	市町村の要望に応じて財政支援等を継続(2市町村)	市町村の要望に応じて財政支援等を継続(2市町村)	市町村の要望に応じて財政支援等を継続(2市町村)	市町村の要望に応じて財政支援等を継続(毎年2市町村)	必要な市町村への防災井戸の整備 2市町村(毎年)	毎年	南海トラフ地震対策課	

3-21 保健衛生活動の促進

3-21 保健衛生活動の促進

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
3-21	保健衛生活動の促進	被災者の健康を守るために実施する保健活動を円滑に行うための体制づくりを進めます。	①	5	県及び市町村等が実施する災害時保健活動について定めた高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドラインの見直しを随時行います。	円滑な災害時保健活動の実施	県市町村	1	高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドラインの検証と見直し	ⅡB	・県の保健活動マニュアルを策定する。 ・国の動向や情報伝達訓練の課題等を踏まえ、ガイドライン及びマニュアルの検証と見直しを行い、初動対応及び受援体制を強化する。	・高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドライン改定(R5.12) ・受援体制の整備のための手引き書を作成 ・幡多管内市町村において受援の準備を開始した	高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドラインや幡多福祉保健所管内の成果を踏まえ、受援体制の整備を含めた県の保健活動マニュアルを策定する。	国の動向や情報伝達訓練の課題等を踏まえ、ガイドラインとマニュアルの検証を行うとともに、見直しが必要な場合には内容を改定する。 (本部訓練の実施:年1回) (情報伝達訓練の実施:年1回)	取組の継続	災害時の保健活動を円滑に行うための体制が確立されている。	-	保健政策課	
								2	健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受援計画の検証と見直し	ⅠB	健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受援計画の検証と見直し(情報伝達訓練1回)	・受援計画策定(R5.4) ・災害時保健活動情報伝達訓練との合同訓練を実施予定(R7.1) ・DHEAT受援手引き書の作成	県の保健活動マニュアルに、DHEAT受援体制について追記する。	国の動向や訓練等の課題を踏まえ、受援計画とマニュアルの検証を行うとともに、見直しが必要な場合には内容を改定する。 (本部訓練の実施:年1回) (情報伝達訓練の実施:年1回)	取組の継続	災害時の保健衛生活動を円滑に行うための体制が確立されている。	-	保健政策課	
			②	5	災害時における保健活動を円滑に実施するために各市町村での職員数や被害想定等を勘案した市町村ごとの災害時保健活動マニュアルの策定及び改定の支援を行います。併せて、保健活動チームの受援についての実践力を高めるために訓練を実施します。	被災者の健康を守るために実施する保健活動の円滑な実施、地域医療の維持・確保	医療機関 県医師会 市町村	1	南海トラフ地震時市町村災害時保健活動マニュアル改定支援	ⅠB	市町村保健活動マニュアルの改定支援を行い、初動対応及び受援体制を強化する(34/34市町村)	・ガイドラインVer.3を反映した市町村保健活動マニュアルの改定 令和6年度末までに改定済:4市5町(土佐市、安田町、香南市、いの町、佐川町、中土佐町、宿毛市、四万十市、黒潮町) R6年度末までに改定見込み:19市町村	ガイドラインVer.3を反映した市町村保健活動マニュアルの改定(34/34市町村)	各市町村の実態や県ガイドラインの改定を踏まえた市町村マニュアルの改定	取組の継続	各市町村の実態や県ガイドラインの改定を踏まえた市町村マニュアルの改定	-	保健政策課	
								2	市町村災害時保健活動 情報伝達訓練の実施	ⅠB	毎年1回開催 全市町村の参加	【R4年度】 28市町村参加 【R5年度】 能登半島地震への対応のため訓練中止 【R6年度】 全市町村参加予定	1回実施/年	1回実施/年	1回実施/年	1回実施/年	市町村災害時保健活動情報伝達訓練 1回開催、全市町村の参加/年	毎年	保健政策課
								3	階層別健康危機管理研修(中堅期・管理期)の実施	ⅠB	毎年1回開催	・健康危機管理研修の実施(中堅期・管理期保健師) 【R4年度】 11/28:参加者15名(全員中堅期) 11/29:参加者11名(全員管理期) 【R5年度】 11/9:参加者29名(中堅期11名、管理期18名) 【R6年度】 6/13:参加者66名(中堅期24名、管理期39名、その他3名) 11/13:統括保健師等の管理期保健師を対象とした研修を実施予定	1回実施/年	1回実施/年	1回実施/年	1回実施/年	中堅期保健師研修1回実施/年 管理期保健師研修1回実施/年	毎年	保健政策課

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
3-21	保健衛生活動の促進	被災者の健康を守るために実施する保健衛生活動について、市町村や保健師、栄養士など関係者の栄養・食生活支援活動の取組を進めるため、活動マニュアル等を整備します。	③	5	高知県南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドラインに基づく南海トラフ地震時市町村保健活動マニュアル策定の支援及び同ガイドラインを活用した災害時の栄養・食生活支援を指導できる行政栄養士の育成、県外栄養支援チーム等の受入体制を整備します。	保健衛生活動による被災者の健康維持	県市町村	1	高知県大規模災害時における栄養支援チーム活動マニュアルの検証と見直し	I B	保健活動チームと合同の情報伝達訓練の実施によるマニュアルの検証(年1回)	【R4年度】高知県栄養士会と連携し訓練の実施 【R5年度】能登半島地震対応のため訓練中止 【R6年度】マニュアルの実効性を高めるための協議を開催(R6.12)高知県栄養士会と連携した訓練を予定(R7.1月22日)	県栄養士会とマニュアルの見直しについて協議	県栄養士会とマニュアルの見直しについて協議	県栄養士会とマニュアルの見直しについて協議	取組の継続	大規模災害時において実行性のある栄養支援チームマニュアルになっている	-	保健政策課
								2	南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドラインに基づく南海トラフ地震時市町村保健活動マニュアル策定及び体制整備への支援(南海トラフ地震時市町村保健活動マニュアルに、栄養・食生活支援活動の内容を盛り込む)	I B	南海トラフ地震時市町村保健活動マニュアルに、栄養・食生活支援活動の内容を盛り込む支援を行い、市町村の受援体制を強化 6市町村盛り込み完了100%(34/34)	・ガイドラインVer.2の内容を市町村保健活動マニュアルに盛り込む 【R5年度】 ・9市町村盛り込み済み 【R6年度】 ・19市町村が盛り込む予定	・市町村が南海トラフ地震時保健活動マニュアルに栄養・食生活支援活動について記載できるよう、未対応の市町村への支援 ・盛り込み済みの市町村は受援体制の整備が進むよう支援	・市町村が南海トラフ地震時保健活動マニュアルに栄養・食生活支援活動について記載できるよう、未対応の市町村への支援(全市町村で対応済み)100%(34/34) ・盛り込み済みの市町村は受援体制の整備が進むよう支援	取組の継続	全市町村が南海トラフ地震時保健活動マニュアルに、栄養・食生活支援活動について記載する	-	保健政策課	
								3	災害時の栄養・食生活支援を指導できる行政栄養士の育成	I B	育成研修会年1回実施	【R4年度】 7/19:参加者17名(9市町村) 【R5年度】 2/16:参加者41名(20市町村) ※サテライト会場(安芸、幡多)での実施を追加 【R6年度】 1~2月ごろ実施予定	年1回実施	年1回実施	年1回実施	年1回実施	育成研修会年1回実施	毎年	保健政策課
								4	県外等からの栄養支援チームの受入体制の整備	I B	県外等からの栄養支援チームの受入体制の整備(情報伝達訓練年1回の実施)	【R4年度】 情報伝達訓練の実施 【R5年度】能登半島地震対応のため訓練中止 【R6年度】 情報伝達訓練を実施(R7.1月22日)	年1回実施	年1回実施	年1回実施	年1回実施	県内外からの栄養支援チームの受援体制が整備されている	毎年	保健政策課

3-22 震災時の心のケア体制の整備

3-22 震災時の心のケア体制の整備

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
3-22	震災時の心のケア体制の整備	発災直後から迅速に被災者等の心のケアを進めるための体制を整備します。	①	5	DPATの整備により災害時における精神科医療機関等への支援や、被災者の心のケア体制を整備します。	被災者の精神的健康の確保 発災後の精神科医療の確保	県	1	DPAT先遣隊研修(国実施)への参加及び県内でのDPAT隊養成研修会の開催	I A	・DPAT先遣隊1チーム養成(3/3チーム) ・DPAT先遣隊1チーム登録(養成研修はR6年度受講済) ・高知県DPAT隊養成研修3回開催(年1回) ・高知県DPAT隊3チーム養成(年1チーム)	・DPAT先遣隊の養成1チーム ・高知県DPAT隊の養成4チーム	・DPAT先遣隊1チーム登録(養成研修はR6年度受講済) ・高知県DPAT隊養成研修 ・高知県DPAT隊1チーム養成	・高知県DPAT隊養成研修 ・高知県DPAT隊1チーム養成	・DPAT先遣隊1チーム養成 ・高知県DPAT隊養成研修 ・高知県DPAT隊1チーム養成	取組の継続	・DPAT先遣隊3チーム養成 ・高知県DPAT隊二次保健医療圏に1チーム以上養成	R9	障害保健支援課
								2	DPAT受援訓練実施	I B	受援訓練計45人参加	・DPAT受援マニュアルの見直し ・受援訓練の実施3回(毎年実施)	受援訓練15人参加	受援訓練15人参加	受援訓練15人参加	取組の継続	他県からのDPATの円滑な受入体制の構築	-	障害保健支援課
								②	5	災害時に心のケア活動を実施できる人材を養成します。	被災者の精神的健康の確保 発災後の精神科医療の確保	県市町村	1	心のケア活動を実施できる人材の育成	I B	・災害時の心のケア活動研修会3回開催(年1回) ・災害時の心のケア活動研修会参加者300人(年100人)	災害時の心のケア活動研修会3回(毎年実施)、参加者363人(R4:107人、R5:146人、R6:110人)	・災害時の心のケア活動研修会の開催 ・災害時の心のケア活動研修会100人参加	・災害時の心のケア活動研修会の開催 ・災害時の心のケア活動研修会100人参加

3-23 保健・医療・福祉の連携体制の強化

3-23 保健・医療・福祉の連携体制の強化

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
3-23	保健・医療・福祉の連携体制の強化	「能登半島地震」の教訓等を踏まえ、保健・医療・福祉が連携し、効果的な被災者支援につなげるとともに被災者の心身の健康状態の悪化を防ぎます。	①	4 5	保健・医療・福祉の連携体制の強化を図ります。	保健・医療・福祉の連携体制が構築され、被災者支援が効果的に実施される。	県	1	保健・医療・福祉の支援チームの効果的な運用方法を検討し、訓練と検証を重ねる 連携体制の強化を図るため、災害時医療計画やマニュアルを見直し、それに基づく訓練を行い、検証・見直し等の取組を実施する	ⅡB	保健・医療・福祉連携体制が強化され、効果的な避難者支援につなげるとともに避難者の心身の健康状態の悪化を防ぐ	-	・医療や保健、福祉の視点を加えた各種計画、マニュアルの改定 ・市町村職員や福祉保健所等を対象にした研修・勉強会等の実施(年1回以上) ・令和6年度に協定を締結した外部支援団体との顔の見える関係作り構築のための連携連絡会の開催(連絡会の開催:年1回以上)	・改定した各種計画やマニュアルを踏まえた訓練の実施及び検証 (本部訓練実施:年1回) ・市町村職員や福祉保健所等を対象にした研修・勉強会等の実施(年1回以上) ・令和6年度に協定を締結した外部支援団体との顔の見える関係作り構築のための連携連絡会の開催(連絡会の開催:年1回以上)	・改定した各種計画やマニュアルを踏まえた訓練の実施及び検証 (本部訓練実施:年1回) ・市町村職員や福祉保健所等を対象にした研修・勉強会等の実施(年1回以上) ・令和6年度に協定を締結した外部支援団体との顔の見える関係作り構築のための連携連絡会の開催(連絡会の開催:年1回以上)	取組の継続	災害時における実効性のある保健・医療・福祉の連携体制の強化	-	保健政策課 薬務衛生課 健康対策課 地域福祉政策課 障害保健支援課

3-24 要配慮者の避難対策の促進

3-24 要配慮者の避難対策の促進

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
3-24	要配慮者の避難対策の促進	福祉避難所等の整備を進めます。	①	4 5	福祉避難所の指定や、要配慮者の避難対策の見直しを行います。	要配慮者の安全の確保	市町村 社会福祉法人	1	福祉避難所の新規指定の促進 福祉避難所:253施設(R7.3末見込み)	I B	福祉避難所:18施設指定(累計271施設)	・受入対象者の精査15,403人(R6.9末) ・福祉避難所受入可能人数10,584人(248施設)(R6.9末) →10,734人(253施設)(R7.3末見込み) ・補助金交付:延べ20市町村・40施設(R4:11市町・19施設、R5:7市町村・19施設、R6年2市町・2施設)(R6.8時点) ・啓発動画の周知	福祉避難所:6施設指定(累計259施設)	福祉避難所:6施設指定(累計265施設)	福祉避難所:6施設指定(累計271施設)	取組の継続	福祉避難所の確保完了	-	地域福祉政策課
								2	要配慮者の避難対策の抜本的な見直し	I B	(R7, R8) ・福祉避難所への想定避難者の範囲の見直し ・種別ごとの想定避難者数と福祉避難所指定施設の受入可能人数の突合 ・福祉避難所が不足する場合、広域避難を含めた対策の検討 ・報告書のとりまとめ(R9) ・報告書に基づく対応	・福祉避難所への協議体制の整備 74% (25/34市町村) ・福祉保健所が開催する管内市町村担当者会で防災と福祉の協議体制の整備の必要性を周知(5圏域・毎年実施)	・福祉避難所への想定避難者の範囲の見直し ・種別ごとの想定避難者数と福祉避難所指定施設の受入可能人数の突合	・種別ごとの想定避難者数と福祉避難所指定施設の受入可能人数の突合 ・福祉避難所が不足する場合、広域避難を含めた対策の検討 ・報告書のとりまとめ	報告書に基づく対策を推進	取組の継続	要配慮者の避難対策の完了	-	地域福祉政策課
								3	○福祉避難所運営マニュアルの策定 ○福祉避難所運営マニュアルに基づく訓練の実施	I A	・福祉避難所運営マニュアルの策定 9市町村(34/34市町村) ・全市町村で福祉避難所運営マニュアルに基づく訓練の実施	・福祉避難所運営マニュアルの策定済 25市町村(R6.9末) →全市町村でマニュアルの策定が完了(R7年度末)	・訓練実施市町村 R4:11市町村、R5:13市町村、R6(予定):25市町村 ・福祉避難所運営マニュアルの策定済 25市町村(R6.9末)	・福祉避難所運営マニュアルの策定済 25市町村(R6.9末) ・福祉避難所運営マニュアルに基づく訓練の実施	・全市町村で福祉避難所運営マニュアルに基づく訓練の実施	取組の継続	取組の継続	全市町村で福祉避難所運営マニュアルに基づく訓練を実施	R8
	②	4 5	一般避難所における要配慮者スペースの整備や支援体制づくりを行います。	一般の避難所における要配慮者対応体制の構築	市町村 社会福祉法人	1	一般避難所における要配慮者スペースの運営支援	I A	避難所運営マニュアルバージョンアップ(100%)	避難所のマニュアルバージョンアップ実施率 R4 32.7% R5 63.4% R6 70%見込み	避難所のマニュアルバージョンアップ実施(80%)	避難所のマニュアルバージョンアップ実施(90%)	避難所のマニュアルバージョンアップ実施(100%)	新規避難所のマニュアル作成時に要配慮者スペースについても整備	全避難所でバージョンアップを実施	R9	南海トラフ地震対策地域福祉政策課		
						2	一般の避難所における要配慮者スペースの整備への支援	I B	一般避難所における要配慮者スペース確保のための資機材整備を支援(15市町村)	環境整備に係る経費を支援 R4 13市町村 R5 3町 R6 0市町村見込み	市町村の要望に応じて財政支援等を継続(5市町村)	市町村の要望に応じて財政支援等を継続(5市町村)	市町村の要望に応じて財政支援等を継続(5市町村)	市町村の要望に応じて財政支援等を継続(毎年5市町村)	必要な市町村への資機材の整備 5市町村(毎年)	毎年	南海トラフ地震対策地域福祉政策課		

3-25 要配慮者の支援体制の整備

3-25 要配慮者の支援体制の整備

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
3-25	要配慮者の支援体制の整備	被災した要配慮者を支援するための体制整備を行います。	①	4	啓発資料配布により患者自身の日頃からの備えを促します。	継続した医療ケアが必要な患者の安全確保	県民	1	人工透析啓発資料の配布等による患者教育の実施	I B	患者教育の実施100%	・医療機関を通じた患者への教育資料(県作成分)の配布 R4年度 患者連絡カード36/39(92%) リーフレット33/39(85%) R5年度 患者連絡カード35/39(90%) リーフレット36/39(92%) R6年度 患者連絡カード35/39(90%) リーフレット37/39(95%) ※配布実績のない医療機関は、独自の資料により患者教育を実施	患者教育実施率 100%	患者教育実施率 100%	患者教育実施率 100%	患者教育実施率 100%	全透析医療機関における患者教育の実施	毎年	健康対策課
			②	4	市町村に重点継続要医療者及び指定難病患者の情報提供を行います。	継続した医療ケアが必要な患者の安全確保	県市町村医療機関医療機器取扱業者県民	1	支援の必要な在宅人工呼吸器使用者及び在宅酸素療法者の把握に向けた仕組みの構築	I B	医師会及び医療機器取扱業者(全9社)との協力体制の構築及び体制確保の継続(医療機器取扱業者の参画率100%)	R4年度 ①5市6町2村 ②8業者/9業者、29市町村394名 R5年度 ①7市6町1村 ②8業者/9業者、24市町村206名 R6年度 ①4市8町3村 ②7業者/9業者、15市町村100名	医療機関(医師会)及び医療機器取扱業者との仕組みの構築(医療機器取扱業者の参画率100%)	構築体制の継続(医療機器取扱業者の参画率100%)	構築体制の継続(医療機器取扱業者の参画率100%)	構築体制の継続(医療機器取扱業者の参画率100%)	全市町村が、支援の必要な在宅人工呼吸器使用者及び在宅酸素療法者を把握することができる	毎年	健康対策課
			③	4 5	県内全域でHOTステーションの設置場所を想定し、具体的な運用をめざします。	継続した医療ケアが必要な患者の安全確保	県市町村医療機関医療機器取扱業者	1	安定した酸素吸入のためのHOTステーションの設置希望のある市町村への支援	I A	5医療圏におけるHOTステーションの設置	・救護病院で酸素療法者を受け入れる体制が整備された(幡多管内1市1町) ・HOTステーション設置意向のある自治体との協議	2医療圏におけるHOTステーション設置	2医療圏におけるHOTステーション設置	1医療圏におけるHOTステーション設置	全医療圏におけるHOTステーション設置(継続)	発災時における酸素供給体制の整備	R9	健康対策課

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名																														
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定																															
3-25	要配慮者の支援体制の整備	被災した要配慮者を支援するための体制整備を行います。	④	4	在宅酸素療法者等の災害時の医療ネットワークを構築します。	継続した医療ケアが必要な患者の安全確保	県市町村医療機関医療機器取扱業者	1	・災害時個別支援計画の作成支援 ・市町村を対象とした勉強会等の開催や福祉保健所による作成支援	I B	在宅人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画 作成率100%	R4年度(R5.3.31時点) ・市町村に対する母数の提供 2回/年、新規同意者情報の提供 随時、計394人 ・呼吸器146人うち作成済み24人、16%(把握済み53人) ・酸素911人うち作成済み63人、7%(把握済み436人) R5年度(R6.3.31時点) ・市町村に対する母数の提供 2回/年、新規同意者情報の提供 随時、計206人 ・呼吸器160人うち作成済み38人、24%(把握済み67人) ・酸素1,128人うち作成済み136人、12%(把握済み449人) R6年度(R6.9.1時点) ・市町村に対する母数の提供 2回/年、新規同意者情報の提供 随時、計90人 ・呼吸器163人うち作成済み41人、25%(把握済み65人) ・酸素1,142人うち作成済み142人、12%(把握済み432人)	把握済み者の計画作成 +30人 44%	計画作成 +45人 71%	計画作成 +47人 100%	災害時個別支援計画に基づく訓練の実施	・災害時個別支援計画の作成 100%	在宅人工呼吸器使用者及び酸素療法者の医療ケア継続体制が確保できる	R10以降	健康対策課																													
																					⑤	4 5	被災者が安心して避難生活を送るため、研修や訓練等により災害派遣福祉チーム(DWAT)の体制を強化します。	避難所等で福祉的な支援が行われ、被災者の心身の健康状態の悪化を防ぐ	県市町村福祉関係団体	1	災害派遣福祉チーム(DWAT)の養成 ・DWATチーム員の養成 ※チーム員数:172名(R6.12末時点)	I B	DWATチーム員数220名	・受援計画の検証及び見直し ・災害派遣福祉チームの育成及び充実	チーム員養成20名	チーム員養成20名	チーム員養成20名	取組の継続	充分な人材を確保	-	地域福祉政策課												
																																						2	災害派遣福祉チーム(DWAT)の受援体制の強化	I B	受援計画に基づく訓練の実施(3回)	-	受援計画に基づく訓練の実施年1回	受援計画に基づく訓練の実施年1回	受援計画に基づく訓練の実施年1回	取組の継続	実効性の高い受援体制の確立	-	地域福祉政策課
			⑥	4	社会福祉施設の防災対策を強化します。	災害時における施設利用者等の安全が確保され、また地域の福祉サービスの維持が図られる。	社会福祉法人	1	入所施設の防災対策の強化(高齢者施設) ・自家発電の確保 ・通信機器の確保 (現状) ・入所施設の自家発電の整備率 90.4%(216施設/239施設) ・入所施設の通信機器の整備率 36.8%(88施設/239施設)	I B	・自家発電の整備率 R9年:100% ・通信機器の整備率 R9年:100%	-	・自家発電の整備率95% ・通信機器の整備率50%	・自家発電の整備率100% ・通信機器の整備率75%	・自家発電の整備率100% ・通信機器の整備率100%	完了	・自家発電の整備率100% ・通信機器の整備率100%	R9	長寿社会課																														
																				2	入所施設の防災対策の強化(障害者施設) ・自家発電の確保 ・通信機器の確保 (現状) ・入所施設の自家発電の整備率 81.5%(22施設/27施設) ・入所施設の通信機器の整備率 63.0%(17施設/27施設)	I B	・自家発電の整備率 R9年:100% ・通信機器の整備率 R9年:100%	-	・自家発電の整備率89% ・通信機器の整備率74%	・自家発電の整備率96% ・通信機器の整備率85%	・自家発電の整備率100% ・通信機器の整備率100%	完了	・自家発電の整備率100% ・通信機器の整備率100%	R9	障害福祉課																		

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名	
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定		
3-25	要配慮者の支援体制の整備	被災した要配慮者を支援するための体制整備を行います。	⑥	4	社会福祉施設の防災対策を強化します。	災害時における施設利用者等の安全が確保され、また地域の福祉サービスの維持が図られる。	社会福祉法人	3	入所施設の防災対策の強化(児童施設) ・自家発電の確保 ・通信機器の確保 (現状) ・児童養護施設等の自家発電の整備率 50.0%(6施設/12施設) ・児童養護施設等の通信機器の整備率 8.3%(1施設/12施設)	I B	・自家発電の整備率 R9年:100% ・通信機器の整備率 R9年:100%	-	・自家発電の整備率67% ・通信機器の整備率33%	・自家発電の整備率83% ・通信機器の整備率67%	・自家発電の整備率100% ・通信機器の整備率100%	完了	・自家発電の整備率:100% ・通信機器の整備率:100%	R9	子ども家庭課	
			⑦	4	社会福祉施設の相互応援体制を強化します。	要配慮者への支援の確保	区市町村福祉関係団体	1	社会福祉施設の相互応援体制の強化	I B	・災害時相互応援活動マニュアルに基づく訓練の実施3回(年1回) ・マニュアルの見直し等による実効性の確保	-	・災害時相互応援活動マニュアルに基づく訓練を1回実施 ・マニュアルの見直し等による実効性の確保	・災害時相互応援活動マニュアルに基づく訓練を1回実施 ・マニュアルの見直し等による実効性の確保	・災害時相互応援活動マニュアルに基づく訓練を1回実施 ・マニュアルの見直し等による実効性の確保	取組の継続	実効性の高い相互応援体制の確立	-	地域福祉政策課	
			⑧		手話や要約筆記など、情報・コミュニケーション支援を行うボランティア(支援者)の事前登録を行うとともに災害時の具体的な支援策等を検討します。	障害者の方への情報保障と安心の確保	県民	1	災害時情報支援ボランティアの養成及び登録の促進	I B	災害時情報支援ボランティア27人の登録	手話通訳者養成講座及び要約筆記者養成講座の開催	災害時情報支援ボランティア9人の登録	災害時情報支援ボランティア9人の登録	災害時情報支援ボランティア9人の登録	災害時情報支援ボランティア9人の登録	取組の継続	災害時情報支援ボランティア登録者150人	-	障害福祉課
			⑨		市町村や聴覚障害者向けに遠隔手話通訳システムの利用支援を実施します。	障害者の方への情報保障と安心の確保	県民	1	市町村や聴覚障害者向けに遠隔手話通訳システムの利用支援を実施	I B	11市町村で遠隔手話通訳システムの導入または実施検討	・災害時を見据えた遠隔手話通訳利用の拡大 ・各市町村の災害時の連絡体制の周知(100%)	県が遠隔手話通訳システムを導入し、市町村へ周知	3市町村が遠隔手話通訳システムを導入または実施検討	8市町村が遠隔手話通訳システムを導入または実施検討	取組の継続	全市町村で遠隔手話通訳システムを導入	-	障害福祉課	
			⑩	4	発災時に多言語での情報提供及び外国人支援の活動拠点としての機能を担う災害多言語支援センターの運営体制を構築するほか、災害時語学ボランティアのスキルアップを目的とした通訳・翻訳講座の開催、避難所で外国人と最低限の意思疎通を行うための指差しで使う会話集の周知、ラジオ・インターネット等での多言語での情報提供体制の整備を行います。	災害時の外国人支援の充実	県高知県国際交流協会市町村県民	1	・外国人にとって利便性が高くなるようホームページを整理する ・高知県防災アプリへの「備えちよき」電子データの掲載 ・「備えちよき」電子データおよび高知県防災アプリの周知	I B	・ホームページの整理 ・災害に関する当課ホームページの多言語化(英・中・韓・越)による啓発 ・県防災アプリ(多言語)の登録者数:530人/年 <参考> ※短期的に入れ替わることが想定される方々(技能実習生、JETプログラム参加者等)を対象に普及を図る。	南海トラフ地震に備えちよき(多言語版)の改訂・市町村の配布実績調査 R4年度末:2,053部 R5年度末:2,670部 R6年度末:3,390部(想定) ※算出方法 2,896部(R6.9末時点)にR5.9末～R6.3末で配布した494部を加算	・ホームページの整理 ・災害に関する当課ホームページの多言語化(英・中・韓・越) ・「備えちよき」電子データおよびアプリの周知 ・県防災アプリ(多言語)の登録者数:530人/年	・「備えちよき」電子データおよびアプリの周知 ・県防災アプリ(多言語)の登録者数:530人/年	・「備えちよき」電子データおよびアプリの周知 ・県防災アプリ(多言語)の登録者数:530人/年	継続して啓発を実施	県内在住の外国人が必要な情報を収集できる環境の確立	-	国際交流課	

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
3-25	要配慮者の支援体制の整備	被災した要配慮者を支援するための体制整備を行います。	⑩	4	発災時に多言語での情報提供及び外国人支援の活動拠点としての機能を担う災害多言語支援センターの運営体制を構築するほか、災害時語学ボランティアのスキルアップを目的とした通訳・翻訳講座の開催、避難所で外国人と最低限の意思疎通を行うための指差しを使う会話集の周知、ラジオ・インターネット等での多言語での情報提供体制の整備を行います。	災害時の外国人支援の充実	県高知県国際交流協会市町村県民	2	災害多言語支援センターによる外国人への情報支援	I B	開設・運営訓練の実施(1回/年)	R6年度にセンター運営訓練を実施(県(国際交流員含む)、高知県国際交流協会) R4年度:11/16 ※県職員(CIR含む)、協会職員のみ R5年度:1/14 参加者19名 R6年度:R7/1/31 参加者50名 ※R5~6年度は、災害時語学ボランティア向け講座と同日開催	1回実施	1回実施	1回実施	継続実施	県内在住の外国人に対する情報支援体制の確立	-	国際交流課
								3	・災害時語学ボランティア向けの災害時対応講座の実施 ・災害時語学ボランティア以外の語学ボランティア(一般語学ボランティア、日本語ボランティア)向けの講座などで、災害時語学ボランティアの活動内容について周知を実施、意識向上を図る。 ・在住外国人数が多いベトナム語及びインドネシア語への対応方法の検討	I B	・講座の実施(1回/年) ・第6期計画期間中に全ボランティアが講座を1回以上受講 ・ベトナム語とインドネシア語に対応可能な災害時語学ボランティアの増加	講座を各年度において、1回実施(センター開設・運営訓練と同時開催) R4年度:1/22 参加者15名 R5年度:1/14 参加者19名 R6年度:R7/1/31 参加者50名 ※ボランティア登録者数:95人(R6.11.25時点)	・講座1回実施 ・災害時語学ボランティアの募集に係る周知	・講座1回実施 ・災害時語学ボランティアの募集に係る周知	・講座1回実施 ・災害時語学ボランティアの募集に係る周知	継続実施	災害時にボランティアと協力して情報発信・収集できる体制の構築	-	国際交流課
								4	市町村防災担当者や避難所運営者(自主防災組織等)に対し、セミナー等での周知	I A	指差し会話集など、外国人とのコミュニケーションツールの避難所での設置率100%	・市町村へ電話によるヒアリングを行った結果、指差し会話集を常備しているところは少数であった ・(市町村)危機管理・消防防災事務担当者会での周知を実施(R6.4.23)	・市町村防災担当者や避難所運営者(自主防災組織等)に対し、セミナー等での周知 ・指差し会話集など、外国人とのコミュニケーションツールの避難所での常備設置率:40%	・市町村防災担当者や避難所運営者(自主防災組織等)に対し、セミナー等での周知 ・指差し会話集など、外国人とのコミュニケーションツールの避難所での常備設置率:70%	・市町村防災担当者や避難所運営者(自主防災組織等)に対し、セミナー等での周知 ・コミュニケーションツールの必要性有無を検討 ・指差し会話集など、外国人とのコミュニケーションツールの避難所での常備設置率:100%	コミュニケーションツールの常備を推進	避難所にいる外国人に配慮した運営の実施	-	国際交流課

3-26 被災者の生活支援体制の整備

3-26 被災者の生活支援体制の整備

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
3-26	被災者の生活支援体制の整備	被災者が速やかに生活を再建できるよう対策を推進します。	①		被災者の運転免許証再交付手続きを早期に再開できる体制を確立します。	運転免許証の早期再交付による被災者の利便性の向上	県	1	避難所等における運転免許証の再交付申請受理に必要な体制の整備(災害発災時に必要な機器をリースする計画の為毎年機器の選定、予算要求の必要がある。)	Ⅲ	カメラ 2式整備 (2/2式・100%)	未整備 (災害発災時にリース予定のため)	機器選定 所要額積算 予算要求	機器選定 所要額積算 予算要求	機器選定 所要額積算 予算要求	取組の継続	カメラ 2式整備 (共通基盤に移行後に災害時の再交付について撮影なしで交付可能か試験中)	未定	免許センター
			②		県民生活に支障が生じないようにするため、財務会計システムダウン時に、給付金等を支給する場合の具体的な事務処理や手順を確認し、支払データの作成及び訓練を実施します。	速やかな給付金等の支給による県民生活の安定	県 指定金融機関 システム保守 委託業者	1	財務会計システムダウンを想定した支払データの作成や、支払までの訓練	ⅡB	訓練結果に基づく改善 (1回/年)	・給付金等支払データの保管 ・給付金支払担当者参加によるシステムダウンを想定した支払訓練の実施	給付金等支払データの保管、支払訓練実施、訓練結果の検証 年1回	給付金等支払データの保管、支払訓練実施、訓練結果の検証 年1回	給付金等支払データの保管、支払訓練実施、訓練結果の検証 年1回	取組の継続	-	-	会計管理課
			③		災害に便乗した悪質な勧誘や災害時の買い占めなどの消費者トラブルに関する情報提供を行います。	災害に便乗した悪質な勧誘などの消費者トラブルを未然に防ぐとともに、災害時の買い占めによる混乱を低減する	県	1	災害に便乗した悪質な勧誘や災害時の買い占めなどの消費者トラブルの実例及び対応アドバイスの整理	ⅡB	平時から注意喚起するとともに、災害発生時に悪質な勧誘等の情報を提供	・ラジオ広報 年間30回(RKCラジオ18回、FM高知12回) ・SNS配信 年間200回(Facebook100回、Instagram100回) ・ホームページ掲載 年間30回(うち災害に便乗した悪質商法に対する注意喚起を1回実施)	様々な媒体を活用し、消費者被害の防止に向けて幅広い層へ啓発 ・ラジオ放送 年間25回以上 ・SNS(Facebook、Instagram)配信 年間200回以上 ・ホームページ掲載 年間20回以上 ・9/1の防災の日など、県民が関心を向けるタイミングで関連する広報を実施 など	-	-	-	-	-	-

3-27 災害ボランティア活動の体制整備等

3-27 災害ボランティア活動の体制整備等

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
3-27	災害ボランティア活動の体制整備等	災害時にボランティア等が円滑に活動されるよう体制づくりを進めます。	①	57	災害ボランティアセンターが円滑に設置、運営されるよう研修や訓練が行われる。	円滑なボランティア活動が展開されることでの被災者への円滑な支援	県社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	1	○各市町村における災害ボランティアセンターの円滑な設置、運営及びNPO等との連携強化 ・活動支援本部体制の強化 ・市町村災害ボランティアセンターの体制強化	I B	・活動支援本部訓練参加者数:72名(24名/年) ・研修の実施 ▶運営基礎研修 受講者数:102名(34名/年) ▶中核スタッフ研修会 受講者数:102名(34名/年) ▶所長等研修 受講者数:102名(34名/年)	・高知県災害ボランティア活動支援本部運営訓練(3回) ・バックヤード拠点の使用方法や協定締結に向けた協議の実施 ・災害ボランティア活動支援マニュアルの改定(R5年度)	・活動支援本部訓練参加者数:24名 ・研修の実施 ▶運営基礎研修 受講者数:34名 ▶中核スタッフ研修会 受講者数:34名 ▶所長等研修 受講者数:34名	・活動支援本部訓練参加者数:24名 ・研修の実施 ▶運営基礎研修 受講者数:34名 ▶中核スタッフ研修会 受講者数:34名 ▶所長等研修 受講者数:34名	・活動支援本部訓練参加者数:24名 ・研修の実施 ▶運営基礎研修 受講者数:34名 ▶中核スタッフ研修会 受講者数:34名 ▶所長等研修 受講者数:34名	取組の継続	実効性の高い災害ボランティアセンター活動体制の確立	-	地域福祉政策課 県民生活課
					2			地域でのボランティア受入体制の構築	I A	避難所のマニュアルバージョンアップ(100%) ・地域防災セミナーでの周知及びチラシ配布 ・避難所のマニュアルバージョンアップ実施率 R4 2.6% R5 34.2% R6 60%見込み	避難所のマニュアルバージョンアップ実施(75%)	避難所のマニュアルバージョンアップ実施(90%)	避難所のマニュアルバージョンアップ実施(100%)	新規避難所のマニュアル作成時にボランティア受入体制についても整備	全避難所でバージョンアップを実施	R9			

3-28 ペットの保護体制の整備

3-28 ペットの保護体制の整備

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
3-28	ペットの保護体制の整備	被災者とペットが共に避難できる避難所を確保することや動物救護に係る支援をスムーズに受け入れることで、ペットの保護体制を整備します。	①	5	ペット同行避難が可能な避難所の整備を支援します。	飼い主不明のペットが放置されることの減少及び被災者の安心の確保	県市町村	1	ペット同行避難に関する啓発	I B	ペット同行避難に関する啓発活動(啓発イベント・講演会等)	下記のイベント等の開催 ・啓発イベント3回(防災フェスタ参加):ペット同伴避難の実演及び犬猫防災グッズ紹介 ・講演会3回、譲渡会3回、しつけ方教室15回、犬猫の飼い方講習会42回 ・マイクロチップ装着の周知(新聞広告)1回	啓発イベントへの参加 1回 下記イベント等の開催 ・講演会 1回 ・しつけ方教室 5回 ・犬猫の飼い方講習会 14回	啓発イベントへの参加 1回 下記イベント等の開催 ・講演会 1回 ・しつけ方教室 5回 ・犬猫の飼い方講習会 14回	啓発イベントへの参加 1回 下記イベント等の開催 ・講演会 1回 ・しつけ方教室 5回 ・犬猫の飼い方講習会 14回	啓発イベントへの参加(1回/年) 下記イベント等の開催 ・講演会(1回/年) ・しつけ方教室(5回/年) ・犬猫の飼い方講習会(14回/年)	ペット同行避難に関する啓発活動(啓発イベント・講演会等)の継続		薬務衛生課
								2	市町村に対して県作成のマニュアルを参考にしたペット同行避難所運営マニュアル作成を要請	I A	市町村によるペット同行避難所運営マニュアル(飼育ルール)の作成34市町村 県民へのペット同行避難の周知	・避難所での動物飼育ルールについて、県において「災害時動物対応マニュアル」、「ペット同行避難所運営マニュアル」を作成 ・市町村担当者会等を通じて避難所運営のためのペットの飼育ルール作成等を要請(2回) ・指定避難所1,711箇所中ペット同行可能避難所の公表	・市町村によるペット同行避難所運営マニュアルの作成(10/34 29%) ・県民へのペット同行避難の広報	・市町村によるペット同行避難所運営マニュアルの作成(20/34 59%) ・県民へのペット同行避難の広報	・市町村によるペット同行避難所運営マニュアルの作成(34/34 100%) ・県民へのペット同行避難の広報	訓練実施によりペット同行避難所運営マニュアルの実効性について精査し、必要に応じて見直し	全市町村でのペット同行避難所運営マニュアル作成。県民へのペット同行避難の周知	R9	薬務衛生課
			②	5	災害時動物救護体制を充実させます。	飼い主不明のペットが放置されることの減少及び被災者の安心の確保	県市町村	1	全市町村における県作成「災害時動物対応マニュアル」を参考にした避難訓練の実施と訓練時における備蓄品確認の要請、市町村訓練に連動した県との連携確認	I A	全市町村での県作成「災害時動物対応マニュアル」を参考にした避難訓練実施による実効性の確保(100%(34市町村))	・県において「災害時動物対応マニュアル」を策定 ・市町村に周知し、マニュアルを参考にした避難訓練、備蓄品の確保を要請	市町村でペットも参加した避難訓練の実施と備蓄品の確認(10/34 29%)	市町村でペットも参加した避難訓練の実施と備蓄品の確認(20/34 59%)	市町村でペットも参加した避難訓練の実施と備蓄品の確認(34/34 100%)	・市町村でペットも参加した避難訓練を実施 ・訓練課題及び解決案を県に集約 ・県災害時動物対応マニュアルの随時見直し	全市町村での県作成「災害時動物対応マニュアル」を参考にした訓練実施による実効性の確保	R9	薬務衛生課
								2	こうち動物愛護センター(仮称)の機能等と災害時動物救護体制の確立	II B	こうち動物愛護センター(仮称)の機能等の確立	・高知市と「こうち動物愛護センター(仮称)の基本構想」を踏まえた場所選定、施設設備、運営方法の日常的協議の実施 ・候補地の決定 ・津波浸水地域内への建設となったため浸水対策として用地嵩上げ造成等の実施 ・基本設計・用地造成設計等の業務委託実施	こうち動物愛護センター(仮称)の実施設計に合わせた具体的な機能等を協議(情報収集・救護体制等の検討)	こうち動物愛護センター(仮称)の主体工事による機能整理、情報収集・救護体制の確立に向けた予算化等の準備	こうち動物愛護センター(仮称)開設後、動物愛護の拠点として災害に備えた飼養者への啓発や講習会を実施	こうち動物愛護センター(仮称)における災害に備えた飼養者への啓発や講習会等の実施	こうち動物愛護センター(仮称)の機能等の確立	R9	薬務衛生課

3-29 被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備

3-29 被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
3-29	被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備	地震発生後の二次災害を防止するため、建築物が余震等に対して安全かどうかを確認する危険度判定を実施するための体制づくりを進めます。	①	5 7	被災建築物の応急危険度判定の体制整備や応急危険度判定業務への県民理解を促進します。	被災建築物の被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに住民へ情報提供することによる、二次災害の防止	県	1	被災建築物の応急危険度判定の体制整備 [判定士の確保] 建築物の所有者への啓発 判定士養成講習会の開催[年3回]	I B	・判定士の体制維持(1,200人) ・判定士数を確保するための講習会の開催(年3回)	・年3回の講習会を継続実施 ・判定士登録人数1,260人程度になる見込み 105%(1,260人/1,200人)	判定士講習会3回/年開催及び判定士を対象とした連絡訓練1回/年実施	判定士講習会3回/年開催及び判定士を対象とした連絡訓練1回/年実施	判定士講習会3回/年開催及び判定士を対象とした連絡訓練1回/年実施	取組の継続	実際に活動ができる判定士登録人数1,200人以上の維持	-	建築指導課
								2	被災建築物の応急危険度判定の体制整備 [コーディネーターの確保] コーディネーターの確実な更新、年1回以上の訓練の実施	I B	・コーディネーターの確実な更新、年1回以上の訓練の実施	・応急危険度判定コーディネーター69人登録済(行政44人、民間23人) ・年1回の連絡訓練を実施しており、目標達成	・コーディネーター配置体制の更新及び連絡訓練1回/年実施	・コーディネーター配置体制の更新及び連絡訓練1回/年実施	・コーディネーター配置体制の更新及び連絡訓練1回/年実施	取組の継続	コーディネーターの確実な更新、年1回以上の訓練の実施	毎年	建築指導課
								3	応急危険度判定について市町村は震前判定計画、県は震前支援計画を作成	I A	震前判定計画 24市町村作成(累計34市町村) 100%(34/34市町村)完了	・受援に係る計画については全市町村作成完了 100%(24/24市町村) (累計) 34/34市町村	市町村への情報提供1回/年以上及び判定実施計画の更新支援	市町村への情報提供1回/年以上及び判定実施計画の更新支援	市町村への情報提供1回/年以上及び判定実施計画の更新支援	取組の継続(計画の更新)	継続的な更新の実施	R7	建築指導課
								4	応急危険度判定業務への県民理解の促進	I B	全市町村で広報誌またはホームページに年1回以上掲載及びパンフレット配布、ポスター掲示	・県内全市町村で広報誌やホームページに掲載しており、目標達成	34市町村において広報誌又はHPに掲載及びパンフレット配布、ポスター掲示を依頼	34市町村において広報誌又はHPに掲載及びパンフレット配布、ポスター掲示を依頼	34市町村において広報誌又はHPに掲載及びパンフレット配布、ポスター掲示を依頼	取組の継続	全市町村で広報誌またはホームページに年1回以上掲載及びパンフレット配布、ポスター掲示	毎年	建築指導課
	大規模な地震や豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、宅地の危険度判定を実施することにより二次災害の軽減・防止を図ります。	②	5 7	被災宅地の危険度判定の体制整備や危険度判定業務への県民理解を促進します。	被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、住民に情報提供することによる二次災害の軽減・防止	県 市町村	1	被災宅地危険度判定士の確保 養成講習会開催(年2回開催)	II B	判定士数の維持 民間判定士の養成 ※必要判定士数については、中国・四国被災宅地判定連絡協議会に検討を提案中	令和5年度末: 養成講習会 開催3回(県、市町村、民間対象) 参加者:109人 登録判定士904人(公務員811人、民間93人) 令和6年度末見込: 養成講習会 開催3回 登録判定士940人	判定士数の維持 判定士(官民)の養成	判定士数の維持 判定士(官民)の養成	判定士数の維持 判定士(官民)の養成	判定士数の維持 判定士(官民)の養成	-	-	都市計画課	
							2	被災宅地危険度判定調整員の確保 養成講習会開催(年1回開催)	II B	判定調整員数の維持・養成 ※必要判定調整員数については、中国・四国被災宅地判定連絡協議会に検討を提案中	令和5年度末: 養成講習会 開催1回(県、市町村、民間対象) 参加者:38人 登録判定調整員165人(公務員161人、民間4人) 令和6年度末見込: 養成講習会 開催1回 登録判定調整員190人	判定調整員数の維持・養成	判定調整員数の維持・養成	判定調整員数の維持・養成	判定調整員数の維持・養成	-	-	都市計画課	

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
3-29	被災建築物・宅地の応急危険度判定等の体制整備	大規模な地震や豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、宅地の危険度判定を実施することにより二次災害の軽減・防止を図ります。	②	57	被災宅地の危険度判定の体制整備や危険度判定業務への県民理解を促進します。	被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、住民に情報提供することによる二次災害の軽減・防止	県市町村	3	訓練実施による被災宅地危険度判定業務の実施体制、受援体制の整備 高知県版被災宅地危険度判定業務実施マニュアル、市町村の受援計画の検証と見直し	IB	年1回以上の訓練の実施 高知県版被災宅地危険度判定業務実施マニュアル、市町村の受援計画の検証と見直し	高知県被災宅地危険度判定連絡協議会開催(22市町村出席) 被災宅地危険度判定に係る連絡訓練実施(ブロック分け開催9市町村参加) 被災宅地危険度判定に係る実地訓練開催3回 中国・四国被災宅地判定連絡協議会参加被災宅地危険度判定の訓練について他県政令市の取り組み状況を収集	年1回以上の訓練の実施 高知県版被災宅地危険度判定業務実施マニュアル、市町村の受援計画の検証の検証と見直し	年1回以上の訓練の実施 高知県版被災宅地危険度判定業務実施マニュアル、市町村の受援計画の検証の検証と見直し	年1回以上の訓練の実施 高知県版被災宅地危険度判定業務実施マニュアル、市町村の受援計画の検証の検証と見直し	年1回以上の訓練の実施 高知県版被災宅地危険度判定業務実施マニュアル、市町村の受援計画の検証の検証と見直し	年1回以上の訓練の実施 全体訓練に参加する市町村の割合70%以上	毎年	都市計画課
								4	応急危険度判定業務への県民理解の促進	IB	全市町村で広報誌またはホームページに年1回以上掲載	34市町村で広報誌又はホームページ掲載 34市町村/34市町村	全市町村で広報誌またはホームページに年1回以上掲載	全市町村で広報誌またはホームページに年1回以上掲載	全市町村で広報誌またはホームページに年1回以上掲載	全市町村で広報誌またはホームページに年1回以上掲載	全市町村で広報誌またはホームページに年1回以上掲載	毎年	都市計画課

4-1 事前復興まちづくり計画の推進

4-1 事前復興まちづくり計画の推進

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
4-1	事前復興まちづくり計画の推進	地震発生後、迅速な復興まちづくりが行われるよう、事前準備を行います。	①	7	沿岸地域市町村における事前復興まちづくり計画の策定を支援します。	速やかな復興の実現	県市町村	1	事前復興まちづくり計画の策定(沿岸地域)	I A	沿岸地域19市町村における事前復興まちづくり計画の策定完了	R4計画着手2市町 R5計画着手5市町 R6着手予定9市町村	沿岸地域3市町村策定完了(3/19)	沿岸地域5市町村策定完了(8/19)	沿岸地域11市町村策定完了(19/19)	完了	事前復興まちづくり計画の策定完了(沿岸地域19市町村)	R9	南海トラフ地震対策課
					中山間地域市町村における事前復興まちづくり計画の策定を支援します。	速やかな復興の実現	県市町村	1	事前復興まちづくり計画の策定(中山間地域)	I A	・中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針作成 ・中山間地域市町村での事前復興まちづくり計画の着手 15/34市町村	-	中山間地域事前復興まちづくり計画策定指針作成 補助制度の中山間地域への拡充	中山間地域5市町村策定着手(5/34)	中山間地域10市町村策定着手(15/34)	中山間地域34市町村策定完了	事前復興まちづくり計画の策定完了(中山間地域34市町村)	R12	南海トラフ地震対策課
					都市基盤の迅速な復興のため、事前に訓練を実施し、被災調査から建築制限の実施、都市計画決定までの行動手順を確認します。	・県市町村連携による復興体制の強化 ・復興への対応力の向上	県市町村	1	大規模災害復興都市計画訓練の実施	I B	15回開催	15回開催 毎年全体訓練1回、地区別訓練4回(4市町対象)開催 R4:5回 R5:5回 R6:5回	全体訓練1回 地区別訓練4市町村	全体訓練1回 地区別訓練4市町村	全体訓練1回 地区別訓練4市町村	全体訓練1回 地区別訓練4市町村	全体訓練1回/年 地区別訓練4市町/年	毎年	都市計画課
					地震の揺れや津波等で土地の境界が不明確となることにより復旧や復興が遅れることを防ぐため、市町村が行う地籍調査を支援します。	地震発生後の迅速な復興まちづくり	市町村	1	地籍調査事業の支援 高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、安田町、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、いの町、中土佐町、越知町、四万十町、大月町、黒潮町	I B	進捗率62.8%	進捗率60.7% R4 59.3% R5 60.1% R6 60.7%	進捗率61.4%	進捗率62.1%	進捗率62.8%	取組の継続	進捗率100%	-	用地対策課
							2	下線を付した沿岸地域17市町村には、津波浸水エリアの調査促進を要請・支援	I B	国への予算要望時期(10月末)までに市町村を訪問して調査促進を要請 進捗率 48.9%	進捗率2.0%の増(進捗率42.9%) R4 39.1% R5 41.1% R6 42.9%	予算要望時期までに要請 進捗率2%の増	予算要望時期までに要請 進捗率2%の増	予算要望時期までに要請 進捗率2%の増	取組の継続	進捗率100%	-	用地対策課	

4-2 交通基盤の整備

4-2 交通基盤の整備

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
4-2	交通基盤の整備	交通運輸事業者における地震発生時の被害を最小限にとどめ、早期の事業活動が再開できるよう、事前準備を行います。	①	7	交通運輸事業者における事業継続計画(BCP)の実効性を確保します。	事業の早期再開	事業者	1	策定済事業者のBCP検証を行うため、BCP研修会を開催し、トラック事業者の防災意識を向上する。	I B	策定済事業者のBCP検証を行うため、BCP研修会を年1回以上開催し、トラック事業者の防災意識を向上。	・高知県トラック協会を通じて従業員20~49名のトラック事業者のBCP策定を喚起 ・策定率 2022年度23.3%(17社/73社) 2023年度50.7%(37社/73社) 2024年度100%(73社/73社)	BCP検証を目的とした研修会の開催(年1回)	BCP検証を目的とした研修会の開催(年1回)	BCP検証を目的とした研修会の開催(年1回)	BCP検証を目的とした研修会の開催	-	-	交通運輸政策課

4-3 県土の復旧、保全、公共土木施設の早期復旧

4-3 県土の復旧、保全、公共土木施設の早期復旧

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
4-3	県土の復旧、保全、公共土木施設の早期復旧	地震発生後、被害を受けた住宅及び公共施設等を速やかに復旧するための事前準備を行います。	①	57	建設事業者及び建築事業者の事業継続計画(BCP)策定及び事業継続マネジメント(BCM)の取組を促進します。	燃料の確保等、事業継続力の確保による、迅速かつ的確な応急復旧活動の実施	事業者	1	・高知県建設業BCP認定制度による認定 ・「高知県建設業 超簡易版BCP」の策定支援	I B	道路啓開計画により、啓開作業を行うこととされている建設事業者のBCP策定率90%	BCP策定率 63.0% 196/311社	事業者のBCP策定支援 BCP策定率: 74%	事業者のBCP策定支援 BCP策定率: 82%	事業者のBCP策定支援 BCP策定率: 90%	引き続き、事業者のBCP策定率向上に向けた取組を実施	道路啓開計画により、啓開作業を行うこととされている建設事業者のBCP策定率100%	-	土木政策課
								2	・建築事業者の事業継続計画(BCP)策定の支援 ・建築業における災害時の感染症対策支援	I A	BCP策定事業者数 60社 (220/300社・73.3%)	50社 50/60社(70.0%) <累計> 160社 160/300社(50.6%)	BCP策定事業者20社	BCP策定事業者20社	BCP策定事業者20社	BCP策定事業者80社	BCP策定事業者 300社	R12	建築課 住宅課
		地震後も企業が継続して事業を実施することができるように、工業用水道施設の耐震対策を行います。	②	79	公営企業局が管理する工業用水道の耐震化を進めます。	事業を継続することによる工業用水の確保	県	1	鏡川工業用水道の管路更新	I A	優先整備区間(筆山配水池出口から南ノ丸分岐地点までの約1.5km)における更新工事の着手 100%(1/1)	令和4年度中止判断	詳細設計業務 1式	工損調査 1式	工事発注に伴う事前準備 1式	工事発注に伴う実施設計業務 1式	優先整備区間の管路更新完了	R13	電気工水課

4-4 住家被害認定の体制整備

4-4 住家被害認定の体制整備

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
4-4	住家被害認定の体制整備	被災者が速やかに生活を再建できるよう対策を推進します。	①	5 7 10	住家の被害認定調査を市町村が円滑に行える体制を確立します。	発災後の住家被害認定をスムーズに行うことによる、早期の罹災証明書の発行	県市町村	1	住家被害の被害認定調査を行う高知県住家被害認定士の育成	I B	研修会3回開催、300名以上の育成	<R4> 9/7~9/28 高知県住家被害認定士養成研修会の実施(131名参加) <R5> 2/1~2/28 高知県住家被害認定士養成研修会の実施(148名参加) <R6> 12/2~12/27見込み 高知県住家被害認定士養成研修会を実施予定(194名参加見込み)	高知県住家被害認定士養成研修会の実施(1回100名以上)	高知県住家被害認定士養成研修会の実施(1回100名以上)	高知県住家被害認定士養成研修会の実施(1回100名以上)	高知県住家被害認定士養成研修会の実施(1回/年)	研修会1回開催/年	-	危機管理・防災課
								2	県と市町村統一のシステム導入に向けて検討(34市町村で導入)	II B	被災者支援システムの導入に向けた検討 ・市町村にアンケート及びヒアリングを実施し、導入状況及び活用状況を確認 ・他都道府県にアンケート及びヒアリングを実施し、都道府県での導入状況及び活用状況を確認 ・ベンダーにヒアリングを実施し、機能の詳細等を確認	・ベンダーによる市町村向けの研修を実施 ・市町村を巻き込んでシステム導入を検討 ・県と共通のシステム導入に向けて協議 ・県導入の予算化	被災者支援システムの開発	被災者支援システムの運用開始	システムを活用した研修や訓練の実施	-	-	危機管理・防災課 南海トラフ地震対策課	

4-5 応急仮設住宅の供給

4-5 応急仮設住宅の供給

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
4-5	応急仮設住宅の供給	被災者の生活再建を支援するため、速やかに応急仮設住宅の供給ができるように、供給体制づくりを行います。	①	57	被災後に応急仮設住宅を早期に建設できるよう、供給計画を基に市町村及び関係部局と連絡机上訓練を継続的に実施し、必要に応じ供給計画を見直します。	被災後の速やかな応急仮設住宅の確保	県	1	応急仮設住宅の実効性のある供給体制の確認・維持	I B	連絡訓練 3回開催 供給計画の市町村への周知	連絡訓練 3回(見込) 100.0% (3/3回)	連絡訓練1回	連絡訓練1回	連絡訓練1回	連絡訓練1回/年	連絡訓練1回/年	毎年	住宅課
								2	応急仮設住宅の建設に係る受援体制の確認・維持	I B	受援計画の周知と見直し(市町村担当者会で周知 3回)	計画の周知	市町村担当者会で周知 1回	市町村担当者会で周知 1回	市町村担当者会で周知 1回	市町村担当者会で周知 1回/年	市町村担当者会で周知 1回/年	毎年	住宅課
								3	応急仮設住宅の実効性のある供給体制の確認・維持	I B	民有地情報の把握及び把握した民有地の精査	民有地情報の把握 590ha 128% (590/460ha) (R4:240 R5:30 R6:320)	民有地情報の把握及び把握した民有地の精査 (ライフライン及び災害リスクの状況を把握した民有地の割合:100%)	民有地情報の把握及び把握した民有地の精査 (民有地の情報を基に、優先順位付けを行う。)	民有地情報の把握及び把握した民有地の精査 (民有地情報の更新)	民有地情報の把握及び把握した民有地の精査	民有地情報の把握及び把握した民有地の精査	-	住宅課
			②		建築資材の安定供給計画と体制を整備します。	被災後の速やかな応急仮設住宅の確保	事業者	1	木造応急仮設住宅への建築資材の供給計画の策定の支援	Ⅲ	建築資材(備蓄材)の供給システムを構築	・備蓄材の委託業務による管理(2箇所)	発災時の供給体制の整理 備蓄材の情報提供	発災時の供給体制の整理 備蓄材の情報提供	発災時の供給体制の整理 備蓄材の情報提供	取組の継続	応急仮設住宅供給計画への掲載(必要に応じて更新)	-	木材産業振興課

4-6 民間賃貸住宅の借上

4-6 民間賃貸住宅の借上

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
4-6	民間賃貸住宅の借上	被災者の生活再建を支援するため、速やかに応急仮設住宅の供給ができるように、供給体制づくりを行います。	①	7	応急仮設住宅が不足する場合に、みなし仮設住宅として民間賃貸住宅を借り上げる応急借上住宅制度の充実を図ります。	被災後の速やかな応急仮設住宅の確保	県	1	応急借上住宅の実効性のある供給体制の確認・維持	IB	協定団体との意見交換12回	協定締結団体(3団体)との情報提供の仕組みや体制づくりの検討	協定締結団体との情報提供の仕組みや体制の検討のための意見交換を実施 各団体年1回	協定締結団体との情報提供の仕組みや体制の検討のための意見交換を実施 各団体年1回	協定締結団体との情報提供の仕組みや体制の検討のための意見交換を実施 各団体年1回	意見交換各団体1回/年	意見交換各団体年1回	毎年	住宅課
								2	国・他県の情報収集を随時行い、関係機関との連携体制と役割分担、事務フロー等の点検と見直し及び周知	IB	応急借上住宅制度の市町村への周知3回	関係機関との連携体制と役割分担、事務フロー等の点検と見直し 高知市との意見交換の実施及び市町村に対して応急借上住宅等について説明会1回	国・他県の情報収集を随時行い、関係機関との連携体制と役割分担、事務フロー等の点検と見直しを実施し関係機関に周知 高知市との意見交換1回 市町村担当者会1回	国・他県の情報収集を随時行い、関係機関との連携体制と役割分担、事務フロー等の点検と見直しを実施し関係機関に周知 高知市との意見交換1回 市町村担当者会1回	国・他県の情報収集を随時行い、関係機関との連携体制と役割分担、事務フロー等の点検と見直しを実施し関係機関に周知 高知市との意見交換1回 市町村担当者会1回	高知市との意見交換1回/年 市町村担当者会1回/年	高知市との意見交換1回/年 市町村担当者会1回/年	毎年	住宅課

4-7 住宅再建への支援

4-7 住宅再建への支援

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名	
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定		
4-7	住宅再建への支援	被災者の生活再建を支援するため、速やかに住宅等の復旧、再建ができるように、体制づくりを行います。	①	5 7	住宅の早期復旧のための体制を整備します。	被災後の迅速な住宅の復旧や住宅所有者の不安解消	県市町村事業者	1	住宅の復旧に係る技術習得の支援	ⅠB	住宅の復旧に係る技術講習会の参加事業者数 110社	60社 60/170社(35.3%) <累計> 190社 190/300社(63.3%)	参加事業者数 40社	参加事業者数 40社	参加事業者数 30社	取組の継続	技術講習会受講事業者 300社	R10	建築課 住宅課	
								2	住宅の復旧に係る相談体制の検討	ⅠB	連絡訓練 3回開催(災害対応ネットワーク活用)	連絡訓練 3回(見込) 100.0% (3/3回)	連絡訓練1回	連絡訓練1回	連絡訓練1回	連絡訓練1回/年	連絡訓練1回/年	毎年	住宅課	
			②	7	被災時における住宅の応急修理、再建も含めたマニュアルの作成	被災後の迅速な住宅の応急修理等の実施による長中期避難所生活者、県外流出者の減少	県	1	応急修理の実効性のある体制の整備	ⅡB	住宅応急修理マニュアルの点検及び見直し	マニュアルの点検及び見直し	住宅応急修理マニュアルの点検及び見直し	住宅応急修理マニュアルの点検及び見直し	住宅応急修理マニュアルの点検及び見直し	住宅応急修理マニュアルの点検及び見直し	-	-	住宅課 地域福祉政策課 南海トラフ地震対策課	
								1	災害公営住宅の実効性のある建設体制の確認、維持	ⅠB	確認訓練 3回開催 建設計画の市町村への周知	確認訓練 3回(見込) 100.0% (3/3回)	確認訓練1回	確認訓練1回	確認訓練1回	確認訓練1回/年	確認訓練1回/年	毎年	住宅課	
			③	5 7	災害公営住宅建設計画を必要に応じて見直します。	被災後の迅速な災害公営住宅の供給	県市町村	2	災害公営住宅の建設に係る受援体制の確認、維持	ⅠB	受援計画の周知と見直し(市町村担当者会で周知 3回)	計画の周知	市町村担当者会で周知 1回	市町村担当者会で周知 1回	市町村担当者会で周知 1回	市町村担当者会で周知 1回/年	市町村担当者会で周知 1回/年	市町村担当者会で周知 1回/年	毎年	住宅課

4-8 復興組織体制・復興方針の見直し

4-8 復興組織体制・復興方針の見直し

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名	
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定		
4-8	復興組織体制・復興方針の見直し	地震発生後、早期に復旧・復興が行われるよう、復興組織体制のあり方や復興方針の速やかな策定について見直します。	①	7	速やかな復旧・復興への取組についての進展を踏まえ、復興に向けた全庁的な組織体制について検討します。	復興に向けた速やかな対応	県	1	復興組織体制(草案)の必要に応じた見直し	ⅡB	復興組織体制(草案)の必要に応じた見直し	令和4年度完了	復興組織体制(草案)の再確認(1回)と必要に応じた見直し	復興組織体制(草案)の再確認(1回)と必要に応じた見直し	復興組織体制(草案)の再確認(1回)と必要に応じた見直し	復興組織体制(草案)の再確認(1回)と必要に応じた見直し	復興組織体制(草案)の見直し	復興組織体制(草案)の見直し	発災まで	南海トラフ地震対策課
			②	7	過去の大規模災害を教訓にしながら、復興方針策定のための事前準備を行います。	被災後の復興方針の速やかな策定	県	1	復興方針(草案)の必要に応じた見直し	ⅡB	復興方針(草案)の必要に応じた見直し	令和4年度完了	復興方針(草案)の再確認(1回)と必要に応じた見直し	復興方針(草案)の再確認(1回)と必要に応じた見直し	復興方針(草案)の再確認(1回)と必要に応じた見直し	復興方針(草案)の見直し	復興方針(草案)の見直し(概ね10年ごと)	発災まで	南海トラフ地震対策課	
			③	7	速やかな復旧・復興を実現するため、迅速な復興業務推進のための手順書の見直しを行います。	被災後の速やかかつ円滑な復興業務の推進	県	1	復興手順書(Ver.2)の必要に応じた見直し	ⅡB	復興手順書(Ver.3)を策定	手順書の見直しを実施(Ver.2)	復興手順書の点検(1回)	復興手順書の点検(1回)	復興手順書(Ver.3)を策定	復興手順書のバージョンアップ	復興手順書のバージョンアップ	発災まで	南海トラフ地震対策課	
			④		県の震災対応を記録・検証し、その教訓や復興の取組を次世代に伝承するための記録誌の作成について、過去の大規模災害事例を参考に、手順書を作成します。	災害対応の迅速な検証及び記録の作成	県	1	災害対応記録誌の作成に係る調査・検討	ⅡA	手順書の作成	-	手順書の検討(1回)	手順書の庁内協議(1回)	手順書の作成(1回)	必要に応じて見直し	手順書の作成	R9	南海トラフ地震対策課	

4-9 災害廃棄物(がれき)の処理

4-9 災害廃棄物(がれき)の処理

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
4-9	災害廃棄物(がれき)の処理	膨大な発生量が予測される災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、早期に県民の日常生活の復旧・復興につながる体制を整備します。	①	7	「高知県災害廃棄物処理計画」について、より実効性を高めていくため、課題への対応等を検討し、ブラッシュアップします。	県民の生活基盤の早期復旧・復興	国県関係団体	1	災害廃棄物処理に関する課題に対する検討と対応	ⅡB	「高知県災害廃棄物処理計画Ver.2」のバージョンアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・R4～6: 災害廃棄物二次仮置場候補地案の実効性確保に向けた取組 ・R4: 災害廃棄物初動対応図上訓練の実施、仮設処理施設設置案の検討 ・R5: 災害廃棄物仮置場設置・運営実動訓練の実施、セメント企業による処理能力の検討 ・R6: 災害廃棄物仮置場設置・運営実動訓練の実施、県・市町村行動マニュアルの改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ・(南海トラフ地震対策課; 県被害想定の見直し) ・ブロック協議会における市町村との協議の実施 (年2回・6ブロックで開催、34市町村参加) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「高知県災害廃棄物処理計画Ver.3」の策定 ・ブロック協議会における市町村との協議の実施 (年2回・6ブロックで開催、34市町村参加) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック協議会における市町村との協議の実施 (年2回・6ブロックで開催、34市町村参加) 	取組の継続	災害廃棄物の迅速な処理	-	環境対策課
								2	災害廃棄物処理等に係る協力協定の締結及び締結した協定の実効性の確保	ⅠB	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会、講演会への参加市町村 34市町村 ・実動訓練への市町村参加率 (各ブロックごとに) 100% 	<ul style="list-style-type: none"> ・R4～6: 協定先と市町村との連携連絡会を開催 ・R6: 災害廃棄物仮置場用地の提供に係る協定を締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会の開催 ・講演会の開催 (34市町村参加) ・災害廃棄物処理に係る実動訓練の実施(県西部ブロック: 11/11市町村) ・新たな協定締結先の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会の開催 ・講演会の開催 (34市町村参加) ・災害廃棄物処理に係る実動訓練の実施(県東部ブロック: 12/12市町村) ・新たな協定締結先の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会の開催 ・講演会の開催 (34市町村参加) ・災害廃棄物処理に係る実動訓練の実施(県中部ブロック: 11/11市町村) ・新たな協定締結先の検討 	取組の継続	災害廃棄物の迅速な処理	-	環境対策課
								3	県内ブロック協議会を通じた広域処理体制の具体化 ・四国ブロック協議会における県内広域処理体制等の情報共有	ⅡB	県内及び四国ブロックにおける広域処理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・R4～6: 災害廃棄物対策四国ブロック協議会(協議会、幹事会、図上訓練、実動訓練等)への参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内処理方針に関する国との情報共有 ・四国ブロック協議会(環境省開催)への参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内処理方針に関する国との情報共有 ・四国ブロック協議会(環境省開催)への参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内処理方針に関する国との情報共有 ・四国ブロック協議会(環境省開催)への参画 	取組の継続	災害廃棄物の迅速な処理	-	環境対策課
								4	発災後における各二次仮置場候補地案の使用を想定したレイアウト案の検討や必要書類の整理	ⅠA	二次仮置場候補地案におけるレイアウト案及び必要書類の整備 24/24箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・R4: 二次仮置場候補地案の決定(17箇所、85%) ・R5: 二次仮置場候補地案の決定(累計19箇所、95%) ・R6: 二次仮置場候補地案の決定(累計24箇所、100%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各二次仮置場候補地案におけるレイアウト案の検討及び必要書類の整理 (24/24箇所) ・新たな二次仮置場候補地案の掘り起こし 	<ul style="list-style-type: none"> ・レイアウト案及び必要書類等を市町村と共有した上で、運用への課題に対する対応等を検討 ・新たな二次仮置場候補地案の掘り起こし 	<ul style="list-style-type: none"> ・レイアウト案及び必要書類等を市町村と共有した上で、運用への課題に対する対応等を検討 ・R7年度以降の掘り起こしにより決定した二次仮置場候補地案におけるレイアウト検討 	-	災害廃棄物の迅速な処理	-	環境対策課

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
4-9	災害廃棄物(がれき)の処理	膨大な発生量が予測される災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、早期に県民の日常生活の復旧・復興につながる体制を整備します。	②		「市町村災害廃棄物処理計画」のバージョンアップへの支援を実施します。	各市町村住民の生活基盤の早期復旧・復興	県市町村	1	実効性のある市町村災害廃棄物処理計画への見直し支援 ※市町村し尿処理計画の見直しを含む	I B	災害廃棄物処理計画の見直し 34市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・R4: 協議会4回実施(うち1回図上訓練) ・R5: 協議会3回実施(うち1回実動訓練) ・R6: 協議会3回実施(うち1回実動訓練) ・市町村災害廃棄物処理計画のバージョンアップを支援(34/34市町村) ・市町村等廃棄物処理施設BCP策定を支援(24/24施設) 	<ul style="list-style-type: none"> ・(南海トラフ地震対策課; 県被害想定の見直し) ・市町村災害廃棄物処理計画と廃棄物処理施設BCPとの情報共有事項の検討 ・施設の強靱化に関する情報(環境省交付金など)の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・(「高知県災害廃棄物処理計画Ver.3」の策定) ・市町村計画見直し案(ひな形)の作成・提示 ・施設の強靱化に関する情報(環境省交付金など)の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村計画見直し作業への個別支援等(34市町村計画見直し) ・施設の強靱化に関する情報(環境省交付金など)の周知 	—	災害廃棄物の迅速な処理	—	環境対策課
					③	7	市町村による迅速な損壊家屋等の解体撤去に向けた対策を実施します。	各市町村住民の生活基盤の早期復旧・復興	県市町村関係団体	1	市町村による迅速な損壊家屋等の解体撤去に向けた協力協定の実効性の確保	I B	連絡会、講演会等への参加市町村 34市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・R4~6: 協定先と市町村との連携連絡会を開催 ・R4, R5: 損壊家屋等の解体撤去に関する研修会を開催 ・R6: 協力協定の締結(1団体)、公費解体に関する講演会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会の開催 ・講演会、研修会等の開催(34市町村参加) ・市町村行動マニュアルに沿った図上訓練の実施(34市町村参加) 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会の開催 ・講演会、研修会等の開催(34市町村参加) ・図上訓練における課題に対する対応策の検討(必要に応じたマニュアルの改訂等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会の開催 ・講演会、研修会等の開催(34市町村参加) ・市町村行動マニュアルに沿った研修会等の実施(34市町村参加) 	取組の継続	災害廃棄物の迅速な処理

4-10 教育環境の復旧

4-10 教育環境の復旧

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名			
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定				
4-10	教育環境の復旧	学校・保育所・幼稚園等における発災時の被害を最小限にとどめ、早期に教育環境を復旧させるための事前準備を行います。	①	7	保育所・幼稚園等が行う、行政機関と連携した事業継続計画(BCP)策定を促進します。	保育所・幼稚園等の事業活動の早期再開	市町村 保育所・幼稚園・認定こども園設置者等	1	保育所・幼稚園等の事業継続計画(BCP)の策定	I A	BCPの策定率100%	・BCPの策定率60% (184/308施設) ・BCPのひな形配布 ・南海トラフ地震対策研修会において、BCPの策定に関する内容を実施	BCPの策定率80% (246/308施設)	BCPの策定率90% (277/308施設)	BCPの策定率100% (308/308施設)	BCPの策定率100%	BCPの策定率100%	R9	幼保支援課			
					②	7	能登半島地震後の動きを踏まえた学校版BCP(学校再開計画)について新たなひな形を作成します。	県立学校及び市町村立学校の学校早期再開に向けた体制整備	県市町村	1	学校再開計画(学校版BCP)の改訂【県立学校】	I B	長期間孤立した場合の対応や広域での避難・学習機会の確保について見直し、学校再開計画に反映している県立学校 100%	能登半島地震後の動きを踏まえた学校版BCP(学校再開計画)のひな形について県立、市町村(学校組合)立学校に明示し、策定及び改訂を依頼	長期間孤立した場合の対応や広域での避難・学習機会の確保について見直し、学校再開計画に反映している県立学校 100%	継続的に検証し、必要に応じて見直し	継続的に検証し、必要に応じて見直し	継続的に検証し、必要に応じて見直し	長期間孤立した場合の対応や広域での避難・学習機会の確保について見直し、学校再開計画に反映している県立学校 100%	R7	学校安全対策課	
											2	学校再開計画(学校版BCP)の策定・改訂【市町村(学校組合)立学校】	I B	長期間孤立した場合の対応や広域での避難・学習機会の確保を含めた学校再開計画を策定、更新している市町村(学校組合)教育委員会 100%	能登半島地震後の動きを踏まえた学校版BCP(学校再開計画)のひな形について県立、市町村(学校組合)立学校に明示し、策定及び改訂を依頼	長期間孤立した場合の対応や広域での避難を含めた学校再開計画を策定、更新している市町村(学校組合)教育委員会 35%	長期間孤立した場合の対応や広域での避難を含めた学校再開計画を策定、更新している市町村(学校組合)教育委員会 70%	長期間孤立した場合の対応や広域での避難を含めた学校再開計画を策定、更新している市町村(学校組合)教育委員会 100%	継続的に検証し、必要に応じて見直し	長期間孤立した場合の対応や広域での避難・学習機会の確保を含めた学校再開計画を策定、更新している市町村(学校組合)教育委員会 100%	R9	学校安全対策課
											3	教育が早期に再開されるよう教員不足も想定した事前の検討	II B	教育が早期に再開されるよう教員不足も想定した事前の検討	教育の早期再開に係り、教員不足等への対応として、緊急時には中高連携による指導体制の確保について各市町村教育長から内諾を得た。	市町村教育長に対し、緊急時には中高連携による指導体制の確保について検討を要請する。県立学校長に対し、緊急時には中高連携による指導体制の確保について校長会等において要請する。	市町村教育長に対し、緊急時には中高連携による指導体制の確保について検討を要請する。県立学校長に対し、緊急時には中高連携による指導体制の確保について校長会等において要請する。	市町村教育長に対し、緊急時には中高連携による指導体制の確保について検討を要請する。県立学校長に対し、緊急時には中高連携による指導体制の確保について校長会等において要請する。	市町村教育長に対し、緊急時には中高連携による指導体制の確保について検討を要請する。県立学校長に対し、緊急時には中高連携による指導体制の確保について校長会等において要請する。	教育が早期に再開されるよう教員不足も想定した対応方法の決定	R10	小中学校課 高等学校課 特別支援教育課
					③	7	震災後における私立学校の早期の教育活動再開に向け、学校再開計画の策定に取り組みます。	学校の早期再開による教育環境の確保	学校法人	1	私立学校の学校再開計画の策定(19/19校)	I A	全ての私立学校において学校再開計画を策定(19/19校)	全ての私立学校において、学校再開計画の必要性を認識し、学校再開方法の検討をスタート。	学校再開計画策定率11% (2/19校)	学校再開計画策定率32% (6/19校)	学校再開計画策定率100% (19/19校)	必要に応じて計画の見直しを実施	全ての私立学校において学校再開計画の必要性を認識し、学校再開計画を策定する	R9	私学・大学支援課	
④	7	県教育委員会事務局における事業継続計画(BCP)を能登半島地震後の動きを踏まえて見直します。	早期の業務再開、必要な支援体制の構築	県	1	県教育委員会事務局における事業継続計画(BCP)のさらなる検討・策定	II B	必要に応じた検証・見直しの実施	南海トラフ地震対策推進第1回PT会において初動対応について検証を実施。応急期の対応を検証のうえ、新BCPたたき台を作成。	県教委版BCP(フェーズ1~2)の見直しを実施	県教委版BCP(フェーズ3)の見直しを実施	県教委版BCPの検証・見直し・周知を継続	県教委版BCPの検証・見直し・周知を継続	県教委版BCPの検証・見直し・周知を継続	-	教育政策課						
		大規模災害等被災時に派遣要請を速やかに行えるよう、教職員派遣の受入れに関するマニュアル等の整備を行います。	⑤	5 7	大規模災害等被災時の教職員派遣の受入れに関するマニュアル等の整備を行います。	教職員等の派遣要請に速やかに対応できる	県	1	大規模災害等被災時の教職員派遣の受入れに関するマニュアル等の整備	II B	R7にマニュアルを作成し、作成後は先進事例を適宜反映するなど継続的に内容を見直し、実効性を確保	-	マニュアル等の検討・策定	適宜内容について見直しを実施	適宜内容について見直しを実施	適宜内容について見直しを実施	被災後も学びを継続するために必要となる教職員の確実な確保	-	教育政策課			

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
4-10	教育環境の復旧	児童生徒のメンタルケアを行います。	⑥	57	学校等にスクールカウンセラー等を派遣します。	児童生徒の不安の軽減	県	1	緊急時に対応できるスクールカウンセラーの育成	ⅡB	・災害等の緊急時の対応を含めた研修会の開催 年6回(災害対応の研修は悉皆とする) ・災害発生時に指揮系統が機能不全な状態でも、スクールカウンセラーが能動的に支援に当たることができる仕組みの構築	さまざまな研修テーマで研修を実施し、スクールカウンセラーの対応力向上を図ることができた。 6回	・研修会の開催年6回(全員) ・スクールカウンセラー全員の安否確認体制の構築及び安否確認訓練の実施(毎年実施)	・研修会の開催年6回(全員) ・令和8～9年度に災害発生時の対応マニュアルの作成及び周知(定期的に訓練実施予定)	・研修会の開催年6回(全員) ・令和8～9年度に災害発生時の対応マニュアルの作成及び周知(定期的に訓練実施予定)	・研修会の開催年6回(全員) ・災害発生時の対応マニュアルに基づく訓練を定期的実施し、改善点等をマニュアルへ反映	・スクールカウンセラー全員が災害対応の研修会に参加 ・スクールカウンセラー全員が災害発生時の対応マニュアルを理解し、改善点等をマニュアルへ反映	毎年	人権教育・児童生徒課
								2	スクールカウンセラー派遣要請の手順書の検証、見直し	ⅡB	必要に応じた検証・見直しの実施	スクールカウンセラー派遣要請の手順書の周知	必要に応じた検証・見直しの実施	必要に応じた検証・見直しの実施	必要に応じた検証・見直しの実施	必要に応じた検証・見直しの実施	必要に応じた検証・見直しの実施	必要に応じた検証・見直しの実施	必要に応じた検証・見直しの実施

4-11 被災者の生活再建支援体制の整備

4-11 被災者の生活再建支援体制の整備

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
4-11	被災者の生活再建支援体制の整備	被災者が速やかに生活を再建できるよう対策を推進します。	①	5 7	被災者の迅速な生活再建につなげるため、個別の被災者の被災状況や生活状況に応じた支援体制について検討します。	被災者の迅速な生活再建、不安軽減	県市町村	1	個別の被災者の被災状況や生活状況に応じた支援体制の検討	I A	災害ケースマネジメント実施計画の作成 34市町村	・高知県版手引きの作成(R6.4月完成)	・6市町村で計画作成(6/34)	・10市町村で計画作成(16/34)	18市町村で計画作成(34/34)	・災害ケースマネジメント実施計画の更新 34市町村	34市町村における災害ケースマネジメントの実施体制の構築	R12	南海トラフ地震対策地域福祉政策課
								2	被災者支援メニューの整理	I A	市町村の被災者支援に関する各種制度の一覧公表 34市町村	内閣府手引きの付属資料を基に、一覧を作成	6市町村で支援制度の一覧を公表	10市町村で支援制度の一覧を公表	18市町村で支援制度の一覧を公表	必要に応じた更新	県・市町村等の被災者支援に関する各種制度の一覧化を完了	R9	南海トラフ地震対策課
			②	7	災害弔慰金等支給に関する支援体制を整備します。	被災者の速やかな生活再建	市町村	1	災害弔慰金等の支給に係る審査体制の整備 ・市町村担当者研修会の開催 ・審査委員候補者研修会の開催	I B	・審査会設置規定を市町村条例に位置付け100%(34/34市町村) ・県が活用する「合同審査会開催手順書(仮称)」を作成 ・審査委員候補者の名簿化 ・市町村事務マニュアル作成 ・市町村担当者研修会の参加者計204人(R7:68人、R8:68人、R9:68人) ・審査委員候補者研修会3回開催(年1回)	・市町村の災害弔慰金の支給等に関する条例の改正(7市町村・R7.2時点) ・災害弔慰金の支給に係る審査への支援体制の方向性の決定	・審査会設置規定を市町村条例に位置付け100%(34/34市町村) ・県が活用する「合同審査会開催手順書(仮称)」を作成 ・審査委員候補者の名簿化 ・市町村事務マニュアル(案)作成 ・市町村担当者研修会に68人参加 ・審査委員候補者研修会(年1回)	・市町村が事務マニュアルを作成 ・市町村担当者研修会に68人参加 ・審査委員候補者研修会(年1回)	取組の継続	災害弔慰金等の支給に係る審査会実施体制の確立	-	地域福祉政策課	

4-12 要配慮者の生活環境の復旧

4-12 要配慮者の生活環境の復旧

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
4-12	要配慮者の生活環境の復旧	被災した要配慮者を支援するため、福祉サービス事業が継続できるよう、事前準備を行います。	①	47	社会福祉施設のBCPの策定・訓練・見直しを支援します。	社会福祉施設における福祉サービス事業の継続	社会福祉法人	1	入所施設のBCPに基づく訓練の実施(高齢者施設)	IB	訓練実施率100%	社会福祉施設(入所型) BCP策定率100%	BCPに基づく訓練の実施率100%	BCPに基づく訓練の実施率100%	BCPに基づく訓練の実施率100%	取組の継続	実効性の高い高齢者施設の運営体制の確立	-	長寿社会課
								2	入所施設のBCPに基づく訓練の実施(障害者施設)	IB	訓練実施率100%	-	BCPに基づく訓練の実施率100%	BCPに基づく訓練の実施率100%	BCPに基づく訓練の実施率100%	取組の継続	実効性の高い障害者施設の運営体制の確立	-	障害福祉課
								3	入所施設のBCPに基づく訓練の実施(児童施設)	IB	訓練実施率100%	-	BCPに基づく訓練の実施率100%	BCPに基づく訓練の実施率100%	BCPに基づく訓練の実施率100%	取組の継続	実効性の高い児童養護施設等の運営体制の確立	-	子ども家庭課

4-13 農業の再興

4-13 農業の再興

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
4-13	農業の再興	地震発生時の被害を最小限にとどめ、迅速に農業の復興ができるよう事前準備を行います。	①	7	JAグループにおける事業継続計画(BCP)の情報共有、必要に応じた見直し等への支援を行います。	被害を最小限に抑えることによる営農活動の早期再開	農業協同組合等 県	1	JAグループにおける事業継続計画(BCP)の情報共有、必要に応じた見直し等への支援	ⅡB	BCPの見直し支援	県内全4JA(JA高知県、JA高知市、JA土佐くろしお、JA馬路村)はBCP策定済	より実効性の高いBCPへの見直し支援	より実効性の高いBCPへの見直し支援	より実効性の高いBCPへの見直し支援	より実効性の高いBCPへの見直し支援	-	-	農業政策課

4-14 林業の再興

4-14 林業の再興

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
4-14	林業の再興	地震発生時の被害を最小限にとどめ、迅速に林業の復興ができるよう、事前準備を行います。	①	7	木材加工業界の事業継続計画(BCP)の実効性の確保に向けた支援を実施します。	早期の復旧資材供給及び木材産業の再興	事業者	1	木材加工業界の産業復興計画の実効性の確保	ⅡB	高知県木材協会のBCPブラッシュアップ	木材協会BCPの更新	・BCPの周知と課題の整理 ・BCP更新作業の定例化	・BCPの周知と課題の整理 ・BCP更新作業の定例化	・BCPの周知と課題の整理 ・BCP更新作業の定例化	取組の継続	-	-	木材産業振興課(木材増産推進課)
			②		森林クラウド上での災害情報共有体制の構築(代替路機能を持つ林道と重ね合わせることで、安全且つ効率的な調査と迅速な被害状況の把握が可能)	早期の復旧資材供給及び木材産業の再興	事業者	1	・クラウド上で森林や施設の被害状況を確認・共有できるシステムの構築 ・安全かつ効率的な災害調査を実施する体制づくり	ⅡB	早期復旧に向けた災害情報共有体制の構築(システム操作研修受講者 20名・40%)	-	山地災害調査アプリの導入に向けた調整(クラウド連携含む)	・仕様書、運用基準、手順書等の整理 ・システム構築に向けた予算化	・システム構築・関係機関への周知と操作研修の実施	当年災害での現地調査模擬訓練を実施	森林クラウド上での災害情報共有体制の構築(安全かつ効率的な調査と迅速な被害状況の把握が可能な体制づくり)	-	-

4-15 水産業の再興

4-15 水産業の再興

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
4-15	水産業の再興	地震発生時の被害を最小限にとどめ、迅速に水産業の復興ができるよう、事前準備を行います。	①	7	漁協の事業継続計画(BCP)の検証・見直しを支援します。	水産物の生産・流通活動の早期再開	漁業協同組合	1	水産業BCPの更新の支援	I B	水産業BCPの実効性の確保のための継続的な運用・改善 【今後国から出される新たな知見等を情報収集し、得られた情報から再点検を行い、事業継続計画(水産業BCP)の実効性の向上を図る】	BCPの点検を実施(清水など24漁協・支所・本所)	水産業BCPの実効性の確保に向けた内容の見直し(24漁協・支所・本所)	水産業BCPの実効性の確保に向けた内容の見直し(24漁協・支所・本所)	水産業BCPの実効性の確保に向けた内容の見直し(24漁協・支所・本所)	-	-	-	漁港漁場課
			②	7	漁業地域における水産物の生産・流通に関する事業継続計画(BCP)の策定を支援します。	水産物の生産・流通活動の早期再開	漁業協同組合 市場関係者 水産加工業者 県 市町村等	1	流通拠点漁港を中心とする漁業地域BCPの更新	I B	漁業地域BCPの実効性の確保のための継続的な運用・改善 【今後国から出される新たな知見等を情報収集し、得られた情報から再点検を行い、事業継続計画(漁業地域BCP)の実効性の向上を図る】 【防災拠点漁港の製氷施設の被害想定調査(R6)の結果を踏まえ、被災後に水揚・出荷が早期に再開できるよう、水の供給体制の事前構築を図る。】	流通拠点漁港3港(田ノ浦、清水、佐賀)で訓練・点検を実施	漁業地域BCPの実効性の確保に向けた内容の見直し(3地域)	漁業地域BCPの実効性の確保に向けた内容の見直し(3地域)	漁業地域BCPの実効性の確保に向けた内容の見直し(3地域)	-	-	-	漁港漁場課 水産業復興課

4-16 商工業の再興

4-16 商工業の再興

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
4-16	商工業の再興	地震発生時の被害を最小限にとどめ、迅速に商工業の復興ができるよう、事前準備を行います。	①	7	商工業者等を対象とした策定講座を通じて事業継続計画(BCP)の策定を支援します。併せて、より実効性の高いBCPとするために、BCMの促進を図ります。	事業の早期再開	事業者	1	従業員50人以上の商工業者を対象とした講座の実施による、事業継続計画(BCP)の策定支援及びBCMの促進	ⅠB	従業員50人以上の商工業者:BCP又は事業継続力強化計画の策定率:95%(211/222事業者)	従業員50人以上の商工業者:BCP又は事業継続力強化計画の策定率 令和4年度末 79.5%(202/254事業所) 令和5年度末 81.4%(192/236事業所) 令和6年度(11月時点実績) 81.4%(192/236事業所) 令和6年度末見込み 83.1%(196/236事業所))	従業員50人以上の策定率:85%	従業員50人以上の策定率:90%	従業員50人以上の策定率:95%(211/222事業者)	取組の継続	従業員50人以上の商工業者:BCP又は事業継続力強化計画の策定率:100%	-	商工政策課
								2	従業員49人以下の商工業者を対象とした講座の実施による、事業継続力強化計画の策定支援	ⅠB	従業員20~49人の商工業者:BCP又は事業継続力強化計画の策定率:50%(180/360事業者)	従業員20~49人の商工業者:BCP又は事業継続力強化計画の策定率 令和4年度末 11.7%(33/282事業所) 令和5年度末 27.0%(76/282事業所) 令和6年度(11月時点実績) 29.4%(83/282事業所) 令和6年度末見込み 31.9%(90/282))	従業員20~49人の策定率:34%	従業員20~49人の策定率:42%	従業員20~49人の策定率:50%(180/360事業者)	取組の継続	従業員20~49人の商工業者:BCP又は事業継続力強化計画の策定率:100%	-	商工政策課
		復旧復興に必要となる商工会や商工会議所の事業者向け相談窓口が維持されるよう促進します。	②	7	商工会・商工会議所のBCP改正を促進します。	事業の早期再開	商工会・商工会議所	1	・商工会等のBCPについて、随時更新を依頼 ・代替施設が必要な商工会議所、市担当課との協議(年1回以上)	ⅡB	・商工会等のBCPについて、随時更新(25商工会、6商工会議所) ・代替施設が決定していない2団体について決定(安芸商工会議所、宿毛商工会議所)	代替施設が決定していなかった6団体(2商工会、4商工会議所)の内、4団体は代替施設が決定。 ※以下は未定となっている団体の状況 ・宿毛商工会議所:使用しなくなった市施設の利用について市役所と協議中 ・安芸商工会議所:市役所と協議中	・商工会等のBCPについて、随時更新(25商工会、6商工会議所) ・代替施設が必要な商工会議所、市担当課との協議	・商工会等のBCPについて、随時更新(25商工会、6商工会議所) ・代替施設が必要な商工会議所、市担当課との協議	・商工会等のBCPについて、随時更新(25商工会、6商工会議所) ・代替施設が必要な商工会議所、市担当課との協議	・商工会等のBCPについて、随時更新 ・代替施設が必要な商工会議所、市担当課との協議	-	-	経営支援課

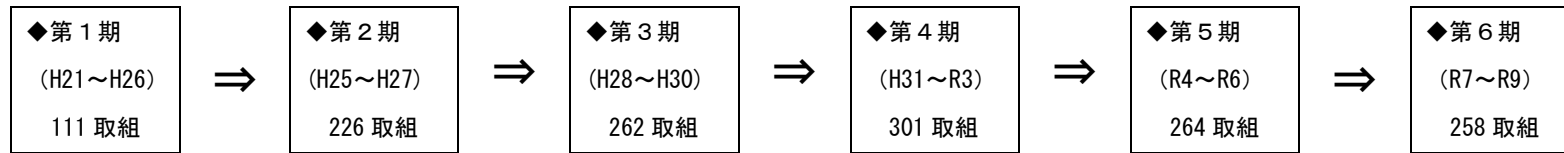
4-17 観光産業の再興

4-17 観光産業の再興

項目No.	項目	目的	取組番号	重点課題	取組の概要	目標の達成によって得られる効果(アウトカム)	実施団体等	Sub No.	具体的な取組内容	取組タイプ	計画期間の目標	第5期までの実績	計画スケジュール				最終目標 ※タイプⅢは不要		担当課名
													令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度以降	目標(値)	達成予定	
4-17	観光産業の再興	南海トラフ地震に限らず、風水害など発生頻度の高いリスクに備えるためにもBCP策定が有効であることの理解を求めるとともに、事業者と連携し、事業再開のための対策を検討します。	①	7	旅館ホテル事業者を対象とした防災意識の向上を図るための研修会を開催するとともに、事業者と連携し、事業再開のための対策について検討します。	観光客等の生命の安全確保及び観光産業の早期の再興	県	1	宿泊施設をはじめとする観光事業者全般を対象とした防災意識の向上及び外国人も含んだ施設利用者への情報伝達等の向上に向けた研修会を実施	I B	研修会 年1回開催(50名以上の参加)	計画どおり、毎年、研修会を開催	研修会年1回以上(50名以上の参加)	研修会年1回以上(50名以上の参加)	研修会年1回以上(50名以上の参加)	研修会年1回以上(50名以上の参加)	研修会 年1回開催(50名以上の参加)	毎年	観光政策課
			②	7	旅館・ホテルを対象に事業継続計画(BCP)策定を支援します。	観光客等の生命の安全確保及び観光産業の早期の再興	事業者	1	・簡易版BCPを用いた策定に係る相談窓口を設置する。 ・引き続き、BCPの策定及び見直しについて、周知・啓発に努める。	I B	BCPの策定30事業所	・計画どおり、従業員10人以上50人未満の事業所で概ね策定を完了 ◇従業員50人以上の事業所 100%(13/13事業所) ◇津波防災対策マニュアルを策定済みの従業員10人以上50人未満の事業所 97.8%(44/45事業所) ⇒全体では21.3%(126/591事業所)	10事業所策定	10事業所策定	10事業所策定	BCP策定(更新)	BCPの策定 100%(591/591事業所)	-	観光政策課

5 これまでの取組

【取組数の推移】



(1) 平成21年度～平成24年度（第1期）までに目標を達成した取組【表1】

No.	第1期行動計画 取組項目 No.	第1期における取組	特記事項	第2期行動計画における 関連する取組	担当課 (平成25年度時点)
1	13	ブロック塀等の安全対策の促進	支援方法の検討→補助要綱策定	2-16-① 避難路・避難場所の安全の確保	住宅課
2	14	自動販売機の安全対策の促進	転倒防止対策約99%(平成23年12月)	—	南海地震対策課
3	24	高知港の水門の自動降下化	5排水機場の自動降下化完了(平成18年度) 5排水機場の遠隔操作化完了(平成21年度) 5排水機場の水門耐震化完了(平成23年度) 4排水機場の耐水化完了(平成24年度)	2-19-③ 河川等における津波浸水対策の推進	河川課 港湾・海岸課
4	25	海岸保全施設等の整備	平成21年度完了	2-18-③ 海岸等の地震・津波対策の推進	港湾・海岸課
5	31	ため池の地震防災対策の推進	貯水量1,000 m ³ かつ堤高が2 m以上のため池のカルテ・ハザードマップを作成(H21) ・カルテ：290箇所(作成済107箇所を含む) ・ハザードマップ：280箇所 ハザードマップ地域住民への周知(H23) 避難計画・訓練への反映要請(H24)	2-27-①② ため池の地震防災対策の推進	農業基盤課
6	33	県における応急活動体制の整備	南海トラフ地震応急対策活動計画の作成	3-2-① 応急対策活動体制の整備	危機管理・防災課
7	34	県における業務継続体制の整備	業務継続計画の作成	平成24年度に応急対策活動計画と業務継続計画を一本化し、応急対策活動要領(案)を策定 平成25年度に策定を行い、検証、見直しを実施	
8	35	県外からの受援体制の整備	国の東南海・南海地震応急対策活動要領に対応した受援計画については、概成	3-4-① 県外からの応急救助機関の受け入れ体制の整備	危機管理・防災課
9	36	広域防災拠点のあり方	平成24年度に総合防災拠点として一定整理	3-3-①② 総合防災拠点の整備	危機管理・防災課

No.	第1期行動計画 取組項目 No.		第1期における取組	特記事項	第2期行動計画における 関連する取組	担当課 (平成25年度時点)
		り方の検討		成に引き続き取り組む	整備	
10	38	学校における地震 防災体制の整備	すべての学校等で学校防災マニュアルを作成	必要項目が網羅された防災マニュアルの 策定や避難訓練等にも取り組む	2-1-② 学校等の防災対策 の促進	学校安全対策課 私学・大学支援課
11	51	高知市における長期 浸水対策の検討	平成21年度:長期浸水対策検討会準備会開催(3回) 平成22年度:長期浸水対策検討会の開催(3回)、止 水、排水ワーキンググループの開催(1回) 平成24年度:長期浸水対策検討会の開催(2回)、止 水・排水、住民避難、救助・救出、燃料の4ワーキ ンググループの開催(計12回)	平成24年度で長期浸水対策の検討は最終 取りまとめを行い完了	—	南海地震対策課
12	52	災害時の医療救護 活動体制の整備	「高知県災害医療救護計画・高知県災害救急医療活 動マニュアル」の改訂→高知県災害時医療救護計画 策定(平成23年度)		3-6-①② 災害時の医療救 護活動体制の整備	医療政策・医師確保課 医事薬務課
13	52	災害時の医療救護 活動体制の整備	災害時協力協定の締結完了(平成23年度)	平成23年度で完了 (締結先:高知県歯科医師会、高知県薬剤 師会、高知県医薬品卸業協会、高知県衛生 材料協会、日本産業・医療ガス協会四国地 域本部医療ガス部門高知県支部、高知県医 療機器販売業協会)	3-6-① 災害時の医療救護 活動体制の整備	医療政策・医師確保課 医事薬務課
14	57	緊急輸送道路の確 保	見直し完了(平成21年度)	平成21年度に見直しを実施	3-24-①②③ 陸上における 緊急輸送路の確保	道路課
15	61	都市施設の復旧対 策の促進	都市災害復旧マニュアル完成	「都市災害復旧マニュアル」の完成、県下 市町村への配布	—	都市計画課
16	71	地震防災に携わる 人材の育成	指針作成(平成22年度)	平成22年度に策定	1-4-① 防災人材の育成	南海地震対策課
17	81	福祉避難所の設置 体制の整備	【調査結果公表施設数】 母子・児童施設 10、老人ホーム 50、通所介護施設 175、老人保健施設 30、特別養護老人ホーム 52、障 害者施設 114 合計 431	必要な調査を実施し、その結果を整理し 「こうちぎょうせいネット」に掲載し、市 町村への周知が完了	3-16-② 災害時要援護者の 避難対策の推進	地域福祉政策課
18	81	福祉避難所の設置 体制の整備	各団体間での協定締結に向け調整	各団体間での協定締結を予定 (平成25年6月に締結予定)	3-16-② 災害時要援護者の 避難対策の推進	高齢者福祉課

(2) 平成 25 年度～平成 27 年度（第 2 期）で目標達成等により完了又は他の項目に統合する取組【表 2】

No.	第 2 期行動計画 取組項目 No.		取組状況	平成 28 年度以降の対応	担当課 (平成 27 年度時点)
1	2-2-①	医療機関の防災計画策定・防災訓練支援	ほぼすべての病院において、防災計画策定が完了した。また、防災訓練の実施率もほぼ 100%となった。診療情報の保全についても、システムの構築・開発を完了した。	防災計画の策定が一定完了したことから、今後は事業継続計画(BCP)の策定支援を行っていく。資機材整備及び診療情報保全システムの運用については、引き続き支援していく。今後は、2-4-①(病院など医療救護施設における防災対策)において対応	医療政策課
2	2-3-②	社会福祉施設事業者が行う避難階段、避難器具等の整備支援	2-5-①(防災マニュアルに基づく対策の実行支援)と対策が類似しているため、第 3 期行動計画では整理統合	2-5-①(防災マニュアルに基づく対策の実行支援)へ統合	高齢者福祉課 障害保健福祉課 児童家庭課 福祉指導課
3	2-4-②	G P S 波浪計の設置	平成 26 年度末に G P S 波浪計の設置完了	完了	港湾・海岸課
4	2-6-①	県有建築物の耐震化の推進(県立学校を含む)	計画対象棟数の 94%完了。未完了の建築物については、各所管課において個別に目標を設定	2-9(県・市町村有建築物の耐震化の促進)において、対象建築物ごとに目標を設定し、対策を進める	南海トラフ地震対策課
5	2-7-②	公立小中学校の耐震化支援	平成 27 年度に対策完了	完了	学校安全対策課
6	2-13-①	キャビネット等の固定、ガラスの飛散防止	平成 27 年度に対策完了	完了	南海トラフ地震対策課
7	2-15-④	急傾斜地対策	平成 27 年度に目標を達成	完了	防災砂防課
8	2-15-⑥	津波避難シェルターの整備	平成 27 年度に整備完了	完了	南海トラフ地震対策課
9	2-18-④	保安施設堤防の耐震化	耐震対策を施す必要がないことが調査により判明	完了	治山林道課
10	2-19-⑦	宿毛市における長期浸水対策の検討	平成 27 年 3 月に検討結果を取りまとめ済み。具体策は今後、行動計画の他の項目で進捗管理を実施	完了	南海トラフ地震対策課
11	2-27-①	ため池の耐震性の検証	平成 27 年度に目標を達成	検証の結果、耐震対策が必要なため池については、耐震化整備計画を作成しており、今後は 2-29-①(ため池の耐震化)において対応	農業基盤課
12	2-29-②	産学官連携による津波被害を軽減する技術開発	研究成果を生かした工法による津波被害を軽減する工事が県内外の海岸などで採用	研究が終了したため、第 3 期行動計画には移行しない	新産業推進課
13	3-2-②	職員待機宿舎の整備	平成 27 年度に整備完了	完了	危機管理・防災課
14	3-5-③	ヘリサインの設置支援	県有施設 17 箇所を設置。4 市町村 22 箇所に設置完了	完了	南海トラフ地震対策課
15	3-12-⑥	再生可能エネルギーによる発電設備等の導入支援	平成 27 年度に国から補助を受け行ってきた基金事業が終了(平成 25 年度～平成 27 年度)	国の基金事業が終了したため、第 3 期行動計画には移行しない	新エネルギー推進課
16	3-12-⑧	県立学校への発電機の整備	平成 27 年度に整備完了	完了	学校安全対策課

No.	第2期行動計画 取組項目 No.		取組状況	平成28年度以降の対応	担当課 (平成27年度時点)
17	3-13-①	県・市町村備蓄計画	各市町村に計画策定の働きかけを実施	3-26(避難者等のための物資配送体制の検討)に統合	南海トラフ地震対策課 地域福祉政策課
18	3-13-④	県による民間事業者との協定	平成27年度現在締結し得る民間事業者との締結は完了 今後は、物資配送計画の中で締結先との連絡体制の維持を図る。また、新規事業者がある場合は、適宜協定を締結	3-18(県物資配送体制の検討)に統合	南海トラフ地震対策課 地域福祉政策課 経営支援課 農業政策課
19	3-13-⑤	市町村による民間事業者との協定の促進	平成27年度現在締結し得る民間事業者との締結は完了 今後は、物資配送計画の中で締結先との連絡体制の維持を図る。また、新規事業者がある場合は、適宜協定を締結	3-19(市町村物資配送体制の検討)に統合	南海トラフ地震対策課 地域福祉政策課
20	3-14-①	被災者支援システム導入支援	市町村向けのシステム概要説明会を実施 高知市でシステム導入済	平成27年度現在、導入を希望する市町村ないため、今後、希望する市町村があれば、個別に対応	南海トラフ地震対策課
21	3-17-②	措置入院者の搬送手順の作成	平成27年度に作成完了	完了	障害保健福祉課
22	3-24-③	緊急輸送道路等の道路付属施設・橋梁の点検	道路法改正により平成26年7月から5年に1回の頻度で義務化され、施設点検を未来永劫行うこととなり、計画目標が曖昧とともに点検の趣旨は、南海トラフ対策に対するものではなく、経年変化による老朽化対策である。なお、点検義務化前に道路施設の点検は1巡目を完了し健全性を把握済み	道路法を遵守し、継続的に施設の定期点検を実施していく	道路課
23	3-25-④	内航貨物船等での緊急輸送体制整備	平成26年1月31日にフェリー運航会社と災害時の輸送に関する協定を締結	緊急輸送活動のための体制整備や定期的な訓練は、3-1-⑥(港湾BCPの実効性の検証)で対応	港湾・海岸課 交通運輸政策課
24	4-3-①	需給・価格動向の監視指導マニュアルの作成	平成25年度に作成完了。平成26年度に見直しを実施	完了	県民生活・男女共同参画課
25	4-4-②	市町村間の人的サポート	各市町村の通常業務において必要と想定される職員数を把握し、関係部署と情報共有	3-7-②(職員派遣手順書作成)に統合	市町村振興課
26	4-5-⑧	建築業者のBCP策定	BCP策定講習会を実施(19事業者受講)	建設事業者へのBCP策定促進と一体的に実施することが効率的であるため、4-10-①(建設事業者のBCP策定)に統合	住宅課

(3) 平成28年度～平成30年度(第3期)で目標達成等により完了又は他の項目に統合する取組【表3】

No.	第3期行動計画 取組項目 No.		取組状況	令和元年度以降の対応	部局 (平成30年度時点)	担当課 (平成30年度時点)
1	2-9-⑥	内水面漁業センターの耐震化	平成30年度予算にて耐震化を完了	完了	水産振興部	漁業振興課
2	2-13-④	水供給システムの事前対策	過去の水質事故、塩水化情報の収集、南海トラフ地震津波による上水道リスク評価を完了	上水道所管部署(健康政策部)において、水供給に向けた計画策定を実施予定であり、これまでの成果から関連情報を提供	土木部	河川課
3	2-14-⑤	県立学校ブロック塀等の改修	設計委託:全36校が完了 工事:32校が完成、4校が平成31年度に繰越	平成30年度未完了で繰越した工事は、令和元年度中に完了	教育委員会	学校安全対策課
4	2-14-⑧	県立社会体育施設の耐震化	平成30年度に対策完了	完了	文化生活的スポーツ部	スポーツ課
5	2-15-②	既存住宅の部分的耐震対策の検討	すでに段階的耐震改修事業が実施されており、結果として既存住宅の部分的な耐震対策も実施できているため、部分的な耐震対策に特化して、具体的な取組を行う段階ではない	最新の知見について情報収集に努め、必要があれば、部分的な耐震対策の実施についても検討を行うが、第4期行動計画には移行しない	危機管理部	南海トラフ地震対策課
6	2-17-②	農村地域における避難タワー等の整備	平成30年度に整備完了	完了	農業振興部	農業基盤課
7	2-17-⑥	海岸、公園への津波避難場所整備	平成29年度に整備完了	完了(第3期完了時点において、市町村及び指定管理者からのニーズには対応済)	土木部	公園下水道課 港湾・海岸課
8	2-17-⑦	海岸、公園への避難誘導看板の整備	平成29年度に整備完了	完了(第3期完了時点において、市町村及び指定管理者からのニーズには対応済)	土木部	公園下水道課 港湾・海岸課
9	2-17-⑧	道路法面避難階段の整備	平成29年度に整備完了	完了	土木部	道路課
10	2-18-①	避難路、避難場所の現地点検の支援	全計画の現地点検完了	点検の結果明らかとなった課題に対応	危機管理部	南海トラフ地震対策課
11	2-21-①	河川堤防・水門等の地震津波対策調査、設計	浦戸湾内の河川堤防について、H30末までに調査完了 (浦戸湾内38.7km/38.7km 浦戸湾外1.89km/328.1km)	2-18-①(河川堤防の耐震化)、2-18-②(河川排水機場の耐震化・耐水化)に統合し、県都高知市の被害最小化に向け、浦戸湾内の対策を優先的に取り組み、浦戸湾外については、優先度の高いエリアから順に調査・設計を進める	土木部	河川課
12	2-21-④	高知港排水機場の耐水化	・浦戸湾内の排水機場の耐震化完了後、耐水化を実施予定 ・耐水化については、交付金事業の対象とならないため、耐震化を優先して実施	2-18-②(河川排水機場の耐震化・耐水化)に統合し、下のとおり取り組む ・引き続き、1機場の耐震化、4機場の耐水化に取り組む ・耐水化の交付金事業での採択に向け、国と調整	土木部	河川課
13	2-21-⑤	農業用排水機場の耐震化	平成28年度に目標達成	完了	農業振興部	農業基盤課
14	2-23-①	船舶の流出防止対策の促進、港湾における放置船対策	平成30年度に対策完了	完了	土木部	港湾・海岸課

No.	第3期行動計画 取組項目 No.		取組状況	令和元年度以降の対応	部局 (平成30年度時点)	担当課 (平成30年度時点)
15	2-24-①	地域での高台移転の勉強会	毎年5回開催	4-1-②（都市の復興のための事前準備）へ統合し、取組を実施	土木部	都市計画課
16	2-26-④	港湾内燃料タンク対策	平成30年度に対策完了	完了	土木部	港湾・海岸課
17	2-27-④	大規模盛土造成宅地マップの作成	平成30年度に作成完了	完了	土木部	都市計画課
18	2-28-②	国・事業者管理ダムの耐震照査、情報収集	国および県内事業者が管理するダムの耐震照査結果について、結果が概ね出揃い、またこれらに問題が無いことから、情報収集について完了する	完了	土木部	河川課
19	3-1-②	ダム湖内の船舶輸送	啓開に長期間を要する地域において、傷病者や応急救援物資を輸送するために有効な手段であることが明らかになった	実動訓練の実施などの実効性を高める取組が地元において進められるようになったため、第4期行動計画には移行しない	土木部	道路課
20	3-1-③	重機リース会社などへの協力依頼	重機リース会社など重機を有している機関との協定締結に向けた調査等を実施	3-1-①（道路啓開計画の実効性の確保）へ統合し、取組を実施	土木部	道路課
21	3-1-⑤	仮設道路計画作成	新たに仮設道路計画の作成が必要な箇所 of 仮設道路計画の作成完了	3-1-①（道路啓開計画の実効性の確保）へ統合し、取組を実施	土木部	道路課
22	3-1-⑦	高知龍馬空港の復旧対策の情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 合同避難訓練への参加 地震・津波に対する避難計画・早期復旧計画協議会への参加 高知龍馬空港における地震・津波に対する避難計画・早期復旧計画改正の完了（H30） 	国や高知空港ビル株式会社が主体の訓練や協議会へ参加は継続するが、第4期行動計画には移行しない	中山間振興・交通部	交通運輸政策課
23	3-2-④	鉄道橋梁等の耐震化	<p>【土佐くろしお鉄道】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路等に交差・平行する橋梁（全8橋梁）の耐震化完了（H25） 緊急輸送道路等に交差・平行する高架橋（全135本）の耐震化完了（H28） 隣接する民家等に影響する橋梁（1橋梁）の耐震化完了（H28） 隣接する民家等に影響する高架橋の耐震化実施（全321本中70本） <p>【阿佐海岸鉄道】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路等に交差・平行する橋梁（全2橋梁）の耐震化完了（H27） <p>【JR四国】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路等に交差・平行する橋梁（全8橋梁）の耐震化完了（H29） 	<p>【土佐くろしお鉄道】</p> <p>隣接する民家等に影響する高架橋の耐震化について、H38年度（2026年度）までの完成を目指す</p> <p>2-10-⑤（鉄道高架橋の耐震化促進）</p>	中山間振興・交通部	交通運輸政策課

No.	第3期行動計画 取組項目 No.		取組状況	令和元年度以降の対応	部局 (平成30年度時点)	担当課 (平成30年度時点)
24	3-4-⑤	県庁ホームページの緊急時の情報発信の仕組みの整備等	「災害情報発信ページ」の作成等により、緊急時の情報発信の仕組みを整備等	完了	総務部	広報広聴課
25	3-4-⑦	観光地における観光客（一次避難者）に対する交通情報等の提供	広域観光協議会局長等会議において課題及び取り組み事例を共有	交通インフラの被災・復旧情報等を速やかに観光客に伝達することが必要であるため、広域観光組織等の関係者に周知し、観光客への告知を要請する。 今後は、3-20-⑧（来高者が早期に帰宅できる体制の検討）に統合し、取組を実施	観光振興部	地域観光課
26	3-6-⑤	須崎市長期浸水対策の検討	長期浸水が解消するまでのシナリオや対応策の検討を実施	今後は、須崎市が中心となり、各機関が集まる会議を定期的に開催し、情報共有や対応策の検討、進捗管理を進めていく	危機管理部	危機管理・防災課 南海トラフ地震対策課
27	3-6-⑥	県庁舎の機能維持対策	発災後の早期電力復旧のため、架空線による本庁舎接続配電設備を設置し、この利用にかかるマニュアルを作成	完了	総務部	管財課
28	3-6-⑭	県への派遣要請の即時対応化	派遣要請手順書が完成し、7月豪雨時に庁内ニーズを確認する手段として試行	今後、他県の対応事例を研究し、必要に応じて見直しすることとし、第4期行動計画には移行しない	総務部	人事課
29	3-7-②	職員派遣手順書作成	総務省の「被災市町村応援職員確保システム」の制度内容を踏まえた職員派遣手順書の修正完了	完成した手順書を市町村に周知し、以後も周知を図ることとし、第4期行動計画には移行しない	総務部	市町村振興課
30	3-10-①	消防防災ヘリ航空隊基地の移転整備	平成30年度に整備完了	完了	危機管理部	消防政策課
31	3-10-②	警察ヘリ基地の整備	平成30年度に整備完了	完了	警察本部	警察本部地域課
32	3-14-③	継続的な救助活動のための燃料確保	西部への燃料備蓄施設整備に向けた検討を実施	応急救助機関の燃料確保対策として、3-14-②（応急対策活動のための燃料備蓄）に統合し、取組を実施	警察本部	警察本部装備施設課 警察本部災害対策課
33	3-16-⑤	避難所等における情報通信手段の確保、多様化	計画していた避難所384箇所への高性能ラジオの整備完了	新たに指定された避難所及び通信手段の多様化への対応を継続するが、第4期行動計画には移行しない	総務部	情報政策課

No.	第3期行動計画 取組項目 No.		取組状況	令和元年度以降の対応	部局 (平成30年度時点)	担当課 (平成30年度時点)
34	3-18-①	物資受入、配送体制の整備	・高知県物資配送計画策定完了 (H30.2) ・本部と拠点の役割分担、拠点での具体的な作業手順について整理	3-3 (物資配送体制の構築) に統合し、訓練を通じた習熟と見直しによる実効性の向上を図る	危機管理部	南海トラフ地震対策課
35	3-18-②	物資搬送ルート確保、検討	・道路啓開計画を踏まえた各市町村物資拠点への配送ルート図を作成 ・応急期機能配置計画に位置付けされた各市町村		危機管理部	南海トラフ地震対策課
36	3-18-③	物資搬送手段の確保、検討	物資拠点を道路啓開計画の防災拠点に追加し、配送ルート確保 ・トラック及びヘリコプターでの物資配送に係る		危機管理部	南海トラフ地震対策課
37	3-18-④	県物資配送計画の策定	手順について整理 ・総合防災拠点において、計画を踏まえた実働訓練を実施		危機管理部	南海トラフ地震対策課
38	3-19-①	市町村物資受入、配送体制の整備	・4市が計画策定に着手 (高知市、須崎市、四万十市、香美市) ・県が佐川町をモデルに市町村の物資配送マニュアルを作成	3-3 (物資配送体制の構築) に統合し、訓練を通じた習熟と見直しによる実効性の向上を図る	危機管理部	南海トラフ地震対策課
39	3-19-②	市町村物資搬送ルート確保、検討	・応急期機能配置計画に位置付けされた市町村		危機管理部	南海トラフ地震対策課
40	3-19-③	市町村物資搬送手段の確保、検討	物資拠点及び避難所を道路啓開計画の防災拠点に追加し、配送ルート確保		危機管理部	南海トラフ地震対策課
41	3-20-②	金融機関の決済機能や現金供給機能の維持	日本銀行職員が県の図上訓練に参加し、体制の整備に努めた	引き続き訓練参加は継続するが、第4期行動計画には移行しない	危機管理部	南海トラフ地震対策課
42	3-20-③	行方不明者等に係る各種マニュアルの策定	「行方不明者相談対応マニュアル」、「銃砲刀剣類及び危険物の取扱いに関するマニュアル」、「避難所における基本対応マニュアル」を策定	完了	警察本部	警察本部生活安全企画課、少年女性安全対策課、生活環境課
43	4-6-①	災害公営住宅建設計画の策定	災害公営住宅建設計画の策定、及び市町村への説明会の実施	市町村災害公営住宅 (木造) 建設計画策定に対する助言・支援等を実施するが、第4期行動計画には移行しない	土木部	住宅課
44	4-11-②	除塩マニュアルの見直し	平成25年度に作成完了 平成30年度に見直し (改定) を実施	情報収集を継続して新たな知見を得た場合は、必要に応じて見直すこととし、第4期行動計画には移行しない	農業振興部	環境農業推進課
45	4-17-①	暴力団排除連絡協議会の設立	平成30年度までに4つの協議会設立	完了	警察本部	警察本部組織犯罪対策課

(4) 平成31年度～令和3年度(第4期)で目標達成等により完了又は他の項目に統合する取組【表4】

No.	第4期行動計画 取組項目 No.	取組状況	令和4年度以降の対応	部局 (令和3年度時点)	担当課 (令和3年度時点)	
1	1-1-①	県民への情報提供、啓発の促進(「南海トラフ地震に備えちよき」等を活用した啓発)	・令和2年12月改訂版(第6版)を県内全世帯に配布 ・令和2年度に点訳版、音訳版を作成、令和3年度に手話版、多言語版を作成	第5期行動計画においても転入者への配布等により啓発を継続(多言語版については、3-24-⑥(多言語での情報提供体制の整備)に統合)	危機管理部 文化生活スポーツ部	南海トラフ地震対策課 国際交流課
2	1-3-①	自主防災組織の活性化(「こうち防災ニュースレター」を発行)	・年8回発行	・第5期行動計画では、LINEによる情報提供を実施(1-1-①(南海トラフ地震に対する備えについての啓発)に統合)	危機管理部	南海トラフ地震対策課
3	2-1-①	地震・津波観測監視システム構築	・「足摺岬沖への海底地震津波観測網の早期完成に向けた国への政策提言」は、国において事業化され、令和5年度の完成予定となったため完了 ・「地震・津波観測監視システムの高度化及び広域化に向けた国への政策提言」は、国において事業化されたため完了 ・「震度計及びサーバの定期的な維持管理」は、日常点検及び保守点検により、震度情報ネットワークの安定稼働が図られたため、今後は通常の維持管理で対応	「高知県総合防災情報システムの更新及び操作研修や訓練の実施」は、3-6(情報の収集・伝達体制の整備)に統合して取組を実施し、その他の取組は完了	危機管理部	危機管理・防災課
4	2-1-②	学校への緊急地震速報受信機の設置促進	令和2年度に設置完了	完了	文化生活スポーツ部	私学・大学支援課
5	2-2-③	情報伝達・収集手段の多重化(非常通信システムの多重化)	令和2年度に整備工事完了	完了	危機管理部	危機管理・防災課
6	2-4-①	病院の防災対策(病院における長期浸水対策への支援)		完了	健康政策部	健康長寿政策課
7	2-5-③	社会福祉施設における感染症対策	令和3年度までに必要な施設整備等、衛生用品の備蓄等が完了	引き続き必要に応じて支援を継続(第5期行動計画では2-4-②(社会福祉施設の防災対策)に統合)	子ども・福祉政策部	高齢者福祉課 障害福祉課 子ども・子育て支援課
8	2-7-③	県庁施設等の耐震化	高知県庁本庁舎厚生棟及び県立図書館跡施設の耐震化が令和元年度に完了	完了	総務部	管財課 法務文書課
9	2-7-⑧	保険総合衛生庁舎の改築	令和元年度に改築工事完了	完了	健康政策部	健康長寿政策課
10	2-11-④	私立学校のブロック塀等の改修	令和3年度に完了	完了	文化生活スポーツ部	私学・大学支援課
11	2-11-⑤	中村高等技術学校のブロック塀対策	令和元年度に完了	完了	商工労働部	雇用労働政策課

No.	第4期行動計画 取組項目 No.		取組状況	令和4年度以降の対応	部局 (令和3年度時点)	担当課 (令和3年度時点)
12	2-11-⑥	県有施設(所長公舎等)のブロック塀対策	令和元年度に完了	完了	健康政策部	健康長寿政策課
13	2-12-⑥	県立学校体育館の非構造部材の耐震化	令和3年度に完了	完了	教育委員会事務局	学校安全対策課
14	2-12-⑦	県立文化施設の安全対策	令和2年度に完了	完了	文化生活スポーツ部	文化振興課
15	2-13-④	個別避難計画の作成(市町村における避難行動要支援者名簿の提供への支援)	令和2年度までに全市町村で地域の支援者に名簿を提供	完了	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課
16	2-14-④	港湾利用者の避難場所等の整備(高知新港高台用地に避難するために必要な場内道路の整備)	令和3年度に完了	完了	土木部	港湾・海岸課 港湾振興課
17	2-15-①	津波避難タワーの総点検	令和3年度に完了	完了	危機管理部	南海トラフ地震対策課
18	2-15-④	山地災害危険地の避難路等の安全確保	令和3年度までに、地域から要望のあった箇所の対策が完了	今後、事業要望が出された場合はその都度対応するが、第5期行動計画には移行しない	林業振興・環境部	治山林道課
19	2-15-⑤	避難場所の資機材整備(避難場所への発電機や通信機器等の資機材整備の支援)	・避難場所への通信機器等の資機材整備の支援を実施(地域防災対策総合補助金) ・令和3年度に情報収集機器を最低限必要な備蓄品目へ位置づけ	第5期行動計画では、2-14-①(津波避難タワー等の資機材整備)として取組を継続	危機管理部	南海トラフ地震対策課
20	2-16-①	高知港・宿毛湾港の防波堤の延伸等(宿毛湾港の防波堤延伸)	令和2年度に整備完了	完了	土木部	港湾・海岸課
21	2-17-③	県管理・市町村管理海岸の整備(海岸堤防の長寿命化計画の策定)	令和2年度までに市町村管理海岸 35 海岸で計画を策定	完了	土木部	港湾・海岸課
22	2-18-①	河川堤防の耐震化(浦戸湾外の河川堤防の耐震化)	令和元年度に完了	完了	土木部	河川課
23	2-20-④	港湾等の津波漂流物対策	津波漂流物対策(津波バリアー、原木固縛)の実証実験の成果とりまとめ完了	検証結果を踏まえて、須崎市と協議を行う	土木部	港湾・海岸課
24	2-20-⑤	丸太の流出防止対策	令和3年度に、全国の都道府県(内陸8県を除く)を調査した結果、対策を実施した県は無し	完了	林業振興・環境部	木材産業振興課
25	2-21-①	津波浸水想定区域外での工業団地整備(津波浸水区域外での工業団地開発(仮称)南国日章工業団地の開発)	令和3年度に完了	完了	商工労働部	企業誘致課
26	2-22-①	密集市街地における地震火災対策	地震火災対策重点推進地区における取組が概ね完了	2-22-②(密集市街地外における地震火災対策)と統合し、第5期行動計画では、2-21-①(地震	危機管理部	消防政策課

No.	第4期行動計画 取組項目 No.		取組状況	令和4年度以降の対応	部局 (令和3年度時点)	担当課 (令和3年度時点)
				火災対策)として取組を継続		
27	2-23-⑥	車両火災対策	消防研究センターの研究事業や国の動向について情報収集し、国は、自動車業界に課題解決を求める方針となっていることを確認	完了	危機管理部	消防政策課
28	2-24-①	土砂災害対策(土砂災害警戒区域等の周知)	令和3年度に完了	完了	土木部	防災砂防課
29	2-25-①	県管理ダムの耐震化	・耐震照査の完了(6/6ダム、100%) ・耐震補強概略設計の実施(4/4、100%) ・永瀬ダム及び鏡ダムは別途堤体改造等を含むダム再生計画を策定中。耐震補強の実施はこの計画と合わせて実施	ダム再生計画において引き続き対応することとし、第5期行動計画には移行しない	土木部	河川課
30	2-25-③	県公営企業局管理ダム等の耐震化	耐震診断が完了し、水位運用の見直しにより耐震性能を確保	完了	公営企業局	電気工水課
31	2-27-②	文化財の津波対策等	・第4期については、市町村担当者会等での説明に加えて、津波浸水区域内に存する動産文化財6件について集中的に文化財の所有者に働きかけを行った。 ・市町村担当者会の説明の中で、新たに対策の必要性が発見され、2-27-①(文化財建築物耐震化)の事業が行われる場合が多いため、本項目については、2-27-①に含むこととする。	2-27-①(文化財建築物耐震化)と統合し、第5期行動計画では、2-26-①(文化財の耐震化、津波対策等)として取組を継続	教育委員会事務局	文化財課
32	2-29-①	県地域防災計画の見直し	令和元年度に完了	完了	危機管理部	危機管理・防災課
33	2-29-②	市町村地域防災計画の見直し	令和3年度に完了	完了	危機管理部	危機管理・防災課 南海トラフ地震対策課
34	2-29-③	市町村津波避難計画の見直し	令和3年度に完了	完了	危機管理部	南海トラフ地震対策課
35	3-1-②	道路通行情報共有システムの検討	次期高知県総合防災情報システムの検討の中で道路情報システムについても検討・実施	第5期行動計画では、3-6-⑤(総合防災情報システムの充実、更新等)に統合し、取組を継続	土木部	道路課
36	3-1-⑫	感染症流行下における輸送体制の構築	令和3年度までに必要な衛生用品の確保等が完了	第5期行動計画では、4-2(交通基盤の整備)に統合し、引き続き必要に応じて支援を継続	中山間振興・交通部	交通運輸政策課
37	3-4-②	応急対策業務マニュアル等の整備	令和2年度に完了	完了	全部局	
38	3-4-⑨	緊急通行車両の確認手続きのルール化	令和3年度にルール化及び体制構築を完了し、運用開始	完了	危機管理部	危機管理・防災課
39	3-5-①	警察の災害対応力の強化	令和3年度までに、警察署等の新築移転、衛星携帯電話の整備、吉野待機宿舎の改修が完了	完了	警察本部	警察本部装備施設課、災害対策課
40	3-5-③	救助救出活動に備えた警察の資機材等整備(ドローン)	・令和元年度にドローンの整備完了 ・令和3年度に小型重機の整備完了	完了	警察本部	災害対策課

No.	第4期行動計画 取組項目 No.		取組状況	令和4年度以降の対応	部局 (令和3年度時点)	担当課 (令和3年度時点)
		の整備、小型重機(バックホー)の整備)				
41	3-6-③	校務支援システムの整備	令和2年度に、県及び全市町村(学校組合)でのシステム導入が完了し、対災害性の非常に高い県外データセンターでの運用が開始したことにより、情報資産の消失・滅失への対応が完了	完了	教育委員会事務局	教育政策課
42	3-7-①	市町村業務継続計画策定	令和元年度に全市町村で策定が完了し、訓練による検証と必要に応じた見直しを支援	今後も必要に応じて運用上の課題等に係る改訂の支援を行うが、第5期行動計画には移行しない	危機管理部	南海トラフ地震対策課
43	3-8-②	総合防災拠点の整備	令和3年度までに全拠点の耐震化等が完了	完了	土木部	公園下水道課
44	3-8-③	総合防災拠点の資機材整備	令和3年度までに必要な追加整備等が完了	完了	危機管理部	危機管理・防災課
45	3-9-②	緊急消防援助隊の受入体制の整備(市町村消防における緊急消防援助隊受援態勢の強化)	令和3年度に市町村(消防)緊急消防援助隊受援計画の見直し支援が完了	完了	危機管理部	消防政策課
46	3-10-①	発災時の円滑なヘリ運行体制の検討(消防防災ヘリの円滑な運用体制の確立に向けた検討)	令和3年度に完了	完了	危機管理部	消防政策課
47	3-12	応急期の機能配置計画の見直し	・広域調整計画の更新を実施 ・応急仮設住宅建設用地と災害廃棄物仮置き場の確保は引き続き実施	第5期行動計画では、3-4(応急対策活動体制の整備)に移行し、引き続き取組を実施	危機管理部 林業振興・環境部 土木部	南海トラフ地震対策課 環境対策課 住宅課
48	3-13-③	応急給水活動体制の整備(円滑な応急給水活動ができる体制づくり)	令和2年度に「高知県応急給水・応急復旧活動調整マニュアル」を作成	完了	健康政策課	薬務衛生課
49	3-13-⑥	水源の確保対策	令和2年度に完了	完了	農業振興部 公営企業局	農業基盤課 電気工水課
50	3-14-⑥	工業用水道における電源及び燃料の確保対策	令和元年度に完了	完了	公営企業局	電気工水課
51	3-15-④	プル型支援による重要施設における燃料の優先供給体制整備	・優先供給施設台帳を更新し、施設情報を充実(完了) ・関係機関と協議しているものの、災害対応型給油所を優先供給施設に位置づけることやマニュアル作成に至っていない	第5期行動計画では、3-4-①(災害対策本部体制の強化)、3-14-③(プッシュ型支援に対する重点継続供給体制の整備)に統合し、引き続き取組を実施	危機管理部	危機管理・防災課
52	3-15-⑤	燃料輸送経路の確保	・94箇所整備済み(88%・94/106箇所) ・必要整備数を整理し、総合補助金への統合も	第5期行動計画では、3-16-①(緊急用ヘリコプター離着陸場の整備)に統合し、引き続き取組	危機管理部	南海トラフ地震対策課

No.	第4期行動計画 取組項目 No.	取組状況	令和4年度以降の対応	部局 (令和3年度時点)	担当課 (令和3年度時点)
		含めた本補助金の終期設定について検討を行う	を実施		
53	3-18-③	広域火葬体制の整備	県と葬祭業者等3団体との協定締結が完了	完了	健康政策部 薬務衛生課
54	3-18-④	死者・行方不明者の公表基準・手順の作成	令和3年度に完了	完了	危機管理部 危機管理・防災課
55	3-19-①	災害時の医療救護体制の整備（感染症に対応した県立病院の運営体制の構築）	令和3年度に完了	完了	公営企業局 県立病院課
56	3-19-④	災害時の医療救護体制の整備（災害時にトリアージや応急看護が行える看護職員の育成）	令和3年度に完了	完了	健康政策部 健康長寿政策課
57	3-20-②	避難体制づくりの促進（避難所総点検の実施）	令和3年度に総点検を実施し、追加整備が必要な資機材のリストアップが完了	完了（第5期行動計画では、3-19-④（避難所への資機材整備）において整備の支援を実施）	危機管理部 南海トラフ地震対策課
58	3-20-②	避難体制づくりの促進（感染症に対応した避難所の運営体制の構築）	令和2年度に全市町村での感染症対応マニュアルの策定が完了	完了（第5期行動計画では、3-19-②（避難所運営マニュアルの作成、訓練実施）において訓練等の取組を継続）	危機管理部 南海トラフ地震対策課
59	3-20-⑤	公立学校の避難所運営訓練	教職員の半数以上が本訓練を経験済みとなり、一定の認識が得られた	各学校の要望に応じて、HUGキットの貸し出しを継続するが、第5期行動計画には移行しない	教育委員会事務局 学校安全対策課
60	3-20-⑥	県立学校避難所対応マニュアルの見直し	令和3年度までに、県立学校において災害発生時の避難所対応の在り方を検討し、学校防災マニュアルに反映もしくは追加	第5期行動計画では、2-2-②（県立学校・市町村立学校の防災対策）に統合し、引き続き取組を実施	教育委員会事務局 学校安全対策課
61	3-21-④	中山間地域における浄水装置の整備支援	令和3年度に完了	完了	中山間振興・交通部 中山間地域対策課
62	3-22-①	高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドラインの見直し（保健医療調整支部（福祉保健所）における、保健活動用の感染症対策資材の備蓄）	令和3年度に完了	完了	健康政策部 健康長寿政策課
63	3-25-⑤	重点継続要医療者搬送の仕組みづくり	・重点継続要医療者支援マニュアルの策定完了 ・対象者により搬送体制構築にかかる対応や取り組み内容が異なるため、県外搬送体制の整備については、透析コーディネーター・他課とも具体的な検討を実施	第5期行動計画では、3-18-⑧（透析医療提供体制等の整備）及び3-24-④（在宅酸素療法者等に係る災害時医療ネットワークの構築）に統合し、引き続き取組を実施	健康政策部 健康対策課
64	3-26-①	個別の状況に応じた支援体制の検討	被災者支援に係る先進自治体の事例調査・視察	第5期行動計画では、4-11（被災者の生活再建支援体制の整備）に移行・拡充し、引き続き取組を実施	県市町村 南海トラフ地震対策課 地域福祉政策課
65	4-2-②	交通事業者における燃料確保の取組を啓発	令和元年度に完了（燃料確保状況調査により、交通事業者において常に燃料確保を行っている	完了	中山間振興・交通部 交通運輸政策課

No.	第4期行動計画 取組項目 No.	取組状況	令和4年度以降の対応	部局 (令和3年度時点)	担当課 (令和3年度時点)
			ことを確認)		
66 (※)	4-3-②	工業用水道の耐震化（鏡川工業用水道施設・香南工業用水道施設の耐震診断及び必要な対策の実施）	令和2年度に完了	完了	公営企業局 電気工水課
67	4-9-⑤	生活環境課題対応行政職員の育成	毎年1回の研修会により、新任技術職員の育成を実施	完了（今後は、県職員を対象に衛生環境研究所で開催する研修を活用）	林業振興・環境部 環境対策課
68	4-10-①	県立学校・公立小中学校のBCP策定	<ul style="list-style-type: none"> 全ての県立学校において、学校再開計画の策定が完了 市町村立学校における学校防災マニュアル（学校再開を含む）の整備を進めるために、市町村教育委員会が各学校のマニュアルの内容を把握し、必要に応じて指導する体制が必要 	第5期行動計画では、2-2-②（県立学校・市町村立学校の防災対策）に統合し、引き続き取組を実施	教育委員会事務局 学校安全対策課

(5) 令和4年度～令和6年度（第5期）で目標達成等により完了又は他の項目に統合する取組【表5】

No.	第5期行動計画 取組項目No.	取組状況	令和7年度以降の対応	担当課 (令和6年度時点)	
1	1-1-①	啓発ポスター・標語の募集と作品を活用した啓発	応募数（R4のみ実施） ・ポスター：29校429作品 ・標語：57校1,845作品 ・入賞作品を活用した啓発	ポスター・標語は、十分啓発に活用できたことから、今後は、防災まんが選手権等で優秀な作品をアニメ化し、防災アニメを通じて引き続き啓発を行う。	南海トラフ地震対策課
2	1-4-①	市町村新採職員研修への講師派遣	R4以降、人づくり広域連合のカリキュラム変更により、依頼がなかった。	今後は、依頼があった際に対応することとし、第6期には移行しない	南海トラフ地震対策課
3	1-4-④	女性の参画や男女双方の視点を防災の取組に反映させるために、啓発パネルの掲示や情報紙による啓発等を実施	・啓発パネルの展示年1回以上開催（R4:6.20～6.24、R5:5.8～5.18、R6:5.20～5.31） ・広報紙に女性防災プロジェクト記事年1回掲載（R4：ソーレ・スコープ100号、R5:ソーレ・スコープ104号、R6：なし）	今後は、1-4-④（災害・防災分野における男女共同参画に関する研修を開催）に統合し、取組を実施	人権・男女共同参画課
4	2-2-④	放課後子ども教室、放課後児童クラブにおける防災マニュアルの見直し等を支援	防災マニュアル見直し支援 R4 支援なし R5 支援なし R6 調査中	防災マニュアル見直しを支援するための体制を整えていることから、今後は必要に応じて対応することとし、第6期には移行しない	生涯学習課
5	2-4-①	社会福祉施設の防災マニュアルに基づく対策の実行支援	（高齢・障害・児童） 防災マニュアルの策定率：100%	完了	長寿社会課 障害福祉課 子ども家庭課
6	2-4-②	社会福祉施設の設備改修等（避難階段、ガラス飛散防止、避難器具、自家発電装置等）への支援	補助金交付決定（17施設）（R6.11末時点） （R4:4施設、R5:8施設、R6:5施設）	完了	地域福祉政策課

No.	第5期行動計画 取組項目No.	取組状況	令和7年度以降の対応	担当課 (令和6年度時点)
7	2-6-③ 県立牧野植物園資源植物研究センターの耐震化	建替工事の完了 (R4)	完了	自然共生課
8	2-6-⑩ 農業担い手育成センターの安全対策	ガラスハウス屋根張り替え工事完了 (見込)	完了	農業担い手支援課
9	2-7-① 保育所・幼稚園等の耐震化の支援	耐震化率 100% (254/254 棟)	完了	幼保支援課
10	2-8-② 療養病床からの転換にあわせた耐震化の支援	介護療養病床を持つ病院の耐震化率 80% (4/5) (R5 年度末)	今後は、2-8-② (社会福祉施設等の耐震化を支援) に統合し、取組を実施	長寿社会課
11	2-8-② 市町村が設置運営する隣保館の施設整備 (耐震改修工事) に対する支援	令和4年度完了	完了	人権・男女共同参画課
12	2-9-② 防災拠点となる建築物及び沿道建築物の耐震化を促進する道路の指定並びに耐震診断の支援	耐震診断 12 棟 (防災拠点 2 棟、沿道 10 棟) 8% (12 棟/150 棟) 累計 303 棟 60% (303/508 棟)	今後は、2-9-② (大規模建築物、防災拠点および避難路沿道にある建築物の耐震化の支援 (啓発・周知・補助)) に統合し、取組を実施	建築指導課
13	2-9-② 市町村が沿道建築物の耐震化を促進する道路を指定する場合に行う実態調査に対する相談対応・支援	適宜対応	今後は、2-9-② (大規模建築物、防災拠点および避難路沿道にある建築物の耐震化の支援 (啓発・周知・補助)) に統合し、取組を実施	建築指導課
14	2-10-① ブロック塀の所有者に対する啓発活動 (既存塀のチェックポイントによる安全点検や撤去・補強等必要性、新設する場合の	チェックポイントを全市町村広報やホームページに掲載 100% (34/34 市町村)	今後は、2-10-① (住宅敷地等にあるブロック塀の対策の支援 (啓発・周知・補助)) に統合し、取組を実施	建築指導課

No.	第5期行動計画 取組項目No.	取組状況	令和7年度以降の対応	担当課 (令和6年度時点)	
		適切な施工のあり方の周知) 及び相談体制の充実			
15	2-10-①	狭あい道路沿いのブロック塀対策の推進	市町村担当会で情報提供実施	今後は、2-10-①（ブロック塀対策啓発のための市町村における戸別訪問の実施）に統合し、取組を実施	建築指導課
16	2-10-③	市町村立小中学校のブロック塀の早期対策実施を要請	直ちにブロック塀の対策が必要な全183校の対策が完了 ・R4年度 4校の対策を実施 ・R6年度 1校の対策を実施	完了	学校安全対策課
17	2-11-②	保育所・幼稚園等が行う室内安全対策の支援	対策実施 1/2施設 (累計) 対策実施率 99.7% (307/308 施設)	今後は、早期対策の要請と進捗確認を行うが、第6期には移行しない	幼保支援課
18	2-12-④	個別避難計画作成に向けた意向確認向上への取組支援	・優先度が高い方の同意取得率 67.2% (R6.9 末時点) →80% (R7.3 末見込み) ・啓発動画の作成 ・補助金交付延べ 28 市町村 (R4:8 市町村、R5:12 市町村、R6:8 市町村) (R6.8 時点) ・福祉専門職の参画 (R4 以前: 5 市町村、R6.8 時点: 9 市町村)	今後は、2-12-④（個別避難計画の同意取得、作成促進・市町村における優先度が高い方の個別避難計画の作成）と統合し、取組を実施	地域福祉政策課
19	2-12-⑤	津波浸水想定区域内で宿泊定員 30 名以上の旅館・ホテルでの津波防災対策マニュアルの策定・避難訓練の実施、結果を踏まえた津波防災対策マニュアルの見直し	津波防災対策マニュアルの策定・避難訓練の実施率 99% (90/91 事業所)	今後は 2-12-⑤（全事業所に対する旅館・ホテルの災害時対応マニュアルの整備促進及び避難訓練実施に向けた啓発）と統合し、取組を実施	観光政策課

No.	第5期行動計画 取組項目No.		取組状況	令和7年度以降の対応	担当課 (令和6年度時点)
20	2-12-⑤	旅館・ホテルにおける外国人宿泊者への情報伝達・誘導訓練の実施	計画どおり、研修会を開催	今後は、4-17-①（旅館ホテル事業者を対象とした防災意識の向上を図るための研修会開催）と統合し、取組を実施	観光政策課
21	2-12-⑦	高知新港で働く人々や利用者を対象とした津波避難訓練の実施・啓発	訓練等の実施 (無線伝達訓練12回) (机上訓練1回)	今後は、3-2-①（一次防災拠点港湾の港湾BCPに基づいた訓練等による検証や計画の見直しを通じた継続的な運用・改訂・見直し）に統合し、取組を実施	港湾・海岸課
22	2-13-④	高台の企業と避難場所の提供について協定締結及び協力依頼	協定締結済み	完了	港湾振興課
23	2-13-④	高知新港高台用地に避難するために必要な場内道路の整備	場内道路整備 2022年度完成	完了	港湾・海岸課
24	2-17-③	止水・排水対策のための資機材の備蓄・調達(鋼矢板、大型土のう袋、土砂、バックホウ、排水ポンプ等の備蓄・調達)	資材の備蓄・調達方法の確立	今後は、3-4-⑤（長期浸水域における救助救出対策及び早期に止水・排水対策を実施・完了するための手順の確立、関係機関の役割分担などの検討）に統合し、取組を実施	港湾・海岸課 河川課
25	2-20-①	津波浸水想定区域外での工業団地開発 (仮称)高知布師田団地の開発(分譲面積約7.5ha)	・本体造成工事の完成(R5.7) ・分譲開始	完了	企業誘致課
26	2-20-⑤	県立学校の高台移転	・(新)安芸中学校・高等学校の施設整備完了 ・清水高校の高台移転完了	完了	学校安全対策課

No.	第5期行動計画 取組項目No.		取組状況	令和7年度以降の対応	担当課 (令和6年度時点)
27	2-22-②	津波火災における延焼防止対策などを高知市と連携して推進（広報内容及び広報手段の検討並びに調整）	高知市消防局策定の津波火災対策基本計画（令和元年度）、津波火災対策実施計画（令和2年度）及び津波火災警防計画（令和5年度）を踏まえた津波火災対策に関する広報の検討	今後は、2-21-①（地震火災対策に関する広報）に統合し、取組を実施	消防政策課
28	2-22-④	漁業用屋外燃油タンクの撤去	撤去する燃料タンク1基(34/34基・100%) 令和4年度完了	完了	水産業振興課
29	2-28-①	臨時情報が発令された際の市町村の避難所開設等の方針を決定し、避難所運営マニュアルへ反映	臨時情報発令時に開設する避難所の整理	臨時情報発表時は、市町村職員が避難所を開設、運営することを確認でき、現行の避難所運営マニュアルで対応できるため、第6期には移行しない	南海トラフ地震対策課
30	3-1-⑤	高知県緊急輸送道路ネットワークの見直し (第5期計画期間中に追加)	高知県緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しの完了（令和4年度完了）	完了	道路課
31	3-1-⑥	高知駅秦南町線の整備	舗装・仮橋撤去・市道復旧工事の完成 4車線工事が完成し、供用開始 4車線工事が完成し、供用開始	完了	都市計画課
32	3-1-⑫	災害時に代替路として活用できる可能性のある林道の洗い出し (第5期計画期間中に追加)	林道の位置情報を森林クラウドへ搭載（予定）	完了	治山林道課
33	3-2-④	高知海保・高知県警・高知市消防・陸上自衛隊の応急救助機関連携訓練に	3機関（高知海上保安部、陸上自衛隊、高知県警）連携による応急救助訓練において取締船が参加する海上輸送訓練は実施されなかった	今後は、4機関連携の応急救助訓練や水難救済会及び高知海上保安本部との災害応急対策訓練等において災害発生時の船舶による輸送訓練に漁業取締船が参加していくが、第6期には移行しない。	漁港漁場課

No.	第5期行動計画 取組項目No.		取組状況	令和7年度以降の対応	担当課 (令和6年度時点)
		当課漁業取締船が毎年参加			
34	3-2-⑤	作業船位置・回航情報システムの効率的かつ効果的な活用に向けた、関係機関・団体との運用調整	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの運用保守委託業務の実施 ・関係機関・団体との運用調整 	完了	漁港漁場課
35	3-3-③	市町村物資配送計画の策定支援	市町村物資配送計画 5町策定 (34/34 市町村)	完了	南海トラフ地震対策課
36	3-4-④	国、他団体への職員派遣要請手順の検証と見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・職員派遣要請手順書の策定 ・見直しの必要は生じていない 	完了 今後は、必要に応じ見直しを行うが、第6期行動計画には移行しない	人事課
37	3-5-②	災害警備活動用車両の整備	オフロードバイク 4台整備	完了	警備第二課
38	3-5-③	救助用ボート用資機材の整備	夜間航行灯 0台整備 プロペラガード 0台整備 (累計) 夜間航行灯 (15/41台・37%) プロペラガード (0/41台・0%)	今後は、ボートの運用について検討を実施することから、第6期には移行しない	警備第二課
39	3-5-⑥	切れ目のない救助救出活動(警察)を継続するための感染予防対策(衛生用品の調達(備蓄サージカルマスク、防護セット、ゴム手袋、アルコール消毒液)	未調達 新型コロナ対策として整備予定としていたが、一定数整備済みであり、感染症5類となったことから追加整備は未実施	今後は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、使用が大幅に減少したことから、追加整備は実施せず、第6期には移行しない	警備第二課

No.	第5期行動計画 取組項目No.	取組状況	令和7年度以降の対応	担当課 (令和6年度時点)
40	3-5-⑦ 津波警報発表中における 消火活動体制の検討 (第5期計画期間中に追加)	・津波警報発表中における消火活動体制の検討 ・津波火災警防計画に基づく消火活動体制を実効性あるものにするため、災害派遣用メッシュコンテナ(1台)を追加配備(高知県消防長会事務局の高知市消防局にて保管)	完了	消防政策課
41	3-6-⑥ 震度6以上の地震でホームページの掲載内容を変更、災害時に必要な情報のみ掲載し、容易にアクセスできるようシステム作成	ホームページ再構築完了	完了	県民支援相談課
42	3-7-① 市町村業務継続計画(BCP)の実効性確保の支援(消防庁が定めるBCP重要6要素の充足)	3市町村で充足 34/34市町村・100%	完了	危機管理・防災課 (各地域本部) 南海トラフ地震対策課
43	3-9-③ 中国・四国管区合同広域緊急援助隊等訓練への参加	R4年度:訓練参加 R5年度:補完教養実施(能登半島地震発生に伴い訓練中止のため) R6年度:訓練参加	今後は、3-5-②(倒壊家屋や土砂災害現場等での救出救助活動に資する装備資機材習熟及び救助訓練の実施)に統合し、取組を実施	警備第二課
44	3-9-③ 県外からの応援救助機関を迅速に受け入れ体制の整備(受援計画の検証・見直し)	検証実施	今後は、都度検証・見直しを実施していくが、第6期には移行しない	警備第二課
45	3-10-① 消防防災ヘリ2機体制を確保	2機運航	完了	消防政策課

No.	第5期行動計画 取組項目No.		取組状況	令和7年度以降の対応	担当課 (令和6年度時点)
46	3-12-①	高知県公営企業局事業継続計画（電気事業編）の検証と見直し	震災対応訓練の実施及びマニュアルの見直し	今後は、3-12-①（高知県公営企業局事業継続計画（工業用水道事業、電気事業編）の検証と見直し）と統合し、取組を実施	電気工水課
47	3-12-②	水道施設の耐震化の現状把握や被害想定を支援	<ul style="list-style-type: none"> ・施策目標の実現に向け、推進部会及び推進委員会において進捗管理を実施 ・重要施策7つのうち、4つが最終目標を達成見込み。 	今後は、3-12-③（上下水道耐震化計画に位置づけた水道システムの急所施設の耐震化に対する支援）及び3-12-③（上下水道耐震化計画に位置づけた避難所等の重要施設に接続する水道管路の耐震化に対する支援）に統合し、取組を実施	公園上下水道課
48	3-12-③	市町村の応急給水計画策定の支援	<p>応急給水計画 6市町村策定 100% (34/34)</p> <p>資機材整備補助制度により資機材等の整備を支援</p>	<p>完了</p> <p>今後は、3-12-②（県と全市町村による水道BCPに基づく情報伝達訓練の実施）及び3-12-④（応急給水活動に必要な資機材（タンク等）の整備支援）により実効性を高める</p>	公園上下水道課
49	3-12-④	配水池の耐震化に対する県の支援	<p>配水池の耐震化 3施設 75% (3/4施設)</p> <p>(累計) 95% (21/22)</p>	今後は、3-12-③（上下水道耐震化計画に位置づけた水道システムの急所施設の耐震化に対する支援）及び3-12-③（上下水道耐震化計画に位置づけた避難所等の重要施設に接続する水道管路の耐震化に対する支援）に統合し、取組を実施	公園上下水道課
50	3-12-⑥	高須浄化センターの施設の耐震化	高須浄化センターの最低限度の機能確保のための耐震化を完了 耐震化率 100%	完了	公園上下水道課
51	3-12-⑥	高須浄化センターの施設の耐浪化	高須浄化センターの最低限度の機能確保のための耐浪化を完了 耐浪化率 100%	完了	公園上下水道課
52	3-13-⑤	火葬場の自衛的な備蓄を図るためのこまめな給油等の啓発	広域火葬対応に関する研修会にて啓発	<p>完了</p> <p>こまめな燃料給油については、各方面において意識の浸透が図られており、第6期行動計画には移行しない</p>	薬務衛生課

No.	第5期行動計画 取組項目No.		取組状況	令和7年度以降の対応	担当課 (令和6年度時点)
53	3-14-②	燃料供給に関する協定等の締結の促進及び締結した協定等の実効性を高めるための具体的な要請手順や連絡体制を確立し、それに基づく継続的な訓練を実施	総合防災訓練において、給油訓練を実施 ・R4：1回 ・R5：1回 ・R6：1回	今後は、3-8-①（災害時協定締結事業者と連携した訓練の実施）に統合し、取組を実施	危機管理・防災課
54	3-14-③	これまで県が整備を行ってきた災害対応型給油所を災害対応型中核給油所等として位置づけるよう、高知県石油業協同組合とともに事業者と調整のうえ、経済産業省資源エネルギー庁等に対して働きかけ	石油業協同組合等との調整	事業者の意向を確認のうえ、これ以上の災害対応型中核給油所への位置づけは困難なため、第6期には移行しない	危機管理・防災課
55	3-14-④	燃料供給に係る関係機関との連携強化を図るため、タンクローリーやミニローリーを活用した燃料輸送に係る訓練を実施	総合防災訓練において、給油訓練を実施 ・R4：1回 ・R5：1回 ・R6：1回	今後は、3-14-④（発災時に利用可能なタンクローリー及び県内のミニローリーの保有状況を把握し、発災時の活用について関係機関と検討）に統合し、取組を実施	危機管理・防災課
56	3-15-②	孤立地域において必要な対策を検討するため、モデル地区において、燃料対策など必要な対策を総合的に検討	検討を継続	引き続き、孤立地域において、市町村への燃料備蓄の呼びかけや、住民に対しては「半分になったら満タン給油」の啓発を行うため、第6期へは移行しない。	危機管理・防災課

No.	第5期行動計画 取組項目No.		取組状況	令和7年度以降の対応	担当課 (令和6年度時点)
57	3-15-③	医薬品卸売販売業者に対し医薬品等の運搬用車両確保の必要性を啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・主要医薬品卸売業者の自家発電設備等の確保状況に係る調査を実施 ・緊急通行車両の早期給油及び自家発電設備に係る備蓄燃料の確保について啓発を実施 	<p>完了</p> <p>主要卸業者において災害時の医薬品等の運搬用車両の確保や、燃料の早期給油も実施できており、目標を達成できたため、第6期行動計画には移行しない</p>	薬務衛生課
58	3-15-③	医療機関におけるLPガスや自然エネルギー等の代替エネルギーによる発電設備の整備を促進	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護活動等に必要な燃料の確保について、複数のエネルギー手段を整備することの有用性を啓発 ・能登半島地震の状況を踏まえ、支援制度の拡充について国に政策提言を実施(R6.5月) 	<p>今後は、あらゆる機会に補助金の周知を行い、医療機関に対して複数の通信手段の確保を促すとともに、医療ネットの活用や医師会の協力等、啓発の手段を検討することとし、3-18-④（病院のBCPや計画等で想定される水の需要量を基に、必要な水の確保に向けた啓発と支援）に統合し、取組を実施</p>	保健政策課
59	3-16-②	衛星携帯電話等の配置の支援	補助金実績なし	<p>今後は、3-19-④（避難所と市町村災害対策本部との連絡手段整備の支援（市町村を通じて支援））と統合し、取組を実施</p>	危機管理・防災課 <u>南海トラフ地震対策課</u>
60	3-17-①	DNA型検査室の増設、身元関係資料鑑定体制の強化、整備	<ul style="list-style-type: none"> ・第二DNA型検査室設置工事契約 ・機器発注 	完了	警備第二課
61	3-18-②	<p>消防学校において、以下のカリキュラムを実施する。</p> <p>『地域防災指導者研修』 対象：消防本部の職員 実施日数：3日間（3日×1回） 受入人数：30人『一日震災訓練』</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3回開催 ・72人参加 	<p>今後は、1-3-②（消防学校における一日震災訓練の実施）に統合し、取組を実施</p>	消防政策課

No.	第5期行動計画 取組項目No.	取組状況	令和7年度以降の対応	担当課 (令和6年度時点)
62	3-18-③ 地域ごとの医療救護の行動計画の継続的なバージョンアップ	令和6年度までのバージョンアップ完了(見込) ・～R4 6地域 ・R4 0 ・R5 5地域 ・R6 12地域(見込み) 計 23地域/23地域	完了	保健政策課
63	3-18-④ 高知DMAT研修の受講促進	高知DMAT研修の受講 12チーム受講 ローカルDMAT養成チーム数:77チーム ・R4 チーム受講5チーム 個人受講12名 ・R5 チーム受講2チーム 個人受講19名 ・R6 チーム受講5チーム 個人受講23名	今後は3-18-④(日本DMATの養成)に統合し、取組を実施	保健政策課
64	3-18-④ 災害医療訓練等の実施	本部・支部訓練、市町村職員研修、情報伝達訓練をそれぞれ年1回以上実施 ・EMIS入力訓練(毎年3回実施) ・保健医療調整本部訓練実施 ・市町村医療救護活動技能向上訓練(毎年2地域で実施) ・情報伝達訓練(市町村、保健所) ・大規模地震時医療活動訓練(R5年度実施)	今後は、3-18-①(「能登半島地震」を踏まえた災害時医療救護計画の改定と検証(保健・医療・福祉の連携強化等)及び3-23-①(保健・医療・福祉の連携体制の強化)に統合し、取組を一体的に実施	保健政策課
65	3-18-⑤ 医療従事者を孤立地域に搬送する仕組みづくり (医療従事者を孤立地域に搬送する仕組みの構築)	・医療従事者搬送計画の追加など災害時医療救護計画の改定(R5.7、R6.3) ・医療従事者搬送計画の搬送者リストの作成及び更新(R5、R6) ・災害時医療救護見直し検討部会の開催(R6.2)	今後は、3-18-①(「能登半島地震」を踏まえた災害時医療救護計画の改定と検証(保健・医療・福祉の連携強化等)及び3-23-①(保健・医療・福祉の連携体制の強化)に統合し、取組を一体的に実施	保健政策課
66	3-18-⑤ 医療従事者を孤立地域に搬送する仕組みづくり	3-18-⑤(総合防災拠点・SCU等における医療提供機能の確保・搬送機能の強化)に統合し実施	今後は、3-18-①(「能登半島地震」を踏まえた災害時医療救護計画の改定と検証(保健・医療・福祉の連携強化等)	保健政策課

No.	第5期行動計画 取組項目No.		取組状況	令和7年度以降の対応	担当課 (令和6年度時点)
		(活動拠点の機能確保、強化)	<ul style="list-style-type: none"> ・安芸支部及び幡多支部においてSCU展開訓練を実施(年1回) ・SCU資機材の更新 ・高知DMAT協議会の部会として「SCU運営・ローカルDMAT資機材検討部会」の設置 	及び3-23-①(保健・医療・福祉の連携体制の強化)に統合し、取組を一体的に実施	
67	3-18-⑤	総合防災拠点・SCU等における医療提供機能の確保・搬送機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・安芸支部及び幡多支部においてSCU展開訓練を実施(年1回) ・SCU資機材の更新 ・高知DMAT協議会の部会として「SCU運営・ローカルDMAT資機材検討部会」の設置 	今後は、3-18-①(「能登半島地震」を踏まえた災害時医療救護計画の改定と検証(保健・医療・福祉の連携強化等)及び3-23-①(保健・医療・福祉の連携体制の強化)に統合し、取組を一体的に実施	保健政策課
68	3-18-⑤	県外から来る多種多様な医療支援チームが効果的に活動できるよう受援体制を整備	3-18-①(災害時医療救護計画の検証と見直し)に統合し実施 <ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者搬送計画の追加など災害時医療救護計画の改定(R5.7、R6.3) ・医療従事者搬送計画の搬送者リストの作成及び更新(R5、R6) ・災害時医療救護計画見直し検討部会の開催(R6.2) 	今後は、3-18-①(「能登半島地震」を踏まえた災害時医療救護計画の改定と検証(保健・医療・福祉の連携強化等)に統合し、取組を実施	保健政策課
69	3-18-⑥	薬剤師が行う医療救護活動に必要な技能の習得のための研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地域リーダー薬剤師養成研修の実施(R6:60名受講) ・地域リーダー薬剤師養成研修の実施(R5:26名受講) ※R4は新型コロナウイルスの感染拡大により開催できず (参考)	今後は3-18-⑥(薬剤師が行う医療救護活動に必要な技能のスキルアップのための研修の実施)に統合し、取組を実施	薬務衛生課

No.	第5期行動計画 取組項目No.		取組状況	令和7年度以降の対応	担当課 (令和6年度時点)
			地域リーダー薬剤師のべ人数：180名（R7.3月末時点）		
70	3-18-⑥	電子版お薬手帳の普及啓発	<p>電子版お薬手帳の利用率 7.9%（R6地震・津波県民意識調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬局窓口での啓発 ・健康イベント会場での啓発 ・医療DX活用に向けた関係機関との協議 	<p>今後は、マイナポータルや電子処方箋、PHRの推進等の国のデータヘルス改革の動きを踏まえ、電子版お薬手帳から国の医療DXを活用した服薬情報管理へ移行していくことが見込まれることから、第6期行動計画へは移行しない引き続き、国の動きに注視しながら医療DXを活用した服薬情報管理の普及啓発を進める。</p>	薬務衛生課
71	3-18-⑦	災害時に活用できる在宅歯科医療機器整備・貸出	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度まで貸与してきた機器を令和6年度に歯科医師会に譲渡、引き続き歯科医師会支部で管理・貸出する体制とし、災害時の活動体制を維持 ・令和6年度は歯科診療所に対し、訪問歯科診療機器整備への補助を新たに開始することで、訪問歯科診療専用の機器を災害時にも活用できるよう整備を支援 	完了	保健政策課
72	3-18-⑨	衛生環境研究所における検査体制の機能維持	<ul style="list-style-type: none"> ・BCPの改正【12月】 ・飲料水の水質検査手順書の作成【12月】、検査訓練【3月】 ・アスベスト測定マニュアルの作成【12月】、測定訓練【3月】 	完了	保健政策課（衛生環境研究所）

No.	第5期行動計画 取組項目No.	取組状況	令和7年度以降の対応	担当課 (令和6年度時点)
73	3-19-③ 広域避難所運営マニュアル作成の支援 ※避難先施設のマニュアルを基に広域避難所運営マニュアルを作成	広域避難を前提とした圏域調整 ・中央圏域広域避難に関する検討会の開催 ・中央圏域で、広域避難候補施設との協定締結 (いの町6箇所、香美市5箇所見込み) ・他3圏域で広域避難候補施設の検討	今後は、3-19-③(広域避難施設の確保)と統合し、取組を実施	南海トラフ地震対策課
74	3-19-⑥ 帰宅困難者の避難支援	帰宅困難者にとって必要な道路啓開情報や公共交通復旧情報について、災害対策本部事務局運営マニュアルの広報班で整理	完了	南海トラフ地震対策課 観光政策課 地域観光課 交通運輸政策課
75	3-19-⑧ 1.5次避難所の検討 (第5期計画期間中に追加)	1.5次避難所の必要性について検討	完了 市町村別で避難所が不足している現状では、広域避難での対応となることから、3-19-②(広域避難施設の確保)の取組を実施	南海トラフ地震対策課
76	3-20-④ 中山間地域における浄水装置の整備に対する支援 (第5期計画期間中に追加)	孤立が想定される集落への浄水装置整備への支援を実施 R4:1件 R5:0件 R6:0件 (R2:4件) (R3:1件)	今後は、浄水装置整備に対する支援は他制度でも支援可能であることから、第6期行動計画には移行しない	中山間地域対策課
77	3-23-① 社会福祉施設における要配慮者のための避難スペースの整備	・施設への働きかけの実施 ・1施設の避難スペースの整備	今後は、3-24-①(福祉避難所の新規指定の促進)と統合し、取組を実施	障害福祉課
78	3-23-② 一般避難所における要配慮者スペースの整備や支援体制づくり	・一般避難所運営訓練の実施(34市町村) ・要配慮者支援ガイド及び啓発用動画による支援	今後は、3-19-②(避難所運営訓練の実施)と統合し、取組を実施	南海トラフ地震対策課 地域福祉政策課

No.	第5期行動計画 取組項目No.	取組状況	令和7年度以降の対応	担当課 (令和6年度時点)		
79	3-24-⑥	外国人に対する避難情報提供体制の充実（県防災アプリの多言語対応）	県防災アプリ 配信開始日：R5.6.1 インストール数：794人（R6.10末時点）	県防災アプリ 配信開始日：R5.6.1 インストール数：794人（R6.10末時点）	今後は、3-25-⑩（ホームページの整理・高知県防災アプリへの「備えちよき」電子データの掲載・「備えちよき」電子データおよび高知県防災アプリの周知）と統合し、取組を実施	文化国際課
80	3-26-①	災害ボランティアセンターの迅速な設置のため、初期行動計画ガイドラインに基づく訓練及び計画の見直し	・災害ボランティア運営模擬訓練（28回予定） ・初期行動計画の見直しへの支援（16回予定）	今後は、3-27-①（各市町村における災害ボランティアセンターの円滑な設置、運営及びNPO等との連携強化）と統合し、取組を実施	地域福祉政策課	
81	3-26-①	復興期における支援体制の強化のため、関連機関とのネットワークの強化	・災害ボランティアネットワーク会議の開催（3回 参加14団体）	今後は、3-27-①（各市町村における災害ボランティアセンターの円滑な設置、運営及びNPO等との連携強化）と統合し、取組を実施	地域福祉政策課	
82	3-26-①	市町村災害ボランティアセンターを担う人材の養成・資質向上	・運営基礎研修開催（3回 参加 計220人予定） ・中核スタッフ研修開催（3回 参加 計100人） ・所長等研修開催（3回 参加 計114人予定）	今後は、3-27-①（各市町村における災害ボランティアセンターの円滑な設置、運営及びNPO等との連携強化）と統合し、取組を実施	地域福祉政策課	
83	3-28-②	市町村の被災宅地危険度判定業務受援体制の整備 市町村の受援計画の検証と見直し	被災宅地危険度判定に係る連絡訓練実施（ブロック分け開催9市町村参加）	今後は、2-10-①（住宅敷地等にあるブロック塀の対策の支援（啓発・周知・補助））と統合し、取組を実施	都市計画課	
84	4-2-①	交通運輸事業者における事業継続計画（BCP）策定を喚起	県バス協会会員のバス事業者のうち、乗合バス運行事業者の事業継続計画（BCP）の復興期へ向けた検証を喚起 B C P 策定率 100%	完了 今後は、3-1-⑧（県内でのバスの輸送手段の確保・県バス協会会員のバス事業者のうち、乗合バス運行事業者の事業継続	交通運輸政策課	

No.	第5期行動計画 取組項目No.		取組状況	令和7年度以降の対応	担当課 (令和6年度時点)
				計画(BCP)の復興期へ向けた検証を喚起)を通じ、実効性の向上を図る	
85	4-5-③	都市計画区域を有する4市町における応急仮設住宅の建設用地確保のための防災協力農地の取組の推進 (第5期計画期間中に追加)	4市町(高知市、南国市、香美市、いの町)への制度の周知を実施	今後は、継続して防災協力農地制度の周知を行うが、第6期行動計画には移行しない	農業基盤課
86	4-6-②	応急借上住宅制度について、他県の情報収集と意見交換	国・他県の情報収集	今後は、4-6-①(関係機関との連携体制と役割分担、事務フロー等の点検と見直し)と統合し、取組を実施	住宅課
87	4-9-②	「市町村災害廃棄物処理計画」のバージョンアップへの支援(市町村職員等を対象とした業務説明会等の開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・R4～6:市町村担当者会を開催 ・R4～6:市町村等職員向けの講演会を開催 ・R4:公費解体に関する研修会を開催 ・R5:公費解体及びトイレ問題に関する研修会を開催 ・R6:被災自動車の処理に関する研修会を開催 	今後は、3-19-⑤(仮設トイレ供給等に係る協力協定の実効性の確保)及び4-9-①(災害廃棄物処理等に係る協力協定の締結及び締結した協定の実効性の確保)、4-9-④(市町村による迅速な損壊家屋等の解体撤去に向けた協力協定の締結と実効性の確保)と統合し、取組を実施	環境対策課
88	4-9-③	ごみ焼却施設及びし尿各処理施設のBCP策定支援	<ul style="list-style-type: none"> ・R4:BCP策定(12⇒19施設/24施設、79%) ・R5:BCP策定(19⇒23施設/24施設、95%) ・R6:BCP策定(23⇒24施設/24施設、100%) 	完了 今後は、4-9-②(実効性のある市町村災害廃棄物処理計画への見直し支援)により、計画の実効性を高める	環境対策課
89	4-9-③	ごみ焼却施設及びし尿各処理施設における強靱化のための必要な改修に向	施設の強靱化 0/2施設 <ul style="list-style-type: none"> ・R4～6:施設の強靱化に係る環境省交付金周知 	今後は、4-9-②(実効性のある市町村災害廃棄物処理計画への見直し支援)と統合し、取組を実施	環境対策課

No.	第5期行動計画 取組項目No.	取組状況	令和7年度以降の対応	担当課 (令和6年度時点)	
		けた支援策の検討及び実施			
90	4-13-②	災害発生時における家畜の飼育環境の維持 (第5期計画期間中に追加)	畜産農家、飼料販売業者に対して実施したアンケート調査をもとに、9月補正により、一定の畜産農家及び畜産試験場に非常用電源等の防災機器を整備	完了	畜産振興課
91	4-15-③	地震津波による漁業権の漁場基点の消失により、漁業権区域が不明となる恐れがあるため、基点の緯度経度を測量しデータを管理	・第二種共同漁業権の漁場基点計182点の緯度経度を明確化	完了	漁業管理課

参考資料

- ◆ 高知県南海トラフ地震対策行動計画（第6期 令和7年度～令和9年度）
の概要
- ◆ 高知県南海トラフ地震対策行動計画（第6期 令和7年度～令和9年度）
の体系
- ◆ 重点課題説明資料
- ◆ 第5期南海トラフ地震対策行動計画の総括

高知県南海トラフ地震対策行動計画（第6期 令和7年度～令和9年度）の概要

1. 南海トラフ地震対策行動計画とは

- 地震による被害の軽減や発災後の応急対策、速やかな復旧・復興に向けた事前の準備など、県や市町村、事業者、県民がそれぞれの立場で実施すべき具体的な取組をまとめたトータルプラン
- 揺れや津波から「命を守る」対策、助かった「命をつなぐ」対策、復旧・復興期の「生活を立ち上げる」対策の3つのステージごとに取組を推進
- 防災対策の基本的な考え方を定めた「高知県地域防災計画（地震及び津波災害対策編）」や、推進方針を定めた「高知県強靱化計画」の実行計画

2. 南海トラフ地震対策の方向性

- 幅を持たせた地震を想定し、対策を実施
- 「自助」「共助」「公助」の取組をハード・ソフト両面から多重的に推進
- 新たな教訓を踏まえ、「事前の備え」を強化・加速化

3. 計画の対象とする地震

- 対策に万全を期していくため、規模の異なる二つの地震を想定して取り組む
- 何より尊い人命は、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波(L2)からも確実に守ることを目指す
 - 応急期、復旧・復興期の対策については、発生頻度の高い一定程度の地震・津波(L1)も視野に入れ取り組む

5. 第6期行動計画のポイント

- ◆ 策定方針
 - 進捗状況を定量的に評価するための数値目標を設定するなど、明確な成果指標を設けてPDCAサイクルを一層徹底
 - 「命を守る」、「命をつなぐ」、「生活を立ち上げる」対策の最終目標に向けて取組を進化
 - 能登半島地震や臨時情報の教訓を踏まえ、4つの観点で「事前の備え」を強化・加速化
 - (1) 「自助」、「共助」の取組の強化 (2) 避難環境の整備の強化 (3) 復旧・復興作業に向けた事前の備えの強化 (4) 災害に強いインフラ整備の加速化
 - 取組が完了したものは、訓練等により検証を行うなど、実効性の確保に取り組む
 - 第6期の初年度に被害想定を見直し、行動計画のバージョンアップを図る

6. 重点課題

○ 対策の中でも、減災目標の達成に向けて、従来の重点的に取り組む課題に新たな対策を取り入れ、「10の重点課題」として再編し、積極的に取組を推進する。

命を守る対策

揺れや津波などによる被災を減らすための対策

重点①
住宅の安全性の確保

重点②
地域地域での津波避難対策の実効性の充実

重点③ 新
南海トラフ地震臨時情報への対応強化

命をつなぐ対策

地震から助かった「命をつなぐ」ための対策

重点④
医療救護対策、要配慮者対策の推進

重点⑤ 新
災害関連死の防止に向けた避難環境の整備や支援・受援態勢の強化

重点⑥
長期浸水水域内における確実な避難と迅速な救助・救出

生活を立ち上げる対策

復旧・復興作業の遅れによる人口流出を防ぐための対策

重点⑦
早期の復旧・復興に向けた取組の強化



共通課題

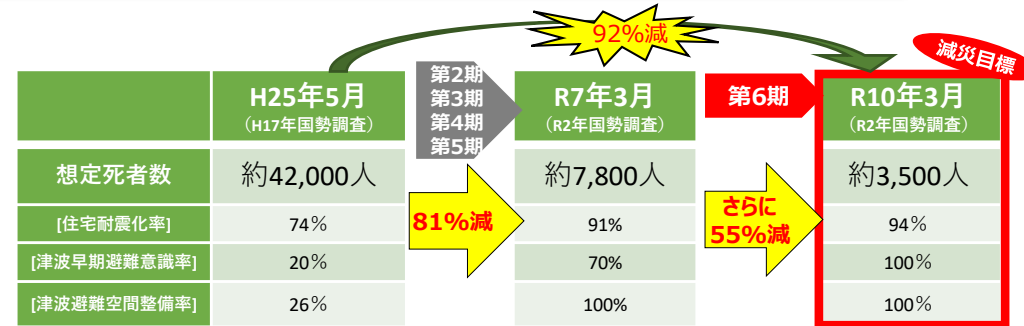
啓発やインフラ整備、DXなどの各ステージに共通する対策

重点⑧
啓発の充実強化による自助・共助のさらなる強化

重点⑨ 新 災害に強いインフラ整備の加速化

重点⑩ 新
防災DXの活用による防災・災害対応業務の効率化の推進

4. これまでの対策による減災効果と第6期行動計画の減災目標

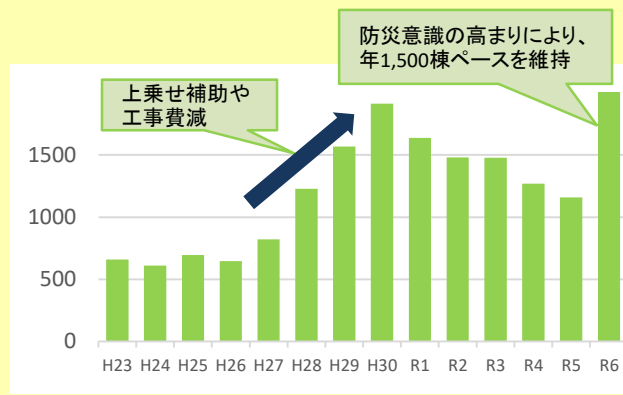


高知県南海トラフ地震対策行動計画（第6期 令和7年度～令和9年度）の体系

命を守る	揺れ対策	津波対策	火災対策	
	<ul style="list-style-type: none"> ■住宅の耐震化の促進 ■県・市町村有建築物、学校、医療施設・社会福祉施設の耐震化の促進 ■室内の安全対策の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅等における家具転倒防止対策 ■ブロック塀対策等の促進 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■津波からの避難対策の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・津波災害警戒区域の避難確保計画策定、訓練の実施 ・個別避難計画の作成、訓練の実施 ■津波避難路・避難場所の整備 ■津波・浸水被害対策 <ul style="list-style-type: none"> ・港湾、海岸、河川等の対策の推進 ■高台移転に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等の高台移転 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■市街地における火災対策 <ul style="list-style-type: none"> ・地震火災対策 ・密集市街地の地震火災対策 ■燃料タンク等の安全対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・タナスカ、中の島地区の石油・ガス施設対策 ・農業用燃料タンク対策 <p style="text-align: right;">など</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ■県民への情報提供、啓発の促進 ■防災教育、防災訓練の実施 ■臨時情報への対応強化 ■防災DXの推進 <p>・南海トラフ地震に対する備えを啓発</p>			
<div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">高知県強靱化計画</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">耐震改修促進計画</div>		<div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">地域津波避難計画</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">災害時における要配慮者の避難支援ガイドライン</div>		<div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">地震火災対策指針</div>
命をつなぐ	応急活動対策	避難所・被災者対策	医療救護対策	
	<ul style="list-style-type: none"> ■陸上における緊急輸送の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・道路啓開計画の実効性の確保 ・橋梁や道路法面の防災対策 ■海上における緊急輸送の確保 ■応急対策活動体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・長期浸水における救助救出体制の整備 ■ライフライン対策 <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の耐震化 ・応急給水活動に係る資機材整備 ■燃料確保対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の燃料供給体制の維持 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■避難体制づくりの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の収容能力の拡大 ・避難所運営マニュアルの作成、訓練実施 ・避難所への資機材整備 ■備蓄の推進 ■物資配送体制の構築 ■保健・医療・福祉の連携体制の強化 ■要配慮者の避難対策の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の指定、要配慮者の避難対策の見直し ■災害ボランティア活動の体制整備 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■医療救護体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・医療救護活動を担う人材の育成 ・自らの力で医療継続できる体制の確保 ・医薬品等の供給・確保体制の整備 ・歯科医療提供体制の整備 ・透析医療提供体制等の整備 <p style="text-align: right;">など</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ■受援態勢の強化 ■防災人材の育成 ■地域の防災体制の強化 ■防災DXの推進（再掲） <p>・県や市町村における受援態勢の整備</p>			
<div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">道路啓開計画</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">応急対策活動要領</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">応急救助機関受援計画</div>		<div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">物資配送計画</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">燃料確保計画</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">応急期機能配置計画</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">避難所運営マニュアル作成の手引き</div>		<div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">災害時医療救護計画</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">要医療者支援マニュアル</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">保健医療計画</div>
生活を立ち上げる	復旧対策	くらしの再建対策	復興対策	
	<ul style="list-style-type: none"> ■公共土木施設の早期復旧 ■建設業・建築業のBCP策定 ■農・林・水産業のBCPの実効性の確保 ■商工業・観光業のBCP策定 ■その他各事業者のBCP策定支援 ■住宅の復旧 <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅供給体制の整備 ■教育環境の復旧 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■災害廃棄物の処理 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村災害廃棄物処理計画の見直し支援 ・損壊家屋等の迅速な解体・撤去対策 ■被災者の生活再建支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・災害ケースマネジメントの実施体制の構築 ・災害弔慰金等の支給に係る審査体制の整備 ■住家被害認定の体制整備 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■事前復興まちづくり計画の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸地域の事前復興計画の策定を推進 ・中山間地域の事前復興計画の策定を推進 ・市町村が実施する地籍調査事業の支援 ■住宅再建への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の早期復旧体制の整備 <p style="text-align: right;">など</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ■復旧・復興体制の整備 			
<div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">震災復興都市計画指針（手引書）</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">応急仮設住宅供給計画</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">災害公営住宅建設計画</div>		<div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">災害廃棄物処理計画Ver.2</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">災害ケースマネジメントの手引き</div>		<div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">事前復興まちづくり計画策定指針</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;">復興方針（草案）</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">復興手順書</div>

これまでの主な取組（実績）

- ① 耐震改修数 約18,300棟
 - ・国縣市町村による手厚い補助制度
 - …耐震設計：20.5万円～、耐震改修：100万円～
 - ※多数の市町村で上乗せ補助等を制度化
 - ・低コスト工法の普及
 - …平均工事費 166万円(H28) ⇒ 156万円(R5)
 - ・戸別訪問の実施等による啓発の強化
- ② 県民の家具固定の促進に向けた啓発や補助
 - ・器具費用、取付作業費に対する補助 31市町村
 - ・家具固定実施率 40.4%



高知県の耐震改修件数の推移

今後の課題

- ① 耐震化は着実に進捗しているものの、いまだに耐震化が必要な住宅は多数存在することから、取組の継続が必要
また、戸別訪問等を通じた啓発を引き続き行う
- ② 家具固定推進に向けた取組の強化

第6期行動計画の取組

【取組方針】 住宅耐震化や家具固定を地域地域で着実に推進

【主な目標】 耐震改修数 4,700棟 ※令和12年度概ね解消
県民の家具固定の実施率 60%

住宅の耐震化

必要性を訴える啓発の強化

- ◆ 全市町村での戸別訪問の実施（年間改修目標の2倍の世帯を訪問）
- ◆ 「令和6年度実施 地震・津波県民意識調査」の調査結果を基に、ターゲットをしばった効果的な内容の啓発を実施
- ◆ 起震車と家具転倒のV R映像を組み合わせた体験型の啓発を強化

低コスト工法の普及状況等を併せて周知し啓発をより効果的に

事業者参入状況を併せて周知し啓発をより効果的に

所有者負担を大幅に軽減

これまでも手厚い補助を実施

- さらに…
- ◆ 低コスト工法のさらなる普及を図る講習会の開催
 - ◆ 非木造住宅耐震化に対する補助制度の全市町村での導入

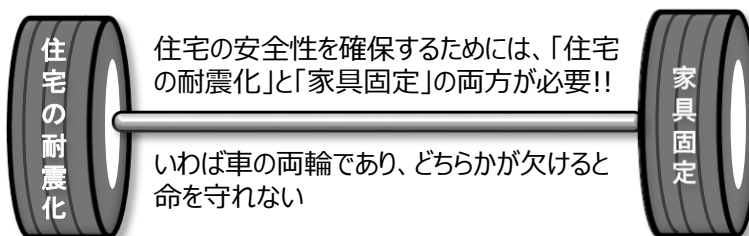
供給能力の強化

- ◆ 事業者の育成
- ◆ 地域に根ざした事業者の新規参入を促す勉強会の開催

【事業者向けの講習会】



【熊本地震での住宅被害】



【阪神・淡路大震災における被害の状況】
（提供 北淡震災記念公園）

家具固定等

費用負担を軽減

- ◆ 補助制度の充実

活用を促進

啓発や地域地域での取組の活性化

- ◆ 住宅の耐震化の戸別訪問と一体となった啓発の実施
- ◆ 起震車 + V Rの活用や様々な媒体による啓発の実施
- ◆ ホームセンターや家具店と連携し、店頭にて特設コーナーを設置
- ◆ 感震プレーカーの設置など、通電火災対策の啓発も実施



これまでの主な取組（実績）

◆津波避難空間の整備

・津波避難タワー 第5期中に9基整備（126/126基整備・100%）

◆津波災害警戒区域の「避難確保計画」策定の推進・訓練の実施

・津波避難促進施設の「避難確保計画」の作成 616/941施設（65.5%）※1

・避難確保計画に基づく訓練の実施 474/954施設（49.7%）※2

※第4期中に警戒区域（イエローゾーン）の指定・公示 沿岸19市町村で完了

◆津波避難空間・避難路の総点検を踏まえた必要な資機材等の整備

・孤立する避難場所ごとに備蓄品の整備

（水）108/354箇所整備・30.5%（トイレ）185/354箇所整備・52.2%

◆津波から迅速に避難するための『個別避難計画』の策定

・避難支援等関係者への名簿提供について優先度が高い方の同意取得率 67.2%※1

・L2津波浸水想定区域における同意取得者（優先度が高い方）の『個別避難計画』作成率 72.7%※1



〔津波災害区域のイメージ〕

（※1）R6.9.30時点

（※2）R6.3.31時点

今後の課題

- ① 実践的な避難訓練を踏まえて、更に必要となる津波避難空間の整備を推進
- ② 確実な避難に向け、イエローゾーン内の避難促進施設について、「避難確保計画」の策定と避難訓練の実施を推進
- ③ 避難後の安全性確保に向け、避難場所ごとに水・トイレの備蓄、タワーからの安全な脱出手段の整備などを促進
- ④ 要配慮者の避難対策として、『個別避難計画』の作成等を推進

第6期行動計画の取組

【取組方針】 一人ひとりが確実に避難するための課題を把握し、避難の実効性向上のための対策を実施

- 【主な目標】
- 津波避難タワー整備 5基（※想定）（131/131基・100%）
 - イエローゾーンにおける避難促進施設の「避難確保計画」策定 325施設（941/941施設・100%）
 - イエローゾーンにおける「避難確保計画」に基づく避難訓練の実施 941施設・100%
 - 孤立する避難場所への水・トイレの整備 174箇所（354/354箇所・100%）
 - 避難行動要支援者名簿のうち優先度が高い方の『個別避難計画』作成 100%

ステージ

津波避難場所・津波避難路の整備の促進

津波避難空間の整備

- ◆津波避難タワー 5基※（131/131基・100%）
- ◆定期的な避難訓練の実施により、更に必要となる避難空間の整備を検討



〔津波避難タワー〕

津波避難路の安全性の確保

- ◆住宅のブロック塀対策の支援 1,500件（4,668/5,000件・93.4%）
- ◆老朽住宅等の除却の支援 1,800件（6,544/7,600件・86.1%）
- ◆津波避難経路における液状化リスクの啓発 など

津波避難の実効性の確保

津波避難体制の整備

- ◆沿岸19市町村のイエローゾーンにおける避難促進施設（防災上の配慮を要する方が利用する施設）の指定促進
- ◆避難促進施設の「避難確保計画」の策定支援
- ◆避難行動要支援者名簿のうち優先度が高い方の『個別避難計画』作成

津波避難の実効性の確保

- ◆避難促進施設における避難訓練の実施
- ◆地域住民による避難訓練等を毎年実施（自主防災組織の活動支援）
- ◆夜間や要配慮者を対象とした実践的な訓練を支援

避難後、助かった命をつなぐため

津波避難場所の安全確保

- ◆津波避難タワーからの脱出に必要な資機材整備、救助要請手段の検討
 - ◆孤立する避難場所への水やトイレなどの備蓄、資機材整備 174箇所（354/354箇所・100%） など
- ※第4期計画において決定した備蓄品目と備蓄方針に基づき、避難場所ごとに必要な資機材を整備



命を守る

命をつなぐ

これまでの主な取組（実績）

◆臨時情報の発表時における防災対応に関する県の考え方を取りまとめ

- ・すべての県民に対し、家具の固定や備蓄物資、避難経路の確認などを呼びかけ
- ・『南海トラフ地震臨時情報』発表時における住民の事前避難の検討手引き」を策定し、市町村と共有※
※令和元年7月

◆事業者の地震対策計画の見直し

- ・事業者の地震対策計画に、臨時情報が発表された場合の対応を追加 1,530/2,386事業者・64.1% (R6)

◆臨時情報の啓発

- ・県民に臨時情報を正しく理解していただくための啓発を実施 認知率54.5% (R6)

※「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて周知するもので、想定震源域内で大規模地震や地殻変動など異常な現象が観測された場合に、気象庁から発表される。

（令和6年8月）気象庁が制度運用後、初めて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表
・県内では高齢者等避難の発令4市町村、避難所の開設20市町村（うち12市町村が自主避難者を受入）

国は、一連の対応や社会の反応等を踏まえ、中央防災会議「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」における検証を経て、改善方策をとりまとめ。（令和6年12月）

- 方策①：平時からの周知・広報の強化
- 方策②：臨時情報発表時の呼びかけの充実
- 方策③：各主体における防災対応検討の推進

今後の課題

- ① 県民が臨時情報発表時に「取るべき行動」を理解し、臨時情報を「正しく恐れる」ことが必要
- ② まだ経験していない「巨大地震警戒」に対する「事前の備え」が必要

第6期行動計画の取組

【取組方針】

県民が臨時情報の「注意」や「警戒」における取るべき行動を理解し、適切な住民避難等につなげ、「正しく恐れる」ための対策を実施する

【主な目標】

- 南海トラフ地震臨時情報「注意」、「警戒」それぞれへの理解 76%
- 「巨大地震警戒」をシナリオに盛り込んだ住民避難訓練 沿岸19市町村で実施
- 『南海トラフ地震臨時情報』発表時における住民の事前避難の検討手引き」の改訂 R7年度
- 「事前避難の検討手引き」に即した沿岸市町村のマニュアル見直し・マニュアルを基に訓練の実施 沿岸19市町村
- 事業者の地震対策計画に臨時情報が発表された場合の対応を追加 617事業者（2,147/2,386事業者・90%）

臨時情報発表時に「取るべき行動」を実践するための取組

県民一人ひとりの臨時情報に対する正しい理解

- ・南海トラフ地震に関する啓発において、「臨時情報」を重点的に啓発（啓発媒体：テレビCM・新聞広告・SNSなど）

対応の見直し

- ・国のガイドライン等の見直しを踏まえて、県の手引き等の改訂
- ・手引きの改訂を踏まえた市町村のマニュアル見直し

事業者の備えの充実

- ・事業者の地震対策計画の策定、見直しを支援

地域地域における避難訓練の実施

- ・「巨大地震警戒」をシナリオに盛り込んだ住民避難訓練の実施

空振りOK
見逃しOUT



医療救護対策

これまでの主な取組（実績）

- ①病院の災害対策の取組支援
 - ・耐震化率：80%(94/118)
 - ・自家発電機保有率：98%(116/118)
 - ・複数通信手段保有率：81% (95/118)
 - ・BCP策定率：87%(99/118)
- ②日本DMATの整備
47チーム（20病院）
- ③医療従事者搬送計画の追加など
災害時医療救護計画の改定

今後の課題

能登半島地震の教訓等を踏まえ、道路などのインフラの被災により、負傷者の後方搬送や被災地外からの支援も一定期間望めないことを考慮し、外部からの支援が受けられるまでの間、医療機関が自らの力で医療継続できる体制（水・燃料の確保、災害医療に必要な人材の確保等）が必要。

第6期行動計画の取組

【取組方針】 外部からの支援が受けられるまでの間、医療機関が自らの力で医療継続できる体制の整備及び受援体制の強化

【主な目標】 病院における水及び燃料の確保対策の整備 透析室BCP策定 16施設増（33/33・策定率100%）
県外からの医薬品の受入れ体制構築 集積所マニュアルの策定及び検証

- 病院における水及び燃料の確保対策の整備
病院ごとに、水及び燃料の確保体制整備に向けた調査を実施した上で、ハード整備に加え、ソフト整備による水及び燃料の確保策を確立
- 透析医療機関の体制の整備
被害想定、災害時の優先業務、患者への対応方法、水の確保等を盛り込んだ透析室BCPの策定支援
- 県外からの医薬品の受入れ体制構築
マニュアルの策定及び検証を行うことで、医薬品の備蓄体制や医薬品集積所の運営体制を整備するとともに、災害協定締結団体からの供給体制を確立

要配慮者対策

これまでの主な取組（実績）

- ①施設の防災対策の強化
 - ・自家発電機の整備率：88.5%（高齢）、81.5%（障害）、50.0%（児童）（R6.11時点）
 - ・通信機器の整備率：35.4%（高齢）、63.0%（障害）、8.3%（児童）（R6.11時点）
- ②福祉避難所の指定：10,734人（253施設）69.7%（R7.3末見込み）※福祉避難所想定避難者数：15,403人（R6.9時点）

今後の課題

【能登半島地震で生じた状況】

- ・ライフラインが寸断
- ・社会福祉施設で物資や資機材が不足
- ・職員も被災し、支援できる人員が不足
- ・道路の寸断等により外部支援が届きにくい 等

【明らかになった課題】

- ◆社会福祉施設の運営体制が維持できず事業の継続が困難
- ◆福祉避難所の開設が困難

第6期行動計画の取組

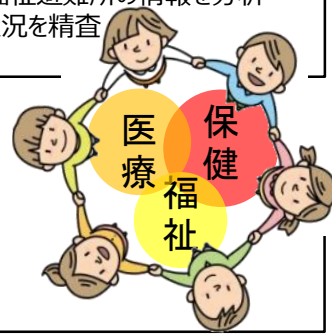
【取組方針】 能登半島地震を踏まえた要配慮者対策を着実に推進

【主な目標】 ①福祉避難所の指定：271施設 ②自家発電機及び通信機器の整備（入所施設）：100%

- 社会福祉施設の強靱化、応援受援体制づくりを促進
 - 自家発電機や通信機器などの資機材整備を支援
<補助率> 1/2（福祉避難所指定施設 2/3）
 - 施設間における相互応援協定の見直し、連携訓練の実施
 - DWA T養成を通じた災害時の福祉支援人材の育成
- 避難の在り方の検討
 - 要配慮者の避難対策について有識者による検討会の立ち上げ
 - 福祉避難所の想定避難者や福祉避難所の情報を分析
⇒福祉避難所の受入れ可能状況を精査
⇒対応策を検討

災害時における保健・医療・福祉の連携体制の強化

能登半島地震の際には、保健・医療・福祉部門の連携した活動が重要であったことから、保健・医療・福祉の各分野の連携した活動体制及び外部からの支援チームの効果的な運用方法等を検討し、災害時医療救護計画及び各種マニュアルを改定したうえで訓練と検証を重ねる。



これまでの主な取組（実績）

- ①避難所の確保 発災1週間後の避難者約21.7万人に対し、県全域では約23.3万人分（107%）を確保
市町村単位で避難所が不足する11市町村のうち、2市町において避難所不足を解消（R6）
- ②広域避難施設の確保 中央圏域において、広域避難の候補となる11施設との協定を締結（R7.3月）
- ③広域避難の実効性確保 4ブロック（安芸・中央・高幡・幡多）全てにおいて訓練を実施（R6）
- ④避難所の資機材整備 延べ37市町村の資機材整備に係る経費を支援
- ⑤県備蓄方針に基づく備蓄 飲料水78%（22市町村で完了）、食料128%（29市町村で完了）（R6）

今後の課題

- ① スフィア基準に沿って、1人当たり3.5㎡のスペースを避難所で確保することが求められている
- ② 広域避難訓練により広域避難計画の実効性を確保
- ③ 避難所の資機材整備や、専門チーム等による被災者支援の強化により、良好な避難環境を確保
- ④ 各種の受援計画に基づく訓練の実施により、様々な分野の支援・受援態勢を強化

第6期行動計画の取組

災害関連死対策

避難所の確保

避難所確保に向けた取組の推進

- ◆ 学校の施設利用（教育委員会を通じた学校管理者への働きかけ など）
- ◆ 民間施設の利用（施設所有者との利活用に係る協定 など）
- ◆ 福祉避難所18施設指定（累計271施設） など

広域避難の実効性の確保

- ◆ 圏域ごとに、広域避難候補施設の洗い出し、広域避難施設の確保 など



【取組方針】 避難所の確保の促進と避難環境の整備、支援・受援態勢の強化を図り、災害関連死者ゼロを目指す

【主な目標】

スフィア基準を満たす避難所を19,000人分増やす
避難所資機材の整備及び物資の備蓄

避難環境の整備

資機材の整備

- ◆ 感染症対策用資機材
累計39市町村支援
- ◆ 冷房・暖房機器 85%
など

物資の備蓄

- ◆ 市町村物資拠点への分散備蓄 6市町村（25/31市町村 ※分散不要3市）
- ◆ 飲料水 12市町村（34/34市町村）、食料 5市町村（34/34市町村）
- ◆ 毛布 16市町村（34/34市町村）
- ◆ トイレ 10市町村（34/34市町村）
- ◆ 段ボールベッド、簡易ベッド 5,000台
- ◆ 炊き出し用資機材 34市町村支援 など

専門チームの派遣による避難者の心のケアや健康管理、福祉的支援の強化

- ◆ DPAT（災害派遣精神医療チーム）先遣隊1チーム、高知県DPAT隊3チーム養成
- ◆ DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）訓練により受援計画の検証と見直し
- ◆ DWAT（災害派遣福祉チーム）60名養成（累計220名） など



災害関連死の防止

支援・受援態勢

支援・受援態勢の強化

- ◆ 県40計画、市町村14業務の各受援計画等に基づく
訓練等の実施による検証と見直し、実効性の向上

応急救助

物資・インフラ

医療・保健・福祉

職員派遣・ボランティア

など



これまでの主な取組（実績）

◆南海トラフ地震長期浸水対策連絡会（H26～）

【メンバー：国、県、高知市、応急救助機関】

- ① 止水・排水対策
- ② 住民避難対策
- ③ 救助・救出対策
- ④ 医療対策
- ⑤ 燃料対策
- ⑥ 衛生対策
- ⑦ 廃棄物対策

について、関係機関で進捗を確認し、連携を図るための連絡会を定期的に開催し、横断的に対策を推進。

【浸水抑制による被害軽減】

◆三重防護（R7.3月見込み）

- ・防波堤の整備（第1ライン）
延伸(南、東第2) 77% (1,200m/1,570m)
- ・粘り強い化(南、東第1、桂浜) 42% ※進捗率は延長見合
- ・海岸堤防の耐震化（第2,3ライン） 24% (約7km/約29.1km)
- ・河川堤防の耐震化（浦戸湾内） 80% (21.6km/約27.0km)

【浸水域からの安全な避難・救助】

◆広域避難施設の確保

中央圏域において11施設との協定締結（R7.3月）

◆インフラ整備等の効果を考慮した長期浸水シミュレーションの実施（R6：土木部）

【迅速な排水による早期復旧】

◆廃棄物

- ・市町村災害廃棄物処理計画の改訂（R6）
- ・市町村等廃棄物処理施設のBCP策定（R6）

今後の課題

- ① 現状では、排水完了まで1か月半から2か月強の期間を要する
- ② 長期浸水域内に約6万人が取り残される
- ③ 避難者全員の救助には非常に時間を要する
- ④ 医療機関が孤立し入院患者等の搬送が困難になる
- ⑤ 燃料供給が停止し、復旧に必要な燃料が不足する
- ⑥ 浸水の長期化により、衛生状態が悪化する
- ⑦ 大量の災害廃棄物が発生し、処理が困難になる

高知市中心部の機能停止は、県全体の復旧・復興にも影響

第6期行動計画の取組

【取組方針】「浸水抑制による被害軽減」、「浸水域からの安全な避難・救助」、「迅速な排水による早期復旧」につなげるための対策を実施する

【主な目標】

- 三重防護対策の推進
- 避難所の確保 中央圏域における広域避難施設の確保
- 県・市のオペレーション効率化による救助・救出日数の短縮 14日間→10日間

浸水抑制による被害軽減

① 止水・排水対策

◆三重防護対策の推進

- ・防波堤の整備（第1ライン）
延伸(南、東第2) 82% (1,280m/1,570m)
- ・粘り強い化(南、東第1、桂浜) 100% ※進捗率は延長見合
- ・海岸堤防の耐震化（第2,3ライン） 36% (約10km/約29.1km)
- ※潮江地区約2.7kmは令和7年度完成予定
- ・河川堤防の耐震化（浦戸湾内） 92% (24.9km/約27.0km)
- ※令和12年度完成予定

◆排水機場の耐水化 4 機場

止水・排水対策を進め、早期の復旧につなげる

止水・排水対策を進め、救助対象者の低減を図る

浸水域からの安全な避難・救助

② 住民避難対策

- ◆避難ビルへの資機材整備
トイレ、アルミシート、飲料水など
- ◆中央圏域における広域避難施設の確保
3市町村との協定締結

③ 救助・救出対策

- ◆長期浸水シミュレーションに基づき、救助・救出の実効性確保
県・市のオペレーション効率化
救助救出日数を10日間に短縮

④ 医療対策

- ◆救助・救出計画を踏まえたBCP、医療救護体制の見直し

迅速に救助を行い、早期の復旧につなげる



迅速な排水による早期復旧

⑤ 燃料対策

- ◆災害対応型給油所の現況調査
- ◆事業承継セミナーによる給油所の維持



⑥ 衛生対策

- ◆県広域火葬計画、市町村遺体対応マニュアル、火葬場BCPの改訂

⑦ 廃棄物対策

- ◆県災害廃棄物処理計画Ver.3の策定
- ◆市町村災害廃棄物処理計画の見直し

これまでの主な取組（実績）

- ◆ **復興組織体制・復興方針の事前検討**
 - ・復興組織（草案）、復興方針（草案）、復興手順書（Ver.1）を策定（R5.2） ※手順書はVer.2に改定（R6.2）
- ◆ **事前復興まちづくり**
 - ・「高知県事前復興まちづくり計画策定指針」を策定（R4）
 - ・沿岸地域市町村における事前復興まちづくり計画策定への着手 16市町村（16/19市町村）（R7.3月）
- ◆ **ライフライン**
 - ・各ライフライン事業者の活動拠点の確保（8箇所）（R6）、優先復旧する重要施設の復旧計画見直し（毎年）
 - ・応急給水計画の策定 30市町村（34/34市町村）、応急給水活動に必要な資機材整備の支援 6市町村（R5～6）
- ◆ **被災者の生活再建支援体制の整備**
 - ・「災害ケースマネジメントの実施体制に係る市町村向け手引き（Ver.1）」を策定（R6.4月）
- ◆ **早期の復興・復旧に必要な用地の確保**
 - ・応急仮設住宅の建設用地（民有地情報）の把握 590ha（R6）
 - ・災害廃棄物仮置場用地の確保 24箇所（累計・原則 仮設焼却施設設置数相当1.0ha以上/箇所）（R6）

能登半島地震の教訓から「事前の備え」の必要性を再認識

今後の課題

- ◆ 復興作業の遅れによる人口流出を防ぐためにも、市町村の「事前復興まちづくり計画」策定に更なる支援が必要
- ◆ 復旧・復興のプロセスを迅速かつ円滑に進めることが必要
- ◆ 被災者一人ひとりの被災状況や生活状況に応じた生活再建等に係る支援体制の促進が必要

第6期行動計画の取組

【取組方針】 「事前復興まちづくり計画」の策定を通じて地域の再建後の姿をあらかじめ確認するとともに、**復旧・復興作業に向けた「事前の備え」の強化・加速化を図る。**

- 【主な目標】
- 沿岸地域市町村の事前復興まちづくり計画の策定 19市町村（19/19市町村）
 - 中山間地域「事前復興まちづくり計画策定指針」の策定 R7年度
 - 中山間地域市町村の事前復興まちづくり計画の策定着手 15市町村（15/34市町村）
 - 「災害ケースマネジメント」実施計画の作成 34市町村（34/34市町村）
 - ライフライン復旧に必要な活動拠点の確保 8箇所
 - 応急仮設住宅建設用地（民有地情報）の候補地に適した土地の精査 590ha
 - 廃棄物二次仮置場候補地案の利用を想定したレイアウト案の検討 24箇所

早期の復旧・復興のためには「事前復興まちづくり計画」の策定が重要

命をつなぐ

ライフラインの早期復旧

- 〔上下水道〕
- ◆ 上下水道の耐震化の推進
 - 〔電気、ガス、通信〕
 - ◆ 道路啓開計画等を踏まえた、優先復旧すべき施設（医療施設）の復旧計画の見直し
 - ◆ ライフライン復旧に必要な活動拠点の確保

住宅の確保

- ◆ 応急仮設住宅建設用地の精査（民有地情報の整理・把握 590ha）
- ◆ 住宅復旧事業者の育成（技術講習会受講 110社）

廃棄物の処理体制

- ◆ 二次仮置場候補地案のレイアウト案の検討（24箇所：1.0ha以上/箇所）※要処理量想定308万トン
- ◆ 「災害廃棄物処理計画Ver3」の策定

生活を立ち上げる

まちづくり

- ◆ 事前復興まちづくり計画の策定支援
 - ・沿岸地域19市町村
- ◆ 中山間地域「事前復興まちづくり計画策定指針」の策定
- ◆ 事前復興まちづくり計画の策定着手を支援
 - ・中山間地域15市町村
- ◆ 地籍調査事業の支援 進捗率 62.8%（沿岸地域市町村48.9%）

くらしの再建

- ◆ 被災者の個別支援体制の構築
 - ・「災害ケースマネジメント」実施計画作成 34市町村
 - ・被災者支援メニューの整理及び公表 34市町村
- ◆ 「災害弔慰金」等の支給にかかる審査体制の整備
 - ・市町村の条例改正 34市町村
 - ・県手順書、市町村マニュアル作成 など

産業の復旧・復興

- ◆ 農・林・水産業のBCP実効性の確保に向けた見直し
- ◆ 商工業のBCP策定支援
- ◆ 観光業のBCP策定支援
- ◆ 建設業・建築業のBCP策定支援
- ◆ その他、各事業者のBCP策定や見直しに向けた支援を実施 など

これまでの主な取組（実績）

- ◆「南海トラフ地震に備えちよき」等を活用した啓発
 - ・冊子を活用した啓発の実施
- ◆防災まんがの募集と作品を活用した啓発
 - ・防災まんが選手権の実施や、受賞作品のアニメ化
- ◆様々な広報媒体を活用した啓発
 - ・TV、ラジオ、起震車、LINE等によるきめ細やかな啓発
 - ・量販店と連携した啓発の実施
- ◆動き世代を対象にした啓発の強化
 - ・これまでの取組でメインターゲットになりづらかった「働き世代」に対し、事業所等を通じた啓発を実施

【県民の防災意識（R3→R6）】

- ・津波から早期避難する意識率 [72.9%→69.7%]
- ・3日分以上の飲料水備蓄率 [36.4%→73.8%]
- ・3日分以上の食料備蓄率 [36.6%→73.1%]
- ・室内の安全対策実施率 [37.5%→40.4%]

【自主防災組織等の活動（R3→R6）】

- ・自主防災組織の組織率 [96.9%→97.3%]
- ・自主防災組織の活動率 [43%→50%]
- ・避難所運営マニュアル策定数 [1,175箇所→1,271箇所]

【南海トラフ地震臨時情報への対応（R3→R6）】

- ・事業者の対策計画の作成率 [41.6%→64.1%]
- ・県民の臨時情報認知率 [20.3%→54.5%]

今後の課題

- ① 津波からの早期避難意識率は、約70%で伸び悩み
- ② 水や食料の3日分以上の備蓄（R3:約36%→R6:約73%）
- ③ 自主防災組織のメンバーの高齢化などによる組織活動の停止・停滞（R6：活動率50%）
- ④ 臨時情報への対応の周知、計画づくり（R6：認知率約54%、対策計画作成率約64%）

第6期行動計画の取組

【取組の方針】 啓発の充実強化により、多様な主体の参画を促し、地域の防災活動の活性化を図る。個々の備えの連続性を意識した啓発により、県民一人ひとりの行動変容につなげる。

【主要な目標】 津波からの早期に避難する意識率 100% 3日分以上の水・食料備蓄率 100%
 室内の安全対策実施率 60% 臨時情報「注意」、「警戒」それぞれへの理解 76%
 自主防災組織の組織率 100% 自主防災組織の活動率 65%

南海トラフ地震への啓発

- ◆ 様々な媒体を活用し、南海トラフ地震に対する備えについて幅広い層への啓発
 - ・「南海トラフ地震に備えちよき」等の冊子を用いた啓発
 - ・テレビ、防災カレンダー等を用いた啓発
 - ・SNS（LINE、YouTube等）を活用した情報の発信
 - ・起震車を活用した啓発
 - ・防災士養成講座や自主防災組織人材育成研修の開催
- ◆ 早期避難意識率の向上に向けた新たな啓発の実施 等



県民への働きかけ
自助・共助の意識の醸成

県民の臨時情報に対する理解

- ◆ 南海トラフ地震の多様な発生ケースや臨時情報の仕組みの理解
- ◆ 事前避難対象地域の周知 等

事業者の備えの充実

- ◆ ガイドライン等を踏まえた臨時情報発表時の対応の検討
- ◆ 対策計画の見直し 等

地域の防災活動

- ◆ 女性や若年層などの多様な主体の参画
- ◆ 自主防災組織の活動の活性化
- ◆ 防災士の養成と自主防災組織との連携
- ◆ 消防学校等における防災訓練の実施、参加 等

地震の揺れから命を守る備え

- ◆ 住宅の耐震化、ブロック塀対策
- ◆ 家庭における室内安全対策 等

津波から命を守る備え

- ◆ 津波からの早期避難意識の向上
- ◆ 複数の避難路の確認 等

被災後の生活への備え

- ◆ 家庭における飲料水・食料の3日分以上の備蓄、簡易トイレの備蓄
- ◆ 自家用車や社用車に係るこまめな満タン給油の実施
- ◆ 通電火災防止のための感震ブレーカーの設置 等

これまでの主な取組（実績）

国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」などの
予算を最大限活用し、道路や港湾海岸、上下水道などの各種インフラ整備を推進

◆道路整備

- ・啓開道路や孤立が発生する橋梁の落橋対策 88% (29/33橋)
- ・緊急輸送道路の橋梁耐震対策 23% (42/184橋)
- ・法面防災対策 25% (259/1,018箇所)
- ・四国8の字ネットワーク整備率 63%

◆三重防護関連 ※再掲

- ・防波堤の整備（第1ライン）
延伸(南、東第2) 77% (1,200m/1,570m)
粘り強い化(南、東第1、桂浜) 42% ※進捗率は延長見合
- ・海岸堤防の耐震化（第2,3ライン） 24% (約7km/約29.1km)
- ・河川堤防の耐震化（浦戸湾内） 80% (21.6km/約27.0km)

◆上水道

- ・配水池の耐震化 21/22施設
- ・浄水施設の耐震化率 63%
- ・基幹管路の耐震適合率 31%

◆下水道

- ・高須浄化センターの耐震化・耐浪化 100%

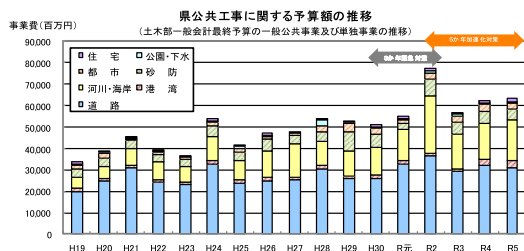
◆土砂災害等

- ・砂防施設 3箇所概成 (42/46箇所)
- ・急傾斜施設 8箇所概成 (77/93箇所)
- ・（農地）地すべり対策 3箇所概成 (50/55箇所)
- ・（山地）地すべり対策 1箇所概成 (12/17箇所)
- ・ため池の耐震化 20池完了 (61/220池)

今後の課題

◆予算の確保

- ・令和3年度（R2補正）から始まった国の「防災・減災、国土強靱化の5か年加速化対策」については、令和7年度（R6補正）で終了。
- ・整備を要する箇所は多く残っており、必要となる予算・財源を通常予算とは別枠で安定的・継続的に確保することが必要。



第6期行動計画の取組

【取組の方針】

令和7年6月に策定予定の「国土強靱化実施中期計画」に基づき、引き続き各種インフラ整備を推進

【主要な目標】

◆道路整備

- ・啓開道路や孤立が発生する橋梁の落橋対策 100% (33橋/33橋)
- ・緊急輸送道路の橋梁耐震対策 32% (72橋/228橋)
- ・法面防災対策 27% (274箇所/1,018箇所)
- ・四国8の字ネットワーク整備率 65%

◆三重防護関連 ※再掲

- ・防波堤の整備（第1ライン）
延伸(南、東第2) 82% (1,280m/1,570m)
粘り強い化(南、東第1、桂浜) 100% ※進捗率は延長見合
- ・海岸堤防の耐震化（第2,3ライン） 36% (約10km/約29.1km)
※潮江地区約2.7kmは令和7年度完成予定
- ・河川堤防の耐震化（浦戸湾内） 92% (24.9km/約27.0km)
※令和11年度完成予定

◆上水道

- ・上水道急所施設の耐震化
- ・重要施設に接続する上水道管路の耐震化

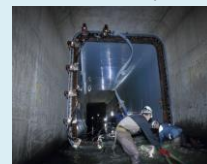
◆下水道

- ・下水道急所施設の耐震化
- ・重要施設に接続する下水道管路の耐震化

◆土砂災害等

- ・砂防施設 4箇所概成 (46/46箇所)
- ・（農地）地すべり対策 2箇所概成 (52/55箇所)
- ・ため池の耐震化 26池完了 (82/215池)
- ・急傾斜施設 16箇所概成 (93/93箇所)
- ・（山地）地すべり対策 2箇所新規着手 (12/19箇所)
- ・ダムの耐震化 1ダム着手 (1/6ダム)

※第5期中に5池廃止

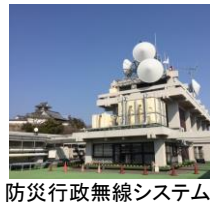


各市町村が策定した「上下水道耐震化計画」に基づき、
国が示す目標値を参考に、県の目標値を設定

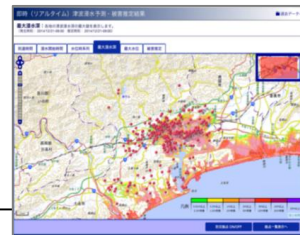
「上下水道耐震化計画」とは、能登半島地震での被害を教訓に、対策が必要となる上下水道システムの急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等について、上下水道一体で耐震化を推進するための計画。

これまでの主な取組（実績）

- ◆高知県総合防災情報システムの構築・更新（R5）
- ◆高知県防災行政無線システム（地上系・衛星系）の整備による通信システムの多重化（R3）
- ◆リアルタイム津波シミュレーションの導入（R5）
- ◆衛星通信設備（スターリンク）の整備（R6）
- ◆高所カメラ配信システムの整備（R3）
- ◆高知県防災アプリの運用（R2）
- ◆ドローンを活用した物資配送訓練の実施（R6）



防災行政無線システム



リアルタイム津波シミュレーション

今後の課題

- 大規模災害発生時の人的リソースに限られることを前提に、防災DX等のデジタル技術の活用や新技術の導入促進による災害対応業務の効率化が必要

◆防災DXの方向性◆

優良なデジタル技術の導入を促進

1. 災害時の情報共有体制の強化
2. 避難所情報のデジタル化
3. 住家被害認定調査のデジタル化



ドローンを用いた訓練

第6期行動計画の取組

【取組方針】 防災DX等のデジタル技術や新技術の導入を促進し、防災・災害対応全般の強化につなげる

- 【主な目標】
- ・高知県総合防災情報システムと国のシステムとのデータ連携の強化
 - ・被害のリアルタイム予測の高度化
 - ・防災アプリのインストール数の増進と利便性の向上
 - ・避難所情報を把握するアプリの作成及び市町村へのアプリ導入支援
 - ・住家被害認定業務の効率化に向けて被災者支援システム導入を検討

デジタル技術等の活用による防災・災害対応業務の効率化

総合防災情報システム

- ◆高知県総合防災情報システムと国の新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を接続し、被害情報や避難所等の情報を関係機関で共有することにより、災害対応業務の効率化を図る

防災アプリ

- ◆新規インストール数10,000件/年
- ◆高知県防災アプリの利便性の向上（多様な言語化や聴覚障害者など要配慮者が活用できるよう更新）



新たなアプリ

- ◆避難所におけるライフラインや要配慮者等の詳細な状況を市町村災害対策本部で情報収集ができるよう新たなアプリの開発及び市町村への導入支援

被災者支援システム

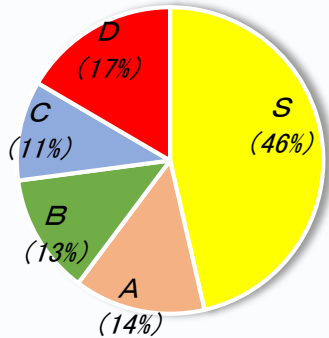
- ◆県と市町村が統一の被災者支援システムの導入を検討し、住家被害認定業務の効率化を図る。

第5期南海トラフ地震対策行動計画の総括の概要

第5期計画の総括

- ◆第5期行動計画では、第4期行動計画までの取組を土台として、「命を守る」対策に引き続き最優先に取り組みながら、助かった「命をつなぐ」対策を着実に実行するとともに、「生活を立ち上げる」対策を充実させ、幅広く展開を行った。
- ◆その結果、地震対策の1丁目1番地である住宅の耐震化率は87%から91%に向上した。また、津波避難タワーの完成が126基となり、津波避難空間整備率を100%にすることができた。
- ◆全513の取組目標のうち、半数近くの238の進捗率が100%以上(S)を達成することができた一方で、進捗率60%未満の取組が85(約17%)存在する。進捗が思わしくなかった取組は、対策の実施方法の見直しなどを行い、目標を再設定し、第6期行動計画でも引き続き進めていく。

目標に対する進捗評価



S	46%	(238/513)
A	14%	(71/513)
B	13%	(65/513)
C	11%	(54/513)
D	17%	(85/513)
合計	100%	513

※R7.1月時点の
第5期実績見込み

(内訳)

定量目標に対する進捗評価

S : 進捗率100%以上	56%	(189/335)
A : 進捗率90%以上100%未満	7%	(23/335)
B : 進捗率75%以上90%未満	10%	(35/335)
C : 進捗率60%以上75%未満	7%	(24/335)
D : 進捗率60%未満	19%	(64/335)

定性目標に対する進捗評価

よくできた	54%	(97/178)	※S・Aに按分計上
概ねできた	34%	(60/178)	※B・Cに按分計上
できなかった	12%	(21/178)	※Dに計上

第5期行動計画での減災効果と第6期の減災目標

- ◆第5期行動計画では、減災目標として想定死者数(平成25年5月公表)を約4,300人まで減らすことを目標に取り組んだが、想定死者数は、第5期開始時の約8,800人から1,000人減の約7,800人とどまった。目標に届かなかった要因は、津波早期避難意識(揺れがおさまったらすぐ逃げる意識)率が目標の100%を達成できなかったためである。
- ◆第6期では、住宅耐震化率を94%に、津波早期避難意識率を100%にすることで、想定死者数を約3,500人まで減らすことを目指す。

第5期開始時 令和4年3月 (令和2年国勢調査に基づき推計)	
想定死者数	約8,800人
[住宅耐震化率]	87%
[津波早期避難意識率]	73%
[津波避難空間整備率]	99%

減災目標 令和7年3月 (令和2年国勢調査に基づき推計)	
想定死者数	約4,300人
[住宅耐震化率]	91%
[津波早期避難意識率]	100%
[津波避難空間整備率]	100%

第5期減災効果 令和7年3月 (令和2年国勢調査に基づき推計)	
想定死者数	約7,800人
[住宅耐震化率]	91% (+4)
[津波早期避難意識率]	70% (-3)
[津波避難空間整備率]	100% (+1)

減災目標 令和10年3月 (令和2年国勢調査に基づき推計)	
想定死者数	約3,500人
[住宅耐震化率]	94%
[津波早期避難意識率]	100%
[津波避難空間整備率]	100%



つなみまん

高知県防災キャラクター
@やなせたかし

第5期南海トラフ地震対策行動計画の進捗状況（ステージごとの進捗評価）

<第5期の目標に対する進捗評価>

S : 進捗率100%以上 A : 進捗率90%以上100%未満 B : 進捗率75%以上90%未満 C : 進捗率60%以上75%未満 D : 進捗率60%未満
 ※【 】は最終目標に対する実績見込み

命を守る

住宅の耐震化の支援

第5期実績見込み

S 耐震改修数
 4,527/4,500棟(101%)
 【18,305/約23,000棟(80%)】

背景・課題

能登半島地震以降、耐震改修の申込みが急増。補正予算により対応した。

今後の方向性

引き続き、啓発活動を行うとともに、耐震化の支援のための予算確保を行う。

第6期の取組内容

(目標)
 耐震改修数 4,700棟(23,005/約23,000棟(100%))
(最終目標<達成予定年度>)
 約23,000棟※精査予定<R12>

津波避難タワーの整備

S 9/9基(100%)
 【126/126基(100%)】

第5期計画の目標を達成し、全てのタワーが完成した。

被害想定の見直し等によって、追加でタワーの整備が必要となる市町村があれば支援を検討する。

(目標)
 ・被害想定見直しに伴う追加支援(5基の追加整備を想定)
 ・津波避難タワーの維持100%
(最終目標<達成予定年度>)
 津波避難タワーの維持100%<発災まで>

ため池対策(豪雨・耐震・劣化対策)の実施

B 24/28池(86%)
 【65/220(30%)】

地元調整等に時間を要し、当初の工事期間では完成することができず、目標には届かなかった。

ため池改修工事の計画段階から、関係者に加えて、周辺住民等にも広く周知することにより、工事発注後の調整事項を軽減する。改修工事には、多くの費用と時間を要することから、応急的な防災対策として、監視システム(水位計・監視カメラ)の設置を検討する。

(目標)
 ・ため池対策の実施
 22池(82/215・38%)
 ・ため池監視システム新設
 70池(70/215・33%)
(最終目標<達成予定年度>)
 ・対策完了215池(100%)<R23>
 ・システム設置215池(100%)<R14>

農業用燃料タンクの流出防止装置の整備支援

D 240/600基(40%)
 【1,612/8,041基(20%)】

補助金により一定進捗したものの、生産者の設置費用負担がハードルになり、目標には届かなかった。

重油に起因した二次災害防止対策の重要性について啓発を推進する。また、震災対応タンクと一体的に整備する防油堤は、生産者の設置費用負担がハードルとなっていることから、農家負担の軽減など支援策の強化を検討する。

(目標)
 600基(2,212/8,041基・28%)
(最終目標<達成予定年度>)
 8,041基(100%)<—>

市町村の応急給水計画の策定

第5期実績見込み

S 26/26市町村(100%)
【34/34市町村】

背景・課題

市町村に対して、計画のひな形や参考事例の提供を行うとともに、資機材整備の財政支援を行ったことで目標を達成し、全市町村での策定が完了した。

今後の方向性

訓練等を通して実効性を確保する。

第6期の取組内容

(目標)
 ・県と全市町村による水道BCPに基づく情報伝達訓練を年1回実施
 ・実効性を持った応急給水計画の見直しの支援
(最終目標<達成予定年度>)
 ・県と全市町村による水道BCPに基づく情報伝達訓練を年1回実施<毎年>
 ・全市町村で応急給水活動に必要な資機材(タンク等)の整備完了<一>

し尿処理等の計画策定の支援

S 計画策定
24/24市町村(100%)
【34/34市町村】

市町村長に対して計画策定の必要性を説明するとともに技術的支援を行い、全市町村で策定が完了した。

道路の寸断による仮設トイレの調達の遅れや、し尿処理施設の被災など、能登半島地震における教訓を踏まえた「し尿処理計画」への見直しが必要。ブロック協議会において協議、検討を行うなど市町村の取組を支援する。

(目標)
 ・「高知県災害廃棄物処理計画Ver.3」の策定
 ・県計画Ver.3に基づく、市町村し尿処理計画の見直し
(最終目標<達成予定年度>)
 ・全市町村で計画を改訂<一>

指定避難所の収容能力の拡大

D 避難所不足の解消
2/11市町村(18%)
【2/11市町村(18%)】

各市町村が想定した1人当たりの面積では、県全体で想定する避難者数を収容できるものの、沿岸市町村において、津波浸水予測区域外に避難所の確保が難しいことから目標に全く届かなかった。

・不足解消に向けて、市町村と協議を行い、支援する。
 ・スフィア基準(3.5㎡/人)を満たすよう避難所を確保する必要がある。

(目標)
 スフィア基準による収容能力を増やす19,000人分増
(最終目標<達成予定年度>)
 全市町村で避難所を確保<R12>

災害対応型給油所の整備

D 5/24箇所(21%)
【162/206箇所(79%)】

未整備の事業所は小規模であり、事業の存続に意欲が乏しい。

残る事業所は、補助金活用の意向がないものの、災害対応型給油所の総量で、発災後に県内で3日分の燃料を上回る5日分の燃料を確保していることから、令和6年度限りで補助金を廃止する。今後は、県内のガソリンスタンド数を維持する取組を実施する。

(目標)
 ・災害対応型給油所やガソリンスタンドの稼働状況の調査(年1回)
 ・石油販売業者向け事業承継セミナーの開催(年3回)
(最終目標<達成予定年度>)
 ・災害対応型給油所の稼働状況の調査の継続(年1回)<一>
 ・セミナー開催による事業承継のニーズの把握、事業承継を希望する経営者と後継者のマッチングの推進<毎年>

事前復興まちづくり計画の推進

第5期実績見込み

B

事前復興まちづくり
計画の策定着手
沿岸地域
16/19市町村(84%)

背景・課題

沿岸地域19市町村のうち、16市町村に
おいて策定に着手した。

今後の方向性

沿岸地域の19市町村において策定が
完了するよう、引き続き支援する。
また、能登半島地震を踏まえ、土砂災
害特別警戒区域の広がる中山間地域
の市町村に拡大して、計画を策定する。

第6期の取組内容

(目標)
・沿岸地域19市町村策定完了
・中山間地域15市町村策定着手
(最終目標<達成予定年度>)
・沿岸地域19市町村策定完了<R9>
・中山間地域34市町村策定完了<R12>

災害ケースマネジメント体制の構築

S

・高知県版手引きの
作成
・被災者支援メニュー
の公表

・国の「災害ケースマネジメント実施
の手引き」や、他県の事例を参考
に県の「手引き」を作成した。
・内閣府の制度一覧等をもとに、
被災者支援メニューを公表した。

必要に応じて見直しやバージョンアップ
を行う。

(目標)
災害ケースマネジメント実施計画の作
成34市町村
(最終目標<達成予定年度>)
34市町村における災害ケースマネジメ
ント実施体制の構築<R12>

社会福祉施設のBCP策定

S

144/144施設(100%)
【144/144施設(100%)】

入所型施設については、セミナー等
により策定の支援を実施し、目標を100%
達成した。

訓練によって実効性の向上や計画の見
直しを行うよう働きかけていく。

(目標)
入所施設(高齢者、障害者、児童施設)
のBCPに基づく訓練の実施 100%
(最終目標<達成予定年度>)
実効性の高い社会福祉施設の運営体制の
確立<->

県民の防災意識向上のための情報提供・啓発

第5期実績見込み

背景・課題

今後の方向性

第6期の取組内容



津波からの
早期避難意識率
70/100%
【70/100%】

R5の調査では77%で過去最高だったものの、R6の啓発では、能登半島地震を踏まえ、住宅の耐震化等を重点的に行ったことで、津波早期避難意識率が低下した。



R5の啓発を参考に、より効果的な新たな啓発方法を実行し、早期避難意識率100%を目指して、さらなる啓発の強化に取り組む。

〔目標〕
・津波からの早期避難意識率 100%
・新たな啓発手法を3つ以上追加
〔最終目標<達成予定年度>〕
・津波からの早期避難意識率 100% <R9>
・新たな啓発手法を3つ以上追加 <R9>



南海トラフ地震
臨時情報の認知率
55/40%(138%)
【55/100%】

R6.8の臨時情報発表直後の調査だったため、認知率が大幅に向上した。



まだ経験していない、「巨大地震警戒」への対応について、啓発の強化や訓練に取り組む。

〔目標〕
臨時情報の認知率 76%
〔最終目標<達成予定年度>〕
臨時情報の認知率 100% <R12>



3日分以上の備蓄率
飲料水 73/50%(146%)
【73/100%】
食料 74/50%(148%)
【74/100%】

目標を達成した一方で、3日分以上の備蓄ができていない人の約40%が「まとまった量を購入する習慣がない」と回答している。



7日分の備蓄に向けてローリングストックのさらなる普及啓発により、3日分以上備蓄率100%を目指して啓発の強化に取り組む。

〔目標〕
3日分以上の備蓄率
飲料水 100%
食料 100%
〔最終目標<達成予定年度>〕
3日分以上の備蓄率
飲料水 100% <R9>
食料 100% <R9>

<定性目標に対する進捗評価>

よくできた : S・Aに按分

概ねできた : B・Cに按分

できなかった : D

【第5期の目標に対する進捗評価】

S : 進捗率100%以上

A : 進捗率90%以上100%未満

B : 進捗率75%以上90%未満

C : 進捗率60%以上75%未満

D : 進捗率60%未満

「命を守る」①-1揺れ対策

[]は第5期の目標に対する実績見込み 【 】は最終目標に対する実績見込み([]と同様の場合は、省略)

住宅の耐震化・ブロック塀対策

室内の安全確保対策等

第5期計画の取組

- ①住宅の耐震化の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ S
[耐震改修数 4,527/4,500棟(101%)] 【18,305/約23,000棟(80%)】
- ②住宅の耐震化啓発のための全市町村における戸別訪問の実施・・・・・・・・ S
[16,027/9,000戸(178.1%)]
- ③住宅の耐震改修に携わる事業者の育成・・・・・・・・・・・・・・・・ S
[講習会・勉強会の開催 30/30回(100%)]
- ④住宅敷地等のブロック塀対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ B
[安全対策実施数 1,133/1,500件(76%)] 【3,168/5,000件(63%)】
- ⑤市町村立小中学校のブロック塀対策（ブロック塀がある学校）・・・・ S
[183/183校(100%)]
- ⑥保育所・幼稚園等のブロック塀対策・・・・・・・・・・・・・・・・ C
[5/7施設(71%)] 【69/71施設(97%)】

- ①家庭における室内の安全対策の促進・・・・・・・・・・・・・・・・ C
[安全対策実施率 40/60%(67%)] 【40/100%】
- ②市町村立小中学校の室内安全対策改修数・・・・・・・・・・・・ D
[改修完了1/78校(1%)] 【198/265校(75%)】
- ③保育所・幼稚園等の室内安全対策（窓ガラスの飛散防止） D
[1/2施設(50%)] 【307/308施設(99%)】

評価及び今後の方向性

- ①住宅の耐震化は、第5期での目標を達成したが最終目標には達していないので、引き続き、啓発活動を行うとともに、耐震化の支援のための予算確保を行う。
- ②住宅の耐震化啓発のための全市町村における戸別訪問は、まだ耐震化されていない住宅もあることから、引き続き行う。
- ③住宅の耐震改修に携わる事業者は、耐震改修を進めるにあたり今後も必要であることから、引き続き講習会・勉強会を開催する。
- ④住宅敷地等のブロック塀対策は、一定程度進捗したものの、第5期では76%と目標には達しなかった。引き続き、啓発活動を行うとともに、支援のための予算確保を行う。
- ⑤立地条件等により直ちに危険な状態ではない箇所を除き、市町村立小中学校のブロック塀対策は完了。
- ⑥保育所・幼稚園等のブロック塀対策は、残る2施設の財政負担が課題となり、改修が進んでいない。引き続き各設置主体に対して早期実施の要請をしていく。

- ①家庭における室内の安全対策実施率は、一定進捗したが、42%と目標には達していない。テーマやターゲットを絞った方が啓発の効果があったので、工夫をしながら引き続き重点的に取り組む。
- ②学校における室内の安全対策は一定進捗したが、75%と目標には達していないので、引き続き取り組んでいく。
- ③保育所・幼稚園等の室内安全対策は、残る1施設において財政負担が課題となり、対策が進んでいない。引き続き早期対策実施を要請していく。

アドバイザー意見

- ◆住宅の耐震化について
 - ・上手くいっている事例、上手くいっていない事例を横展開し、他の自治体にも波及させていくことが重要。
 - ・手続きを代行したり、住んだまま工事ができるような部分耐震ができることも説明してあげたりしないと、残った20%の耐震化は難しい。
 - ・耐震化の促進や空き家の除却を前向きにやりたい方が増えていると聞いている。何がボトルネックになっているのか聞いた方が良い。

<定性目標に対する進捗評価>
 よくできた : S・Aに按分
 概ねできた : B・Cに按分
 できなかった : D

【第5期の目標に対する進捗評価】
S : 進捗率100%以上
A : 進捗率90%以上100%未満
B : 進捗率75%以上90%未満
C : 進捗率60%以上75%未満
D : 進捗率60%未満

「命を守る」①-2揺れ対策

[]は第5期の目標に対する実績見込み 【 】は最終目標に対する実績見込み([]と同様の場合は、省略)

公共施設等の耐震化

第5期計画の取組

評価及び今後の方向性

アドバイザー意見

①私立学校の耐震化 [0/1棟(0%)]【71/72棟(99%)]	D
②保育所・幼稚園等の耐震化 [2/2(100%)]【254/254棟(100%)]	S
③市町村有建築物の耐震化 [95/100%]	A
④病院の耐震化 [5/6病院(83%)]【94/118(80%)]	B
⑤社会福祉施設の耐震化 [2/10施設(20%)]【622/642施設(97%)]	D
⑥ため池対策(豪雨・耐震・劣化対策)の実施 [24/28池(86%)]【65/220(30%)]	B

①私立学校の耐震化(建替)を進めるため、引き続き補助金の周知を行うとともに、耐震化していない施設の使用制限についての要請等を継続する。
 ②保育所・幼稚園等の耐震化は、完了。
 ③市町村建築物の耐震化は、最終目標に対して95%と概ね目標を達成しており、第6期での完了を目指す。
 ④病院の耐震化は、財政面での負担が大きいことや、建替を検討していることなどにより、一定の進捗にとどまった。耐震化を進めるため、引き続きあらゆる機会に補助金の周知を行うこととし、医療ネットの活用や医師会の協力等、啓発の手段を検討する。
 ⑤社会福祉施設の耐震化は、財政面での負担が大きいことや、賃貸物件の建物所有者が耐震化に前向きでないため、一定の進捗にとどまった。未耐震施設に対し、第6期も引き続き個別に働きかけを行う。
 ⑥ため池対策の実施については、地元調整等に時間を要し、当初の工事期間では完成することができず、目標には届かなかったが、着実に対策は進捗している。引き続き100%を目指して、対策工事を実施していく。
 第6期では、工事の計画段階から関係者に加えて、周辺住民等にも広く周知することにより、工事発注後の調整事項を軽減する。ため池の改修工事には、多くの費用と時間を要することから、応急的な防災対策として、「ため池監視システム」の設置を検討している(ため池に水位計や監視カメラを設置)。

◆公共施設等の耐震化について
 ・公共施設の耐震化について、例えば、病院の耐震化は非常に重要だが、なぜできないのかももう少し整理する必要がある。施設の財政面で厳しいところもあるので、どこまで県で許された予算、あるいは国費でも支援ができるのか整理を進めないと、第6期も進まない。

<定性目標に対する進捗評価>
 よくできた : S・Aに按分
 概ねできた : B・Cに按分
 できなかった : D

【第5期の目標に対する進捗評価】
S : 進捗率100%以上
A : 進捗率90%以上100%未満
B : 進捗率75%以上90%未満
C : 進捗率60%以上75%未満
D : 進捗率60%未満

「命を守る」②-1津波対策

[]は第5期の目標に対する実績見込み 【 】は最終目標に対する実績見込み([]と同様の場合は、省略)

避難対策

- ①津波避難タワー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **S**
 [9/9基(100%)] 【126/126基(100%)】
- ②津波避難路における液状化対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **S**
- ③老朽住宅等の除却の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **B**
 [1,610/1,800件(89%)] 【4,744/7,600(62%)】
- ④市町村における個別避難計画の作成への支援・・・・・・・・・・ **S**
 [L2津波浸水想定区域における同意取得者（優先度が高い方）の個別避難計画作成率80/80%]
 【80/100%】

津波・浸水被害の軽減

- ①浦戸湾の三重防護
 第1ライン[60/45m(133%)] 【127/270m(47%)】・・・・・・ **S**
 第2、3ライン
 潮江地区[495/600m(83%)] 【2,330/2,720m(86%)】・・ **B**
 吸江工区 [162/350m(46%)] 【736/1,045 m(70%)】・・・・ **D**
 中の島工区 [調査設計]・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **S**
 横浜工区 [1,245/600m(208%)] 【1,245/2,763m(45%)】 **S**
- ②浦戸湾内の河川堤防の耐震化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **D**
 [2.3/5.1km(45%)] 【21.6/27.0km(80%)】
- ③浦戸湾内に流入する河川の排水機場の耐震化・・・・・・・・ **S**
 [4/4機場(100%)]
- ④地盤沈下に伴う洪水対策のための河川整備
 [都市河川の整備実施(3河川) 3/3河川 (100%)]・・・・ **S**
 [一般河川の整備実施(14河川) 14/14河川 (100%)]・・・・ **S**

第5期計画の取組

評価及び今後の方向性

アドバイザー意見

①津波避難タワーは全工事が完了し、目標を達成したが、被害想定の見直し等によって追加で整備をする市町村があれば支援を検討する。
 ②津波避難路における液状化対策は、各市町村の啓発の支援を行った。今後も取組を継続し、避難の実効性を高めていく。
 ③老朽住宅等の除却の支援は、概ね目標を達成。引き続き、補助金による支援を行う。
 ④優先度が高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成は、市町村で補助金等を活用しながら取り組んでおり、第6期中の完了を目指す。また、計画の実効性を高めるため、更新や訓練などの取組へ支援を行う。

①②③④
 浦戸湾の三重防護等については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算を活用し、着実に推進することができている。今後も予算確保が必要となるため、5か年加速化対策後においても必要な予算・財源を別枠で確保するように国に政策提言を行っていく。

◆避難対策について
 ・能登半島地震はまさに複合災害で、揺れ、液状化、土砂災害等が発生した。避難ビルや津波避難タワーなど、避難路も複数経路用意しておくことが必要。
 ・液状化の事前対策は重点施設に特化しないと難しい。マンホールの隆起や、橋では道路とのアプローチが陥没するので、車や車椅子、シルバーカーでの避難が難しいことを周知すること。
 ◆津波避難タワー等からの脱出方法について
 ・長期浸水や地盤沈下、津波火災が起これると津波避難タワーから降りられなくなる。行政だけでなく地域特性が分かっている住民自らが考えておく必要がある。

<定性目標に対する進捗評価>
 よくできた : S・Aに按分
 概ねできた : B・Cに按分
 できなかった : D

【第5期の目標に対する進捗評価】
 S : 進捗率100%以上
 A : 進捗率90%以上100%未満
 B : 進捗率75%以上90%未満
 C : 進捗率60%以上75%未満
 D : 進捗率60%未満

「命を守る」②-2津波対策

「命を守る」③火災対策

[]は第5期の目標に対する実績見込み 【 】は最終目標に対する実績見込み([]と同様の場合は、省略)

第5期計画の取組

評価及び今後の方向性

アドバイザー意見

要配慮者施設の高台移転

市街地の大規模火災等への対策

津波火災への対策

- ①社会福祉施設等の高台移転の働きかけ **D**
 [4施設移転]【4/152施設(3%)】
- ②保育所・幼稚園等の高台移転 . . . **D**
 [7/12施設(58.3%)]【32/37施設(86.5%)】

- ①重点推進地区における感震ブレーカーの配付 **D**
 ②地震火災対策に関する広報 **B**
 [イベントなどでの啓発10回]
- ③高知市の密集市街地の土地区画整理事業の整備促進への技術支援 **S**
 [中須賀地区 3.7/3.7ha(100%)]【5.2/8.1ha(64%)】
- ④津波警報発表中における消火活動体制の検討 **S・A**

- ①農業用燃料タンクの流出防止装置の整備支援 **D**
 [240/600基(40%)]【1,612/8,041基(20%)】
- ②L1津波浸水区域における農業用燃料タンクの重油流出防止装置の整備支援、転倒防止対策支援 **D**
 [48/300基(16%)]【369/1,087基(34%)】
- ③漁業用屋外燃油タンクの撤去 **S**
 [34/34基(100%)]
- ④石油・ガス施設や浦戸湾沿岸域での津波火災対策の実施 **S**

①社会福祉施設等の高台移転は、財政負担や適地の確保等が課題となっている。引き続き、対象施設への働きかけと支援を行い、津波避難困難施設を優先して高台移転を促進する。
 ②保育所・幼稚園等の高台移転は、概ね計画どおりに進捗したが、適地の確保や財政負担が課題となり移転時期が未定の施設がある。引き続き、高台移転に向けた支援を行い、子どもたちの生命の安全確保を図る。

①地震火災対策の重点推進地区に令和元年度以降、新築又は建て替えた住宅所有者等へ感震ブレーカー44個を配付予定。引き続き、第6期においても、同地区へ感震ブレーカーの配付を実施する。併せて、同補助制度未導入の市町村へ導入の働きかけを実施する。
 ②感震ブレーカー普及啓発ポスターを作成し、市町村、消防本部、家電量販店、ホームセンター等に掲示を依頼し、普及を図るとともに、各種防災イベントにおいて、感震ブレーカーデモ機で実演する等の啓発を実施した。引き続き、同様の取組を実施する。
 ③高知市の密集市街地の解消に向け、引き続き、土地区画整理事業の整備促進への技術支援を行う。
 ④津波到達前に退避することを基本とし、津波到達までに一定の時間があれば、退避する時間等を踏まえた活動可能範囲内で消火活動を実施する計画としている。

①② 農業用燃料タンクの流出防止装置の整備は、防災意識のさらなる向上と農家負担の軽減(震災対応タンクと一体的に整備する防油堤は、生産者が設置費用の一部を負担する必要がある、整備に踏み切れない生産者もいる)が必要である。今後は、重油に起因した二次災害防止対策の重要性について啓発を推進する。また、農家負担の軽減など支援策の強化を検討する。
 ③漁協が所有する漁業用屋外燃油タンクは、全ての撤去が完了した。
 ④石油・ガス施設や浦戸湾沿岸域での津波火災対策については、工事の設計が完了した。今後は、三重防護の整備に併せて護岸の高上げを行う。また、石油タンクへの緊急遮断弁設置については、タナスカ地区において完了。一方、中の島地区については、事業者に対し早期設置を働きかける。

◆感震ブレーカーの啓発について
 ・感震ブレーカーを設置すると、揺れが発生した際に停電になるので、懐中電灯や非常灯とセットで設置するよう周知することが大事。

<定性目標に対する進捗評価>
 よくできた : S・Aに按分
 概ねできた : B・Cに按分
 できなかった : D

【第5期の目標に対する進捗評価】
 S : 進捗率100%以上
 A : 進捗率90%以上100%未満
 B : 進捗率75%以上90%未満
 C : 進捗率60%以上75%未満
 D : 進捗率60%未満

「命を守る」 ◆ 県民への情報提供・啓発の促進

[]は第5期の目標に対する実績見込み 【 】は最終目標に対する実績見込み([]と同様の場合は、省略)

第5期計画の取組

①県民の防災意識向上のための情報提供・啓発	
[津波からの早期避難意識率 70/100%]	C
[3日分以上の飲料水備蓄率 73/50%(146%)] 【73/100%】	S
[3日分以上の食料備蓄率 74/50%(148%)] 【74/100%】	S
②様々な広報媒体を活用した啓発	
[LINE新規登録者数 4,126/6,000人(69%)] 【登録者数 11,482/18,000人(累計)(64%)】	C
[高知県防災アプリ新規インストール 44,949/30,000件(150%)] 【85,471/60,000件(142%)※最終目標：R6時点】	S



評価及び今後の方向性

- ①
 - ・津波からの早期避難意識率を100%にすることを旨として、より効果的な方法を検討し、さらなる啓発の強化に取り組む。
 - ・飲料水・食料の備蓄率を100%にすることを旨として、引き続き取り組む。テーマやターゲットを絞って実施した方が、効果的であったため、今後は、毎年度テーマやターゲットを絞ることにより、予算を集中投下して実施する。
- ②LINE及び防災アプリは、様々な広報媒体を用いて普及啓発を行った。
 防災アプリについては、外国語設定（英、中、台、韓、ベトナム、インドネシア、タガログ）を実装したほか、聴覚障害者に対応した機能を追加する見込みであり、さらなる利便性の向上を図る。また、今後もテレビCMやチラシの作成などにより普及啓発に取り組む。

アドバイザー意見

◆個人の備蓄について
 ・高知市内は、長期浸水により自宅避難が多くなると考えられる。物的、人的支援が遅れる可能性があるため、個人備蓄を強化する必要がある。

<定性目標に対する進捗評価>
 よくできた : S・Aに按分
 概ねできた : B・Cに按分
 できなかった : D

【第5期の目標に対する進捗評価】
 S : 進捗率100%以上
 A : 進捗率90%以上100%未満
 B : 進捗率75%以上90%未満
 C : 進捗率60%以上75%未満
 D : 進捗率60%未満

「命をつなぐ」①-1 応急活動対策

[]は第5期の目標に対する実績見込み 【 】は最終目標に対する実績見込み([]と同様の場合は、省略)

輸送対策

第5期計画の取組

①道路啓開計画のバージョンアップ[素材生産業協同組合連合会と協力協定を締結、道路啓開計画の見直し(ver.3.2)]	S・A
②緊急輸送道路の橋梁の耐震対策[33/34橋(97.1%)】【42/184橋(22.8%)】	A
③緊急輸送道路および啓開道路の法面防災対策の実施[19/15箇所(127%)】【259/1,018箇所(25%)】	S
④緊急輸送道路下にある非耐震性防火水槽の撤去[1基撤去】【1/27基(4%)】	S・A
⑤四国8の字ネットワークの整備[整備率 63/62%(101.6%)】【63/100%】	S
⑥須崎港での耐震強化岸壁の整備[0/1バース(0%)]	D
⑦防災拠点漁港での耐震強化岸壁等の整備(粘り強い構造化) [1/1港(100%)】【5/6港(83%)】	S
⑧国の物資調達・輸送調整等支援システム機能強化に伴う、県災害対策本部マニュアル等の改定及び訓練[訓練実施4回]	S・A
⑨市町村物資配送計画の策定[5/5市町村(100%)】【34/34市町村(100%)】	S
⑩物資配送訓練(県物資配送拠点から市町村物資配送拠点まで)[26/34市町村(76%)]	B

評価及び今後の方向性

①道路啓開計画をバージョンアップしたうえで、素材生産業協同組合連合会と協定を締結した。また、高知県道路啓開計画作成検討協議会において、小型重機(山積 0.28m3)の活用について了承を得るなど、計画の実効性の向上を図った。今後は、小型重機(0.28m3)を活用した道路啓開日数について、重要度の高い防災拠点から再算定を実施する。第6期はすべての防災拠点について、小型重機を活用した啓開日数の再算定を実施し、さらに実効性の向上を図る。

②③ 緊急輸送道路の耐震・防災対策は、目標を達成。最終目標の達成に向けて、引き続き実施する。

④緊急輸送道路下にある非耐震性防火水槽1基(高知市)の撤去に対する補助事業を実施した。第6期では、11基の撤去に対する補助事業の実施を予定している。

⑤四国8の字ネットワークの整備は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算を活用し、着実に推進することができている。引き続き予算確保及び関係機関との調整を実施する。また、知事や各期成同盟会による要望活動を実施する。

⑥須崎港の耐震強化岸壁の整備は、第6期での完了を目指す。

⑦防災拠点漁港での耐震強化岸壁等の整備(粘り強い構造化)は、継続して整備を行い、第6期中に残り1港の整備完了を目指す。

⑧国の物資調達・輸送調整等支援システム機能強化に伴い、マニュアル等の改定を行い訓練を実施した。今後も訓練による実効性の向上を図る。
 また、広域物資輸送拠点の代替拠点として、民間物流事業者の拠点の指定に向け調整中。第6期では、拠点指定後に物資受入配送マニュアルを作成する。

⑨市町村物資配送計画の策定は完了。今後は、訓練と見直しによる実効性の向上を図る。

⑩物資配送訓練は、今後も実効性向上のため市町村と連携し、訓練を継続して実施する。

アドバイザー意見

◆道路啓開について
 ・航路を7日間で啓開することは困難なので、ライフラインの早期復旧にも繋がる道路BCPは非常に高知県にとって重要。
 ・「生活を立ち上げる」前の「命をつなぐ」の目標が約1週間とされているが、約1週間は道路が要なので、道路啓開計画のバージョンアップはやはり大事。

◆港の機能維持について
 ・高知県にとっては、陸路が厳しいので、港が災害後の輸送において非常に重要な機能を果たす。港の機能維持について組織を超えた協議の場を設けることが必要。
 ・能登では、港が隆起したが、高知県では沈降も発生する。(耐震化をしても)港が沈降した場合の荷揚げ方法について点検が必要。

<定性目標に対する進捗評価>
 よくできた : S・Aに按分
 概ねできた : B・Cに按分
 できなかった : D

【第5期の目標に対する進捗評価】
S : 進捗率100%以上
A : 進捗率90%以上100%未満
B : 進捗率75%以上90%未満
C : 進捗率60%以上75%未満
D : 進捗率60%未満

「命をつなぐ」①-3応急活動対策

[]は第5期の目標に対する実績見込み 【 】は最終目標に対する実績見込み([]と同様の場合は、省略)

第5期計画の取組

ライフライン対策

- ①水道施設の耐震化の現状把握や被害想定を支援 **S**
- ②市町村の応急給水計画の策定 **S**
 [26/26市町村(100%)]
 【34/34市町村(100%)】
- ③配水池の耐震化の支援 **B**
 [3/4施設(80%)] 【21/22施設(95%)】

燃料確保対策

- ①県民や防災関係機関は、車両の燃料タンクの残量が半分以下になる前に、こまめな満タン給油に努める啓発を実施
 [県民のこまめな満タン給油の意識率 38/45%(84%)] 【38/100%】 **B**
- ②消防機関等での燃料備蓄施設整備[4/6施設(土佐市、高幡2、香美市)(67%)] **C**
- ③発災後の警察活動に必要な燃料確保として燃料備蓄施設の整備[0/1施設(0%)] 【1/2施設(50%)】 **D**
- ④市町村庁舎の自家発電設備整備の促進[2/3市町村(67%)] 【33/34市町村(97%)】 **C**
- ⑤病院の自家発電設備整備の促進[4/6病院(67%)] 【116/118病院(98%)】 **C**
- ⑥病院での3日以上の燃料確保【36/118病院(31%)】 **B・C**
- ⑦災害対応型給油所の整備 [5/24箇所(21%)] 【162/206箇所(79%)】 **D**
- ⑧緊急用ヘリコプター離着陸場整備の支援[6/12箇所(50%)] 【100/110箇所(91%)】 **D**
- ⑨高知県総合防災訓練においてタンクローリーによる輸送訓練を実施 **S**

評価及び今後の方向性

①水道ビジョンの施策目標の達成に向け、推進部会及び推進委員会において進捗管理を実施。重要施策7つのうち、3つが目標を達成(①B C P簡易様式等の活用や県外受援も考慮した「水道B C P」の策定、②水道施設台帳の整備及びシステム化の実施、③水道業務の受け皿となる支援組織の検討・活用)。
 ②市町村の応急給水計画は、ひな形及び策定参考事例の提供や資機材整備の財政支援を行ったことで、目標を達成した。目標達成により全市町村での策定が完了した。
 ③市町村の水道施設(配水池)の耐震化は、残る1施設の予定地で遺跡が確認され、発掘調査等により工事が遅れている。第6期で完了させる。

①こまめな満タン給油未実施の県民も多いことから、引き続き、様々な媒体(のぼり旗、電車広告、新聞広告、チラシ等)での啓発を実施する。
 ②消防機関等での燃料備蓄施設整備は一定進捗したが、管内での整備が進んでいない消防本部があることが課題。引き続き、施設整備の働きかけを行い整備を促進することで、各消防本部単位で最低1施設の整備を図る。
 ③発災後の警察活動に必要な燃料確保として燃料備蓄施設の整備は、残り1施設について整備の検討を行う。
 ④市町村庁舎の自家発電設備整備は未整備の1市町村に対して進捗状況等の確認を行っていく。
 ⑤病院の自家発電設備整備は概ね目標を達成。整備にあたって、医療機関の自己資金が必要となることが課題となっている。引き続き、全病院での整備を目指して補助事業による支援を実施する。
 ⑥病院での3日以上の燃料確保は、未確保の病院も多数あることから、引き続き、働きかけを実施する。
 ⑦災害対応型給油所の整備数は、災害時の燃料確保日数の目標としていた3日を上回る5日以上を確保できたことから、補助事業は廃止する。第6期以降は、災害対応型給油所を継続的に把握するため、稼働状況の調査及び公表を実施する。併せて、近年、人口減少による収益悪化や後継者不在により、ガソリンスタンドの廃業が増加していることから、セミナーを開催する等、事業承継を支援していく。
 ⑧緊急用ヘリコプター離着陸場の整備は、一定進捗した。能登半島地震では、各地で集落の孤立が課題となったため、引き続き、交付金による支援を実施する。
 ⑨高知県総合防災訓練において、輸送手順や連絡体制を確認した。引き続き、訓練を実施し、燃料供給体制の整備を図る。

アドバイザー意見

◆下水道対策について
 ・下水道の対策ができない場合は、連携協定によって移動式トイレなどを確保する必要がある。
 ・下水道の復旧は意外にお金も時間もかかる。公共下水を続けていくのか、合併浄化槽に変えるのか、復興まちづくりの1つのキーになると思う。
 ・下水処理施設の耐震化と津波対策はセットで考えること。

◆燃料の確保について
 ・災害時に対応可能なガソリンスタンドの情報が経済産業省などのホームページに公開されている。こういった施設を増やし、油の供給を安定的にするために整備していくことは重要。

<定性目標に対する進捗評価>
 よくできた : S・Aに按分
 概ねできた : B・Cに按分
 できなかった : D

【第5期の目標に対する進捗評価】
S : 進捗率100%以上
A : 進捗率90%以上100%未満
B : 進捗率75%以上90%未満
C : 進捗率60%以上75%未満
D : 進捗率60%未満

「命をつなぐ」①-4応急活動対策

[]は第5期の目標に対する実績見込み 【 】は最終目標に対する実績見込み([]と同様の場合は、省略)

長期浸水対策の推進

第5期計画の取組

- ①高知市の長期浸水域での迅速な救助救出対策の検討・・・・・・・・・・ **D**
- ②宿毛市の長期浸水域での迅速な救助救出対策の検討・・・・・・・・・・ **B・C**
 [連絡会開催1回]

評価及び今後の方向性

- ①県が止水排水日数を検証し、関係機関と救助救出対策の実効性向上に向けた検討を開始。今後も、救助救出対策の実効性の向上をめざし、止水排水対応など、関係機関との連携方法等を検討。
- ②宿毛市長期浸水連絡会を開催し、関係機関との情報共有を行った。

アドバイザー意見

- ◆個人の備蓄について
 - ・高知市内は、長期浸水により自宅避難が多くなると考えられる。物的、人的支援が遅れる可能性があるため、個人備蓄を強化する必要がある。【再掲】
- ◆早期の復興
 - ・高知市の長期浸水をいかに早く解消するかで復興の早さが決まる。

<定性目標に対する進捗評価>
 よくできた : S・Aに按分
 概ねできた : B・Cに按分
 できなかった : D

【第5期の目標に対する進捗評価】
S : 進捗率100%以上
A : 進捗率90%以上100%未満
B : 進捗率75%以上90%未満
C : 進捗率60%以上75%未満
D : 進捗率60%未満

「命をつなぐ」 ②-1被災者・避難所対策

[]は第5期の目標に対する実績見込み 【 】は最終目標に対する実績見込み([]と同様の場合は、省略)

避難所の確保と運営体制の充実

第5期計画の取組

①指定避難所の収容能力の拡大[避難所不足の解消 2/11市町村(18%)]	D
②地域集会所の耐震化の支援[2/2棟(100%)]【130/130棟(100%)】	S
③避難所運営マニュアル作成の支援[96/20箇所(480%)]【1,271/1,285箇所(99%)】	S
④多様な避難者に対応した避難所運営マニュアルのバージョンアップ[バージョンアップ実施避難所 75/100%]	B
⑤各地域での避難所運営訓練の実施	B
⑥避難所への資機材整備 (①通信機器、②感染症対策の衛生用品など)	①S ②S
⑦仮設トイレ供給等に係る協力協定の実効性の確保	S
⑧仮設トイレの調達・設置及びし尿処理等の計画策定の支援[計画策定 100/100%(34市町村)]	S

評価及び今後の方向性

①指定避難所の収容能力は、総数では必要数を満たしているが、市町村単位では不足している。第5期では、2市町村の不足が解消できた。引き続き、残りの市町村の不足解消に向けて支援を行うとともに、国がR6.12に改定した「避難所の取組指針」等を踏まえ、スフィア基準に沿って避難所の居住スペースを3.5㎡/人確保できるよう、さらなる避難所の確保に取り組む。

②地域集会所の耐震化は目標を達成。引き続き、補助金による支援を実施する。

③避難所運営マニュアルの作成の支援は目標を達成。引き続き、補助金による支援を実施する。

④DV予防や子ども・子育て世帯のケアを踏まえたマニュアルのバージョンアップは、一定目標を達成。発災直後の短期間しか利用を想定していない避難所についての整理が課題となっている。引き続き、市町村と連携し、多様な避難者への対応について検討を行う。

⑤避難所の運営訓練の支援を実施した。また、訓練を通じて避難所運営マニュアルの見直しを支援した。引き続き、補助金や訓練企画への参画による支援を実施する。

⑥避難所の運営体制構築のため、資機材整備の支援を実施した。引き続き、補助金による支援を実施する。

⑦仮設トイレ供給等に係る協力協定締結先と市町村との定期的な協議の場を提供し、連携強化につなげた。また、協定先から講師を招き、市町村向けの講演会を開催することで、トイレ対策の必要性の理解につながった。引き続き、連携連絡会や講演会を開催し、協定先と市町村との日頃からの連携を図るとともに、発災後における速やかな仮設トイレの調達に向け、支援要請時の手続フローや書類等を整理し、市町村し尿処理計画のバージョンアップを支援する。

⑧全市町村において「し尿処理計画」を策定完了。また、市町村向けの災害トイレ（大容量の貯留槽を有する地下埋設型仮設トイレ）見学会を開催し、トイレの事前準備の必要性に対する理解を深めた。今後は、道路の寸断による仮設トイレの調達の遅れや、し尿処理施設の被災など、能登半島地震における教訓を踏まえた「し尿処理計画」が必要となることから、ブロック協議会において協議、検討を行うなど市町村の取組を支援する。

アドバイザー意見

- ◆地域と行政のつなぎ役について
 - ・避難所等で不足しているものを、行政に伝える「つなぎ役」をやっている団体があると能登で聞いた。そういう団体と上手く連携すると、避難所の要望や困りごとに迅速に対応できる。
- ◆デジタル技術の活用について
 - ・避難所の避難者の管理ができるシステムを導入すれば、顔認証や投薬状況、健康状態管理も含めて、モニタリングできるような可能性がある。そういったシステムがあると、安否確認も含めて行政の負担が減るのでは。
- ◆公共施設等の耐震化について
 - ・避難所として使用する、あるいは外部からの支援者のヤードとして使うような重要施設については、耐震化を済ますということのみならず、考えている働きを持った場所として実際に使えるよう、ライフライン等の状況や、非構造部の耐震性も確認すること。

<定性目標に対する進捗評価>
 よくできた : S・Aに按分
 概ねできた : B・Cに按分
 できなかった : D

【第5期の目標に対する進捗評価】
S : 進捗率100%以上
A : 進捗率90%以上100%未満
B : 進捗率75%以上90%未満
C : 進捗率60%以上75%未満
D : 進捗率60%未満

「命をつなぐ」 ②-2被災者・避難所対策

[]は第5期の目標に対する実績見込み 【 】は最終目標に対する実績見込み([]と同様の場合は、省略)

福祉避難所の確保

第5期計画の取組

- ①市町村が行う福祉避難所の指定への支援 **S**
 [福祉避難所受入可能人数 10,734人/10,734人(100%)
 【10,734人/16,627(64%)】
- ②一般の避難所における要配慮者スペースの整備への支援 **S**
- ③一般避難所における要配慮者スペースの運営支援 **S**
 [避難所運営マニュアルバージョンアップ 70/60%(117%)】 【70/100%】

備蓄の促進

- ①県備蓄計画に基づいた備蓄 **S**
 [毛布 34,730/34,720枚(100%)】 【84,070/118,764枚(71%)】
 ※水、食料は第3期においてL2充足率100%を達成済み。
- ②市町村備蓄計画に基づいた備蓄の促進(L2想定) **A**
 [水 78/80%(98%)】 【78/100%】
 ※食料は第4期においてL2充足率を達成済み。

評価及び今後の方向性

- ①引き続き、各市町村の福祉避難所確保を支援していく。特に高知市において、大きく不足しており、対策を検討するため、検討会を開催するなど連携して取り組んでいく。
- ②一般の避難所における要配慮者スペースを確保するため、環境整備に係る経費を支援した(16市町村)。引き続き、補助金による支援を実施する。
- ③一般の避難所における要配慮者対応を踏まえたマニュアルのバージョンアップは、目標を達成。最終目標の達成に向け、引き続き補助金による支援を実施。

- ①毛布の備蓄は目標を達成。最終目標(L2充足率100%)に向け、引き続き備蓄を進める。
- ②市町村備蓄計画に基づいた水の備蓄は概ね目標を達成。保管場所の不足や財政負担が課題となっている。今後は、トイレ、ベッド、炊き出し用資機材等についても備蓄を促進していく。

◆個人の備蓄について
 ・高知市内は、長期浸水により自宅避難が多くなると考えられる。物的、人的支援が遅れる可能性があるため、個人備蓄を強化する必要がある。【再掲】

アドバイザー意見

<定性目標に対する進捗評価>
 よくできた : S・Aに按分
 概ねできた : B・Cに按分
 できなかった : D

【第5期の目標に対する進捗評価】
 S : 進捗率100%以上 A : 進捗率90%以上100%未満
 B : 進捗率75%以上90%未満 C : 進捗率60%以上75%未満
 D : 進捗率60%未満

「命をつなぐ」 ②-3被災者・避難所対策

「命をつなぐ」 ③-1医療救護対策

[]は第5期の目標に対する実績見込み 【 】は最終目標に対する実績見込み([]と同様の場合は、省略)

保健・衛生活動の充実

透析患者等への支援対策

第5期計画の取組

- ①高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドラインの検証と見直し・・・・・・・・・・・・・・・・ B・C
- ②健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・ S
- ③市町村災害時保健活動マニュアルの改定支援・・・・・・・・・・・・・・・・ B・C
- ④南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドラインに基づく市町村保健活動マニュアル策定の支援・・・・ B
 [28/34市町村(82%)]
- ⑤心のケア活動を実施できる人材育成[研修会 3/3回開催(100%)、参加者363/300人(121%)]・・・・・・ S
- ⑥DPAT(災害派遣精神医療チーム)先遣隊研修（国実施）への参加及び県内でのDPAT隊養成研修会の開催
 [DPAT先遣隊養成 1/1チーム(100%)]【1/2チーム(50%)】・・・・・・・・ B
 [高知県DPAT隊の養成 4/4チーム(100%)]・・・・・・ S
- ⑦ DWAT(災害派遣福祉チーム)の育成及び充実・・・・・・・・・・・・・・・・ S

- ①透析医療機関のBCP策定・・・・ S
 [6/6施設(100%)]【26/33施設(78%)】
- ②災害時の透析ネットワークの構築のためのブロック会議やコーディネーター連絡会の開催、情報伝達訓練の実施・・・・ B・C

評価及び今後の方向性

①高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドラインを改定(ver.3.1)し、災害時のマネジメント体制の強化を図る内容へと見直した。第6期では、受援体制の整備を含めた保健活動マニュアルを策定する。
 ②健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援計画を策定。今後は、保健・医療・福祉分野が協働したより実践的な訓練を行い、計画及び手引き書の検証を進め、見直しが必要な場合には内容の改定を行う。
 ③高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドライン(ver.3)を反映した市町村保健活動マニュアルの改定支援を実施(17市町村が改定)。
 ④南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドラインに基づく市町村保健活動マニュアル策定の支援は、能登半島地震を受け、改定に前向きな市町村が増加したものの、マンパワー不足等により検討が進んでいない市町村もあるため、引き続き福祉保健所による支援が必要。全市町村がマニュアルに栄養・食生活支援活動の内容を盛り込むよう、未対応の市町村への働きかけと支援を行う。
 ⑤心のケア活動を実施できる人材を育成するため、研修会を開催。引き続き、研修を実施し、職員のスキル向上を図る。
 ⑥DPAT隊の養成は、目標を達成した。引き続き、隊を組織するために必要な医師、看護師、ロジを確保するため、病院単位での受講を呼びかけていく。
 ⑦DWATは、令和6年度末時点で172名の隊員を養成しており、研修会や活動マニュアルの改訂など体制の充実を図った。また、令和6年能登半島地震において、実災害で初めての活動となった。(3/1～3/16 全4クール 11名)

①透析医療機関のBCP策定は、目標を達成。最終目標の達成に向け、引き続き未策定の医療機関に働きかけ、透析治療を継続できる体制を整える。
 ②災害時の透析ネットワークの構築のための連絡会や情報伝達訓練等を通じて、各機関の役割の再確認及び連携が強化された。また、訓練を通じて、災害透析コーディネーター、透析医療機関、保健医療調整支部・本部の情報伝達体制は整ってきた。引き続き、連絡会や情報伝達訓練を実施し、体制の強化等を行う。

アドバイザー意見

<定性目標に対する進捗評価>
 よくできた : S・Aに按分
 概ねできた : B・Cに按分
 できなかった : D

【第5期の目標に対する進捗評価】
S : 進捗率100%以上
A : 進捗率90%以上100%未満
B : 進捗率75%以上90%未満
C : 進捗率60%以上75%未満
D : 進捗率60%未満

「命をつなぐ」 ③-2 医療救護対策

[]は第5期の目標に対する実績見込み 【 】は最終目標に対する実績見込み([]と同様の場合は、省略)

前方展開型の医療救護体制の確立

第5期計画の取組

①病院の耐震化[5/6病院(83%)]【94/118(80%)]【再掲]	B
②病院の自家発電設備整備の促進[4/6病院(67%)]【116/118病院(98%)]【再掲]	C
③病院での3日分以上の燃料確保【36/118病院(31%)]【再掲]	B・C
④病院のBCP策定等を支援[32/21病院(152%)]【99/118病院(87%)] ※うち救護病院56/56病院(100%)	S
⑤日本DMATの養成[6/6チーム(100%)]	S
⑥高知DMATの養成[12/12チーム(100%)]	S
⑦医療従事者を孤立地域に搬送する仕組みづくり	S
⑧総合防災拠点・SCU(航空搬送拠点臨時医療施設)等における医療提供機能の確保・搬送機能の強化	S

評価及び今後の方向性

①病院の耐震化は、財政面での負担が大ききことや、建替を検討していることなどにより、一定の進捗にとどまった。耐震化を進めるため、引き続きあらゆる機会に補助金の周知を行うこととし、医療ネットの活用や医師会の協力等、啓発の手段を検討する。【再掲】

②病院の自家発電設備整備は概ね目標を達成。整備にあたって、医療機関の自己資金が必要となることが課題となっている。引き続き、全病院での整備を目指して補助事業による支援を実施する。【再掲】

③病院での3日分以上の燃料確保は、未確保の病院も多数あることから、引き続き働きかけを実施する。【再掲】

④病院のBCP策定は、目標を超えて達成。また、全救護病院での策定が完了した。最終目標の達成に向け、引き続き支援を実施する。

⑤⑥
 日本DMAT(累計47チーム)や高知DMAT(累計70チーム)の養成は、チーム数はまだ十分でないことから、引き続き研修の実施や受講の働きかけを行う。

⑦医療従事者を孤立地域に搬送する仕組みづくりは、医療従事者搬送計画の追加など災害時医療救護計画の改定を行った。また、医療従事者搬送計画の搬送者リストの更新を実施(登録者49名)し、今後も更新していく。

⑧総合防災拠点・SCU(航空搬送拠点臨時医療施設)等における医療提供機能の確保・搬送機能の強化のため、訓練を実施。また、SCU資機材の点検及び更新を行った。引き続き、必要な設備や災害時の運営について検討する。

アドバイザー意見

◆病院等の機能維持について
 ・事業継続するには、免震化すること。単なる耐震化では駄目。高知県内の免震化した災害拠点病院がどのくらいあるかが重要。
 ・輸血用血液の供給量は多くないので、高知県のように孤立しやすいような地域では、誰が採血をし、どこで血液製剤を作って、誰がその血液を各病院に運ぶのかなど、血液確保の検討が必要。また、薬や医療材料のサプライチェーンは脆弱なので、対策の検討が必要。

◆医療、ライフライン対策について
 ・医療について、全重点項目の中でも遅れ気味の領域であるし、普段から高知県の医療体制は高知市ですらかなり厳しい。そうすると、やはりできるだけケガ人を出さない。ましてや犠牲者を出さないということが至上命題。病院そのものの、医療、看護、福祉系の施設の耐震化や自家発電能力、上水の備蓄は必須。
 ・高知県の上水道の耐震化率は日本でも下から1番目から2番目くらいに低いので、井戸の利用や、河川・海の水を浄化して生活用水を確保し、保健衛生状況をできるだけいい形で保つということが、災害関連死の防止や、病院に行かなければならない人の数を1人でも減らす。

◆孤立地域への医療提供について
 ・高知市に医療体制が集中している一方で、中山間地域では非常に限定的な地域があるということがネック。そういった観点での医療対策というのが、現在考えていることで万全なのか、能登半島地震での孤立地域の発生、道路啓開まで時間を要するといったようなことも踏まえて方法論を考えた方が良い。
 ・孤立化したときのDMATや、限定的な災害対策本部、限定的な避難所、限定的な救護救出所の環境はどうか懸念がある。

<定性目標に対する進捗評価>
 よくできた : S・Aに按分
 概ねできた : B・Cに按分
 できなかった : D

【第5期の目標に対する進捗評価】
S : 進捗率100%以上
A : 進捗率90%以上100%未満
B : 進捗率75%以上90%未満
C : 進捗率60%以上75%未満
D : 進捗率60%未満

「命をつなぐ」 ◆ 受援態勢の整備

[]は第5期の目標に対する実績見込み 【 】は最終目標に対する実績見込み([]と同様の場合は、省略)

第5期計画の取組

① 応急救助機関など応援部隊の受援計画の検証と見直し【再掲】 [航空部隊受援計画改定、応急救助機関受援計画改定]	C
② 消防応援活動調整本部の体制強化	B・C
③ 災害時医療救護計画の検証と見直し	B・C
④ 高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドラインの検証と見直し【再掲】	B・C
⑤ 健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受援計画の策定【再掲】	S
⑥ 市町村災害時保健活動マニュアルの改定支援【再掲】	B・C
⑦ 南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドラインに基づく市町村保健活動マニュアル策定の支援【再掲】 [28/34市町村(82%)]	B
⑧ 県外等からの栄養支援チームの受入体制の整備	C
⑨ 災害ボランティアセンターの迅速な設置のため、初期行動計画ガイドラインに基づく訓練及び計画の見直し	B・C
⑩ 被災建築物応急危険度判定について市町村は受援に係る震前判定計画、県は震前支援計画を作成 [震前判定計画策定 24/24市町村(100%)] [34/34市町村(100%)]	S
⑪ 応急仮設住宅及び災害公営住宅の建設に係る受援体制の確認・維持	S

評価及び今後の方向性

- ① 訓練を通じて受援計画(航空部隊受援計画、応急救助機関受援計画)の検証を行い、受け入れ体制の迅速化のための見直しを行った。【再掲】
- ② 消防応援活動調整本部の体制強化を図るため、総合防災情報システムを活用した運営体制の検討及び調整を行った。第6期以降は、毎年度実施する緊急消防援助隊の受援実動訓練に消防応援活動調整本部として参加し、課題等を検証しながら、緊急消防援助隊受援態勢の確立・強化を図っていく。
- ③ 医療従事者搬送計画の追加など災害時医療救護計画を改定(R5.7、R6.3)。また、医療従事者搬送計画の登録者リスト(16名)の作成及び更新を行った(R5、R6)。
- ④ 高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドラインを改定(ver.3.1)し、災害時のマネジメント体制の強化を図る内容へと見直した。第6期では、受援体制の整備を含めた保健活動マニュアルを策定する。【再掲】
- ⑤ 健康危機管理支援チーム(DHEAT)の受援計画を策定。今後は、保健・医療・福祉分野が協働したより実践的な訓練を行い、計画の検証を進め、見直しが必要な場合には内容の改定を行う。【再掲】
- ⑥ 高知県南海トラフ地震時保健活動ガイドライン(ver.3)を反映した市町村保健活動マニュアルの改定支援を実施(17市町村が改定)。【再掲】
- ⑦ 南海トラフ地震時栄養・食生活支援活動ガイドラインに基づく市町村保健活動マニュアル策定の支援は、能登半島地震を受け、改定に前向きな市町村が増加したものの、マンパワー不足等により検討が進んでいない市町村もあるため、引き続き福祉保健所による支援が必要。全市町村がマニュアルに栄養・食生活支援活動の内容を盛り込むよう、未対応の市町村への働きかけと支援を行う。【再掲】
- ⑧ 県外等からの栄養支援チームの受入体制の整備は、情報伝達訓練を通じて、県内における栄養支援チームの要請・応諾手順を確認。今後も訓練を通じて定期的に手順を確認していく。
- ⑨ 県社協が行う災害ボランティアセンター運営訓練や研修等により、ボランティア体制の強化を支援した。
- ⑩ 被災建築物応急危険度判定に係る受援計画(震前判定計画)は、全市町村での策定が完了。
- ⑪ 応急仮設住宅及び災害公営住宅の建設に係る受援体制の確認・維持について、市町村担当者会で周知を行った。

アドバイザー意見

- ◆ 被害認定について
- ・ 罹災証明書を発行するための住家被害認定をいかに迅速に、公平性を担保しながら進めるかは、どの災害が起きても同じ議論になる。職員の数も足りないのに、上手くデジタル化できないか。
 - ・ 被害認定は人数が足りない。南海トラフ地震では対口支援も期待できないので、早急な被害認定をどのように行うのか検討が必要。割り切って、被災建築物応急危険度判定と住家被害認定、地震保険でチームになって一緒にやらないと人手が全く足りない。

<定性目標に対する進捗評価>
 よくできた : S・Aに按分
 概ねできた : B・Cに按分
 できなかった : D

【第5期の目標に対する進捗評価】
S : 進捗率100%以上
A : 進捗率90%以上100%未満
B : 進捗率75%以上90%未満
C : 進捗率60%以上75%未満
D : 進捗率60%未満

「生活を立ち上げる」①-1まちづくり

[]は第5期の目標に対する実績見込み 【 】は最終目標に対する実績見込み([]と同様の場合は、省略)

復興まちづくりの検討

復興組織体制の整備

第5期計画の取組

- ①事前復興まちづくり計画の策定[着手16/19市町村(84%)]【策定完了 沿岸19市町村】 **B**
- ②震災復興都市計画訓練の実施[15/15回(100%)] **S**

- ①復興組織体制案を策定 **S**
- ②復興方針案を策定 . . . **S**
- ③復興手順書の見直しを
実施(ver.2) **S**

評価及び今後の方向性

①沿岸地域市町村の事前復興まちづくり計画の策定着手は、概ね目標を達成した。計画策定に向けて支援を継続するとともに、中山間地域市町村への拡充を図る。
 ②震災復興都市計画訓練を実施し、市町村と連携した復興体制が強化され、復興への対応力が向上した。今後も引き続き訓練を実施する。

①②③
 目標どおり策定が完了した。今後、必要に応じて見直しやバージョンアップを行う。

アドバイザー意見

◆事前復興まちづくり計画について
 ・事前復興まちづくり計画は、根底に「人口減少をどうするか？」をおいて考えるべき。今の時点で人口減少対策に取り組む内容でなければ、人は戻ってこない。「場所によっては他の地域へ集約する地域もある」ことを踏まえて、どう復興していくのか市町村に方針を伝える必要がある。
 ・事前復興まちづくり計画は、各地域の特徴を踏まえて作成していると思うが、地域の文化や技術継承などを踏まえつつも、絶対に守るべき基準はどこなのか示すこと。
 ・中山間地域の事前復興まちづくり計画の策定は必須。特に孤立化するような山間地域。大規模地すべりが想定される地域などをピックアップして、モデル的にやってみては。
 ・最低限の耐震化、再生可能エネルギーと蓄電池の供給、衛星通信システムの供給を「中山間孤立対象地域パッケージ」等として準備をする必要がある。
 ・大事なものは目の前のまちづくり課題とどうやって連動させて考えるか。例えば、漁業者には漁業者の、農業者には農業者の生活の拠点があり、基幹的な生活サービスやガソリンスタンドが近くにない、バス路線が廃止されたといった課題がある。そういったものと密接にコラボレーションして考えていかないと、住民の意向に沿った実効性のある計画にならない。

<定性目標に対する進捗評価>
 よくできた : S・Aに按分
 概ねできた : B・Cに按分
 できなかった : D

【第5期の目標に対する進捗評価】
 S : 進捗率100%以上
 A : 進捗率90%以上100%未満
 B : 進捗率75%以上90%未満
 C : 進捗率60%以上75%未満
 D : 進捗率60%未満

「生活を立ち上げる」①-2まちづくり

[]は第5期の目標に対する実績見込み 【 】は最終目標に対する実績見込み([]と同様の場合は、省略)

第5期計画の取組

評価及び今後の方向性

アドバイザー意見

地籍調査

- ①地籍調査・・・・・・・・・・ S
 [60.7/60.7%(100%)
 【60.7/100%】
- ②津波浸水エリアの地籍調査 S
 [42.9/42.9%(100%)
 【42.9/100%】

①②
 地籍調査は目標を達成したものの、全体の進捗は十分に進んでいない。物価高騰などの影響により事業費当りの実績面積が減少傾向にあるが、国が示している新たな事業メニュー（ソフト事業との連携など）や新技術を活用した調査手法（リモートセンシングなど）の周知・啓蒙を行い、これまでの事業進捗ペースの維持に努める。

住宅の確保

- ①応急仮設住宅の建設用地の増・・・・・・・・ S
 [私有地情報の把握590/460ha(128%)]
- ②応急仮設住宅の建設に係る受援体制の確認・維持・・ S
- ③応急仮設住宅の実効性のある供給体制の確認・維持 S
- ④民間賃貸住宅の借上に関する協定締結団体との情報提供の仕組みや体制づくりの検討・・・・・・・・ B・C
- ⑤民間賃貸住宅の借上について市町村に制度の周知・・ B・C
- ⑥災害公営住宅の建設に係る受援体制の確認・維持・・ S

①応急仮設住宅の建設用地の増は、目標を達成した。今後は、把握した私有地周辺のライフライン状況の確認を市町村へ協力依頼し、候補地に適した土地を精査する。
 ②応急仮設住宅の建設に係る受援体制の確認・維持について、市町村担当者会で周知を行った。
 ③応急仮設住宅の供給体制の実効性向上のため、市町村を対象とした供給体制の手順を確認する訓練を実施した。引き続き訓練を実施する。
 ④民間賃貸住宅の借上に関する協定締結団体(3団体)と情報提供の仕組みや体制づくりの検討を行い、宅建連絡会で「応急仮設住宅(民間賃貸住宅)借上げ事業 業務マニュアル(案)」について周知した。
 ⑤民間賃貸住宅の借上について市町村に制度の周知を実施した。また、関係機関との連携体制と役割分担、事務フロー等の点検と見直しを実施した。
 ⑥災害公営住宅の建設に係る受援体制の確認・維持について、市町村担当者会で周知を行った。

◆仮設住宅について
 ・建設用地が確保できても、資材が取り合いになるので、できるだけ早く工法を決める必要がある。トレーラーハウス等の既製品は早く入るので、併用するののも一つの手段。
 ・建設用地確保後にどういった段取りで進めていくのか検討しては。

生活再建支援体制の整備

- ◆災害ケースマネジメント体制の構築
- ①高知県版手引きの作成・・・・・・・・・・ S S
- ②被災者支援メニューの整理・・・・・・・・・・ S S
- ◆災害弔慰金
- ③災害弔慰金の支給にかかる審査体制の整備・・・・・・・・ S

①国の「災害ケースマネジメント実施の手引き」や、他県の事例を参考に作成が完了。今後は、必要に応じて見直しやバージョンアップを行う。
 ②内閣府の制度一覧等をもとに被災者支援メニューを整理、公表した。今後は、必要に応じて見直しやバージョンアップを行う。
 ③市町村が開催する災害弔慰金等の支給に係る審査会への県の支援の方向性を決定し、市町村へ説明を行った。第6期では、全市町村で災害弔慰金等支給審査会設置規定を条例に位置付けることを目標に、市町村への働きかけを行う。また、審査会開催に係る事務マニュアルの作成や研修会を開催し、災害弔慰金の円滑な支給に向け、審査会の実施体制を整備する。

◆災害ケースマネジメントについて
 ・災害ケースマネジメントをする際に、住宅の被害状況といった情報を含んだ被災者台帳を作るが、その情報を関係者間でいかにして共有しながら対応していくのが重要。
 ・災害ケースマネジメントが可能となるデータシステムの構築が必要。
 ・NPOなどの支援者に対してどのような情報を出すのか出さないのか、個人情報の観点から情報の連結、共有の方法をしっかりと決めておく必要がある。

＜定性目標に対する進捗評価＞
 よくできた : S・Aに按分
 概ねできた : B・Cに按分
 できなかった : D

【第5期の目標に対する進捗評価】
S : 進捗率100%以上
A : 進捗率90%以上100%未満
B : 進捗率75%以上90%未満
C : 進捗率60%以上75%未満
D : 進捗率60%未満

「生活を立ち上げる」②くらしの再建

[]は第5期の目標に対する実績見込み 【 】は最終目標に対する実績見込み([]と同様の場合は、省略)

災害廃棄物の処理

社会福祉施設のBCP策定

教育環境の復旧

第5期計画の取組

- ①災害廃棄物仮置場用地の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **S**
 [二次仮置場候補地案の決定 24/20箇所(120%)]
- ②関係団体と災害廃棄物処理等に係る協力協定の締結・・・・・・・・・・ **S**
 [1団体]
- ③市町村災害廃棄物計画のバージョンアップの支援
 [市町村災害廃棄物処理計画改定 34/34市町村(100%)]・・・・・・・・・・ **S**
 [市町村等廃棄物処理施設のBCP策定 24/24施設(100%)]・・・・・・・・・・ **S**

- ①社会福祉施設のBCP策定・・・・・・・・・・ **S**
 [144/144施設(100%)]

- ①公立学校での広域での対応や学習機会の確保を含めた学校再開計画の策定・検討 **B・C**
- ②私立学校における学校再開計画の策定に向けた検討・・・・・・・・・・・・・・・・ **B・C**

評価及び今後の方向性

①二次仮置場候補地案の決定は、目標を達成。今後は、決定した候補地案について、土地の利用状況の変化や被災状況などにより仮置場として使用できない場合も想定し、引き続き土地管理者等との定期的な協議を実施するとともに、民有地も含めた掘り起こしを継続して実施する。また、市町村とのブロック協議会及び幹事会を開催し、発災後に二次仮置場として使用する際の手続フローの整理や、廃棄物処理法上必要となる書類、業務委託に係る書類のひな形等を作成する。

②災害廃棄物の処理に向けて関係団体と協力協定を締結（1団体）し、連携連絡会や被災家屋等の公費解体に関する研修会を開催。引き続き、協定先と市町村との連携を図り、市町村が各協定先に支援を要請する際の手続フローや書類等について整理する。

③市町村災害廃棄物処理計画は、全市町村で改定され、新たに追加が必要な項目（し尿処理計画など）が整理された。また、市町村等が設置する全ての廃棄物処理施設においてBCPが策定され、発災時の処理体制における課題などが整理された。今後、能登半島地震における課題やその他の災害廃棄物処理事例等を踏まえて、必要に応じた広域処理方針を検討するとともに、災害廃棄物処理計画及びBCP相互の情報共有を行い、計画の実効性を高める取組を支援する。

①全ての入所型社会福祉施設でBCPの策定が完了した。今後は、訓練によって実効性の向上や計画の見直しを行うよう働きかけていく。

①県立学校においては、学校再開計画を策定済（能登半島地震や豊後水道地震を踏まえた視点でR6に一部更新）。

- ・県教委事務局において、石川県等の大規模地震被災地における対応の情報を反映した、新たな学校再開計画の「ひな形」をR6末までに作成。
- ・第6期においては、新たな「ひな形」をもとに、各県立学校の学校再開計画を改訂。
- ・市町村に対しても「ひな形」等の情報提供を行い、全ての学校において学校再開計画が策定されるよう取り組む。

②全ての私立学校において、学校再開計画の必要性を認識し、学校再開方法の検討をスタート。第6期では、全ての学校において、学校再開計画が策定されるよう取り組む。

アドバイザー意見

◆教育の再開について

- ・教育の場というのも重要で、教育が継続できるところを見せおかないと、家族ごと県外に行ってしまう。

<定性目標に対する進捗評価>
 よくできた : S・Aに按分
 概ねできた : B・Cに按分
 できなかった : D

【第5期の目標に対する進捗評価】
S : 進捗率100%以上
A : 進捗率90%以上100%未満
B : 進捗率75%以上90%未満
C : 進捗率60%以上75%未満
D : 進捗率60%未満

「生活を立ち上げる」 ③産業の復旧・復興

[]は第5期の目標に対する実績見込み 【 】は最終目標に対する実績見込み([]と同様の場合は、省略)

第5期計画の取組

評価及び今後の方向性

アドバイザー意見

	農業の復旧・復興	林業の復旧・復興	水産業の復旧・復興	商工業の復旧・復興	観光業の復旧・復興
	①JAグループにおける事業継続計画（BCP）の情報共有、必要に応じた見直し等への支援・・・ B・C ②災害発生時における家畜の飼育環境の維持・・・ S	①木材加工業界の産業復興計画の実効性の確保・・・ B・C	①水産業BCPの見直し支援・・・ B・C ②流通拠点漁港を中心とする漁業地域BCPの策定・・・ B・C	①商工業者(従業員50名以上)のBCP策定支援・・・ B [83.1/100%(196/236事業者)] ②商工業者(従業員49名以下)のBCP策定支援・・・ B [31.9/37%(90/282事業者)] [37/100%] ③商工会、商工会議所の代替施設の決定・・・ B・C [2/2商工会(100%)、2/4商工会議所(50%)]	①旅館・ホテル(従業員10名以上49名以下)のBCP策定・・・ A [44/45事業所(98%)]
	①県内全4JA（JA高知県、JA高知市、JA土佐くろしお、JA馬路村）のBCP策定が完了。感染症対策を含むBCPの見直しを随時対応する必要があるため、引き続き支援に努める。 ②畜産農家、飼料販売業者に対して大規模災害発生時の対策に関するアンケート調査を実施。貯水と非常用電源の確保が課題と判明したため、貯水タンク、揚水ポンプ、非常用電源の購入及び設置に係る補助金の新設を行い、農家を支援する。	①高知県木材協会のBCPを更新。今後も最新情報や情勢を反映したBCPの更新を支援し、計画の実効性を確保する。また、木材加工業界の速やかな復旧に向けた住宅の確保に必要な木材の供給体制をいち早く整えるための支援を行う。	①BCPの点検を実施（清水など24漁協・支所・本所）。引き続き再点検を行い、BCPの実効性の向上を図る。 ②流通拠点漁港3港（田ノ浦、清水、佐賀）で訓練・BCPの点検を実施。防災拠点漁港の製氷施設の被害想定調査（R6、L1想定）の結果を踏まえ、被災後に水揚・出荷が早期に再開できるよう、氷の供給体制の事前構築を図る。	①② 商工業者(従業員50名以上)のBCP策定は、概ね目標を達成したが、小規模な事業者の策定率の向上が課題となっている。商工会・商工会議所をはじめとする支援機関との連携を強化し、特に小規模な事業者の計画策定を後押しする。 ③代替施設が決定していなかった6団体（2商工会、4商工会議所）の内、4団体は代替施設が決定。残り2団体について、市を含めた意見交換会等を通じて、被災時の商工会議所の役割を認識してもらうことにより、代替施設の決定を目指す。	①旅館・ホテル(従業員10名以上49名以下)のBCP策定は、概ね目標を達成した。また、簡易版を用いたBCPの策定講座の開催及び手順のHP公開を行い、個別伴走支援に頼らない形での策定に向けた環境整備を行った。今後は、簡易版BCPを用いた策定に係る相談窓口を設置し、引き続き、周知・啓発に努める。

◆産業の復旧・復興について

- ・基幹産業の復興が、人口流出を防ぐ。
- ・高知県では、防災・減災の様々な商品があるので、そういうものをしっかり産業化させることも重要。また、被災後はどうしても販路が厳しくなるので、それをどういふようにカバーするかもポイントになる。
- ・農業の場合、浸水区域については除塩に時間を要する。そのときの雇用や仕事の確保の代替手段として、例えば、観光業が1つの要になると思う。一定の期間、観光分野で仕事をし、その間に除塩をするような、各産業が一時的にタッグを組んで横串で対応していく。
- ・被災しても別の仕事ができると、観光業に限らず、商業、運輸業、福祉産業、医療産業などの県内の産業が一丸となって対応すれば、人口流出を食い止めることができる。

アドバイザー意見（その他）

「命を守る」

◆非住家の耐震化について

- ・能登半島地震では、住家被害に比べて非住家（空き家）被害の方が多い。耐震化には空き家が含まれていない。能登半島地震を受けて、抜本的に見直しが必要。

◆液状化対策について

- ・揺れでブロック塀が倒壊した後にマンホールが浮き上がったたり、土が吹き出したりするので、複合的に対応せざるを得ないということがあるので、街区全体の対策のメニュー出しや、やり方論をピックアップしたら良い。液状化の場合、施設が傾いたり、道路が傾いたりして直すのにすごく時間かかる。有識者と議論をしつつ、1つ、2つモデル地域を作った方が良いと思う。

◆南海トラフ地震臨時情報について

- ・住民啓発で非常に大きな課題になってきた。地域によって判断が異なるので、周知が難しい。住民の目線からすると、ここがやっていないのなら何でこんなことをやるのかと、ネガティブな話にも繋がってくる可能性があるため、丁寧な説明が必要。
- ・臨時情報発表時の対応について、各自治体で見直すこと。「巨大地震注意」の場合は、冷静な対応が求められる。「巨大地震警戒」の場合は、1週間程度の避難が必要。マニュアルを作成していないと判断が迷う。
- ・半割れ地震が発生した場合、一定の被害があるなかで後発地震に備えないといけない。その点も含めて対応を検討しておく必要がある。
- ・南海トラフ地震は時間が経てば経つほど切迫度が高まってきて、瞬間的に少し高くなったというのが8月の臨時情報（巨大地震注意）。毎日、上りエスカレーターを上っているような状態だが、発生リスクが減ったと思っている人が結構いた。周知の仕方が大事。
- ・避難対象地域の啓発を再度行うこと。

◆地域の人材育成について

- ・行政ですべてできるわけではないので、地域で色々なことに対応できる人材育成が一番重要。自主防という意味ではなく、産業や観光業など色々なものがあるが、リーダーシップを取れる方が、復旧・復興、あるいは避難の先頭を切るというようなことも含め、人材育成が大事。

◆防災士の養成について

- ・防災士は一定数養成できている。肝心なのは、活動してもらえるかどうか。防災士の実践フィードバック講座など。単に話を聞くだけではなく、実践的な夜間訓練や、キャンプをするなど、何か仕掛けが必要。

「命をつなぐ」

◆災害関連死対策について

- ・避難（広域避難含む）の状況や、福祉施設や病院の被災状況によって災害関連死者数が大きく変わる。状況が悪い場合を想定して、対策をしておくが良い。
- ・DMATについては、高知県の場合、外部からの現地入りには時間がかかると思われる。外部からの派遣をできるだけ早く受け入れられるよう、検討が必要。
- ・災害関連死者のほとんどが後期高齢者。被災し、肉体的・精神的に傷付くと、平均余命が短くなる。被災して平均余命が短くなることを考えると、被災しないことが一番重要。
- ・避難所の環境を良くすることや、医療体制を整えただけでは災害関連死を防げない。自助と共助がとても大事。地震については、事前の対策がとても大事だと後期高齢者に伝え、少なくとも家の全壊に繋がるような古い木造住宅は耐震診断、耐震補強をするように県で働きかけること。

◆孤立対策について

- ・量が少ないものはドローンで空から提供できるが、量が多い物については陸揚げできるよう、海からの輸送が重要になるので、検討しておく必要がある。薬など本当に不可欠なものをどう手に入れるかがポイント。
- ・最低限の耐震化、再生可能エネルギーと蓄電池の供給、衛星通信システムの供給を「中山間孤立対象地域パッケージ」等として、高知県として準備をする。孤立が想定される中山間地域は、外部からの支援がなくても自活できるようにしておく。
- ・孤立しても1～2週間程度自活できる地域づくりを考える方が良い。
- ・高知県の地理的な特性は、前面海と後背地山によって隔られていること。ストックの強化などを通じて、少なくとも1週間は、もしかすると2週間、エネルギー的に、あるいは交通的に高知県が外部と完全に閉ざされたとしても、何とかする自立力を県も各市町村も各集落も持つべき。

「生活を立ち上げる」

◆中山間地域の活用について

- ・沿岸部は復旧・復興で手一杯になると思うので、中山間地域で働ける場所をつくって、人口流出を食い止めることが大事。

高知県南海トラフ地震対策行動計画
(第6期 令和7年度～令和9年度)
令和7年3月

高知県南海トラフ地震対策推進本部
(事務局 高知県危機管理部 南海トラフ地震対策課)
〒780-8570 高知県高知市丸ノ内一丁目2番20号
電話 088-823-9798 FAX 088-823-9253